

## 子どもへの体罰・暴力の禁止と

### 安全な養育への権利保障に関する実証的研究

—代替的家庭環境に育つ子どものための『子どもの権利ノート』  
理論の構築を求めて—

中川 友生

## 目 次

序 章 子どもへの体罰・暴力禁止と安全な養育への権利に関する研究の方向性	10
第1節 本研究の目的と意義	10
1. 研究の目的	10
2. 研究の意義	10
1) 本研究の今日的意義	10
(1) 子どもに向けられた暴力の問題	10
(2) 子どもへの暴力全面禁止への国際的取組み	11
(3) 家庭、代替的家庭における暴力禁止への焦点化	12
第2節 研究の方法	13
1. 子どもに向けられた体罰・暴力に関する定義	13
1) 児童虐待とは	13
2) 体罰およびそれに類するもの	13
3) マルトリートメントとは	14
4) 子どもの権利条約による子どもへの暴力の定義	14
2. 子どもに向けられた体罰・暴力の現状に関する実証的研究	15
1) 実証的研究から出発する必要性	15
2) 本研究で実施した実証的調査研究とその意義	16
(1) 若者を対象とした家庭における体罰等に関する実態・意識調査	16
(2) 里子への暴力に関する実態・意識調査	16
(3) 里親の「子どもの権利」に関する意識についての質問紙調査	17
(4) 里親による子どもの権利侵害に関する実態・意識についてのインタビュー調査	17
(5) 里親家庭で生活する子ども向けの子どもの権利ノートの検討	17
(6) 本研究における各調査の意義	17
第3節 本論文の構成	18

第I部 子どもに向けられた体罰・暴力の現状把握のための実証的考察 —子どもの視点から	21
第1章 一般家庭における子どもに向けられた体罰・暴力の現状把握のための実証的 考察	21
はじめに—2つの体罰意識実態調査	21
第1節 調査のねらいと手法	22
1. 調査のねらい	22
2. 主な質問項目	22
3. 調査の手法	23
第2節 調査結果の特徴	23
1. 若者を対象とした家庭における体罰等の意識を軸とした調査結果にみられる特徴	23
1) 回答者の属性	23
2) 子ども期の暮らしぶり、安全感、愛情感について	25
3) 子ども期に養育者から体罰等をうけた頻度	26
4) 子育てにおける体罰等についての若者の意識	26
5) 子ども期に体罰等をうけた経験と性別について	27
6) 子ども期に体罰等をうけた経験と体罰等の容認意識	27
7) 体罰等の経験と子ども期の貧困感、愛情感、安全感について	28
2. 若者を対象とした家庭における体罰等の実態を軸とした調査結果にみられる特徴	31
1) 回答者の属性	31
2) 子ども期に養育者からうけた体罰等の実態	32
3) 子ども期に体罰等をうけたという意識と実際にうけた体罰等とのズレ	33
4) 子ども期に養育者から体罰等をうけた際の感情	35
5) しつけのためであっても子どもが許されないとする体罰等の形態	36
6) 子ども期に体罰等をうけた際の感情と体罰容認の意識	37
7) 将来の子育てにおいて体罰等を行わせることについての若者の意識	38
3. 相談する意識と実態を中心とした調査結果の特徴—子どもは相談しているのか、誰 に相談するのか	40
1) 回答者の属性	40
2) 子どもは家庭における体罰等について相談しているか	40

3) 子どもは、家庭における体罰等について誰に相談しているのか	41
4) 相談することによる安全感、相談しないことによる安全感—相談のリスクの問題	41
<b>第3節 考察 —調査から見えてきたもの</b>	43
1. 子ども期における家庭での養育者からの暴力の実態	43
1) 若者が子ども期にうけた養育者からの暴力の形態	43
2) 子ども期に養育者からうけた体罰等に対する子どもの感情	44
2. 養育者からの体罰等に関する子どもの意識	44
1) 養育する側（おとな）と養育される側（子ども）の体罰等の暴力行為に関する意識の特徴	44
2) 子育てにおいて若者に容認されやすい子どもへの暴力行為	46
3. 子どもが養育者からの体罰等について誰にも相談しない現状	47
1) 子どもが誰にも相談しない理由とその背景	47
2) 子どもの安心して相談する権利を保障する支援システムを求めて	49
<b>第2章 里親家庭における子どもに向けられた暴力の現状把握のための実証的考察</b>	52
<b>第1節 里親家庭で生活する子どもへの体罰等に関するインタビュー調査</b>	52
1. 調査のねらい	52
2. 調査の手法	52
3. 調査結果の特徴	54
1) 里親家庭の養育の特性	54
2) 里親からの体罰等の形態と体罰等をうけた際の里子の感情と行動	54
3) 里子の「子育てにおける体罰行使」の容認意識	57
4) 里子の悩みの相談・支援の仕組みが機能しづらい	58
5) 里子が家庭で安全に成長するために必要と考えること	58
4. 考察	59
1) 里子は、いかなる目的の体罰であれ体罰によって傷つき否定的感情を持つこと	59
2) 里子の悩みが相談・救済支援の仕組みにつながりにくいこと	62
5. 調査から見えてきたこと—代替的家庭養育における子どもへの暴力	63

第2節 里親の体罰等および子どもの権利に関する意識・実態についての質問紙調査	・ ・ ・ ・ ・ 64
1. 里親の子どもの権利条約の認知状況を調査する理由	・ ・ ・ ・ ・ 64
2. 調査A：2015(平成27)年に実施した里親の子どもの権利に関する意識調査	・ ・ ・ ・ ・ 65
1) 調査のねらいと手法	・ ・ ・ ・ ・ 65
2) 調査結果と考察	・ ・ ・ ・ ・ 66
(1) 子どもの権利条約の認知状況	・ ・ ・ ・ ・ 66
(2) 子どもの権利条約の学習経験	・ ・ ・ ・ ・ 67
(3) 里親の養育における子どもの権利の意識	・ ・ ・ ・ ・ 67
(4) 里親が大切だと思う子どもの権利	・ ・ ・ ・ ・ 68
(5) 子どもの権利条約の内容の認知と養育における子どもの権利の意識	・ ・ ・ 69
(6) 子どもの権利条約の広報について	・ ・ ・ ・ ・ 70
3. 調査B：2017(平成29)年から2018(平成30)年に実施した里親の子どもの権利に関する意識調査	・ ・ ・ ・ ・ 71
1) 調査のねらいと手法	・ ・ ・ ・ ・ 71
2) 調査結果と考察	・ ・ ・ ・ ・ 72
第3節 里親の子どもの権利侵害に関する実態・意識についてのインタビュー調査	・ ・ 74
1. 調査のねらい	・ ・ ・ ・ ・ 74
2. 調査の手法	・ ・ ・ ・ ・ 75
3. 調査結果と考察	・ ・ ・ ・ ・ 78
1) 子どもの権利に関する意識と行動の特徴	・ ・ ・ ・ ・ 78
2) 子どもの権利に関する意識と子どもの権利を擁護する行動の特徴	・ ・ ・ ・ ・ 78
3) 意識されているが擁護されにくい子どもの権利についての考察	・ ・ ・ ・ ・ 79
(1) 虐待・放任からの保護に関する里親の意識と行動	・ ・ ・ ・ ・ 79
①虐待・放任からの保護は子どもの権利であるという認識の浸透	・ ・ ・ ・ ・ 79
②しつけのための暴力が必要という意識で行われる虐待行動	・ ・ ・ ・ ・ 80
③暴力の認識不足から行われる虐待行動	・ ・ ・ ・ ・ 82
④不適切だと理解しながら養育に暴力が用いられる意識と行動	・ ・ ・ ・ ・ 83
⑤子どもの権利擁護の意識はないが、非暴力の養育が行われるケース	・ ・ ・ ・ ・ 84
⑥理解しているが擁護できないことを悩み、里親の支援を求めるケース	・ ・ ・ ・ ・ 85
(2) プライバシーの保護	・ ・ ・ ・ ・ 87
①プライバシーの保護が子どもの権利であるという認識の浸透	・ ・ ・ ・ ・ 87
②まったく正当化されえない、プライバシーの権利侵害とは区別すべき子どもの権利擁護の結果	・ ・ ・ ・ ・ 88

③ プライバシーの保護は年齢とともに必要になってくるという意識	89
④ 里子であることを周囲に公表する行動とプライバシーの保護の利害相反関係	90
⑤ プライバシーの保護の権利が意識されているのに擁護されにくい構図	92
<b>第4節 考察—里親の子どもへの体罰等に関する実態・意識から見えてくるもの</b>	93
1. 子どもの権利条約の認知状況について	93
1) 里親の子どもの権利条約の認知状況	93
2) 里親が大切だと考える子どもの意見表明権	94
2. 意識されるが擁護されにくい子どもの権利である虐待・放任からの保護とプライバシーの保護	95
1) 虐待・放任からの保護の権利	95
2) 相反する権利を擁護・侵害することについて	97
<b>第Ⅱ部 子どもの安全な養育への権利の保障と代替的家庭養育の展望</b>	99
<b>第3章 子どもの安全な養育への権利の保障と体罰禁止法制の形成</b>	99
<b>第1節 安全な養育への権利の必要性</b>	99
1. なぜ安全な養育への権利なのか	99
2. 日本における子どもへの体罰・虐待の現状	101
3. 体罰・虐待に関する国内法の現状と課題	102
1) 学校教育法での体罰禁止規定とその課題	102
2) 日本社会における体罰容認世論の問題	103
<b>第2節 子どもへの暴力全面禁止の国際的な取組みと安全な養育への権利の理念形成</b>	104
1. 子どもへの暴力禁止と安全な養育への権利の保障への国際的潮流	104
2. 国際的な子どもの人権擁護組織による安全な養育への権利のための取組み	108
3. 体罰全面禁止国の法論理からみる安全な養育への権利の理念形成	108
4. スウェーデンの体罰禁止法にみる安全な養育への権利の理念形成	114
1) 世界初の体罰全面禁止国	114
2) 体罰全面禁止への歩み	115
3) 親子法改正後の子どもへの暴力防止の普及啓発活動	115
4) 体罰全面禁止の社会的効果	116

5. 子どもの権利条約法制からの安全な養育への権利の理念形成	116
1) 子どもの権利条約3条、18条、19条の複合的解釈	116
2) 国連子どもの権利委員会一般的意見からの解釈	117
<b>第3節 子ども虐待・児童福祉政策の転換 一親の体罰禁止法制化をふまえて</b>	118
1. 家庭における体罰・虐待禁止に関する国内法の展開—親の体罰禁止法制化	118
1) 家庭における体罰・虐待禁止に関する国内法の展開	118
2) 子ども虐待死事件により加速した親の体罰禁止の法制化	119
3) 子ども虐待、子どもへの暴力防止をめぐる法改正の課題	121
(1) 心理的暴力の規制法の形成にむけて	121
(2) 児童相談所業務などに関する法改正の課題	123
2. 体罰・虐待の禁止と親の懲戒権の課題	123
3. 児童福祉政策の転換と体罰規制の問題	125
<b>第4節 安全な養育への権利と養育法、子育て実践の展開</b>	125
1. 子どもの安全な養育への権利の源流—その歴史的、社会的背景	126
1) 小児科医らの先駆的な活動	126
2) 子ども支援NPOや市民活動家の取り組み	126
3) 賀川豊彦の子どもの権利	127
2. ポジティブ・ディシプリンの取り組み	127
3.ペアレント・プログラム、ペアレント・トレーニングなどの開発	128
<b>第5節 子どもの安全な養育への権利を保障するための公的な子どもの権利擁護機関</b>	129
<b>第4章 代替的家庭養育における安全な養育への権利の保障</b>	133
<b>第1節 社会的養護と代替的家庭養育の制度の展開</b>	133
1. 社会的養護と代替的家庭養育の現状	133
1) 社会的養護の定義と基本理念	133
2) 家庭養護、施設養護の現状	133
3) 施設養護から家庭養護へ	135
4) 家庭養護の対象児童数の現状	135
5) 社会的養護に育つ子どもの虐待経験と障害の状況	136
2. 子どもの権利としての代替的家庭養育	138
3. 日本の里親制度の将来像と課題	138

第2節 代替的家庭養育と子どもへの暴力	139
1. 日本における社会的養護下の暴力・権利侵害	139
2. 海外における社会的養護下の暴力・権利侵害	141
第3節 里親家庭の現状と体罰問題—施設養護からの転換期に際して	141
1. 里親制度における子どもへの虐待の影響	141
2. 虐待経験をもつ子どもの治療と家庭養護	142
第4節 代替的家庭環境に育つ子どもの安全な養育への権利の保障	143
1. 代替的家庭環境における安全な養育への国際的要請	143
2. 代替的養育家庭における安全な養育にむけた養育法の開拓	143
1) 代替的家庭環境における安全な養育法の萌芽	143
2) 代替的家庭環境の養育者を対象とした安全な養育の実践	144
(1) 子どもの権利を基盤とした養育法の開拓	144
(2) 里親研修における安全な養育の保障	145
(3) 里親支援専門相談員制度	146
3. 代替的養育環境における安全な養育への権利保障と子ども支援	146
1) 子どもへの暴力問題を解決する子どもの主体的な力を育む取組み	147
(1) CAPの活動	147
(2) 社会的養護のもとで育つ子どもによる当事者支援活動	147
2) 代替的養育環境のもとで育つ子どもの意見表明を保障するためのシステムの構築	148
(1) 子どもの安全な養育への権利を実現するための意見表明権	148
(2) 代替的養育環境における意見表明権を保障するための仕組み	149
第5章 里親家庭における安全な養育への権利の保障—里親家庭で生活する子ども向け の子どもの権利ノートと安全な養育への権利	151
第1節 子どもの権利ノートの概要と課題	151
1. 子どもの権利ノートとは	151
2. 子どもの権利ノートに関する課題	152
1) 子どもの権利ノートの配布対象に関する課題	152
2) 里親家庭において子どもの権利ノートが活用されにくい現状	153
3) 里親家庭に生活する子ども向けの子どもの権利ノートを作成する必要性	153
第2節 里親家庭で生活する子ども向けの子どもの権利ノートの作成状況と内容に関する調査	154



1. 里親家庭で生活する子ども向けの子どもの権利ノートの作成状況	154
2. 年齢や発達段階に応じた里親家庭で生活する子ども向けの子どもの権利ノートの作成	155
3. 里親家庭で生活する子ども向けの子どもの権利ノートの記述内容	157
1) 里親制度についての説明	159
2) 里親家庭での生活やルールについての説明	160
3) 子どもの権利ノートの目的についての説明	161
4) 安全・安心な生活の保障と虐待等をうけた際の相談先や相談方法の紹介	162
5) 子どもの権利や人権についての説明	164
4. 子どもの権利ノートで子どもに知らせようとしている内容から見る安全な養育への権利の理念	166
5. 朝日新聞厚生文化事業団作成の里親家庭で生活する子ども向けの子どもの権利ノートについて	168
1) 朝日新聞厚生文化事業団による里親家庭で生活する子ども向けの子どもの権利ノートと里親向けガイドブックの作成目的	169
(1) 里親家庭で生活する子ども向けの子どもの権利ノートの作成目的	169
(2) 朝日新聞厚生文化事業団による里親向けガイドブックの作成目的	170
(3) 朝日新聞厚生文化事業団による里親家庭で生活する子ども向けの子どもの権利ノートの作成経緯	170
(4) 里親家庭で生活する子ども向けの子どもの権利ノート等の作成に携わったもの	171
2) 朝日新聞厚生文化事業団による里親家庭で生活する子ども向けの子どもの権利ノートと里親向けガイドブックの内容について	171
(1) 『知ってほしい、あなたのこと 子どもの権利ノート(中学生・高校生用)』の内容と構成	171
(2) 『しってほしい、あなたのこと 子どもの権利ノート(幼児・小学生用)』の内容と構成	174
(3) 里親向けガイドブック『子どもの権利ノートガイドブック 子どもと里親養育の未来のために』の内容と構成	176
<b>終章 子どもへの体罰・暴力禁止と子どもの権利ノートの理論構築</b>	181
<b>第1節 子どもの権利ノートを活用して、里親家庭で生活する子どもの安全な養育への権利を実現していくために</b>	181
1. 子どもの権利ノートの内容の工夫だけで子どもは救われるのか	181
2. 里親家庭で生活する子ども向けの子どもの権利ノートの緊急課題性	181

3. 里親家庭で生活する子ども向けの子どもの権利ノートの作成主体について	182
4. 里親家庭で生活する子ども向けの子どもの権利ノート作成への子ども参加	183
5. 里親家庭で生活する子ども向けの子どもの権利ノートの活用方法	184
1) 里親家庭で、確実に子どもの権利ノートを子どもに提供していくために	184
2) 子どもの権利ノートの知識・情報と相談行為との乖離を防ぐために	185
3) 誰にも相談できない気持ちを克服して、里子が相談に踏み出せるようになるために	185
4) 安全な養育への権利と代替的家庭養育の多角的ネットワーク	186
第2節 里親家庭の子どものための子どもの権利ノートから、すべての子どものための 子どもの権利ノートへ	187
1. 子どもが子どもの権利を知り行使する権利	187
2. 家庭、学校における子どもの権利ノート配布の可能性	188
3. 安全で自由な、創造的で多様な養育実践の開花—安全な養育への権利を基盤として	188
4. 残されたいくつかの課題	189
参考・引用文献	191
巻末資料1 「里親の子どもの権利条約認知状況に関するアンケート」 質問紙	202
巻末資料2 「里親の子どもの権利に関する意識と行動一覧表 ①、②」	206
巻末資料3 「若者を対象とした子ども期の家庭の体罰等に関する実態・意識調査 インターネ ット調査の質問票」	208

## 序 章 子どもへの体罰・暴力禁止と安全な養育への権利に関する研究の方向性

### 第1節 本研究の目的と意義

#### 1. 研究の目的

本研究では、子どもに対する体罰・暴力の禁止及び、国際的には法理念となっている「安全な養育への権利」（詳しくは第Ⅱ部第1章第2節）の保障という課題について、子どもの権利学を研究の基盤として、実証的かつ理論的に考察する。そこでは、筆者が直面してきた里親家庭など代替的家庭養育における子どもの安全な養育への権利の保障の実践的課題を解明していく。総じて、本研究では、子どもの権利条約および子どもへの暴力防止に関する国内外の取組みの理論的検討、具体的な子どもの権利ノート理論の構築により、子どもの安全な養育への権利の理論構築に寄与するとともに、今後の具体的な養育方法研究や教材の開発といった実践研究を展開していくための基礎的研究となることを目的とする。

#### 2. 研究の意義

##### 1) 本研究の今日的意義

###### (1) 子どもに向けられた暴力の問題

近年、子どもへの暴力問題は深刻な社会問題になっている。この子どもへの暴力は、家庭、学校、地域、施設など子どもが生活するあらゆる環境で生じている。

家庭環境において、2018（平成30）年度に全国の児童相談所が児童虐待相談として対応した件数は、約15万9千件と過去最多となった〔厚生労働省、2019a〕。その中で、養育者からしつけと称した暴力をうけて2018（平成30）年には目黒区で5歳女児虐待死事件が、2019（平成31）年には千葉県野田市で10歳女児虐待死事件が発生しており、親の体罰禁止法制化の契機となった。その後も、札幌市2歳児虐待死事件など、親・養育者による子ども虐待事件はあとを断たない。

学校環境においては、子ども間の暴力と、おとなー子ども間の暴力の両者が発生している。子ども間暴力であるいじめは、2017（平成29）年度の小・中・高等学校及び特別支援学校における認知件数が約41万件発生している〔文部科学省、2018a〕。また、子ども間暴力は集団暴行死事件など生命を奪う事例もあり、2015（平成27）年2月には、神奈川県川崎市の多摩川河川敷で13歳の中学1年生の少年が、年長の少年3名に集団リンチにより殺害され、遺体を遺棄された事件なども発生している。

おとなー子ども間の暴力を見ると、教師から子どもへの体罰・暴力の発生件数は、国公立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校合わせて773件であった〔文部科学省、2018b〕。これらの教師から子どもへの暴力は、体罰以外にも様々な形態をとる。例えば、2018（平成30）年に千葉県の公立小学校で小学6年の女児が、30代の男性教諭に、胸を触られるなどのわいせつ行為をうけて心的外傷後ストレス障害（PTSD）を患い通学できなくなった事件などである。

こうした性的暴力事件のほか、2019（平成 31）年 4 月に茨城県高萩市で発生した中学 3 年の女子生徒が所属する運動部の顧問に、「殺すぞ」などの暴言や肩を小突くなどの不適切な指導を受け自殺を図り死亡した事件などがある。このように、身体的暴力である体罰に加えて、暴言などが子どもを追い詰め、命を奪っている。障害のある子どもたちも例外でない。2018（平成 30）年 5 月、兵庫県で身体障害がある中学 3 年の男子生徒に体罰を加えたり、「これくらいのことできないのか、あほか」などの暴言を吐いたりしたとして県立特別支援学校の教諭が懲戒処分を受ける事例も発生している。

学校内だけでなく地域や通学路においても、2019（令和元）年 5 月川崎市で、私立小学校のスクールバスを待っていた小学生の児童や保護者らが近づいてきた男性に相次いで刺され 2 名の死亡を含め、20 名が殺傷される事件が発生している。

保育施設においては、福岡県の認可保育所で 2019（平成 31）年 2 月、8 名の保育士により、園児が「ブタ」、「ばか」などと暴言を浴びせられたり、押し入れに閉じ込められたりする虐待が 13 件あったとして、保育所を運営する社会福祉法人に改善勧告が出された。また実親からの虐待等で保護され児童養護施設や里親家庭で生活する子どもへの虐待である被措置児童等虐待は、2016（平成 28）年度に 87 件認められている [厚生労働省、2018]。

このように、子どもへの暴力は、子どもの生活するあらゆる環境で生じており、子どもの安全な養育が実現されていない。

## （2）子どもへの暴力全面禁止への国際的取組み（詳しくは第Ⅱ部第 3 章第 2 節）

子どもへの暴力は重大な権利侵害であるため国際的にも問題となっている。国連子どもの権利に関する条約（1989（平成元）年 11 月 20 日採択。以下、子どもの権利条約と称す）<sup>(1)</sup>では、養育者から子どもへの身体的・精神的暴力から保護されることが規定され（19 条）、それに依拠しつつ、国連事務総長による子どもに対する暴力研究（2003（平成 15）年）<sup>(2)</sup>が開始された。その結果をもとに発表された子どもの権利委員会一般的意見 8 号（2006（平成 18）年）および 13 号（2011（平成 23）年）により、子どもへの暴力の定義がなされ、締約国へ、子どもへの暴力根絶の義務と早急な取組みをうながすなど国連機関でも対策がすすめられてきた。2015（平成 27）年には国連総会で合意された「持続可能な開発目標（SDGs）」の 1 つに「子どもに対する虐待、搾取、人身売買、ならびにすべての形態の暴力と拷問を終わらせること」が設定され、国際社会は、さらに子どもへの暴力根絶の取組みを加速している。このような子どもへの暴力根絶への動向に呼応して、1979（昭和 54）年以降に広がった法的に体罰を全面禁止している国も 2019（令和元）年 8 月現在、56 か国となり国際的潮流は確実に子どもに対する暴力根絶に向かっている。

しかし、このような国際動向とは裏腹に、日本では子どもへの暴力は危機的状況である。国際的な暴力防止の潮流に逆行するかのよう、家庭、学校、地域、施設等での暴力、特に家庭環境においてしつけと称した子どもへの暴力がやむことがない。

### (3) 家庭、代替的家庭における暴力禁止への焦点化

先述したとおり、子どもへの暴力は、子どもが生活するあらゆる環境で生じており危機的な状況である。あらゆる環境における子どもへの暴力全面禁止へ法制化は必須であるが、その中で、本研究では、家庭、代替家庭における体罰・暴力防止と、スウェーデンなどの体罰全面禁止国では法理念となっている<sup>(3)</sup>子どもの「安全な養育への権利」問題に取り組む。あえて、家庭、代替家庭における体罰・暴力問題に照準を当て、安全な養育へ権利の実現にとりくむ理由は以下の点にある。

第一は、すべての人々が、暴力をうけないことは人間としての権利であり、暴力は一律的に刑事罰の対象となり、規制されるのが現代社会の通例である。ところが、同じ人間でも子どもに対する暴力だけは「体罰」という名称を付けられて、その暴力を親によるしつけとして容認する社会が存在しているのである。したがって、子どもに向けられた暴力の問題は、基本的には、体罰という名の暴力の問題が解決しなければ根本的な解決はありえないことと考える。

第二は、子どもにとって、親、養育者からの暴力は、致命的な人権侵害となりうる。本来、愛情と理解により安全に成長・発達するための拠点となる家庭において、親、養育者から子ども期にうける暴力が、愛情の否定や自己の存在の否定などによって、心身の発達にあたるダメージは計り知れないほど大きい。かつ、養育は他者の目が入りにくい家庭という私的な環境で行われることが一般的であり、子ども期には生命維持のためのケアを要する特徴もある。その密室性、密着性などから、子どもは親、養育者から逃れられないことから家庭に焦点化した。

第三は、本研究でとりわけ代替家庭における子どもへの暴力禁止、とくに里親家庭における体罰・暴力禁止に焦点化することになった契機は、社会的養護において、従来の集団的な施設養護から里親委託を中心にした代替的家庭養育の優先へと児童福祉政策が方針転換されたことである。

今日、家庭環境における親、養育者からの暴力、虐待等の理由により、家庭で生活できず社会的養護のもとに生活する子ども達が増加している。子どもの権利条約の効果もあり、子どもたちは社会的養護のもとで生活することになった場合でも、調和のとれた発達のために子どもの権利として家庭環境で育つことが重視され、代替的家庭環境である里親家庭への委託が優先されてきた。しかし、子どもの権利として優先的に検討される代替的家庭環境においても里親から子どもへの被措置児童虐待が発生しており、子どもは暴力から保護された場所で再び暴力をうけるという重大な権利侵害の問題が解決していない。

また、児童相談所の「措置」行政の限界を克服していく地域的な取り組みとして、宿泊型の居場所づくりが進められてきている<sup>(4)</sup>。そのかなめは、里親的なケアであり、地区ごとに里親家庭を配置し、一時保護委託制度や虐待予防・救済（シェルター的な役割）などの役割も期待されている。代替家庭における子どもへの暴力防止へ焦点化することは、施設（集団

的) 養護から、家庭養護(里親委託など)への政策転換にともない、里親家庭の人権認識、体罰・暴力規制が、直面する政策課題になっていることから必要である。

このような背景から、本研究では、非暴力の養育が高い水準で求められる代替的家庭養育における安全な養育への権利を保障するための実践的課題と、そこから見える安全な養育への権利の理念を研究することとした。そして、子どもの権利条約などに則り、子どもへの暴力に関する理論的検討を加えて、子どもの成長権を保障するために不可欠な、子どもの安全な養育への権利の理念を確立していくものである。

## 第2節 研究の方法—子どもの権利学の視点から

子どもの「安全な養育への権利」理論を構築していく際には、教育学、法学、教育法学、教育福祉学、医学、心理学などの領域から、さらに学際的、総合的に子どもの権利の視点から、子ども問題、実践的な子ども支援を研究する「子どもの権利学」<sup>(5)</sup>を基盤として研究していく必要があると考える。そのため、子どもへの暴力問題及び代替的養育のもとで育つ子どもの問題を主題とした本研究では、養育者から子どもへの暴力問題の現実を確認し、専門領域だけでなく様々な領域の視点で考察する子どもの権利学の視点で研究を行う。

具体的には、以下の意義をふまえて実証的方法で研究を行う。研究方法の詳細な説明は各項目内で行うため、ここでは研究方法の特徴と各調査の概要を示す。

### 1. 子どもに向けられた体罰・暴力に関する定義

#### 1) 児童虐待とは

児童虐待の防止等に関する法律(2000(平成12)年、以下、児童虐待防止法と称す)によると、児童虐待とは、保護者(親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう)がその監護する児童(十八歳未満の者)について行う、身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待の行為をいう。その2条では、身体的虐待を「児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること」(1号)、心理的虐待を「児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと」(4号)と定義しており、また、何人も児童を虐待してはならないと規定している(3条)。

#### 2) 体罰およびそれに類するもの

子どもの権利条約の実施状況の監視機関である子どもの権利委員会が出す一般的意見とは、条約のさらなる実施を促進し、かつ締約国による報告義務の履行を援助するために作成される文書をいう。一般的意見は、条約の規定に関する一つの権威ある解釈として、締約国の政府や裁判所等によって正当に尊重されなければならない<sup>(6)</sup>。そのような性格を有する子どもの権利委員会一般的意見8号(2006(平成18)年)において、子どもへの体罰は、「有形力が用いられ、かつ、何らかの苦痛又は不快感、屈辱感を引き起こすことを意図した罰」と定

義されている。加えて、「その他の残虐なまたは品位を傷つける、条約と両立しない体罰以外の形態の罰も存在し、これには子どもをけなす、辱め、侮辱し、身代りに仕立てあげ、脅迫し、怖がらせ、または笑いものにする罰が含まれる」ことも明らかにしている。また日本弁護士連合会（2015）は、上記の子どもの権利委員会が定義した体罰と、その他の残虐な品位を傷つける罰を合わせて「体罰等」と呼んでおり、体罰等の方が、児童虐待防止法で定義された身体的・心理的虐待より、軽微な形態を含む広い概念であるとしている。

### 3) マルトリートメントとは

マルトリートメント (maltreatment) という言葉は、日本子ども家庭総合研究所がこの英語の言葉を訳した「不適切な養育」という意味で現在も使用されている。米国で子ども虐待の統計をとっている CDC (Centers for Disease Control and Prevention) の定義によると、child maltreatment とは、18 歳未満の子どもに対する、すべての虐待とネグレクトを含むとされ、よくある形として、身体的虐待 (physical abuse)、性的虐待 (sexual abuse)、心理的虐待 (emotional abuse) ネグレクト (neglect) の 4 タイプを挙げており [CDC, 2010]、日本の児童虐待防止法での虐待の定義と同様である。日本弁護士連合会（2018）は、その目的や加えられる力の強弱を問わず、また、子どもに目立った傷や精神疾患が見られるかなどにかかわらず、子どもが傷つく行為はマルトリートメントにあたりと述べられている。

### 4) 子どもの権利条約による子どもへの暴力の定義

子どもの権利条約 19 条は、子どもの暴力からの保護について以下の通り規定している。

「締約国は、(両) 親、法定保護者、子どもの養育をする他の者による子どもの養育中に、あらゆる形態の身体的もしくは精神的な暴力、侵害または虐待、放任または怠慢な取扱い、性的虐待を含む不当な取扱いまたは搾取から子どもを保護するためにあらゆる適当な立法上、行政上、社会上および教育上の措置をとる」

暴力の定義および、なぜ子どもへの暴力という言葉が用いられるかは、子どもの権利委員会一般的意見 13 号 (2011 (平成 23) 年) に詳細に述べられている。一般的意見 13 号では、子どもへの暴力の定義は、子どもの権利条約の 19 条にあるとおりとした。その上で、「暴力」という言葉を使用するのは、子どもに対する暴力に関する国際連合研究 (2006 (平成 18) 年) で用いられた用語法にしたがい同条約 19 条 1 項に示されたあらゆる形態の危害を表現するためであると説明されている。また、同条約 19 条の法的分析では、あらゆる形態 (all forms of) は、子どもへの暴力には例外がなく、あらゆる形態の暴力が合法的に成立する余地はなく、うけ入れられないことを示している (パラ 17) と解説した。また、一般的な暴力という言葉は身体的、意図的に加えられる危害のみをさすと理解されることが多いが、それ以外の危害 (特にネグレクトと心理的危険) の影響を過小評価しているわけではなく、種々の危害を述べる際に使用される他の用語 (侵害、虐待、放任など) も、子どもへの暴力と同様の重みを持つことを明確に説明している。

このように、本研究でのキーワードとなる子どもへの暴力に関連する用語は、児童虐待、体罰、マルトリートメントなど様々なものがある。子どもへの暴力に関連する用語が、子どもの権利条約 19 条、関連する法律などでどのように使用されているかを整理すると、それらの意味するところは、子どもへのあらゆる形態の暴力であることがわかる。また、子どもへの暴力という表現は、虐待や体罰等のあらゆる形態を担っていること、実際に子どもへの暴力防止に関する国際的な研究や行動計画で使用されていることから、本研究では、子どもの権利委員会一般の意見 13 号で定義されている「子どもへの暴力」という表現を主に使用することとする。ただし既に法規範や学界等で一般的になっている表現（たとえば児童虐待防止法や教育基本法における体罰）は、そのまま使用する。

## 2. 子どもに向けられた体罰・暴力の現状に関する実証的研究

### 1) 実証的研究から出発する必要性

子どもへ向けられた暴力の防止と安全な養育への権利を立論していくためには、その前提として、子どもへの暴力の現実を理解することが必要となる。そして、子どもへの暴力を理解するためには、体罰や暴力を行う側である、おとな・養育者のみを対象とした調査を実施するだけでは不十分である。むしろ、子ども自身が問題解決の主体となっていくためには、暴力をうけて傷つく側、つまり子どもの目線と視点に立った調査を行うことを出発点にする必要がある。

今までも、親・養育者を対象とした家庭における、子どもへの体罰・暴力に関する調査はなされてきた。例えば 2017 年に実施されたセーブ・ザ・チルドレン・ジャパンの成人の体罰の実態・意識調査<sup>(7)</sup>などもそうであろう。しかし、養育される側の子どもの視点から、養育者からの体罰・暴力問題を調査した研究はこれまでに十分になされておらず、特に、代替的家庭養育のもとで育つ子ども視点を踏まえた暴力の実態調査は、その中でも極めて少ない。

その理由として、現在も親や保護者による養育が継続しているため親・保護者の協力が得にくい、また虐待をうけやすい子どもから本音が語られにくいことがあげられる。他にも、里親家庭に生活する子どもについては、親権者である実親から研究への同意をとり難い、里親家庭で育った子どもに研究依頼する手段がない、虐待経験をうけた子どもや若者にインタビュー調査を行うことで、辛い経験を想起させる危険があるなど、協力依頼の問題、倫理上の問題などの理由もあげられるだろう。

しかし、前述したように、子どもへの暴力問題を解決するためには、まず、家庭や代替的家庭における子どもへの暴力の実態を子どもの視点に立って調査し、その現実を把握する必要がある。それが、安全な養育への権利の理念を構築し、子どもへの暴力防止研究を進めていくための前提になる。

特に、代替的養育においては、子どもだけでなく、養育者である里親を対象とした体罰、暴力の実態・意識調査や子どもに対する暴力の生じる構造的要因を確認する必要がある。しかし、委託された子どもへの暴力の使用は、被措置児童等虐待に該当する事案であるため、



里親の協力を得ることが難しい、本音が語られにくいという現実もある。また、協力を得られても、インタビューによる状況把握にとどまり、里親から里子への暴力が生じる構造的要因などまで分析されたものは認めない。

本研究では、子どもたちを直接調査する困難さを克服するために、子ども期にごく近い若者を対象として、子ども期の体罰等の実態と意識についてインターネット調査を行った。さらに代替的家庭環境という特別な環境に育った若者に、子ども期の養育者からの暴力についてインタビュー調査を行い、さらに深く、養育者からの暴力問題についての理解を深める手法をとった。また、代替的養育の担い手である里親へも、筆者が2012（平成24）年から7年間かわり、代表を務めていた早稲田大学里親研究会および里親研修等で紹介された現役の里親の協力を得てインタビュー調査を行い、里子への体罰・暴力等を行う実態や意識について調査を行うことができた。

以上に述べたとおり、一般的な家庭環境に育つ子どもの視点で、親・養育者による体罰・暴力に関する実態・意識についてインターネット調査を実施し、さらに特別な養育環境である里親家庭に育つ子どもの視点で、養育者による体罰・暴力についての実態・意識についてインタビュー調査を開拓的に試みたことに本研究の特徴がある。また、里親という代替的養育の担い手に対し、子どもの権利に関する意識及び子どもへの体罰等の意識についてインタビュー調査と質問紙調査の手法を用いて調査し、子どもへの暴力が生じる構造的要因の理解を深めたことも、本研究の特色といえる。

子どもの視点からの、子どもへの暴力についての研究のための調査手法は、今後、子どもの権利侵害への相談・救済支援の制度構築の際にも、子どもの意見を反映するために求められる。そのような点でも本研究で試みた、若者を対象とした子ども期に関する質問紙調査及びインタビュー調査は参考になると考える。

## 2) 本研究で実施した実証的調査研究とその意義

### (1) 若者を対象とした家庭における体罰等に関する実態・意識調査（第I部第1章）

一般家庭で育った若者（18歳から25歳）約3千人の子ども期の体罰等に関する実態・意識についてインターネット調査を実施し、安全な養育への権利に必要な理念を探求した。養育される側（子ども・若者）の視点で、家庭における養育者からの体罰等に焦点化した実態・意識調査は近年認められない<sup>(8)</sup>。

### (2) 里子への暴力に関する実態・意識調査（第I部第2章第1節）

一般的な家庭環境に育つ子どもに止まらず、里親家庭で生活した経験のある元里子5名に2018（平成30）年にインタビュー調査を実施し、代替的家庭養育における養育される側（里子）の視点で、養育者から子どもへの暴力に関する実態・意識調査を行った。養育者から里子への暴力に焦点化した先行研究は極めて少ない。

### (3) 里親の「子どもの権利」に関する意識についての質問紙調査（第Ⅰ部第2章第2節）

2015（平成27）年に68名の里親に質問紙調査を実施した。また、2017（平成29）年から2018（平成30）年にかけて、筆者がX県3カ所で里親研修の講師を担った際に、会場で主催者が行った里親67名への質問紙調査の結果から子どもの権利に関する項目を分析した。

里親の担う社会的養護は子どもの権利であり、子どもへのあらゆる形態の暴力の禁止は、子どもの権利条約に規定された子どもの権利である。里親制度の根拠法である児童福祉法に子どもの権利条約が基本理念であることが明記された2016（平成28）年前後の、里親における子どもの権利条約の認知度と学習経験の実態、子どもの権利条約を学ぶことをどう考えるかという意識について確認するための調査である。

### (4) 里親による子どもの権利侵害に関する実態・意識についてのインタビュー調査（第Ⅰ部第2章第3節）

2015（平成27）年に里親21名に、養育における子どもへの体罰・暴力に関する意識についてインタビュー調査を実施した。代替的家庭養育における養育する側（里親）の視点を踏まえて子どもへの体罰・暴力の実態と、それらが生じる構造的要因を考察した。

### (5) 里親家庭で生活する子ども向けの子どもの権利ノートの検討（第Ⅱ部第5章）

里親家庭で生活する子ども向けの子どもの権利ノートを作成している17の都道府県及び政令市から資料提供された子どもの権利ノートの内容分析を行った。それに加えて、多くの自治体が里親家庭で生活する子ども向けの子どもの権利ノートの検討の参考にした、朝日新聞厚生文化事業団が2008年に作成した里親家庭で生活する子ども向けの子どもの権利ノート<sup>(9)</sup>の内容分析を行った。そして、代替的家庭養育に育つ子どもへ自治体が伝えようとしている内容から、安全な養育への権利を構成する理念を考察した。児童養護施設等に生活する子ども向けの子どもの権利ノートの研究はなされてきたが、里親家庭で生活する子ども向けの子どもの権利ノートに焦点化した調査・研究は必要性が指摘されながらも先行研究は極めて少なく、その独自性は高いと考える。

### (6) 本研究における各調査の意義

本研究の主題である子どもへの体罰・暴力問題は、社会的養護のもとで育つ子ども固有の問題ではなく、すべての子どもが直面している権利侵害の問題である。そのため、子どもへの暴力問題を考察するためには、まず一般家庭に育つ子ども・若者の視点から、親・養育者からの体罰等に関する実態・意識調査を行い、子どもの直面する現状を確認することが不可欠と考えた。さらに、特別な養育環境である代替的家庭養育環境のもとで育った元里子および里親の両者へ、子どもへの暴力に関する実態・意識についてインタビュー調査を試みたのは、代替的家庭養育環境における養育者から子どもへの暴力の実態、及びそれをどう捉えたかを、養育する側（里親）、養育される側（里子）の両者の視点から理解するためである。特に

養育される側（里子）の視点で、社会的養護のもとで育つ子どもへの暴力に関する研究がなされることは少ない。問題解決の主体となるべき里子の視点で、養育者からの暴力の実際と課題を深く理解するためにインタビュー調査の手法をとった。また、子どもの権利擁護の担い手であり養育する側である里親が子どもの権利を侵害する理由として、子どもの権利の無理解などが影響するのを探るため、子どもの権利の国際基準であり児童福祉法の基本理念となった子どもの権利条約の認知度および子どもの権利の意識について調査を実施した。

これら 5 つの調査は、子どもの直面している養育者からの暴力問題の現実から、安全な養育への権利の理念形成を行うために、その前提となる基礎調査である。また終章で述べる子どもの権利ノート論を構築するための基礎調査になると考える。

### 第 3 節 本論文の構成

今までも、日本では子どもへの体罰・暴力問題に刑罰や人権侵害問題として取り組んできた。しかし、刑罰の強化や教育基本法での体罰禁止、暴力からの子どもの保護といった形で人権侵害問題として子どもへの暴力の問題への取組みがなされてきても、子どもへの暴力問題は解決に至らず危機的な状況は継続している。特に子どもへのしつけと称する暴力を否定できる論拠の構築は十分でなかったといえる。これは、日本において子どもへの暴力防止という理想はあったけれども、それを実現に結びつけるまでには至らなかったともいえる。子どもの権利条約が 2016（平成 28）年に日本の子ども福祉の基幹である児童福祉法の基本理念となり、子どもは権利主体であると明記された<sup>(10)</sup>。それを根拠として、親の体罰禁止の法制化のみにとどまらず、成長権の保障として、子どもの「安全な養育への権利」保障を前面に出して、子どもへの暴力防止の取組みを進めていくことが必要ではないだろうか。

本研究で子どもへの体罰・暴力の現状把握に努め、第 I 部では、一般家庭における親・養育者からの体罰等に関する実態と意識について子どもの視点から実施した実証的調査の結果に即して述べる。次に、先行研究で明らかになっていない、代替的家庭養育における里親から里子への暴力の実態および家庭養育で行使される体罰・暴力に関する里親と里子の意識について実証的調査の結果に即して述べる。

第 II 部では、子どもの安全な養育への権利保障と代替的家庭養育の展望について述べる。なぜ今、子どもの安全な養育への権利の理念形成が必要なのかについて、2019（令和元）年に成立した「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」（法律第 46 号）における親・養育者の体罰禁止規定の成立と子どもの権利条約や子どもへの暴力防止に関する国内外の取組みや資料を子どもの権利学の視点で調査することにより安全な養育への権利の理念を理論的に検討する。また、代替的家庭養育と安全な養育への権利について、社会的養護における家庭養護優先の制度の展開、代替的家庭養育において生じる子どもへの暴力の問題、里親家庭の現状と体罰、被措置児童等虐待の問題について述べ、家庭での安全な養育への権利保障のために実践されている取組みを参考に、安全な養育への権利の理念を実践的課題から検討する。第 II 部では、里親家庭における安全な養育への権利の保障に

ついて、里親家庭で生活する子どもに配布される子どもの権利ノートからも見ていきたい。

終章では、本研究の成果をふまえて、あらためて安全な養育への権利保障としての子どもの権利ノート論を展開する。

## 註

- (1) 「子どもの権利条約」は 1989（平成元）年国際連合第 44 回総会で採択され、日本も 1994（平成 6 年）年 4 月 22 日に批准した。
- (2) 「子どもへの国家の暴力」（2000（平成 12）年）、「家庭・学校現場における暴力の問題」（2001（平成 13）年）の二つの子どもへの暴力に関する子どもの権利委員会一般的討議を経て、同委員会が、子どもへの暴力禁止の国際的な包括的研究を国連事務総長に要請し、2003（平成 15）年から 2006（平成 18）年にパウロ・セルジオ・ピネイレ氏を代表として、国連事務総長子どもに対する暴力研究が開始された。
- (3) 体罰全面禁止を世界で最初に立法化したスウェーデンは、「子どもと親法」（1979（昭和 54）年）で、子どもの「安全な養育への権利」を理念として体罰全面禁止を導いている。
- (4) 例えば、大阪市西成区の特定非営利活動法人こどもの里などの活動が参考になる。
- (5) 喜多（2002）は、それまでの子どもの権利の学際研究が、教育学を基軸としたもの、個別諸科学の 2 分野の研究にとどまる傾向があり、総合研究に至っていないことを指摘した。その上で、子どもの権利の総合的研究を進める見地から、国連子どもの権利条約など国際的な視点をふまえた、権利主体としての子ども観による、子どもの現実から出発する「子どもの権利学」の確立の必要性を述べた。また、喜多（2015）は、日本において研究者だけでなく、子どもに関心を寄せる現場関係者、実践者、行政実務家などによる実践的な子どもの権利の総合研究が求められる必要性を述べた。その理由について、「権利行使主体としての子ども観」に依拠した、様々な子どもの参加・権利行使を支援する実践と法制化が広がったが、子どもの実情と法制上の理念の乖離を生じることがないよう、そこにある子どもの現実に寄り添った、実践的な子ども権利研究の方法が必要であると述べている。

子どもの権利学の研究基盤として、将来の「子どもの権利学会」（仮称）の創設も視野に入れて、2002（平成 14）年 4 月子どもの権利条約総合研究所が創設された。現在、研究所は、日本国内では NPO 法人に、国際的には国連 NGO に認定されている。教育学、法学、福祉学、建築学、医学、心理学などの領域での子どもの権利研究の成果を共有するため、研究所が編集発行する総合的研究誌『子どもの権利研究』は、2019（令和元）年 8 月現在、30 号まで発行されている。また、子どもの権利条約総合研究所の設立には、1996（平成 8）年の韓国児童権利学会の設立も影響を与えている。

- (6) 荒牧（2009）は、一般的意見とは条約の実施を促進し、締約国による報告義務の履行等を援助するために、委員会が締約国の報告審査や当該テーマの一般的討議などに基づいて採択した正式の文書であり、そこに示された見解は、条約の規定に関するひとつの権威ある解釈として、条約の実施にかかわる国会での立法、政府・自治体による行政、裁判所での判決な

どいずれにおいても正当に尊重されると説明している。

- (7) セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンは2017（平成29）年に、成人2万人を対象に、子どものしつけのための体罰等の意識・実態について調査を実施した [セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン、2018]。
- (8) 川崎市(2004)「川崎市における子どもの権利に関する実態及び意識を把握するための調査」の中に、養育者からの体罰を子どもがどう感じたかという質問項目があり、親の体罰について「しかたがない」として肯定する子どもは43.9%であった。
- (9) 朝日新聞厚生文化事業団は、2008（平成20）年、里親家庭で生活する子ども向けに、『しってほしい、あなたのこと 子どもの権利ノート(幼児・小学生用)』[朝日新聞厚生文化事業団、2008a]と『知ってほしい、あなたのこと 子どもの権利ノート(中学生・高校生用)』[朝日新聞厚生文化事業団、2008b]を、里親向けに『子どもの権利ノートガイドブック 子どもと里親養育の未来のために』[朝日新聞厚生文化事業団、2008c]を合計3万部作成した。
- (10) 児童福祉法第1条で「全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られること、その他の福祉を等しく保障される権利を有する」と規定された。

## 第 I 部 子どもに向けられた体罰・暴力の現状把握のための実証的考察

### —子どもの視点から

日本においては、実親と暮らす家庭でも里親家庭でも、養育者から子どもに向けられた暴力が生じている実態は、必ずしも十分には明らかになっていない。そこで第 I 部では、安全な養育への権利の理念を見すえつつ、一般家庭、里親家庭に育つ子どもへの体罰・暴力の実態を実証的に明らかにしていくことにしたい。

## 第 1 章 一般家庭における子どもに向けられた体罰・暴力の現状把握のための実証的考察

### はじめに—2つの体罰意識実態調査

2019（令和元）年 6 月に「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」（法律第 46 号）の成立により、親・保護者の体罰禁止が法制化された。しかし体罰が法律で禁止されたが、日本国内における体罰容認意識には根強いものがある。このような状況ゆえに、今後の体罰防止に向けて、その基礎となる意識調査が求められたといえる。それは實際上、養育者側を中心とする調査と、養育される側を中心とする調査に分けることができる。

第一に、おとなを対象とした、子どもへの体罰の実態調査と体罰についての意識調査である。家庭における、おとなを対象とした体罰の実態と意識調査としては、2017（平成 29）年にセーブ・ザ・チルドレン・ジャパンが国内の成人 2 万人を対象に実施した大規模調査がある。その調査規模の大きさと家庭における体罰に焦点をあてた点から、体罰是認の世論を捉えるうえで参考になる。その調査結果によれば、しつけのために子どもへ体罰を行使することを約 6 割が容認しており、実際に、子育て中の親の 7 割が子どもを叩いた経験をもつことがあきらかになった [セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン、2018]。実態調査の結果を裏書きするようにテレビ番組の子育て特集の中でも、約束を守らないと毎回兄弟の前で叩くと言った明らかな子どもへの暴力が放映されており、2018（平成 30）年には少女向け雑誌の悩み相談コーナーで、母親から娘への体罰についての相談に対し、回答者が親の体罰を肯定するコメントを出して謝罪に追い込まれた問題も生じている<sup>(1)</sup>。

第二には、子ども・若者を対象とした家庭における養育者からの体罰等についての実態・意識調査である。

上述したように、おとなを対象とした、家庭における体罰に関する調査はすでに実施されているが、被害をうける立場にある子どもを対象とした、家庭における養育者からの体罰等に関する大規模な実態・意識調査の実施はまだされておらず、大学生を対象とした学校体罰の調査 [喜多、1988] や、子どもの権利意識に関する調査の一項目 [川崎市、2004] として実施されている程度である。

本章では、養育される側である子ども・若者が子ども期に家庭での養育者からの体罰をどのようにとらえたか、養育される側（子ども・若者）の体罰容認意識はどのようなものなのか、そして養育者からの体罰等という子どもへの暴力の問題と権利侵害の問題に問題解決主体として子どもが取組むために何が必要とされているのかを明らかにするための実証的調査を踏まえて安全な養育への権利（第Ⅱ部第3章参照）の理念を考察する。そのために、若者を対象にした体罰等の実態と意識に関する調査の結果を分析する。なお、本調査は、日本生命の助成をうけて早稲田大学大学院体罰調査プロジェクトチーム（代表 喜多明人教授）が実施した。筆者は、これまでの調査経験（第Ⅰ部第2章）を活かして、調査チームのリーダーとして調査活動及び調査報告書の作成にたずさわった。この調査研究の成果は、大学院共同研究の成果であるといえるが、共同研究に参加した研究者の個々の研究活動にも自由に活かせる研究成果であることが申し合わされている<sup>(2)</sup>。本章は、それを前提として『若者を対象とした子ども期の体罰等の実態・意識調査報告書』[早稲田大学大学院体罰調査プロジェクトチーム、2019]の内容を再構成し、立論したものである。

## 第1節 調査のねらいと手法

### 1. 調査のねらい

本調査は、親・養育者からの体罰、虐待等に対して、子どもがどう感じてきたのか、それを問うことにより、子どもを保護の対象として捉える子ども観ではなく、問題解決の主体として捉える子ども観を土台として、子ども自身が相談救済機関などに安心して相談することができるために求められる環境、条件の解明をめざした。

ただし、現に緊密な形で親子関係が継続している子どもたちを対象として直接調査することは子どもの心情からしてもきわめて困難であり、親・養育者からの体罰・暴力行為と、それをうけた際の心情をふりかえり言葉にできるということも考慮する必要があった。そのため、子ども期にごく近い年代である18歳から25歳の若者を対象として、子ども期における家庭での体罰等に関する実態と意識について明らかにしていくことにした。

また、本調査により、親・養育者の愛のムチやしつけ目的の体罰等について、子ども側がどう感じていたか、その感情面からの体罰等の影響を明らかにすることで、今後の良好な親子関係の構築と安全な養育の推進を図るうえで、資することができればと考えた。

### 2. 主な質問項目（巻末資料3）

インターネットによる本調査では、質問項目を主に以下の2つのレベルで作成した。

第一は、若者を対象にした子ども期における家庭での体罰についての意識を軸とした質問項目である。子ども期の生活環境、暮らし向き、貧困の度合い、安心感、愛情をうけて育ったか、子ども期に体罰等をうけたと感じるか、子育てに体罰等を行ってを容認するか否かといった、体罰等についての意識などが質問の内容である。

第二は、若者を対象にした子ども期における家庭での体罰の実態を軸とした質問項目であ

る。子ども期にうけた体罰等の形態と頻度、子ども期に体罰等をうけた際の感情、体罰等をうけた際の相談の有無や相談先などが質問の内容である。

### 3. 調査の手法

#### 1) 調査方法

調査会社の専用調査画面を用いたインターネットによる調査を行った。

#### 2) 調査対象

本調査は、調査対象者を以下の2段階で抽出した。

##### (1) 調査1

性別、年齢構成、学生であるか否か、居住地域に偏りがないように18歳から25歳の男女3,172人を抽出した。

##### (2) 調査2

調査1の回答者の中から、養育者からの被体罰等の経験に偏りがでないように、養育者からの体罰等の経験者と非経験者、性別、学生かどうか、子育てにおける体罰等の行使を肯定するものと否定するものなどが、それぞれおよそ半々となり、かつ、年齢構成、居住地域にも偏りがないように2,035人を抽出した。

#### 3) 調査期間

2019（平成31）年1月12日から1月15日の期間に実施した。

#### 4) 倫理的配慮

インターネット調査画面の冒頭に、研究目的、匿名での回答であり個人が特定されないこと、研究の参加と中止が任意であること、アンケートへの回答提出を以って研究への同意とみなすことについての説明文を表示し、それに同意したのから回答を得た。

## 第2節 調査結果の特徴

### 1. 若者を対象とした家庭における体罰等の意識を軸とした調査結果にみられる特徴

#### 1) 回答者の属性

性別、年齢、居住地域に偏りがないように抽出した18歳から25歳の若者3,172人を抽出した。

##### (1) 回答者の性別 (表1)

男女がほぼ半数ずつであった。



表 1 回答者の性別

	男性	女性	その他	全体
人数(人)	1,529	1,638	5	3,172
割合	48.2%	51.6%	0.2%	100%

(2) 回答者の年齢構成 (表 2)

年齢は 18 歳から 25 歳で、平均年齢は 22.1 歳であった。

表 2 回答者の年齢構成

	18歳	19歳	20歳	21歳	22歳	23歳	24歳	25歳	全体
人数(人)	250	432	217	285	410	439	549	590	3,172
割合	7.9%	13.6%	6.8%	9.0%	12.9%	13.8%	17.3%	18.6%	100%

(3) 回答者の所属 (表 3)

所属は学生 50.1%、学生ではないものが 49.9%であった。

表 3 回答者の学生・非学生区分

	大学院生	大学生	短大生	専門学校生	その他の学校	学生ではない	全体
人数(人)	129	1,151	34	110	165	1,583	3,172
割合	4.1%	36.3%	1.1%	3.5%	5.2%	49.9%	100%

(4) 回答者の子ども期の生活環境 (表 4)

子ども期の主たる生活環境は、実親家庭が 94.7%で最多であった。

表 4 回答者の生活環境

	実親家庭	親戚・祖父母の 家庭	継父・継母の いる家庭	里親家庭	児童養護施設	その他	全体
人数(人)	3,004	78	25	9	8	48	3,172
割合	94.7%	2.5%	0.8%	0.3%	0.3%	1.5%	100%

(5) 回答者の居住地域 (表 5)

居住地域は全国にわたっていた。

表 5 回答者の居住地

	北海道・東北	関東	中部	近畿	中国・四国	九州・沖縄	全体
人数(人)	310	1,113	531	626	258	334	3,172
割合	9.8%	35.1%	16.7%	19.7%	8.1%	10.5%	100%

## 2) 子ども期の暮らしぶり、安全感、愛情感について

### (1) 子ども期の暮らしぶり・貧困感

回答者の子ども期の暮らしぶり・貧困感について 子ども期に「やや裕福であった」と答えたものが61.0%と最も多く、それに次いで「やや貧しかった」と答えたものが27.3%であった。(表6)

表 6 子ども期の貧困感

Q.子ども時代(0歳から18歳)の暮らしぶりをどのように感じていましたか

	とても裕福であった	やや裕福であった	やや貧しかった	とても貧しかった	全体
人数(人)	287	1,934	866	85	3,172
割合	9.0%	61.0%	27.3%	2.7%	100.0%

### (2) 回答者の子ども期における家庭での安全感について

子ども期における家庭での安全感に関しては「とても感じる」と答えたものが59.1%と最も多かった。「とても感じる」と答えたものに「やや感じる」と答えたものを加えると90.3%であり、若者は子ども期に家庭で安全感を感じていたといえる(表7)。

表 7 子ども期の家庭での安全感

Q.子ども時代(0歳から18歳)の家庭で安全に成長できたと感じますか

	とても感じる	やや感じる	あまり感じない	全く感じない	全体
人数(人)	1,871	994	227	80	3,172
割合	59.0%	31.3%	7.2%	2.5%	100.0%

### (3) 回答者の子ども期における家庭での愛情感

子ども期における家庭での愛情感に関しては「とても感じる」と答えたものが55.3%と最も多く、「やや感じる」と答えたものを加えると88.3%であった。若者の大多数は子ども期に家庭で愛情をうけて養育されたと感じているといえる(表8)。

表8 子ども期の家庭での愛情感

Q.子ども時代(0歳から18歳)の家庭で愛情をうけて育てられたと感じますか

	とても感じる	やや感じる	あまり感じない	全く感じない	全体
人数(人)	1,754	1,046	292	80	3,172
割合	55.3%	33.0%	9.2%	2.5%	100.0%

### 3) 子ども期に養育者から体罰等をうけた頻度

子ども期に体罰等を、「1度もうけたことがない」と答えたものが57.2%と最も多く、体罰等を「日常的にうけていた」と答えたものは2.3%と少数であった(表9)。このように若者を対象とする本調査では、子ども期に体罰等をうけたことがない、または日常的にうけていなかったと回答したの多いという結果が得られた。

表9 子ども期の体罰等をうけた頻度

Q.あなたは家庭で養育者から体罰等をうけたことがありますか。

	日常的にうけていた	時々うけていた	1、2回うけたことがある	1度もうけたことがない	全体
人数(人)	72	487	799	1,814	3,172
割合	2.3%	15.4%	25.2%	57.2%	100.0%

### 4) 子育てにおける体罰等についての若者の意識

子育てで体罰等を「使用するべきでない」と答えたものが53.7%であり、ついで「それしか方法がない場合のみ使用する」と答えたものが31.4%であった。体罰等を「積極的に使用する」と答えたものは0.9%と少数であった(表10)。

若者を対象とする本調査では、子育てにおける体罰等の行使を半数以上のものが否定しているが、体罰等の行使を容認するものも46.3%おり、その体罰容認の意識は、「それしか方法がない場合のみ使用する」という消極的な容認意識であるといえる。

表 10 子育てにおける若者の体罰容認意識

Q. あなたは一般論として子育てで体罰等を使用することをどう考えますか。

	積極的に使用する	状況により使用する	それしか方法がない場合のみ使用する	使用するべきでない	全体
人数(人)	28	446	995	1,703	3,172
割合	0.9%	14.1%	31.4%	53.7%	100.0%

5) 子ども期に体罰等をうけた経験と性別について

子ども期に体罰等をうけた経験と性別とのクロス集計の結果(表 11)を見ると「一度もうけたことがない」と答えたものが男性で 56.4%、女性で 57.9%と最も多く、その差はわずか 1.5 ポイントであり体罰等の経験について大きな性差は認められなかった。

表 11 性別と体罰等をうけていた意識のクロス集計

	全 体	日 常 的 に う け て い た	時 々 う け て い た	こ と 、 あ ら う け た	と 一 度 も う け た こ と が な い
全 体	3,172	72	487	799	1,814
	100.0%	2.3%	15.4%	25.2%	57.2%
男性	1,529	36	234	397	862
	100.0%	2.4%	15.3%	26.0%	56.4%
女性	1,638	36	252	401	949
	100.0%	2.2%	15.4%	24.5%	57.9%
その他	5	-	1	1	3
	100.0%	-	20.0%	20.0%	60.0%

上段は人数(人)、下段は割合(%)

6) 子ども期に体罰等をうけた経験と体罰等の容認意識

若者における子ども期の体罰経験と体罰等の容認意識をクロス集計した結果を示したのが表 12 である。養育者から体罰等を「一度もうけたことがない」と答えたものは、体罰等を「使用するべきでない」と答えたものの割合が 66.3%と最も高かった。体罰等を「積極的に使用す

る」と答えたものをみると、体罰等を「日常的にうけていた」と答えたものの割合が18.1%と高かった。体罰を「状況により使用する」と回答したものについては、体罰等を「時々うけていた」と答えたものが30.4%と最も高く、「それしか方法がない場合のみ使用する」と答えたものについては「1、2回うけたことがある」と答えたものの割合が42.6%と最も高かった。いずれも全体より10ポイント以上高い結果であった。

子ども期における養育者からの体罰の経験が成長したのちに、体罰等への容認意識をもつことにつながっていくことがうかがわれる結果であった。また、子ども期に養育者から体罰等を「一度もうけたことがない」と答えたもののうち、25.3%が「それしか方法がない場合のみ使用する」と回答して体罰を容認していることも、注目すべき結果といえる。

表 12 子ども期の被体罰等の経験と体罰容認意識

	全 体	積 極 的 に 使 用 す る	る 状 況 に よ り 使 用 す	る い そ 場 れ 合 し の か み 方 法 使 用 が す な	使 用 す べ き で な い
全体	3,172	28	446	995	1,703
	100.0%	0.9%	14.1%	31.4%	53.7%
日常的にうけていた	72	13	11	18	30
	100.0%	18.1%	15.3%	25.0%	41.7%
時々うけていた	487	6	148	178	155
	100.0%	1.2%	30.4%	36.6%	31.8%
1、2回うけたことがある	799	5	139	340	315
	100.0%	0.6%	17.4%	42.6%	39.4%
一度もうけたことがない	1814	4	148	459	1,203
	100.0%	0.2%	8.2%	25.3%	66.3%

上段は人数(人)、下段は割合(%)

## 7) 体罰等の経験と子ども期の貧困感、愛情感、安全感について

### (1) 体罰等をうけた経験と子ども期の貧困感

子ども期の体罰経験と子ども期の貧困感をクロス集計した結果(表13)、「とても貧しかった」と答えた群において体罰等を「日常的にうけていた」と答えたものの割合が10.6%と最も高かった。「とても裕福だった」と答えた群においては、体罰等を「一度もうけたことがない」と答えたものの割合が67.2%と最も高かった。

しかし、裕福感と体罰経験との間に相関があるとは単純にはいえず、「とても裕福であった」と答えた群においても、その4.2%が日常的に体罰等をうけており、あらゆる暮らしぶりにおいて家庭内で親・養育者から子どもへの体罰等が生じていることがわかる。

表 13 体罰経験と子ども期の貧困感

	全 体	た 日 常的 に う け て い	時 々 う け て い た	が 1 あ る 2 回 う け こ と	が 一 度 も う け た こ と
全体	3,172	72	487	799	1814
	100.0%	2.3%	15.4%	25.2%	57.2%
とても裕福であった	287	12	29	53	193
	100.0%	4.2%	10.1%	18.5%	67.2%
やや裕福であった	1934	23	276	491	1144
	100.0%	1.2%	14.3%	25.4%	59.2%
やや貧しかった	866	28	165	240	433
	100.0%	3.2%	19.1%	27.7%	50.0%
とても貧しかった	85	9	17	15	44
	100.0%	10.6%	20.0%	17.6%	51.8%
上段は人数(人)、下段は割合(%)					

(2) 体罰等をうけた経験と愛情感

子ども期の体罰経験と子ども期の愛情感をクロス集計すると(表 14)、体罰等を「一度もうけたことがない」と答えたものは愛情感を「とても感じる」と答えた群で66.6%と最も高かった。家庭での愛情感を「まったく感じない」と答えた群では、体罰等を「日常的にうけていた」と答えたものの割合が27.8%と最も高かった。

注目すべき結果として、体罰等を「日常的にうけていた」と答えたもので、子ども期の生活に愛情を「とても感じる」、「やや感じる」と答えたものの合計が54.1%であったことが挙げられる。子ども期には養育者から体罰等をうけることが不適切であるととらえられておらず、誤った学習をした結果、子ども期の体罰は愛情によるものだと認識していることがうかがわれる。

表 14 子ども期の体罰経験と生活の愛情感

	全 体	と と も 感 じ る	や や 感 じ る	あ ま り 感 じ な い	ま っ た く 感 じ な い
全体	3,172	1,754	1,046	292	80
	100.0%	55.3%	33.0%	9.2%	2.5%
日常的にうけていた	72	16	23	13	20
	100.0%	22.2%	31.9%	18.1%	27.8%
時々うけていた	487	159	217	95	16
	100.0%	32.6%	44.6%	19.5%	3.3%
1、2回うけことがある	799	371	335	83	10
	100.0%	46.4%	41.9%	10.4%	1.3%
一度もうけたことがない	1,814	1,208	471	101	34
	100.0%	66.6%	26.0%	5.6%	1.9%
上段は人数(人)、下段は割合(%)					

(3) 体罰等をうけた経験と子ども期の安全感

子ども期の体罰経験と子ども期の安全感をクロス集計すると(表 15)、養育者からの体罰等を「一度もうけたことがない」と答えたものは安全感を「とても感じる」と答えた群で68.7%と最も高かった。体罰等を日常的にうけていたものは、家庭での安全感を「あまり感じない」と答えた群で31.9%、「まったく感じない」と答えた群で26.4%であり、いずれも突出して高かった。

子ども期に養育者からの体罰等をうけた経験がないことにより、生活の安全感が高まることうかがえる結果であった

表 15 子ども期の体罰経験と生活の安全感

	全 体	と と も 感 じ る	や や 感 じ る	あ ま り 感 じ な い	ま っ た く 感 じ な い
全体	3,172	1,871	994	227	80
	100.0%	59.0%	31.3%	7.2%	2.5%
日常的にうけていた	72	21	9	23	19
	100.0%	29.2%	12.5%	31.9%	26.4%
時々うけていた	487	177	204	84	22
	100.0%	36.3%	41.9%	17.2%	4.5%
1、2回うけことがある	799	426	313	56	4
	100.0%	53.3%	39.2%	7.0%	0.5%
一度もうけたことがない	1,814	1,247	468	64	35
	100.0%	68.7%	25.8%	3.5%	1.9%
上段は人数(人)、下段は割合(%)					

## 2. 若者を対象とした家庭における体罰等の実態を軸とした調査結果にみられる特徴

### 1) 回答者の属性

#### (1) 回答者が体罰等をうけた頻度 (表 16)

体罰等を「日常的にうけていた」、「時々うけていた」、「1、2回うけたことがある」と答えたものを「体罰等経験者」、体罰等を「一度もうけたことがない」と答えたものを「体罰非経験者」とし、両者がほぼ50%ずつになるように抽出した。

表 16 回答者の体罰等をうけた頻度

	日常的に うけていた	時々 うけていた	1, 2回 うけたことがある	一度も うけたことがない	全体
人数(人)	55	359	605	1,016	2,035
割合	2.7%	17.7%	29.7%	49.9%	100%

#### (2) 回答者の性別 (表 17)

男性が48.2%、女性が51.6%であり、ほぼ半数ずつになるように抽出した。

表 17 回答者の性別

	男性	女性	その他	全体
人数(人)	991	1,041	3	2,035
割合	48.2%	51.6%	0.2%	100%

#### (3) 回答者の学生・非学生区分 (表 18)

学生が50.1%、学生ではないものが49.9%であり、ほぼ半数ずつになるように抽出した。

表 18 回答者の学生・非学生区分

	大学院生	大学生	短大生	専門学校生	その他の学校	学生ではない	全体
人数(人)	90	760	19	62	109	995	2,035
割合	4.4%	36.3%	1.1%	3.5%	5.2%	49.9%	100%

#### (4) 回答者の子育てにおける体罰等の行使に関する意識 (表 19)

子育てに体罰等を「積極的に使用する」、「状況により使用する」、「それしか方法がない場合のみ使用する」と答えたものを、体罰等の行使を容認するものとした。「使用するべきでな



い」と答えたものを、体罰等の行使を否定するものとした。それぞれが各 50.0%になるように抽出した。

表 19 回答者の体罰等についての意識

	積極的に使用する	状況により使用する	それしか方法がない場合のみ使用する	使用するべきでない	全体
人数(人)	21	317	680	1,017	2,035
割合	1.0%	15.6%	33.4%	50.0%	100%

(5) 回答者の年齢構成 (表 20)

回答者の年齢構成は 18 歳から 25 歳までであり、平均年齢は 22.1 歳であった。

表 20 回答者の年齢構成

	18歳	19歳	20歳	21歳	22歳	23歳	24歳	25歳	全体
人数(人)	165	294	125	184	258	281	344	384	2,035
割合	8.1%	14.4%	6.1%	9.0%	12.7%	13.8%	16.9%	18.9%	100%

(6) 回答者の居住地域 (表 21)

居住地域は、全国にわたっていた。

表 21 回答者の居住地域

	北海道・東北	関東	中部	近畿	中国・四国	九州・沖縄	全体
人数(人)	189	706	335	414	181	210	2,035
割合	9.3%	34.7%	16.5%	20.3%	8.9%	10.3%	100%

2) 子ども期に養育者からうけた体罰等の実態

表 22 に示したように、養育者から「日常的にうけていた」体罰等の形態を分類すると、すべて 10%以下であった。「怒鳴られる、脅される、暴言をうける」が 8.3%であり最も多かった。「時々うけていた」体罰等の形態は、「怒鳴られる、脅される、暴言をうける」が 30.6%と最も多く、次に「小突かれる、頭やお尻を軽く叩かれる」が 26.4%であった。「1、2回うけたことがある」体罰等の形態は、「げんこつ、殴られる、蹴られる」が 34.2%で最も多かった。「一度もうけたことがない」体罰等の形態は、「性的に嫌なこと、性的暴力」が 94.8%、

「何日も連続して身の回りの世話をされない」88.5%で他の形態より多かった。

また、「小突かれる、頭やお尻を軽く叩かれる」経験は62.7%、「げんこつ、殴られる、蹴られる」経験は60.8%、「怒鳴られる、脅される、暴言をうける」経験は60.0%の回答者が子ども期に養育者から被っていた。

これらの結果は、若者が子ども期に家庭において養育者からうけた体罰等の形態として、身体的暴力より、怒鳴る、脅される、暴言といった心理的暴力の頻度が高いことを示している。また子ども期にうける身体的暴力では、強い力の暴力より、いわばソフトな暴力が親・養育者によって行使されやすいことがうかがえる。

表 22 子ども期にうけた体罰等の形態別頻度

体罰等の形態	日常的に うけていた	時々 うけていた	1, 2回 うけたことがある	一度も うけたことがない	全体
げんこつ、なぐられる、 蹴られる	71 3.5%	470 23.1%	696 34.2%	798 39.2%	2,035 100%
小突かれる、頭やお尻を 軽く叩かれる	92 4.5%	537 26.4%	627 30.8%	779 38.3%	2,035 100%
長時間の正座、部屋に 閉じ込められる	35 1.7%	206 10.1%	380 18.7%	1,414 69.5%	2,035 100%
怒鳴られる、脅される、暴言を うける	169 8.3%	622 30.6%	431 21.2%	813 40.0%	2,035 100%
相手にされない、にらまれる、 馬鹿にされる	98 4.8%	272 13.4%	306 15.0%	1,359 66.8%	2,035 100%
何日も連続して身の回りのこと (食事の準備、洗濯や掃除、入 浴など)をしてもらえない	37 1.8%	81 4.0%	116 5.7%	1,801 88.5%	2,035 100%
性的に嫌なこと、性的暴力と いったこと	19 0.9%	30 1.5%	57 2.8%	1,929 94.8%	2,035 100%

数値について、上段は人数(人)、下段は割合を示す。

### 3) 子ども期に体罰等をうけたという意識と実際にうけた体罰等とのズレ

子ども期に養育者から体罰等をうけたという意識と実際にうけた体罰等をクロス集計すると、表 23 のとおり、「一度もうけたことがない」と回答したもののうち、「怒鳴られる、脅される、暴言をうける」については18.8%のものが、「小突かれる、頭やお尻を軽く叩かれる」については14.5%のものが「時々うけていた」と答えている。この結果から、怒鳴る・脅しなどの心理的暴力や「ソフトな」身体的暴力は、当事者である若者自身も体罰等であると認識していない可能性がうかがえる。

表 23 子ども期に体罰をうけていた意識と実際にうけた体罰

体罰経験	「げんこつ、殴られる、蹴られる」				「小突かれる、頭やおしりを軽く叩かれる」				「長時間正座させられる、部屋に閉じ込められる」				「怒鳴られる、脅される、暴言をうける」									
	全 体	た 日 常 的 に う け て い た	時 々 う け て い た	と 1 が あ る 回 う け た こ と	全 体	た 日 常 的 に う け て い た	時 々 う け て い た	と 1 が あ る 回 う け た こ と	全 体	た 日 常 的 に う け て い た	時 々 う け て い た	と 1 が あ る 回 う け た こ と	全 体	た 日 常 的 に う け て い た	時 々 う け て い た	と 1 が あ る 回 う け た こ と						
全 体	2,035 100.0%	71 3.5%	470 23.1%	696 34.2%	798 39.2%	2,035 100.0%	92 4.5%	537 26.4%	627 30.8%	779 38.3%	2,035 100.0%	35 1.7%	206 10.1%	206 10.1%	380 18.7%	1,414 69.5%	2,035 100.0%	169 8.3%	622 30.6%	431 21.2%	813 40.0%	
日常的にうけていた	55 100.0%	42 76.4%	8 14.5%	2 3.6%	3 5.5%	55 100.0%	37 67.3%	5 9.1%	5 9.1%	8 14.5%	55 100.0%	20 36.4%	16 29.1%	16 29.1%	7 12.7%	12 21.8%	55 100.0%	42 76.4%	7 12.7%	3 5.5%	3 5.5%	
時々うけていた	359 100.0%	23 6.4%	261 72.7%	49 13.6%	26 7.2%	359 100.0%	38 10.6%	228 63.5%	52 14.5%	41 11.4%	359 100.0%	12 3.3%	103 28.7%	103 28.7%	94 26.2%	150 41.8%	359 100.0%	87 24.2%	193 53.8%	43 12.0%	36 10.0%	
1、2回うけたことがある	605 100.0%	3 0.5%	110 18.2%	385 63.6%	107 17.7%	605 100.0%	11 1.8%	158 26.1%	279 46.1%	157 26.0%	605 100.0%	2 0.3%	52 8.6%	52 8.6%	172 28.4%	379 62.6%	605 100.0%	29 4.8%	231 38.2%	200 33.1%	145 24.0%	
一度もうけたことがない	1,016 100.0%	3 0.3%	91 9.0%	260 25.6%	662 65.2%	1,016 100.0%	6 0.6%	146 14.4%	291 28.6%	573 56.4%	1,016 100.0%	1 0.1%	35 3.4%	35 3.4%	107 10.5%	873 85.9%	1,016 100.0%	11 1.1%	191 18.8%	185 18.2%	629 61.9%	
体罰経験																						
全 体	2,035 100.0%	98 4.8%	272 13.4%	306 15.0%	1,359 66.8%	2,035 100.0%	37 1.8%	81 4.0%	116 5.7%	1,801 88.5%	2,035 100.0%	19 0.9%	30 1.5%	30 1.5%	57 2.8%	1,929 94.8%	2,035 100.0%	19 0.9%	30 1.5%	57 2.8%	1,929 94.8%	
日常的にうけていた	55 1.0	28 50.9%	12 21.8%	4 7.3%	11 20.0%	55 100.0%	17 30.9%	8 14.5%	7 12.7%	23 41.8%	55 100.0%	12 21.8%	1 1.8%	1 1.8%	3 5.5%	39 70.9%	55 100.0%	12 21.8%	1 1.8%	3 5.5%	39 70.9%	
時々うけていた	359 1.0	43 12.0%	109 30.4%	74 20.6%	133 37.0%	359 100.0%	13 3.6%	37 10.3%	43 12.0%	266 74.1%	359 100.0%	5 1.4%	17 4.7%	17 4.7%	25 7.0%	312 86.9%	359 100.0%	5 1.4%	17 4.7%	25 7.0%	312 86.9%	
1、2回うけたことがある	605 1.0	18 3.0%	90 14.9%	131 21.7%	366 60.5%	605 100.0%	4 0.7%	26 4.3%	50 8.3%	525 86.8%	605 100.0%	-	11 1.8%	11 1.8%	21 3.5%	573 94.7%	605 100.0%	-	11 1.8%	21 3.5%	573 94.7%	
一度もうけたことがない	1,016 1.0	9 0.9%	61 6.0%	97 9.5%	849 83.6%	1,016 100.0%	3 0.3%	10 1.0%	16 1.6%	987 97.1%	1,016 100.0%	2 0.2%	1 0.1%	1 0.1%	8 0.8%	1,005 98.9%	1,016 100.0%	2 0.2%	1 0.1%	8 0.8%	1,005 98.9%	

数値について、上段は人数(人)、下段は割合を示す。

#### 4) 子ども期に養育者から体罰等をうけた際の感情

表 24 に示したように、子ども期に体罰等をうけた際の感情に関しては、体罰等の形態を問わず否定的感情を抱いたものが 56.0%~82.0%にのぼった。その際の否定的感情としては、恐怖感、腹がたった、理不尽に感じたなどである。体罰の形態別にみると、無視する、にらむなどの心理的暴力に対して否定的感情を持ったものが 82.0%と最も多く、同じく心理的暴力である、怒鳴る、脅すに対するパーセンテージを 12.5 ポイントも上回っていた。また、小突く、頭やお尻を軽く叩く形態の体罰等に対しては否定的感情を持つものが 56.0%と最も少なかった。

体罰等をうけた際の肯定的な感情では、「自分が悪いからしかたない」と感じていたものが 60.5%~86.3%と突出して多く見られたが、性的虐待の場合のみ 34.2%と他の形態より低かった。

養育者と子どもの関係性の構築という点では、体罰等の行使は、養育者にしつけなどの教育目的があったとしても、恐怖感、不信感といった否定的感情を子どもに生んでおり、子どもと養育者の関係に悪影響をもたらすといえる。

表 24 子ども期に体罰等をうけた際の感情

Q. あなたは子ども時代、養育者からの行為（体罰等の形態）をどのように感じましたか

体罰等の形態	肯定的な感情をもった (A)	自分が悪いからしかたない	愛情を感じた	信頼感が増した	感謝している	その他の肯定的な感情	否定的な感情をもった (B)	理不尽と感じた	怖かった	不信感をもった	腹がたった	その他の否定的な感情	全体 (A+B)
げんこつ、なぐられる、蹴られる	401	346	20	9	24	2	836	155	351	62	259	9	1,237
	32.4%	86.3%	5.0%	2.2%	6.0%	0.5%	67.6%	18.5%	42.0%	7.4%	31.0%	1.1%	100.0%
小突かれる、頭やお尻を軽く叩かれる	553	442	59	16	29	7	703	136	213	63	282	9	1,256
	44.0%	79.9%	10.7%	2.9%	5.2%	1.3%	56.0%	19.3%	30.3%	9.0%	40.1%	1.3%	100.0%
長時間の正座、部屋に閉じ込められる	204	174	11	5	24	2	417	104	176	40	93	4	621
	32.9%	85.3%	5.4%	2.5%	11.8%	1.0%	67.1%	24.9%	42.2%	9.6%	22.3%	1.0%	100.0%
怒鳴られる、脅される、暴言をうける	373	326	17	12	18	-	849	179	323	73	264	10	1,222
	30.5%	87.4%	4.6%	3.2%	4.8%	-	69.5%	21.1%	38.0%	8.6%	31.1%	1.2%	100.0%
相手にされない、にらまれる、馬鹿にされる	122	86	14	11	11	-	554	139	88	89	225	13	676
	18.0%	70.5%	11.5%	9.0%	9.0%	-	82.0%	25.1%	15.9%	16.1%	40.6%	2.3%	100.0%
何日も連続して身の回りのこと（食事の準備、洗濯や掃除、入浴など）をしてもらえない	76	46	8	13	8	1	158	57	27	31	41	2	234
	32.5%	60.5%	10.5%	17.1%	10.5%	1.3%	67.5%	36.1%	17.1%	19.6%	25.9%	1.3%	100.0%
性的に嫌なこと、性的暴力といったこと	38	13	8	14	3	-	68	14	21	17	14	2	106
	35.8%	34.2%	21.1%	36.8%	7.9%	-	64.2%	20.6%	30.9%	25.0%	20.6%	2.9%	100.0%

上段は人数(人)、下段は割合(%)

## 5) しつけのためであっても子どもが許されないと思う体罰等の形態

若者を対象とした子ども期の体罰に関する認識についての質問に対しては、表 25 のとおり、養育者がしつけのために子どもに行う行為として、「何日も身の回りの世話をしない行為」は 64.3%のものが、「相手にしない、にらむ、馬鹿にする行為」は 57.6%のものが、とても許されないと答えており、他の形態の体罰等より否定的に捉える割合が高かった。子どもや若者は、ネグレクトや子どもを蔑ろにして馬鹿にするといった心理的暴力をしつけにおいて行使することを否定的に捉える意識が高いといえる。

さらに、体罰等の形態の違いにより、その行為を許されない行為と考える回答者<sup>\*1</sup>の割合が変化するかを調べたところ、身体的暴力では、げんこつ、なぐるなど文字通りの暴力は 70.8%が許されない行為と回答しているが、小突く、頭やおしりを軽く叩くなどの「ソフトな」暴力に対しては 49.6%のものしか許されない行為として意識していなかった。また、それらの行為をととても許されないと答えたものは、げんこつ、なぐるなどに対しては 42.5%、小突く、頭やおしりを軽く叩くに対しては 22.0%であり、しつけにおける「ソフトな」身体的暴力の行使は、若者も容認しやすい状況にあるといえる。

心理的暴力をみると、子どものしつけにおいて、相手にしない、馬鹿にするといった行為に対しては 79.4%のものが、怒鳴る、脅すなどの行為に対しては 50.0%のものが許されない行為であると答えていた。これら二つの行為は、とても許されないと答えたものの割合を比較すると、相手にしない、馬鹿にするなどの行為は 57.6%であったが、怒鳴る、脅すなどの行為に対しては 20.7%であった。怒鳴る、脅すなどの行為を、とても許されないと答えたものは 20.7%とすべての体罰等の形態の中で最少であり、怒鳴る、脅すといった行為は、しつけにおいて若者に容認されやすい状況があるといえる。

<sup>\*1</sup> しつけのために 5 種類の体罰等の行為を子どもに行使することを許されないとするかという質問に、「とてもそう思う」、「そう思う」と回答したもの

**表 25 若者がしつけのためであっても許されないと思う行為**

Q.あなたは、「しつけ」のため子どもに以下の行為を行うことを許されない行為と思いますか

体罰等の形態	とてもそう思う	そう思う	そう思わない	まったく そう思わない	全体
げんこつ、なぐられる、 蹴られる	865	576	383	211	2,035
	42.5%	28.3%	18.8%	10.4%	100%
小突かれる、頭やおしりを 軽く叩かれる	447	562	769	257	2,035
	22.0%	27.6%	37.8%	12.6%	100%
怒鳴られる、脅される、暴言を うける	422	597	774	242	2,035
	20.7%	29.3%	38.0%	11.9%	100%
相手にされない、にらまれる、 馬鹿にされる	1,172	438	168	257	2,035
	57.6%	21.5%	8.3%	12.6%	100%
何日も連続して身の回りのこと をしてもらえない	1,309	313	140	273	2,035
	64.3%	15.4%	6.9%	13.4%	100%

数値について、上段は人数(人)、下段は割合を示す。

#### 6) 子ども期に体罰をうけた際の感情と体罰容認の意識

表 26 に示されているように、子ども期にうけた体罰等に肯定的感情を持っているものは、養育において体罰を「使用するべきでない」と答えたものが全体より 10 ポイント以上低く、「状況により使用する」と答えたものが全体より 10 ポイント以上高かった。

子ども期に体罰等をうけた際に否定的感情を持ったものは、養育において体罰等を「使用するべきでない」と答えたものが 33.8%～51.7%であり、すべての形態の体罰等で肯定的感情を持ったものを上回っていた。一方、体罰等へ否定的感情を持っていると答えたものの 33.1%～38.1%が「それしか方法がない場合」には体罰等の使用を肯定していた。

表 26 体罰等をうけた際の感情と体罰容認の意識

		全 体	積 極 的 に 使 用 す る	状 況 に よ り 使 用 す る	場 所 の し か 方 法 が な い	使 用 す る べ き で な い
	全 体	2,035	22	245	695	1,073
		100.0%	1.1%	12.0%	34.2%	52.7%
げんこつ、殴られる、蹴られる	肯定的な感情をもった	401	7	102	174	118
		100.0%	1.7%	25.4%	43.4%	29.4%
	否定的な感情をもった	836	10	98	316	412
		100.0%	1.2%	11.7%	37.8%	49.3%
小突かれる、頭やおしりを軽く叩かれる	肯定的な感情をもった	553	9	118	220	206
		100.0%	1.6%	21.3%	39.8%	37.3%
	否定的な感情をもった	703	8	80	257	358
		100.0%	1.1%	11.4%	36.6%	50.9%
長時間正座させられる、部屋に閉じ込められる	肯定的な感情をもった	204	7	60	84	53
		100.0%	3.4%	29.4%	41.2%	26.0%
	否定的な感情をもった	417	9	62	138	208
		100.0%	2.2%	14.9%	33.1%	49.9%
怒鳴られる、脅される、暴言をうける	肯定的な感情をもった	373	14	92	153	114
		100.0%	3.8%	24.7%	41.0%	30.6%
	否定的な感情をもった	849	4	95	311	439
		100.0%	0.5%	11.2%	36.6%	51.7%
相手にされない、にらまれる、馬鹿にされる	肯定的な感情をもった	122	12	37	45	28
		100.0%	9.8%	30.3%	36.9%	23.0%
	否定的な感情をもった	554	3	59	211	281
		100.0%	0.5%	10.6%	38.1%	50.7%
何日も連続して身の回りのことをしてもらえない	肯定的な感情をもった	76	10	32	21	13
		100.0%	13.2%	42.1%	27.6%	17.1%
	否定的な感情をもった	158	5	25	54	74
		100.0%	3.2%	15.8%	34.2%	46.8%
性的に嫌なこと、性的暴力	肯定的な感情をもった	38	8	19	9	2
		100.0%	21.1%	50.0%	23.7%	5.3%
	否定的な感情をもった	68	5	16	24	23
		100.0%	7.4%	23.5%	35.3%	33.8%

上段は人数(人)、下段は割合(%)

### 7) 将来の子育てにおいて体罰等を行行使することについての若者の意識

若者を対象とした本調査では、表 27 に示すとおり、将来の子育てにおいて体罰等を「使用するべきでない」と答えたものが 52.7 % と最も多く、それに次いで「それしか方法がない場合のみ使用する」が 34.2 % であった。子ども期に近い存在であり、養育される側に立つ若者たちは、子育てにおいて体罰等の行使を否定するものが多く、容認しているものも「それしか方法がない場合のみ使用する」という消極的な体罰容認意識を持つことがうかがえた。

表 27 将来の子育てにおける体罰等の行使についての意識

Q. あなたは、将来の自分の子育てにおいて"しつけ"のために体罰等を使用することをどう考えますか

	積極的に使用する	状況により使用する	それしか方法がない場合のみ使用する	使用するべきでない	全体
人数(人)	22	245	695	1,073	2,035
割合	1.1%	12.0%	34.2%	52.7%	100.0%

また、性別により体罰等の容認意識に違いがあるか否かを調べるため、性別と養育における体罰等の容認意識についてクロス集計を行なった。その結果を示す表 28 では、男性が 48.4%、女性が 56.9%と「使用するべきでない」と答えたものが男女とも最も多く、それに次いで「それしか方法がない場合のみ使用する」が男性で 34.2%、女性で 34.1%であった。また、性差的特徴として、女性の方が男性より体罰等を「使用するべきでない」と答えたものが 8.5 ポイント高く、「状況により使用する」と答えたものは女性より男性の方が 6.9 ポイント多い結果であった。

表 28 性別と養育における体罰の容認意識

	全 体	積 極 的 に 使 用 す る	状 況 に よ り 使 用 す る	場 所 の し か み 使 用 法 が な い	使 用 す る べ き で な い
全 体	2,035	22	245	695	1,073
	100.0%	1.1%	12.0%	34.2%	52.7%
男性	991	18	154	339	480
	100.0%	1.8%	15.5%	34.2%	48.4%
女性	1,041	4	90	355	592
	100.0%	0.4%	8.6%	34.1%	56.9%
その他	3	-	1	1	1
	100.0%	-	33.3%	33.3%	33.3%

上段は人数(人)、下段は割合(%)



### 3. 相談する意識と実態を中心とした調査結果の特徴—子どもは相談しているのか、誰に相談するのか

#### 1) 回答者の属性

調査2と同様の回答者である。調査1の回答者の中から、養育者からの被体罰等の経験に偏りがでないように、被体罰等の経験者と未経験者、性別、学生かどうか、子育てにおける体罰等の使用を肯定するものと否定するものがほぼ半数となり、年齢構成、居住地域にも偏りがないように2,035人を抽出した。

#### 2) 子どもは家庭における体罰等について相談しているか

本調査では、子ども期に親・養育者から体罰等をうけた際、「誰にも相談しなかった」と答えたものの割合が41.5～78.1%と最も高かった(表29)。その傾向をより鮮明に認識できるように、あえて図1を作成してみたが、いかに誰にも相談しなかったか、その現状が浮き彫りにされているといえる。

その特徴を見ると、身体的暴力、怒鳴られる、暴言をうける行為、無視される、馬鹿にされる行為が「誰にも相談しなかった」と答えたものの割合が70.4%～78.1%と高く、性的暴力のみ誰にも相談しなかったものが41.5%と半数以下であり、比較的周囲に相談していたことがうかがえる結果であった。

表 29 養育者から体罰等をうけた際の相談先

Q. あなたは養育者から以下の行為をうけた時に誰に相談しましたか(複数回答可)

体罰等の形態	親・他の家族	兄弟姉妹	友人	教師	相談機関 (児童相談所、チャイルドラインなど)	居場所関係 (児童館、プレイパークなど)	その他	誰にも相談しなかった	全体
身体的暴力	195	83	80	41	21	1	3	1,223	1,566
	12.5%	5.3%	5.1%	2.6%	1.3%	0.1%	0.2%	78.1%	100.0%
無視される、馬鹿にされる	97	46	58	24	15	2	4	476	676
	14.3%	6.8%	8.6%	3.6%	2.2%	0.3%	0.6%	70.4%	100%
怒鳴られる、暴言・脅される	156	71	81	43	23	6	3	917	1,222
	12.8%	5.8%	6.6%	3.5%	1.9%	0.5%	0.2%	75.0%	100%
何日も連続して身の回りのことをしてもらえない	36	27	20	10	8	1	1	145	234
	15.4%	11.5%	8.5%	4.3%	3.4%	0.4%	0.4%	62.0%	100%
性的暴力、性的に嫌なこと	23	21	10	8	5	1	-	44	106
	21.7%	19.8%	9.4%	7.5%	4.7%	0.9%	-	41.5%	100%

数値について、上段は人数(人)、下段は割合を示す。

### 3) 子どもは、家庭における体罰等について誰に相談しているのか

子ども期に親・養育者から体罰等をうけた際に、子どもが相談した先を見ると、「親・他の家族」が12.5%~15.4%、「兄弟姉妹」が5.3%~19.8%と比率が高かった。親・養育者からの体罰等をうけた際の相談先もまた多くの場合、家族であるという特徴が見える（表29、図1）。

家族以外の相談先を見ると「友人」が5.1%~9.4%と割合が高く、「教師」へ相談したものは2.6%~7.5%、児童相談所などの「相談機関」には1.3%~4.7%、「子どもの居場所」には0.1%~0.9%と「友人」よりも低い結果であった。

これらの結果から、親・養育者から体罰等をうけた際に家族以外の第三者的存在が子どもの相談先となっていない状況を確認できる。

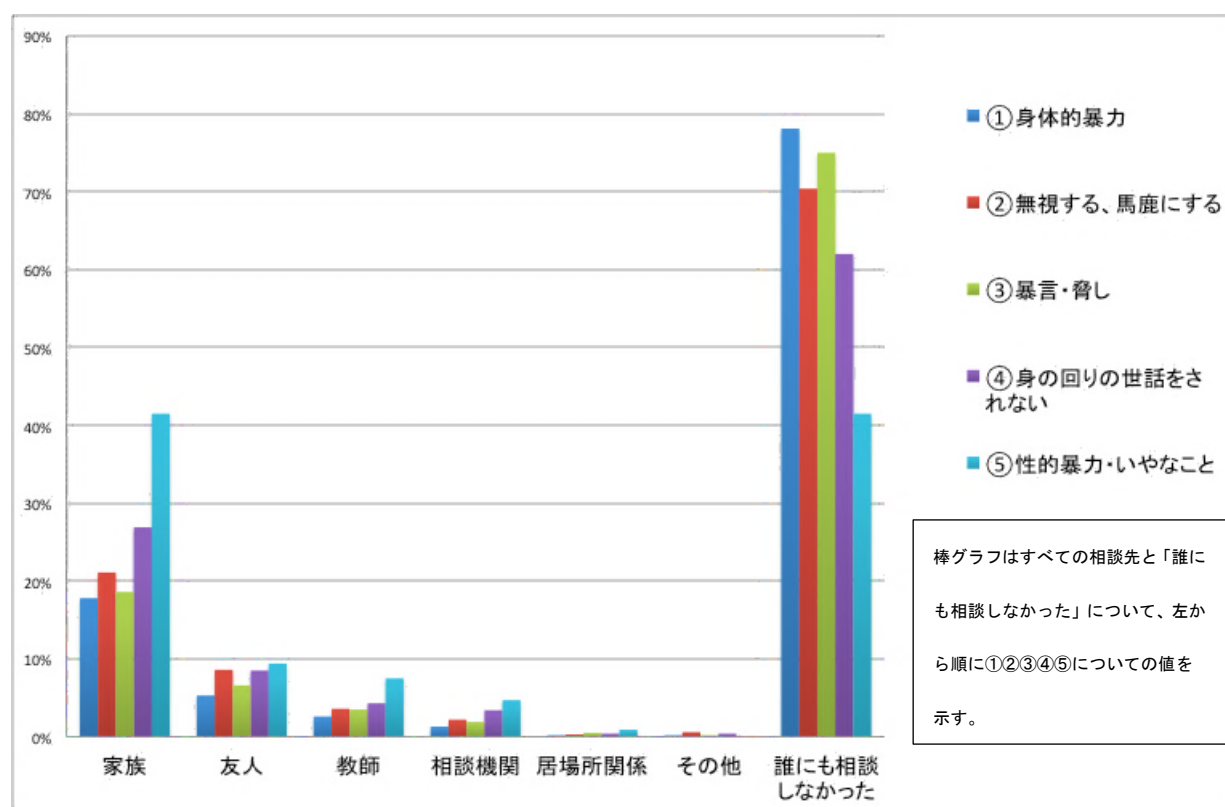


図1 養育者から体罰等をうけた際の相談先

### 4) 相談することによる安全感、相談しないことによる安全感—相談のリスクの問題

子ども期に親・養育者から体罰等をうけた際に相談することと子ども期の安全感の関係をみるためにクロス集計を行った（表30）。子ども期に親・養育者からうけた体罰等について相談した群では、すべての体罰等の形態において、安全感を「とても感じる」、「やや感じる」と答えたものの合計が70%~80%以上であり、安全感を「あまり感じない」、「まったく感じない」と答えたものの合計をはるかに上まわっていた。

その意味では、相談することにより安全感が高まるとみることができるが、問題は、「誰にも相談しなかった」場合である。表 30 では、「身体的暴力」および「怒鳴る、暴言、脅し」の項目において、誰にも相談しない場合の方が相談した場合より、安全感を「とても感じる」、「やや感じる」と答えたものの比率が高く、90%近くにのぼっている。子どもの立場からみれば、養育する側の体罰等について誰かに相談することは、それ自体がリスクを伴う行動であるという意識が強いためとみられる。相談することが安心、安全とストレートには結びつかない現状がうかがえた。

表 30 体罰等を相談することによる安全感

		全 体	と と も 感 じ る	や や 感 じ る	あ ま り 感 じ な い	ま っ た く 感 じ な い
全体		2,035 100.0%	1,150 56.5%	673 33.1%	151 7.4%	61 3.0%
身体的暴力	相談した	343 100.0%	169 49.3%	120 35.0%	38 11.1%	16 4.7%
	誰にも相談しなかった	1,223 100.0%	686 56.1%	411 33.6%	94 7.7%	32 2.6%
心理的暴力(無視する、馬鹿にするなど)	相談した	200 100.0%	79 39.5%	83 41.5%	24 12.0%	14 7.0%
	誰にも相談しなかった	476 100.0%	188 39.5%	192 40.3%	69 14.5%	27 5.7%
怒鳴る、暴言、脅し	相談した	305 100.0%	137 44.9%	113 37.0%	38 12.5%	17 5.6%
	誰にも相談しなかった	917 100.0%	476 51.9%	334 36.4%	80 8.7%	27 2.9%
ネグレクト(身の回りの世話をされないなど)	相談した	89 100.0%	37 41.6%	30 33.7%	14 15.7%	8 9.0%
	誰にも相談しなかった	145 100.0%	43 29.7%	53 36.6%	33 22.8%	16 11.0%
性的暴力、性的に嫌なこと	相談した	62 100.0%	27 43.5%	22 35.5%	9 14.5%	4 6.5%
	誰にも相談しなかった	44 100.0%	11 25.0%	15 34.1%	11 25.0%	7 15.9%

数値について、上段は人数(人)、下段は割合を示す。

### 第3節 考察—調査から見えてきたもの

若者を対象とする子ども期における家庭での体罰等の実態・意識調査の結果から、養育される側からみた養育者からの暴力等の実態やその諸特徴が明らかとなった。また、子ども期に養育者からの体罰等の暴力行為についてどのように感じたか、また養育される側の体罰等への意識の特徴も見えてきた。本節では、調査のまとめとして若者を対象とした子ども期における体罰等の実態・意識調査から見えてきたことを論じていく。

#### 1. 子ども期における家庭での養育者からの暴力の実態

##### 1) 若者が子ども期にうけた養育者からの暴力の形態

表31に示すように18歳から25歳の若者は、子ども期に親・養育者から、身体的暴力だけでなく、あらゆる形態の暴力をうけていたことがうかがえる。特に若者が子ども期に親・養育者からうけた暴力として多かったものは、親・養育者から「小突かれる、お尻を軽く叩かれる」などの「ソフトな」身体的暴力、「げんこつ、なぐられる」などのハードな身体的暴力、「怒鳴られる、脅される、暴言をうける」という心理的暴力であり、60%以上がこれらを経験していた。これらの形態の暴力行為は、養育者から子どもに対して行使されやすいことがうかがわれる。

子どもへ虐待や体罰をしている親の回復支援プログラムを開発した森田(2003:34-43)は、体罰の六つの問題性として、①体罰は行使するおとなの感情のはけ口であることが多い、②体罰は恐怖感を与えることにより子どもの言動をコントロールする方法である、③体罰は即効性があるので他のしつけの方法がわからなくなる、④体罰は、エスカレートする、⑤体罰を見ている他の子どもに深い心理的ダメージを与える、⑥体罰は、ときに、とり返しのつかない事故を引きおこす、と指摘している。そして、外から痛みや恐怖心により子どもの言動をコントロールにするのではなく、子どもが、自分で自分を律し、自分で考える力を身につける内的コントロールを高めるしつけのためには、体罰によらないしつけの方法と養育者と子どもが安心を感じる良好な人間関係が必要であると述べている[森田、2003:24]。また、ガーショフ(Gershoff, 2002)は、88の体罰と子どもに関する研究をメタ分析し、おとなが子どもの行動を正す目的やコントロールする目的で、怪我はさせないが痛みを感じさせる力を行使することは、子どもの、規範的意識の内在化、攻撃性、非行・反社会的行動、親子関係の質、メンタルヘルス、被虐待者となる可能性などに悪影響があることを述べた。また、子ども期だけでなく、おとなになってからの、攻撃性、犯罪や反社会的行動、メンタルヘルス、子どもやパートナーへの虐待などにも悪影響があることを述べた。これらの先行研究が示しているように、本調査で明らかになった親・養育者から子どもがうけていることが身体的暴力や心理的暴力などの体罰等は、しつけのためであっても、「ソフトな」力であっても、子どもの成長に悪影響を与える可能性が高く、その行使は禁止されるべきなのである。

## 2) 子ども期に養育者からうけた体罰等に対する子どもの感情

また、若者が子ども期に親・養育者から体罰等をうけた際の感情についての質問には、体罰等をうけた際には、親・養育者に恐怖感、怒り、理不尽な思いなどの否定的感情をもったと半数以上が答えていた。親や養育者が、しつけが目的である、子どもへの愛情をもっていていると考えていても、体罰等の暴力行為は子どもに恐怖や不信感といった否定的感情を生んでいるのである。また、体罰等の暴力行為の中で、特に「相手にされない、にらまれる、馬鹿にされる」という形態の心理的暴力に対しては、最多の82.0%のものが否定的な感情を持っていると答えている。この結果から、子どもは身体的暴力より人格無視、プライドを傷つける形態の暴力行為に対する否定的な感情が非常に強いことが明らかになった。これは、人間として扱われていないこと、すなわち人権侵害への否定的感情といえよう。

次に、すべての体罰等の形態において、それをうけた際に子どもの多くが否定的感情を持ったという調査結果を、親・養育者と子どもとの関係性の構築への影響という視点で分析すると、子どもへの体罰等の行使は、養育する側に、しつけのため、愛情のゆえなどいかなる目的や理由があっても子どもに否定的感情を生み、子どもと養育者の関係構築に悪影響をきたす可能性が高いことが見えてくる。

今後、子どもへの暴力防止の取組みを進めていくために、子どもは人格を否定される心理的暴力に傷つき、強い否定的感情を持ったという本調査の結果をもって、身体的暴力だけでなく心理的暴力も子どもの権利を侵害する暴力行為であり不適切な養育行為であることを法的にも規定し、子ども、養育者、そして社会に積極的に普及啓発していく必要があるだろう。

表 31 養育者からうけた体罰等の形態とうけた体罰等に対する子どもの感情

	経験者	肯定的な感情をもった	否定的な感情をもった
げんこつ、殴られる、蹴られる	60.8%	32.4%	67.6%
小突かれる、頭・おしりを軽く叩かれる	62.7%	44.0%	56.0%
長時間正座させられる、部屋に閉じ込められる	30.5%	32.9%	67.1%
怒鳴られる、脅される、暴言をうける	60.0%	30.5%	69.5%
相手にされない、にらまれる、馬鹿にされる	33.2%	18.0%	82.0%
何日も連続して身の回りのことをしてもらえない	11.5%	32.5%	67.5%
性的に嫌なこと、性的暴力	5.2%	35.8%	64.2%

n=2,035

## 2. 養育者からの体罰等に関する子どもの意識

### 1) 養育する側（おとな）と養育される側（子ども）の体罰等の暴力行為に関する意識の特徴

若者を対象とした本研究の調査では、図 2 に示すとおり、養育される側（子ども）は53.7%が子育てにおいて体罰等を行なうことへ否定的であり（図 2）、これに対して、セイブ・ザ・

チルドレン・ジャパンが成人2万人を対象に実施した調査によれば、養育する側（おとな）は43.3%が体罰の行使へ否定的であった（図3）。図2と図3の比較によって、養育される側（子ども）は養育する側（おとな）よりも、子育てにおける体罰行使に否定的な傾向が強いことがわかる。また、体罰を否定する意識の強さは子どもの成長とともに低下してゆき、やがて自らが養育する側になると体罰等を否定する意識より体罰等を容認する意識が強まっていくことが考えられる。

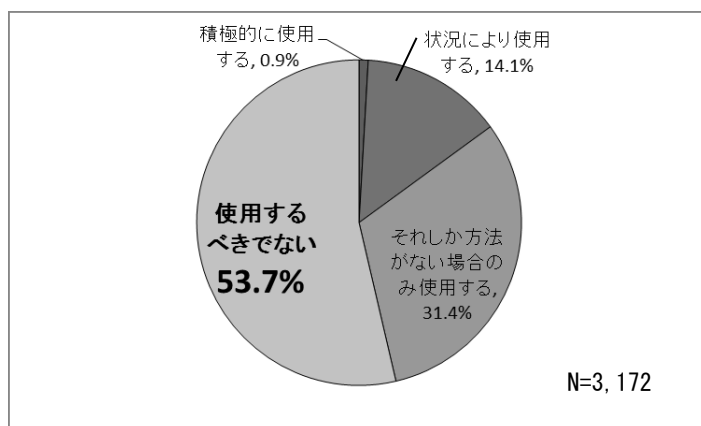


図2 養育される側（子ども）の子育てにおける体罰等の行使の意識

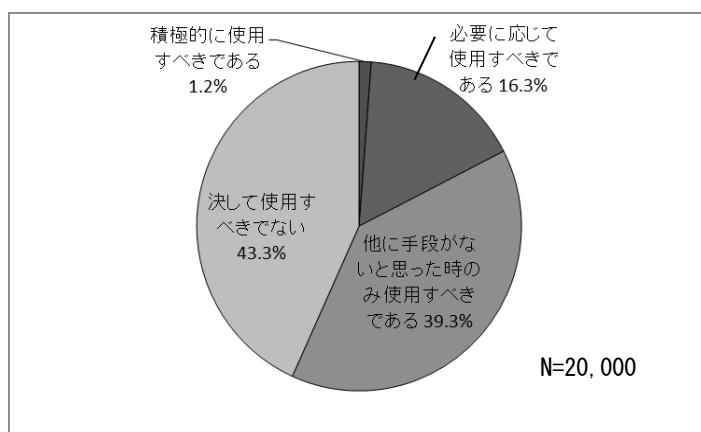


図3 養育する側（おとな）の子育てにおける体罰等の行使の意識

（セイブ・ザ・チルドレン・ジャパン（2018）より筆者作成）

また、子どもはおとなよりも体罰否定意識が高い傾向があるが、それでも、子育てにおける体罰行使を容認する意識を持つ若者が46.3%を占めており、その体罰容認意識の特徴は、積極的に体罰を容認するものはわずか0.9%であるのに対し、「それしか方法がない場合使用する」という消極的な体罰容認が31.4%と主流である。成人を対象とした調査でも、体罰等

を「他に手段がないと思った時のみ使用すべきである」が体罰を容認するものの主流であることを見ると、子育てにおいて言い聞かせてもわからない場合は体罰等の行使を容認するという、やむを得ない場合に限り体罰を容認する意識が養育される側にも養育する側にも共通した体罰容認意識であるといえる。

近年、国内外で子どもへの暴力によらない、子どもの尊厳にそった養育法やしつけ法が開発されている。また、親・養育者から虐待をうけるリスクが高い発達障がいや問題行動をもつ子どもたちの養育支援やそのような子どもがいる家庭への支援としてペアレント・トレーニングやペアレント・プログラムが実践されている<sup>(3)</sup>。このような子どもの権利にそった暴力によらないしつけや養育法を具体的に紹介し、親・養育者が子育てにおいてそれらを実践できるようにトレーニングする機会を保障していくことが体罰はやむを得ないという意識を転換するために必要であると考え。加えて、スウェーデンのように、世界初の体罰全面禁止法の整備と体罰の不適切さに関する継続した意識啓発キャンペーンにより、親・養育者のみならず社会全体の体罰容認意識を転換し体罰行使率も大きく減少させた実績（第Ⅱ部第3章第2節）を参考に、子ども、養育者、そして社会の体罰はやむを得ないという意識を転換させることが求められていると考える。

## 2) 子育てにおいて若者に容認されやすい子どもへの暴力行為

次に、本研究の調査対象者である若者に容認されやすい体罰等の暴力行為に着目する。若者が許されないと考えるしつけの形態（表 25）については、小突く、お尻を軽く叩くといった「ソフトな」身体的暴力、怒鳴る、脅すといった心理的暴力は許されないと答えたものの比率がそれ以外のしつけの形態に対してよりも10～20ポイント下回っており、これらの「ソフトな」身体的暴力や怒鳴る、脅すといった行為の行使は、子育てにおいて若者にも容認されやすいことがわかった。

また、子ども期に体罰等を「一度もうけたことがない」と答えたもののうち、実際に養育者からうけた経験のある行為を確認したところ、「怒鳴られる、脅される」、「小突かれる、お尻を軽く叩かれる」といった「ソフトな」身体的暴力を「時々うけていた」と答えた者が少なくなかった。この結果は、本研究における調査対象者の若者が子ども期にうけた、怒鳴る・脅すなどの心理的暴力や「ソフトな」身体的暴力は、実際には経験したにもかかわらず、子ども側に体罰等をうけたという認識を伴わないことを示している。

体罰等の容認意識について整理すると、養育される側（子ども）の体罰等の容認意識は消極的な容認意識であり、子育てやしつけにおいて、「ソフトな」身体的暴力や怒鳴る・脅すといった形態の心理的暴力行為の行使を容認しやすい傾向があることが見えてくる。

なぜ、「ソフトな」身体的暴力や怒鳴る・脅すなどの心理的暴力は、体罰行為や不適切な養育行為として認識されにくく若者に容認されやすいのか。

その原因として、誰もがこれらの行為は体罰等であると正しく認識できるほどには日本社会において体罰等の概念が確立され一般化していないことが考えられる。しかし、それ以上

におとなが子ども（さらには子どもが子ども）を怒鳴る・脅す行為や「ソフトな」身体的暴力を行使する行為は、保育・教育現場やクラブ活動、習い事など家庭外のあらゆる環境で蔓延しており、子どもたちはそうした行為によって問題を解決する、他者をコントロールすることを学習してしまうため、怒鳴る・脅すなどの行為、「ソフトな」身体的暴力を体罰等と認識する感覚が麻痺しているのではないだろうか。家庭で「一度も体罰をうけたことがない」と答えたものの33.7%が子育てにおいて体罰等を容認するという結果も、家庭外の環境で暴力や体罰等によって問題を解決するという誤った学習をしてきたことを示していると考える。

子どもが問題解決の主体として、体罰等の子どもへの暴力問題に取り組むには、自らがうけた養育者からの暴力が不適切な養育行為であり子どもの権利侵害であることを子ども自身が正しく認識し、体罰の容認意識を体罰への否定意識に転換していくことが不可欠である。そのために子どもの権利学習<sup>(4)</sup>といった取組みが求められているといえる。

### 3. 子どもが養育者からの体罰等について誰にも相談しない現状

調査結果より、子ども期における親・養育者からの体罰等の行為に対する否定意識が高いにもかかわらず、それらの行為をうけたことを子どもは誰にも相談しないという現状が見えてきた。

#### 1) 子どもが誰にも相談しない理由とその背景

調査結果から、子ども期における体罰等に対して否定的な感情を持つにもかかわらず、すべての形態の体罰等について「誰にも相談しなかった」と答えたものが41.5%～78.1%で突出して多いことが明らかになった(表29、図1)。また、相談した場合の相談先は、他の家族、兄弟姉妹、友人が上位を占め、一方、相談先として比率が低かったのは、教師(2.6%～7.5%)、児童相談所などの相談機関(1.3%～4.7%)、子どもの居場所事業(0.1%～0.9%)であった。体罰をうけた際の相談先の上位を占めている他の家族は体罰等を加えた者と生活をともにしており、子どもの安全と問題解決につながる相談先とは言いがたい。また友人への相談も高い割合で見られたが、友人は体罰をうけた子どもの精神的な支えとなりうるとしても、その友人もまたほとんどの場合子ども世代であり、専門家を交えた多面的な家族支援を提供する相談先としては余りにも力不足と言わざるをえないだろう。

何より、子どもが養育者からの体罰等について誰にも相談しない場合が多いという本調査の結果は深刻にうけ止めるべきである。子どもは体罰等へ否定的感情をもっているのにも関わらず誰にも相談しないのは単純に相談先や相談方法を子どもが知らないとは言い切れない。

2016(平成28年)年に大阪府立大学が大阪府下の小学5年生26,540人と中学2年生23,558人の約5万人の子どもを対象に実施した調査をまとめた『大阪府子どもの生活に関する実態調査報告書』[大阪府立大学、2017:108]では、嫌なことや悩んでいるときの相談相手は誰かという質問に対して、「だれにも相談できない」という回答が4.0%、「だれにも相談したくない」という回答が11.4%であり、子どもは、悩みについて相談したいのに相談できないのではなく、相談したくないと考えている場合が多い可能性がある。



むしろ、子どもが周囲に相談しないのは、表 30 にも示したように、子どもは養育者からの体罰等の問題について誰にも相談しないことで安全感が得られると感じる場合が多いからである。千葉県野田市の 10 歳女兒虐待死事件（2019（平成 31）年）で露呈されたように、子どもにとっては、勇気を出して教師に SOS を発してもその守秘義務が教師によって果たされないのではないかという不安感も大きい。

また、子どもの立場からは、確かに体罰等による権利侵害に伴う苦痛はあるが、相談した結果、児童相談所などが介入し一時保護などにより親・家族から分離されることはもっと辛いと感ずるのではないか。

このように、子ども側からみれば、相談することで子どもが本来求めている問題解決からかえって遠ざかり、事態が悪化してしまうことへの不安感が大きいと考えられる。次の第 2 章第 1 節の調査報告で家庭養護のもとで育つ子どもが、居場所となった里親家庭からの措置変更への不安から養育者からの体罰等の不適切な養育行為について児童福祉司や周囲に相談しない構図が見られることを述べるが、そのことも、子どもが本来求めている問題解決から遠ざかる形で事態が悪化することへの不安を抱いていることを裏付けるものといえる。

また、周囲に SOS を発したり相談したりしても問題が解決しないというあきらめ感もあるようである。あきらめ感の関連では、教師に相談したものが 7.5%未満であった結果は興味深い。

なぜ、教師が相談相手として選ばれないのか。本調査は養育される側を対象とした体罰の実態・意識調査であるため、ここでこの問題を詳細に分析するには限界がある。この問題に関すると思われることを取り上げると、玉井（2005）は、現職教員についての調査の中で、教師が、子どもがうけた虐待を通告するのを躊躇する理由として虐待通告による保護者や家庭との関係悪化を避けたいという意識が働いていることを報告している。さらにいえば、2017（平成 29）年現在、年間 5,000 人前後の公立学校の教師が精神疾患で病気休職している現状 [文部科学省、2019] がある。他にも、2019（令和元）年に発表された、学校の学習環境と教員及び校長の勤務環境に焦点を当てた国際調査である経済協力開発機構（OECD）による「国際教員指導環境調査」（TALIS : Teaching and Learning International Survey）の結果によれば、中学校教員の一週間当たりの労働時間は、参加 48 か国平均では 38.3 時間であるが、日本は最も長く 56.0 時間であり、小学校教員についても参加国の中で日本は最も長く 54.4 時間であった。このように、日本の教員の労働時間は参加国平均を大きく上回っているのが現状である [国立教育政策研究所、2019]。これらから察するに、昨今の教師の多忙化の中で、生徒の家庭の虐待問題に踏み込む気力、体力が失われていることもあろう。またそのような教師の日常を見ている子どもたちは、教師に相談することをためらうことも十分考えられるのではないだろうか。あらためて、子どもが相談することで安心感を得られるように、安全な状態で安心して相談できる条件や環境の整備を急ぐ必要がある。

今後の課題として、子どもの悩み、子どもからの SOS を相談救済へとつなげるために、子どもへのインタビュー調査などを通して、子ども自らが問題解決の主体として、安心して相

談する権利を行使できるようにするための支援システムのあり方を検討していくことが重要である。

子どもの安心して相談する権利<sup>(5)</sup>を保障していくことは、子どもの安全な成長への権利や安全な養育への権利を保障する上で不可欠であるといえる。

## 2) 子どもの安心して相談する権利を保障する支援システムを求めて

親・養育者からの体罰に対する否定的感情が強いにもかかわらず子どもは体罰についても相談しない。その理由を整理すると、①相談先や相談方法がわからない、②相談しても無駄というあきらめ感・無力感、③相談しても子どもが求める状態、希望する問題解決に至らないのではないかという思い、④暴力的な諸行為を子どもが正しく不当な体罰として認識できないなどである。しかし、以上の①②③④よりも重視すべきは、⑤子ども自身において親・養育者による体罰の不当性や人権侵害性を理解し、憤り、助けを求めて良いのだという権利認識が不十分なことではないだろうか。これを裏付けるように、全国に先駆けて1998(平成10)年に子ども固有の相談救済機関である子どもオンブズパーソンの設置を条例で定めた兵庫県川西市が2018(平成30)年に小学生と中学生を合わせた約2,500人に実施した「子どもの権利条約にもとづく実感調査」によると、子どもの権利条約について「条約の名前も書かれてあることも、まったく知らない」と答えたものが小学生では63%、中学生では67%であった[川西市、2018]という報告がある。また、2000(平成12)年に全国に先駆けて子どもの権利の総合的保障を目指す「子どもの権利に関する条例」を制定した川崎市は、2002(平成14)年から3年ごとに「川崎市子どもの権利に関する実態・意識調査」を実施しているが、2017(平成29)年に11歳から17歳の子ども2,100人を対象に実施した調査では、川崎市子どもの権利条例を「知らない」と答えたものが48%であった[川崎市、2018]という報告もある。

子どもが問題解決の主体として自発的に相談し、そこから問題解決へ踏み出すためには、子ども自身がうけた体罰は人権侵害であり、問題解決に子どもの意見や希望が尊重されるべきだという権利意識を子どもが高める必要がある。そのために子どもへの暴力禁止にとどまらない、子どもによる行動につながるような子どもの権利学習が求められていると考える。

子どもが問題解決の主体として安全・安心して相談できる権利を保障されることは、子どもの安全な成長権の保障に不可欠である。2019(平成31)年3月成立した「東京都子供への虐待の防止等に関する条例」の第9条(通告しやすい環境づくり)、あるいは同年2月に公表された日本政府に対する第4・5回子どもの権利委員会総括所見パラ24(a)では、子どもが安心して相談できる環境整備の必要性が言及されている。また、文部科学省も、千葉県野田市児童虐待死事件で、父親からの暴力被害の訴えを書いた学校のいじめアンケート用紙のコピーを教育委員会が父親に渡したケースなどを問題視し、2019(平成31)年3月19日文部科学大臣名で、子どもたちに「どんな事があっても、皆さんのことを最後まで守り通していきます」と呼びかけ、メッセージ『全国(ぜんこく)の児童(じどう)生徒(せいと)の

みなさんへ 安心（あんしん）して相談（そうだん）してください』[文部科学省、2019]を  
発表するなど、子どもが安心して相談できる権利の保障への取組みが活性化している。

子どもの安心して相談する権利を保障するためには、相談先を増やすという量的な環境整備  
だけでは不十分で、むしろ質的な整備、子ども固有の相談システムの確立が必要であると  
考える。子どもは、テーブルで向き合うような対面的相談は好まない。具体的には、これまで  
フリースペース、プレイパークなど子どもの居場所づくりの現場において開拓されてきた、  
ながら相談（遊びながら、食べながらの相談）や発見型相談（相談される側が権利侵害に気  
づく）が参考になろう<sup>(6)</sup>。子どもの成長のニーズ、生活のニーズに応じた意思表示やSOS  
発信のサポート、そのための情報提供、子どもの望む問題解決方法をともに考える姿勢やヒ  
アリング技術を踏まえた支援など子どもの権利を基盤として子どもに寄り添うスタッフによ  
るサポートが必要であると考えられる。

それに携わるおとな、子ども参加ファシリテーターは、子どもの権利についての高い知見  
と人権感覚を持ち、問題解決の主体としての子どもの最善の利益を追求する姿勢が求められ  
るだろう<sup>(7)</sup>。そのためには、個別救済だけでなく社会レベルでの子どもの権利侵害への対策  
や子どもの権利の普及啓発に取り組む、独立した公的第三者機関としての子どもの権利擁護  
機関<sup>(8)</sup>や相談・救済機関の設置も求められている<sup>(9)</sup>といえる。

## 註

- (1) 新潮社のローティーン向けファッション誌『ニコラ』5月号の悩み相談コーナーで、母親  
からの暴力に関する読者からの相談に、「怒られない生活を心がける」ことを提案し批判され  
ていた。2018年4月3日に誤解を与えかねない構成だったと編集部、相談者の名前で謝罪し  
た。
- (2) すでにその一部は、中川（2019）「子ども・若者からみた養育者からの体罰等の問題」とし  
て公表してきた。
- (3) 例えば、国立障害者リハビリテーションセンターの発達障害情報・支援センターでは、問  
題行動や発達障害を持つ子どもの家族支援として、行動を観察して子どもの問題行動を理解  
し、子どもの障害特性に合わせた褒め方、叱り方などを練習するペアレント・トレーニング  
の実践および情報提供を行っている。同様の取組みは全国の自治体やNPO団体も行っている。  
また、里親を対象としたものでは、里親のための子どもの問題行動への理解と対応のため  
のペアレント・トレーニングであるフォスタリングチェンジプログラムなどがある [クレア  
パレットら、2011]
- (4) 権利学習は、学校で行われてきたような一般的な人権授業形式だけでなく、ワークショッ  
プ形式による、子ども達の権利行動を促進する模擬的活動を参加型学習によって学ぶことが  
求められている [喜多明人・浜田進士ら、2006]
- (5) 荒牧重人（2016：1）は「傷つけられていてもSOSを出せない（出さない）子どもが多数い  
るなかで、なによりもまず子どもが安心してSOSを出せる状況をついやること、そしてその

SOS が効果的な救済につながり、エンパワメント・立ち直りに向けて支援されることがますます重要になっている。」と述べている。

(6) 川崎市子ども夢パークの西野博之 (2016) は、居場所にくる子どもは学校でのいじめや家庭での虐待・暴力をなかなか言葉であらわすことができない。「フリースペースえん」での子どもの相談の特徴として、面談室で対面して話を聴くことは稀で、調理しながら、ゲームしながら、食べたり飲んだりしながらだったり、時と場を選ばず相談が始まることを「ながら相談」と述べている。また、西野は子どもの居場所での相談の形態は、子どもの相談を待つのではなく、子どもの傍に居るおとなが、子どもとの日々のかかわりの中から子どもの変化に気づく、子どもが相談したいことを発見していく「発見する相談」であることも述べている。世田谷区羽根木プレーパークの吉田 (2013) も「プレーリーダーが子どもと遊ぶ中で、子どもたちは普段思っている気持ちをポロっとこぼすことがある」ことを紹介している。

(7) 安部 (2005) は、子ども参加ファシリテーターの基本条件を、「待つこと」と「ありのままの子どもをうけとめること」とした。前者は、子どもの時間におとなが寄り添い、必要な場面において知識や技術などを提供するものである。後者は、社会的にみて失敗・逸脱とうつる行為であっても、そのような価値判断をしないおとなの眼差しによって、子ども自己の経験を安心して振り返ることができ、次のステップの準備をして失敗により抑圧された力を回復することが可能となると述べている。

桜井 (2006) は、「子どもは、子どもが関与する社会に能動的に参加する権利があり、それが保障されていなければならない。しかし、子ども自身に関わる問題について当事者である子どもが意見表明する機会を奪われており、または機会が与えられたとしても意見表明をする技術が育まれていない、場の権力関係の中で意見表明できない状況がある」とした上で、子ども参加ファシリテーターの役割を、子どもが安心して生活できる場をつくること、子どもの力を最大限に発揮させることであると述べている。

(8) 半田 (2016) は、一般行政権から独立して子どもの最善の利益のために活動する子どもの相談・救済機関である公的第三者機関の基本的役割は、子どもの SOS や声をうけとめ、子どもの気持ちに寄り添いながら、ともに解決策を探り、必要に応じて子どもをめぐる緊張した関係性の調整などを提言することにより権利擁護を図り、もって子どものエンパワメントを支援することであると述べている。

(9) 子どもの権利条約総合研究所 (2019) 作成の「子ども条例に基づく子どもの相談・救済機関 (公的第三者機関) 一覧」(2019 (令和元) 年 6 月時点) によると、子どもの権利条約を位置づけた条例を制定している自治体で、条例に基づいて子どもの権利擁護を目的とする公的第三者機関を設けている自治体は 34 である。

## 第2章 里親家庭における子どもに向けられた暴力の現状把握のための実証的考察

### 第1節 里親家庭で生活する子どもへの体罰等に関するインタビュー調査

里親家庭に育った若者は、子ども期に養育者から、いかに体罰等をうけていたのか、体罰等をうけていたなら、それらの行為をどのようにとらえていたかについて、里親家庭で生活した経験のある若者5名にインタビュー調査を行った。ここでは、その調査をもとに代替的家庭養護のもとで育つ子どもの体罰等の実態と意識について論じていく。

#### 1. 調査のねらい

子どもの権利条約の前文および20条では、社会的養護が必要になった場合でも、子どもの調和的な発達のために家庭的環境が重視され、児童養護施設等で営まれる施設養護よりも里親・ファミリーホームで営まれる家庭養護を優先すべきことをうたっている。日本でも2016（平成28）年児童福祉法の改正により家庭養護優先の原則が明確にされた。この児童福祉法の改正にもとづき策定された「新しい社会的養育ビジョン」（厚生労働省 新たな社会的養育の在り方に関する検討会、2017）では、2017（平成29）年現在20%弱である里親委託率を、就学前の子どもは7年以内（3歳未満の子どもは5年以内）に75%に、学童期以降の子どもは10年以内に50%にするという数値目標が示された。

しかし、社会的養護が必要となった場合に、子どもの権利擁護の観点から優先して委託が検討される里親制度において、里親家庭で育つ子ども（以下、里子）への里親からの体罰等の被措置児童等虐待の報告があとをたたず〔厚生労働省、2017a〕、里親からの虐待により里子が命を落とした杉並事件（2010（平成20）年）<sup>(1)</sup>などの事例も発生するなど、里子の安全な成長が十分保障されてきたとはいえない。この社会的養護における被措置児童等虐待が問題視され、2008（平成20）年の児童福祉法改正により、被措置児童等虐待の定義、報告制度など被措置児童等虐待を防止するための枠組みが整備された。本調査は、児童福祉政策の変更から短期間で増加する里親家庭に育つ子どもたちが、安全に成長するための取組みを検討するために、先行研究で取り上げられることの少ない里子に焦点化し、里親からの体罰等を里子側がどのようにとらえたか、里親家庭で安全に成長するために里子は何を必要とするかを明らかにすることを目的とした。

#### 2. 調査の手法

##### 1) 調査協力者の属性（表32）

2018（平成30）年2月から4月の期間、4県に居住する元里子5名（平均年齢24.8歳、SD5.8歳）に個別にインタビュー調査を実施した。現在、里親家庭で生活中の18歳未満の子どもには、児童相談所等から個人情報保護のためとして接触することが禁じられており、親権者の許可も得にくいいため、インタビューの実施は困難である。そのために18歳以上の里親家庭で育った経験のある若者に調査協力を依頼した。協力者は、里親を介さず、元里子からの紹介

により募集した。インタビューデータは、あらかじめ同意書に記載して説明したうえで、その場でも録音と逐語録の作成の許可を得て IC レコーダーで録音した。1名あたりのインタビュー時間の平均は 62 分であった。

**表 32 調査協力者の属性**

	年 齢	里親委託された年齢等
Aさん	19歳	14歳～
Bさん	20歳	1 歳～ 里親委託から特別養子縁組に
Cさん	21歳	4 歳～
Dさん	31歳	6 歳～
Eさん	33歳	12歳～

※Bさんの特別養子縁組された年齢については語られず。

## 2) 質問項目

インタビューは個別に半構造化面接で実施し、質問項目は以下のとおりであった。

- ①里親家庭で育ったことについて
- ②里親から体罰をうけた経験とその際の感情や行動
- ③自身の子育てで体罰等を使用することをどう考えるか
- ④里親家庭での悩みの相談先や相談の仕組みの活用について
- ⑤里親家庭で安全に成長するために必要と考えること

## 3) 分析方法

音声データから逐語録を作成し、質的データ分析法〔佐藤、2008〕を用いて、①概念シーートの作成、②「里親からの体罰等に関する里子の意識」コード表の作成、③体罰等への里子の意識についてコード表の概念同士の関係をあらわす説明文を作成し、それらの代表的な語りを引用して考察を深めた。なお引用した語りについては個人や地域が特定されないように地名や呼称などに最低限の仮名を用いた。

## 4) 倫理的配慮

本研究は日本社会福祉学会の倫理規定にもとづき実施した。具体的には、研究参加と中断が任意であること、匿名化した上でデータを処理すること、調査結果の公表の際に地域や個人名等が特定されないようにする配慮などについて協力者に説明し、研究同意書を得た。また科研費研究の研究協力者として筆者が本研究を担当、実施したため、本研究は早稲田大学研究倫理委員会の承認を受けている（承認番号 2016-179）。

### 3. 調査結果の特徴

#### 1) 里親家庭の養育の特性

本調査においては、委託期間に関わらず、実親家庭でできなかった多様な生活経験や社会技術の習得ができたこと、そして里親家庭に愛情をもって迎えられ措置解除後も家族関係が継続していることなど里親と里親制度への深い感謝が元里子の人々によって語られた。また、里子が里親へ本心が言えず十分に安心して成長できたと思っていないという、実践にとって重要な論点も得られた。

#### 2) 里親からの体罰等の形態と体罰等をうけた際の里子の感情と行動

##### (1) 里親からの体罰等の形態

4名が里親からの体罰等（身体的暴力、精神的暴力）を経験しており、身体的暴力は軽微なものから現在も後遺症が残るものまで多様であった。精神的暴力は、言語的暴力、夫婦喧嘩や他の里子への暴力場面の曝露、外部との交流の制限などであった（表 33）。

表 33 里親から里子への体罰等の形態

身体的暴力	精神的暴力
げんこつで殴られる	脅し、暴言
平手打ち	配慮のない真実告知
小突かれる	未熟な生活技術の嘲笑
正座をさせられる	他の里子への暴力の曝露
	激しい夫婦喧嘩の曝露
	外部との交流の制限

##### (2) 家庭養護特有の精神的暴力に傷つく

###### 語り 1

「施設にかえす、かえさないの話になると、やっぱり生命線みたいな感じなんですよ」

「私や兄弟は施設に返すといわれるのがつらかったが、（特別養子縁組した）末っ子は言われない。そこは、ずっと気になっていました」

多様な体罰等の形態の中でも、里子たちは身体的暴力もさることながら家庭養護特有の精神的暴力に傷ついていた。語り 1 にみられるように特に自らの居場所となった里親家庭からの措置変更を想起させる「施設へかえす」という言葉に関して、多くの里子が強い不安を感じ、自分の意見を言えなくなったなど当時の感情が詳細かつ鮮明に語られた。

### 語り2

「両親と喧嘩していたら、突然うちの子じゃないと途中で言われて。証拠に母子手帳を見せられて。その日はショックで、今までと180度くらい生活が変わったんです」

里子の心情に配慮しない真実告知（語り2）や、実親家庭で経験をつめなかったため未熟であった生活技術や社会性を揶揄されたことなども記憶に残るつらかった経験として語られた。

### （3）体罰等による不適切なしつけと適切なしつけの理解

### 語り3

「里親たちもよく怒鳴っていたり、（子どもが）小さくても叩いたりというのがあったので、そのことは、自分は、あまり良くなかったと思います」

「（里親の）精神的な負担も相当あったようで、その時期は、かなり理不尽な理由で怒られたりしました。ヒステリックというか…」

里子は体罰等をうけた理由を、自分が悪いことをした、しつけのためととらえていた。語り3にあるように、体罰が使用された理由にかかわらず、里親の体罰等によるしつけや心理的な体罰は不適切な行為であるということを里子は理解していた。

### 語り4

「体罰は全然ない。何かあればすぐに話をしてくれた。（里親に）言いたいことがいえるようになってきたので、里母さんとの生活が何か楽しくて」

「（おこられる時は）お互いの意見を聞かないと気持ちが行き違うことがあるかもしれないと聞いてくれた。怒られるより学ぶことが多かった」

しかし、語り4に見られるように里親から暴力をとみなわない対話を主とした、しつけや指導を受けた時には、里子は素直に指導を受け入れ、怒られるというより学ぶことができたという肯定的な感情を持っていた。また、対話を主とした指導によって里子が里親へ自らの意見をいえるようになり里親家庭での安心した生活につながっていた。



#### (4) 体罰等をうけた際の里子の否定的感情と変化

里子は里親からの体罰等をうけた直後、それがいかなる理由によろうと恐怖や理不尽さを感じ、里親への不信感をもっていた。また里親から他者への暴力や暴言の曝露には強い無力感を持ったなど体罰等の経験を否定的な感情でとらえていた(表 34)。中には体罰等が里親への不信感をうみ措置変更にした事例もみられた。また、体罰等をうけた直後の行動として、部屋にこもるなどの逃避行動が多くみられ、反抗的な感情が強くなり里親への暴力におよんだ事例もみられた。

表 34 体罰等をうけた際の里子の感情

否定的感情	肯定的感情
怖かった	愛情をもって育ててくれたと感じる
理不尽に思った	真剣にしかってくれて感謝している
里親への不信感を持った	
本心が言えなくなる	
怒り反抗的な気持ちになった	
他の子どもへの暴力をとめられなかった無力感	

#### 語り 5

「叩かれた瞬間をとらえれば、こわいという印象が強かったですし、納得できているわけではないんです。ただ、今思うと、叩かれた後にもらった言葉に愛情がこもっていた。」

語り 5に見られるように、体罰等をうけた直後の否定的感情が成長したのち、特に身体的暴力について、里親が愛情や真剣な養育のためにとった行為であり、今は感謝しているといった肯定的感情に変化した語りが複数みられた。また同一の里子から体罰等への否定的感情と肯定的感情が混在して語られることが多くみられた。

### 語り6

「振りかえってみて、愛情があったから、そういうふうに（体罰を使用）されたはずだと思っているから、（里親の体罰を）肯定できるわけですよね。愛情がなくて本当に暴力だと思ったら、クソってなると思うんですよ。」

また、語り6にみられるように、体罰等をうけた直後の否定的感情が肯定的な感情に変化した理由として、自らがうけた暴力行為を、里親の愛情による行為であったと理解しないと里子自身が納得できないと感じていたことが挙げられる。他方、措置変更を想起させる「施設へかえす」などの言葉に対しては、親の愛情による行為と解釈することができないため、成長した後でも否定的感情をもちつづけており、当時の心情が詳細に語られていることから、こうした言葉は長期にわたって里子を深く傷つけるといえる。

### 3) 里子の「子育てにおける体罰行使」の容認意識

#### 語り7

「(子育てにおける体罰は) 別にいいのかなと僕は思ってしまう。何か、法とかで駄目みたいになっちゃうと、それはそれで愛がないかなって」

「里親の家に来るといえるのは、本当の家族をわかるというのが目的なので。

普通の家庭の子だったら、普通に叩かれたりは、あると思うと里親も言うし、私もそう思う」

語り7のように里子は、養育には暴力をとまなう厳しさが必要だとか、一般的な家庭では親から子への体罰等はよくあるものといった理由から、自らの子育てにおいて積極的にではないが子どもへの体罰等を容認していた。また里親が家庭での体罰等を容認していることも、里子が子育てにおける体罰を容認することに影響していた。少数ながら体罰等を不適切な行為と考え、あらゆる場面での体罰等の使用を強く否定しているものもいた。

#### 4) 里子の悩みの相談・支援の仕組みが機能しづらい

##### 語り 8

「(悩みは) 自分で解決していた。でもしんどかったです。今もそうなんです。あんまり相談しなくなっている」

「相談先はなかったですね。そのころは、もう信じてなかったんですね。里親さんと施設に」

語り 8に見られるように、里子は生活の悩みを里親や児童福祉司、相談機関等に相談することなく自らで解決しようとしていた。また、悩みの相談先がないと感じていた里子も複数見られた。

##### 語り 9

「児相関係の人への相談は、やめたほうがいいかなと思う。やっぱり連れていかれるんじゃないかという、そういう恐怖があると思う」

「多少のことをされても、ここ（里親家庭）にいれるなら、助けてよということをしせずに、いることをやっぱり望む子はいると思うし、自分も多少はありました」

語り 9にあるように里子が相談することをためらっていたのは、他者へ悩みを相談することで、自らの居場所となった里親家庭での生活を措置変更されて失うと考え、それなら不適切な養育行為などの悩みを我慢するという事情によるものであった。

また、家庭養護にいたる過程において、里子の意思の尊重や状況および措置に関する説明が不十分であったことへの憤りが、里親や児童相談所職員など周囲への不信感となり悩みを誰にも相談しないという事情もみられた。悩みを他者に相談して解決することが成長した現在も困難であるという発言も複数みられた。

そのほか、悩みの相談機関や支援・救済されるための仕組みを知らなかった里子も多く、社会的養護のもとで育つ子どもに、自らの権利の理解や権利侵害をうけた際の相談先を伝える目的で必ず手渡される子どもの権利ノートや子どもの悩みの既存の相談機関等の社会資源は、いっさい活用されていなかった。

#### 5) 里子が家庭で安全に成長するために必要と考えること

里子は安全な成長のための養育環境として、第三者の視点が入ること、里子と里親以外の他者とのつながりができるために開放的な家庭環境が必要と考えていた。また里子は安全に

成長するために、里親の養育意識として、里親が里子の立場になって考えること、里親の子ども期の被体罰経験にもとづく里子への体罰を肯定する意識をなくすこと、養育者が愛情と体罰は別のものであることを理解することが必要と考えていた。

#### 4. 考 察

##### 1) 里子は、いかなる目的の体罰であれ体罰によって傷つき否定的な感情を持つこと

以上の結果から、里親がしつけや教育などの目的をもって体罰等を使用しても、里子は、その行為をうけた際に恐怖感、不信感などの否定的感情を持つことが明らかとなった。養育者からの多様な形態の暴力が確認されたが、里子が深く傷ついた行為は、身体的暴力もさることながら社会的養護に特有の問題にまつわる暴言といった精神的な暴力であることが示唆された。

特に、自らの居場所となり永続的な関係を期待させる里親家庭からの措置変更をつきつけるような「施設にかえす」という言葉に里子は強い不安を感じ、里子自身の意見を里親に言えなくなるほど傷ついたことが豊富な語りから確認できた。里親から里子へのあらゆる形態の暴力に対して里子が恐怖心だけでなく不信感や絶望感などの否定的感情を持つこと、措置変更をつきつけるような暴言に深く傷つくことは、本研究における以上の調査結果だけでなく、元里子 50 人へのインタビュー [武井、2000] や里親家庭で育った子どもの手記 [子どもが語る施設の暮らし編集委員会、2003；施設で育った子どもたちの語り編集委員会、2013] などを見ても明らかであり、元里子による語りは多数確認される (表 35)。中でも、社会的養護に特有である措置変更をつきつけるような暴言に傷つくことは、社会的養護のもとで育つ子どもたちの多くが経験している子どもへの暴力といえる。

しかし、社会的養護の形態ごとに、どのような内容の虐待が発生したかが報告されている被措置児童等虐待届出制度の実施状況 [厚生労働省、2017a] を届出制度が開始された 2009 (平成 21) 年度から 2016 (平成 28) 年度まで追跡すると、里親による心理的虐待事案として措置変更をつきつけるような暴言が報告されたのは 8 年間で 1 件のみであった。また、後述する筆者が 2015 (平成 27) 年に実施した里親 21 名への体罰等の意識に関するインタビュー調査でも、これらの暴言の使用は里親から語られなかった行為であった。このように里親からの措置変更をつきつけるような暴言の使用の報告はほとんどないにもかかわらず、本研究における以上の調査では複数の里子たちがその言葉に深く傷ついた状況が確認されたことをみると、里子に対して措置変更をつきつけるような言葉の使用は、里親の想像以上に里子を傷つける深刻な心理的暴力となっている可能性が高い。里子に対して措置変更をつきつけるような言葉の使用は子どもへの暴力であり長期にわたり深く傷つけることを里親研修等で徹底して注意喚起すべき課題であると考えられるべきだろう。

表 35 里親の不適切な養育行動とそれをうけた際の里子の感情

	里子の属性	里親の不適切な行動	里子の感情	参考文献
aさん	30代半ば(男性) 3歳から18歳まで里親家庭で育つ。	食べ物は許可が無いと食べられなかった。 悪いことすると食事抜きだった。	何で親がいないか、何で生まれてきたのかと感じた。	※1
		唯一の友人と遊ぶなど言われた。	誰にも理解されず、孤独な人生で自分を世界で一番不幸と思った。	
bさん	18歳(女性) 3歳から15歳まで里親家庭で育つ。 15歳から児童養護施設へ措置変更。	しつげに厳しく、反抗すると「うちの子でないから出て行っていい」と言われた。 里父から叩かれ、逃げてても里母が逃げ道をふさいで叩かれた。	この家の子じゃないと思い、家を出て行きたくてたまらなかった。	※2
cさん	23歳(女性) 6歳から16歳まで里親家庭で育つ。 16歳から児童養護施設へ措置変更。	「この家の子じゃない」と言われ、クローゼットのものをだされ、出て行けと言われた。	自分は、この家の子じゃないからと傷つき、いい子を演じてきた。その後、自ら児童養護施設に措置変更した。	※2
dさん	19歳(男性) 5歳から18歳まで里親家庭で育つ。	スパルタ教育、雨の日も台風の日もバスに乗してもらえず、15kmの道のりを自転車通勤させられた。	キして、しょっちゅう喧嘩していた。	※3
eさん	28歳(女性) 12歳から里親家庭で育つ。 15歳で措置変更し、別の里親家庭で18歳まで育つ。	里父が飲酒すると、正座させられ、しつげがなくて屈辱的な言葉を浴びせられた。	辛かった、怖かった。 何度も死のうと思い、円形脱毛症やアトピーも出た。	※3
		修学旅行も行く必要ない、金を出さないとさんざん言われた。		
		里父から殴られても逃げ場なく、里母も助けてくれなかった。		
		実子と里子の食べ物も違っていた。 家族で外出する時は、里子は留守番をさせられた。	実子との区別に傷ついたが、置いてもらえるだけでも思った。外に出さないだけで、内面はグロしていた。	
fさん	29歳(女性) 4歳から15歳まで里親家庭で育つ。	しつげに厳しく、里父、里母に口答えすると叩かれる、怒られてばかりだった。	人にものを言うのが苦手になった。	※3
gさん	54歳(男性) 12歳から17歳まで里親家庭で育つ。	里親宅の果物を、空腹でも食べるなど怒鳴られた。	いつも、びくびくしていた。	※3
		学校以外は仕事ばかりだった。情操教育といわれ、50羽のアヒルと牛の世話をさせられた。	他の仕事もあり、辛かった。17歳で里親宅を逃げ出した。	
hさん	55歳(男性) 6歳から24歳まで里親家庭で育つ。	里父が飲酒すると、暴言、火箸で叩く、ヤカンの湯を浴びせられた。	夜逃げしたが、行き先がないので家に帰るしかなかった。辛い思いを訴えたかったけど言えなかった。大人になったら楽になると思い耐えた。	※3
iさん	33歳(男性) 3歳から12歳まで里親家庭で育つ。 12歳で児童養護施設へ措置変更した。	皆の前で、里親から捨て子と蔑まれバカにされ、朝5時から働かされた。	殺意を抱いたことがあった。今も里親と聞くと腹が立つ。	※3
		文房具を与えられず、金がないから修学旅行に行かなくてよと言われた。	里親の無理解が忘れられない。 施設に行く時、地獄からぬけだせると思った。	
jさん	33歳(男性) 6歳から18歳まで里親家庭で育つ。	里父は、しつげに厳しく悪さをすると竹刀で腰を叩かれた。いつも夕食の前には正座をして長々と諭された。	正座をしてお腹がすいて足がしびれて辛かった。 里父が怒っているのは、自分達が怒らせていると気づいた。	※3

※1 「子どもが語る施設の暮らし」編集委員会 (2003)、※2 「施設で育った子どもたちの語り」編集委員会 (2013)、※3 武井 優 (2000)

また、体罰等をうけた直後の否定的感情が、成長した後に体罰等は親の愛情からの行為であり感謝しているなど肯定的感情に変化した者が複数認められ、自らの子育てにおいても積極的ではないものの体罰等の行使を肯定していた。この変化は元里子が本心から体罰を肯定しているためではないと考える。むしろ体罰を肯定する感情と否定する感情が混在していることから考えると、元里子は里親からの体罰等を愛情による行為ではなく暴力行為だと認識することは里親からうけた愛情を否定することになると思うあまり、体罰等に否定的感情を持ちながらも不適切な行為であるという確信が持てず、里親からの愛のムチであったと認識することで自分を納得させているのではないだろうか。この元里子が養育者からの暴力を虐待としてとらえることを拒み、厳しくしつけてくれたと解釈して自ら納得しようとする心理構造は虐待された子どもに関する先行研究でも指摘されている〔遠藤、2009〕。そこに、しつけ目的の体罰等が容認される世論と身近にいる里親がしつけに体罰等が必要であるという信条を持って養育することで、里子の体罰等への否定的な感情が肯定的な感情に転化し、自らの子育てでも体罰等を容認していくのではないかと考える。このような、しつけであれば家庭における体罰等は容認されるという世論が里子への体罰等の行使に影響している構図をみると、里親家庭で生じる里子への体罰や虐待等を防止するには、その問題を社会的養護に固有の問題として対処するだけでは充分ではない。体罰等は不適切な養育行為であることを明確にし、しつけには体罰が必要であるという体罰容認の世論を変えるための取組みが求められると考える。

子どもへの暴力を根絶するために世界保健機関（WHO）は、長年子どもへの暴力防止活動にとりくんできた国際連合児童基金（UNICEF）、アメリカ疾病管理予防センター（CDC）などとともに、国際的な子どもへの暴力研究から得たエビデンスをもとに、子どもへの暴力を根絶するための方策である *INSPIRE Seven Strategies for Ending Violence against Children* [WHO, 2016]を開発し発表した。*INSPIRE*は、子どもへの暴力根絶のための7つの方策、「法の実装と施行」、「規範と価値観」、「安全な環境」、「親や養育者の支援」、「収入と経済の強化」、「応答と支援サービス」、そして「教育と生活技術」で構成されており、それぞれの方策の目的、根拠となるエビデンス、そして具体的なアプローチが示されている。

その「法の実装と施行」、「規範と価値観」、「親や養育者の支援」の方策において、子どもへの暴力防止のためには、体罰禁止法の整備、養育者の体罰の悪影響についての深い理解、そして養育における体罰の行使を容認する世論の是正のための継続的な意識啓発活動が必要であることが述べられている。この方策の実現こそ、里親から里子への暴力を防止し、里子が安全に成長するために必要なことでもあるのではないだろうか。つまり里親家庭で生じる里子への体罰等を防止するには、社会レベルの取組みとして体罰全面禁止の法整備および「養育において体罰等の使用は不適切である」という社会への継続的な意識啓発活動を行うことで体罰容認の世論を是正する必要があると考える。

そして個人レベルの取組みとして、養育者である里親へは、里親登録するための基礎研修や委託前研修の段階から、①体罰等によるしつけが子どもの発達および里親と子どもの良好

な関係の構築に悪影響を及ぼすことを科学的なデータをもとに伝える、②里親は子どもの権利擁護の担い手であり、体罰等は子どもの権利侵害であるといった子どもの権利全般を理解する子どもの権利の学習、そして③暴力によらない養育法を実践するためにトレーニングする機会の保障が必要と考える。実際に③については、体罰以外のしつけの方法を知らずに子どもへ暴力を用いてしまう里親に、子どもの問題行動に教育的に対処できるスキルを身につけるプログラムの開発が行われ、里親研修でこれらのワークショップを取り入れている地域があらわれている。このように里親が体罰等によらないしつけや養育法を実践できるように、委託前の段階から非暴力的で対話を重視した養育法をトレーニングする機会の保障が必要と考える。また、里親が感情の抑制が困難であるために里子への暴力にいたった事例も本研究における調査で確認されたが、養育困難な子どもを養育することや、子どもとの関わりへの責任感のために、相談支援体制が十分でないで里親が孤立し、虐待にいたる危険があることは先行研究でも指摘されている [庄司・篠山、2007]。このような感情の抑制困難から生じる子どもへの暴力防止のために、現行の里親研修プログラムのモデルには十分に導入されていないが、里親が自身のストレス反応に気づき、それを解消していく手段であるストレスマネジメント研修 [厚生労働省、2015b] や怒りの感情と上手につきあうための心理教育であるアンガーマネジメント研修が検討されても良いのではないだろうか。

## 2) 里子の悩みが相談・救済支援の仕組みにつながりにくいこと

里子は措置変更への不安と社会的養護にいたる過程で生じた不信感から、さまざまな悩みを里親や児童福祉司など周囲に相談することができず、子どもが悩みを相談したり、子どもを支援、救済する既存の仕組みが活用されにくいことが明らかとなった。この悩みの相談が困難であるという問題は、社会的養護のもとで育った若者の声を社会に届ける活動を行なっている団体の発行冊子『僕らの声』 [OUR VOICE OUR TURN JAPAN、2017] でもみられ、社会的養護のもとで育つ子どもが抱えている問題であると思われる。上述したように、里子は周囲に相談すると、自らの居場所であり自身が継続して生活することを望んでいる里親家庭から措置変更されてしまうのではないかという強い不安から相談をためらっている構図がみられた。つまり、里子は措置変更されるくらいなら悩みや辛いと感じる行為をうけても我慢する、または自身だけで解決しようとするのである。里子が安心して悩みを相談し、支援、救済の仕組みにつなげていくためには、措置変更の決定に直接関与する児童相談所が里子の悩みの相談・支援を担うのではなく、公益社団法人子ども情報研究センター (2018) が提言した都道府県児童福祉審議会のもとに児童相談所や里親等と利害関係をもたない、独立性・第三者性のある公的な立場で子どもの権利擁護を担う「子ども権利擁護機関」により、里子が措置変更の不安なく問題解決の主体として安心して悩みを相談し、支援、救済される子どもの権利擁護の仕組み作りが求められていると考える。また、子どもに対して里親家庭への委託が検討される段階から地域の社会資源、例えばチャイルドラインのような子どもを対象とした悩みの相談窓口とその具体的な利用方法を子どもの理解力に応じた方法で伝達していく

必要があるのではないだろうか。里子が安心して相談できる仕組みつくりに加え、里子が養育者からの体罰等を不適切な行為と認識し、問題を解決する主体として相談の声をあげるために、子どもの権利ノートを配布するだけでなく、その目的や内容を児童福祉関係者が説明し、里子が自ら有する子どもの権利を理解する権利学習も必要と考える。

また本研究における調査では、社会的養護にいたる過程で生まれた里親や児童福祉関係者への不信感から里子は悩みを誰にも相談せず、支援や救済のための社会資源が活用しにくい構図が明らかとなった。里親や児童福祉関係者も真実告知の工夫や社会的養護にいたるまでの状況説明、本人の意思を尊重する努力はしている[瀬里、2017；石田・野口、2017；久保、2017]。しかし里子が悩みの相談をためらう理由として、社会的養護にいたった際の説明の不十分さや里子の意思の尊重が不十分なことが影響していることも看過できない。里親や児童福祉関係者は里子に不信感を抱かせず、成長によりそって安心して悩みを相談される役割を担うために、本人の理解能力に応じた状況の説明やあらゆる場面での本人の意思の尊重にさらなる取り組みが求められていると考える。例えば、児童相談所の措置変更に関する取り組みで実践されている、当事者の子どもと施設職員、児童相談所職員、時に保護者、学校教員がともに、子どもの意見も伝えながら参加者がオープンに話し合い、子どもの意思を尊重して処遇を検討する「子ども応援会議」[久保、2017：38]のような取り組みが参考になると考える。

## 5. 調査から見えてきたこと—代替的家庭養育における子どもへの暴力

子ども期に里親家庭で生活した経験をもつ者へのインタビュー調査から見えてきたことをまとめると、子どもの権利擁護の場であり、子どもの安全な生活の場となることが求められている代替的家庭養育環境において、①養育者から子どもへの暴力が生じていること、②その暴力の中でも社会的養護特有の精神的暴力に深く傷つくこと、③措置変更などの不安、社会的養護にいたる過程の中で、自身の意見が反映されなかった経験などから代替的家庭環境に生活する子どもは悩みを周囲に相談しないことが明らかになった。里親家庭で育つ子どもは、虐待をうけた経験により暴力へ過剰な反応をきたすおそれがあるため一般家庭よりもさらに暴力のない養育が必要である。それにもかかわらず、養育者から体罰等の権利侵害をうけても措置変更の不安を抱えているため誰にも相談せず、我慢するという現状が見えてくる。

里親家庭で生活する子どもが不適切な養育などの悩みを周囲に相談し、支援、救済の仕組みにつなげていくためには、措置変更の決定に直接関与する児童相談所が悩みの相談・支援を担うのではなく、児童相談所や里親等と利害関係をもたない独立性・第三者性のある公的な立場で子どもの権利擁護を担う「子どもの権利擁護機関」により、問題解決の主体として安心して悩みを相談し、支援、救済される子ども支援の仕組み作りが求められている。

本研究では、里子が家庭養護特有の暴言や体罰等に傷つきながらも、措置変更への強い不安などから相談をすることをためらう構図を明らかにした。今後の課題として、本研究で明らかにした里子の体罰等に関する意識をさらに調査協力者を増やして分析の精度を高めていき、今後増加が予測される里親家庭で育つ子どもの安全な養育の実現に具体的にどのような



取組みが必要かを考察していきたい。

## 第2節 里親の体罰等および子どもの権利に関する意識・実態についての質問紙調査

すべての子ども同様、社会的養護のもとに育つ子どもにも、最善の利益を考慮した支援が保障される必要があり、養育者である里親には、子どもの権利の積極的実現と権利擁護を意識した実践が必要であると指摘されている [松原、2014]。日本の児童福祉施策においても、社会的養護の基本理念に、子どもの権利擁護がかかげられている。また、社会的養護の体制充実をはかるために、里親養育における、子どもの権利擁護の強化と里親のケアの質を確保するための仕組みの拡充が必要とされている [厚生労働省、2007b]。また、『里親及びファミリーホーム養育指針』 [厚生労働省、2012a] によると、家庭養護における具体的な取組みとして、里親は、権利主体として子どもを尊重し、最善の利益に配慮した養育を実践するとともに、子どもたちに自らがもつ権利について、発達段階に応じて、わかりやすく説明することが求められている。

このように、里親は、権利侵害をうけた子どもに対し、回復的ケア、人権保障ケア、自立のためのリービングケアといった養育を実践しながら、子どもの権利の実現を支援する役割を担っており、里親は一般家庭レベル以上のケアと、子どもの権利擁護に関する深い理解をもって養育することの必要性が指摘されている [平湯、2000]。

では、社会的養護において、子どもの権利の擁護者であり、養育の中で里親家庭に生活する子どもに子ども自身が有する権利を教える役割を期待されている里親は、どの程度子どもの権利を理解しているのか、そのための学習機会があったのだろうか。そのことを明らかにするために、児童福祉法に子どもの権利条約が基本理念であると明記される以前の①2015(平成27)年と②2017(平成29)年から2018(平成30)年にかけての2回、子どもの権利に関する里親の意識調査を実施した。①2015(平成27)年の初回調査では質問紙を作成し68名の里親から回答を得た。②2017(平成29)年から2018(平成30)年に実施した調査はX県3地域で実施した里親研修に参加した67名の里親に、主催者である里親会が行ったアンケートの結果における子どもの権利条約に関する項目を分析した。里親は、子どもの権利の擁護者であり、子どもの権利を里親家庭で育つ子どもに伝え、そして委託された子どもがその権利を行使して権利を実現していくことを支援する役割が求められている。第2節では、この二つの質問紙調査の結果から子どもの権利に関する里親の意識について考察する。第3節では子どもへの体罰等に関する里親の意識・実態についてのインタビュー調査の結果から、里親家庭における養育者から子どもへの暴力に関する意識と実態を明らかにしていく。

### 1. 里親の子どもの権利条約の認知状況を調査する理由

子どもの権利に関して述べられたものとして、国際的には、児童憲章、児童福祉法、国連子どもの権利条約などがある。本研究では、家庭養護実践者である里親の子どもの権利の認知度を探るために、国連子どもの権利条約の認知度に関する調査をとりあげた。その理由は、

同条約は国際的に子どもの権利全体を規定した法律文書であり、最も広く支持されている人権条約であることである。また、同条約は、法的拘束力を持つという性格上、社会的養護に関する厚生労働省の通知や資料の中に同条約が明記され、社会的養護施策の根拠とされている。具体的には、『日本の社会的養護の課題と将来像の実現について』[厚生労働省、2015a]、『里親及びファミリーホーム養育指針』において同条約の基本理念や条文が、子どもの権利擁護の項目において引用されている[厚生労働省、2012a]。また、『被措置児童等虐待対応ガイドライン』[厚生労働省、2009a]においても、被措置児童等虐待防止対策の制度化の趣旨にとの関連で同条約が明記されており、子どもの権利条約には明確に虐待及び子どもへの暴力禁止の規定があること、そして2016（平成28）年の児童福祉法改正に際して、日本の児童福祉の基幹をなす児童福祉法の基本理念が子どもの権利条約にのっくと明記されている。

以上のように、国連子どもの権利条約は、子どもの権利全体について述べられている全世界共通の法的文書である点、すでに日本でも家庭養護の養育指針や社会的養護の施策が同条約の理念をもとに作成されている点、そして児童福祉法の基本理念として子どもの権利条約がとりいれられたことなどから、子どもの権利に関する認知状況の調査において同条約の認知度を確認することは妥当と考える。なお里親における子どもの権利条約の認知状況の調査において、2015（平成27）年と2017（平成29）年から2018（平成30）年の2回の調査の結果も分析するのは、条約が児童福祉法の基本理念とされた前後で里親の認知状況に変化が生じたか否かを検討するためである。

## 2. 調査A：2015（平成27）年に実施した里親の子どもの権利に関する意識調査

### 1) 調査のねらいと手法

#### (1) 質問紙の構成

本研究で使用した質問紙の構成は、以下の通りである（巻末資料1）。

- ① 里親の属性
- ② 子どもの権利条約の認知状況
- ③ 同条約の学習経験
- ④ 日々の養育において、子どもの権利を意識しているか
- ⑤ 大切だと思う子どもの権利
- ⑥ 子どもの権利を基盤とした養育を行うことについて、子どもの権利条約の広報について（自由記述）。

②では、条約の存在、日本が条約の批准国であることの認知状況に加え、子どもの権利条約の基本理念である、差別の禁止、子どもの最善の利益の保障、意見表明権、生存・発達の権利に加えて代替的養護について述べられた、家庭を奪われた子どもの保護の理解について質問した。

## (2) 調査方法

調査協力者は、里親、ファミリーホームの養育者の経験を持つものという条件のもと、①早稲田大学里親研究会のメーリングリスト登録者への呼びかけ、②里親会の協力を得られた4地域（神奈川県A市、東京都B区、埼玉県C市、山口県D地域）の会員への依頼、③知人から紹介された里親・ファミリーホーム養育者への依頼を通して募集した。質問紙調査は2015（平成27）年5月1日から12月1日の期間に実施した。

募集の際、調査への協力依頼文と質問紙調査票を提示し、調査協力の承諾を得た151名（①57名、②73名、③21名）に質問紙と返信用封筒を送付し、質問紙の返信者71名のほか、インターネットでの回答者2名の計73名から回答を得た（回収率48.3%）。里子が未委託の者を分析から除外したため有効回答数は68であった。

回答に関する統計分析には、SPSS statistics ver22を使用した。

## (3) 倫理的配慮

質問紙の郵送の際に、本調査は任意であること、無記名回答であり個人が特定されないこと、データの厳重な管理、返信をもって本調査への同意とみなすこと等の倫理規定を明記した協力依頼書を同封し、返信をもって調査趣旨への同意とみなした。本調査は早稲田大学倫理委員会の承諾を得て実施された（申請番号2015-006）。

## (4) 調査協力者の属性

調査協力者の性別は、男性42.6%（29名）、女性57.3%（39名）であった。

平均年齢は56.3歳（±9.8歳）、養育者経験年数は平均10.1年（±7.1年）であった。

## 2) 調査結果と考察

### (1) 子どもの権利条約の認知状況

#### ① 子どもの権利条約の基本的内容の認知状況

子どもの権利条約の存在は「聞いたことがある」が61%と最も多く、「内容を知っている」は27%、「全く知らない」が12%であった。条約の内容を知っている里親は3割未満であった。

ちなみに、日本が条約の批准国であることは、「知っている」が60%、「知らない」が40%であり、約4割の里親が、日本が子どもの権利条約の批准国であることを知らなかった。

#### ② 条約の各項目の認知状況（表36）

子どもの権利条約の基本理念である、差別の禁止、子どもの最善の利益の保障、意見表明権、生存・発達の権利と家庭養護に関係の深い、代替的養育の権利についての認知状況は、各項目とも内容まで知っているものは3割未満にとどまっていた。

同条約の他の項目と比較して代替的養育の権利は「全く知らない」が半数近くおり、里親に認知されにくい状況が確認できた。この結果は、半数近くの里親が自ら行っている養育が

子どもの権利擁護の実践であるべきことを自覚していないといえる。里親に向けて日々の養育が子どもの権利擁護の実践であるべきことを伝える働きかけが必要であり、それにより里親の自己肯定感も高まり、子どもの権利の擁護者として独善的な子育て観に根ざすのではない子どもの権利基盤型の養育が求められていることを自覚することにつながるのではないだろうか。

表 36 条約の各項目の認知状況

	差別の禁止	子どもの最善の利益	発達の権利	意見表明権	代替的養育の権利
内容を詳しく知っている	8.8%(6)	10.3%(7)	8.8%(6)	13.2%(9)	8.8%(6)
一部の内容を知っている	19.1%(13)	19.1%(13)	19.1%(13)	16.2%(11)	17.6%(12)
項目があることを知っている	41.2%(28)	44.1%(30)	35.3%(24)	32.4%(22)	26.5%(18)
全く知らない	29.4%(20)	26.5%(18)	35.3%(24)	38.2%(26)	47.1%(32)
無回答	1.5%(1)	0%(0)	1(1.5%)	0%(0)	0%(0)

n=68 ( )は人数

## (2) 子どもの権利条約の学習経験

「里親に関連する研修で学んだ」と回答したものは、約30%にとどまった。「学ぶ機会がなかった」が38%であり、次に「その他の機会に学んだ」が32%であった。里親研修プログラム案では子どもの権利条約について述べられているが、実際に研修で子どもの権利条約について学んだ里親は3割程度であり、学習機会のなかった里親の方が多い状況といえる。

「その他の機会」は、関心を持ち新聞・書籍で学んだ、子どもの学校からの配布物で学んだ、職場の研修で学んだ等であった。職場の研修に関しては、児童福祉関係施設の勤務経験があるという記述が複数あり、その際に研修で学習したものと推測される。児童養護施設の職員には、「子どもの権利ノート」の配布もあり、児童福祉関係の専門職として研修をうけるなかで、子どもの権利条約についての学習機会が設けられているといえる。言いかえると児童養護施設は、子どもの権利擁護に関する研修を行う機能を持っており、今後、児童養護施設が行う里親支援として、子どもの権利擁護に関する研修の開催を担うべきではないだろうか。施設職員と里親が合同で子どもの権利条約や権利基盤型の養育を学習することで、学習経験が確保されるだけにとどまらず、施設養護から里親への円滑な移行を可能にし、里親の悩みを解決するための相談機能を期待されうると考える。

## (3) 里親の養育における子どもの権利の意識

「やや意識している」が41%と最も多く、次に「かなり意識している」と「あまり意識していない」が23.5%、「全く意識していない」が11%であった。

「やや意識している」と「かなり意識している」を合計すると6割を超えており、条約の

内容を認知している里親は3割未満と少ないにもかかわらず、養育において子どもの権利は意識されている。この結果から、里親は条約の内容は知らなくとも、子どもの権利は意識して養育を行っているといえる。

自由記述により具体的に意識している子どもの権利を回答してもらったところ、意見表明の支援、意見の尊重、出自を知る権利に関して多くの記述が見られた。

意見表明の支援や意見の尊重に関しては、「子どもが感情表明や意思表示しやすいように意識している」、「里子の意見をしっかり聞く」、「保護者としての意見を伝え、納得いくように話し合いをしている」などの記述が見られた。

出自を知る権利に関する記述は、「実親をしたう子どもの気持ちによりそう」、「子どもが親を知る権利を大切にしている」、「幼くても、自分の状況を認識してもらうために、ありのままを伝える努力をしている」などの記述が見られた。

それ以外にも、プライバシーの保護として「部屋に勝手に入らない」、安心・安全に育つ権利として「相談先を子どもに説明し、目の届くところに置いている」、健康に育つ権利として「生活リズムをつけ食事に配慮する」、「地域社会で育てられるため、積極的に地域活動に参加している」などの記述が見られた。

また、「子どもの権利は意識していないが、楽しい生活を意識して養育してきた」という記述などから、里親は子どもの権利条約は知らなくとも実質的には子どもの権利条約で述べられたと同様の子どもの権利を意識して養育してきたといえる。しかし意識される子どもの権利は総合的なものではなく、里親の子育て観にもとづいて選択された子どもの権利であるという制約が見られるといえる。

#### (4) 里親が大切だと思う子どもの権利 (表 37)

大切だと思う子どもの権利を3つまで回答してもらった。上位3つは「自分らしさを認められること」、「休んだり遊んだりすること」、「人種や宗教で差別されないこと」であった。里親によって人格の尊重、余暇の権利、差別の禁止などの子どもの権利が重視されやすいことが明らかになった。一方、「人に知られたくないことを守ること」というプライバシーの権利は他の権利より里親によって重視されにくいことが明らかになった。

表 37 里親が大切だと思う子どもの権利（複数回答）

項目	割合（ ）内は人数	項目	割合（ ）内は人数
自分らしさを認められること	48%(31)	よい家庭環境で育てられること	9%(6)
休んだり、遊んだりすること	43%(28)	自分のことについて自由に意見をいうこと	8%(5)
人種・宗教の違いで差別されないこと	35%(23)	いろんな情報を知り、伝えること	5%(3)
自分の力が発揮できるように学べること	32%(21)	病気や怪我の治療がうけられること	5%(3)
暴力やいじめをうけたりしないこと	29%(19)	人に知られたくないことを守ること	0%(0)
水や空気の良い環境で生活すること	29%(19)	その他	26%(17)
家族一緒に過ごす時間を持つこと	20%(13)	無回答	6%(4)

N=65

(5) 子どもの権利条約の内容の認知と養育における子どもの権利の意識

① 子どもの権利条約の内容の認知と養育時の子どもの権利の意識について（表 38）

子どもの権利条約の内容を知っていることが、子どもの権利を意識した養育の実践と関係があるのではないかと考えて分析を行った。

同条約の「内容を知っている」という回答は、同条約の「内容を認知している」ことを意味し、また同条約を「聞いたことがある」と「全く知らない」という回答は、同条約の内容を「認知していない」ことを意味していると解釈した。

子どもの権利を意識して養育しているかについては、「かなり意識している」と「やや意識している」という回答は「意識している」ことを意味し、「あまり意識していない」と「全く意識していない」という回答は「意識していない」ことを意味していると解釈した。

Fisher の直接法による独立性の検定により、条約の内容の認知と養育における子どもの権利を意識しているかについて関係を認めなかった。しかし、条約の内容を知っている里親の約 6 割は養育において子どもの権利を意識しており、条約の内容を知らながら子どもの権利を意識していないものより 2 倍多かった。このことは、同条約を知っている里親は養育において子どもの権利を意識しやすい可能性を示唆している。

表 38 条約の認知と養育における子どもの権利の意識

	養育で子どもの権利を意識している	養育で子どもの権利を意識していない	合計
条約の内容を認知している	58%(38)	29%(19)	87%(57)
条約の内容を認知していない	6%(4)	6%(4)	12%(8)

( ) 内は人数

② 条約の内容の認知と重視する子どもの権利 (表 39)

子どもの条約の内容を認知しているか否かにより、大切だと思う子どもの権利が異なるかを調べるため、それぞれ上位の3項目で分析したところ、「暴力・いじめの禁止」と「良い家庭環境で育つ権利」は同条約の内容の認知状況にかかわらず共通して上位であった。

認知の有無で異なった項目は、「条約の内容を認知している」ものは「意見表明権」を、「条約の内容を認知していない」ものは「自分らしさが認められること」を回答の上位にあげていた。

条約の内容の認知と、大切だと思う子どもの権利の上位項目の関係を分析するため、クロス表を作成し、Pearsonの $\chi^2$ 検定を行った結果、「条約の内容を認知している」ものは、「意見表明権を重視している」と有意な関係があることが明らかになった。

条約の内容を認知している里親が、意見表明権を重視するのは、『里親及びファミリーホーム養育指針』や里親研修例などでも、子どもの権利条約の一般原則である意見表明権の尊重が具体例をあげて多数とりあげられていることと関係があると考えられる。また、意見表明権は参加のための手続きの権利でもあり、同条約の内容を知っている里親は、日々の養育において里親の子育て観を子どもにおしつけるのではなく、子どもの意思を確認しながら養育を行っていることが推測される。

表 39 条約の内容の認知と重視する子どもの権利

権利条約の内容	自分のことについて自由に意見をいうこと		暴力やいじめを受けたりしないこと		自分らしさを認められること		良い家庭環境で育つこと	
	重視している	重視していない	重視している	重視していない	重視している	重視していない	重視している	重視していない
認知している	59%(10)	41%(7)	59%(10)	41%(7)	53%(9)	47%(8)	53%(9)	47%(8)
認知していない	26%(11)	74%(31)	48%(20)	52%(22)	48%(20)	52%(22)	48%(20)	52%(22)
独立性の検定	*		n.s		n.s		n.s	

$\chi^2$ 検定 \* p<0.05

( )内は人数

(6) 子どもの権利条約の広報について

36名による自由記述が得られた。内容によって分類すると以下のようであった。多かった記述は、「子どもの権利条約について学ぶことが必要である」と「行政、報道機関、学校などからの積極的な条約の広報が必要である」という内容のもので、自由記述を行なった里親の4割弱からこの種の記述が得られた。

① 子どもの権利条約を学ぶことが必要である

「子どもの権利を意識して養育するために、里親や大人が積極的に条約を学ぶ必要がある」という同条約の学習に肯定的な記述が14名から得られた。

② 条約の学習機会

「研修で学んだが忘れた」、「研修で初めて条約の存在を知った」、「再学習したい」という同

条約のさらなる学習の必要性にかかわる記述が得られた。

③ 条約の認知度を高めるために積極的な広報が必要である

行政、報道機関、学校などによる積極的な広報が必要であるという趣旨の記述が多数得られた。また、里親や児童相談所の職員などの社会的養護の関係者が、子どもの権利条約の内容を積極的に発信するべきだという記述が13名から得られた。

④ 広報するための方法

「里親研修のテーマや学校の授業に設定する」のが良いという趣旨の記述が得られた。また、「児童相談所の職員が里親宅を訪問する時に条約について説明する」、「子どもと一緒に楽しめる子どもの権利イベントの開催」、「条約にもとづく訴訟を起こし判例をつくる」という記述も得られた。

⑤ 学習や広報のための教材について

「母子手帳とセットで配布する」、「カルタや歌、ダンスで子どもと学ぶ」、「絵本などを使用して広報する」など子どもの権利条約について学ぶための教材についての記述が得られた。

⑥ 子どもの権利を意識した養育への否定的な意見

「日々の養育の多忙さの中で、子どもの権利の意識は消えてしまう」、「他人の子どもを養育するのは法律や権利に縛られてするものではない」という記述が得られた。

これらの自由記述からわかるように、里親は子どもの権利条約の広報の対象を家庭養護の関係者にとどめるのではなく、社会全体に広げる必要性を感じているといえる。

また、子どもの権利条約について学習することの必要性を主張する記述も見られ、そのための方法や教材の工夫などにも関心がもたれていることが確認できた。

さらに、「権利条約の広報や学習に児童相談所職員が関与するべき」であるという記述は、里親を支援する機関からの積極的な情報発信を期待すると同時に、委託する機関の職員に子どもの権利条約の理解を求めているともいえる。

否定的な記述を見ると、日々の多忙な生活の中で子どもの権利が擁護されにくい状況が窺われる。「養育は権利に縛られるものではない」という意見については、里親個人の子育て観で十分子どもの権利擁護に配慮した養育が実践できているという自信からくるものと推測されるものの、権利基盤型の養育ではなく、里親の独善的な価値観での養育に陥る可能性が懸念される。

### 3. 調査 B : 2017 (平成 29) 年から 2018 (平成 30) 年に実施した里親の子どもの権利に関する意識調査

#### 1) 調査のねらいと手法

里親は、権利侵害を受けた子どもに対し、回復的ケア、人権保障ケア、自立のためのリビングケアといった養育を実践しながら、子どもの権利の実現を支援する役割を担うことが期待されている。そのため、里親は一般家庭レベル以上のケアと、子どもの権利擁護に関する深い理解をもって養育することの必要性が指摘されている [平湯、2000]。里親は養育の中



で、子どもに子ども自らが有する権利を教える役割を期待されている。2016（平成28）年の児童福祉法改正により、児童福祉法の基本理念として子どもの権利条約が明記されてから、里親は、どの程度子どもの権利について理解しているのか、子どもの権利理解のための学習機会がどの程度あったのかを確認することを目的に、里親の子どもの権利に関する意識について、里親研修の主催者である里親会が会場で実施したアンケートの結果をもとに調査を実施した。

### （1）質問項目の構成

里親に向けられた子どもの権利条約に関する質問項目は以下の通りであった。

- ① 里親の属性
- ② 子どもの権利条約の認知状況
- ③ 子どもの権利条約の学習経験
- ④ 里親が子どもの権利条約について学ぶことをどう考えるか

### （2）調査方法

2017（平成29）年10月と12月、2018（平成30）年2月にX県3地域で実施した里親研修「里親家庭でいかす子どもの権利条約」の講師をつとめた際に、その主催者である里親会が研修に参加した67名の里親に実施したアンケートの結果を分析した。

### （3）倫理的配慮

X県里親会の実施した里親研修でアンケートを配布する際に、回答は任意であること、無記名であり個人が特定されないこと、アンケート結果のうち里親の子どもの権利条約の認知度に関する部分を分析し、公表する可能性があることを研修会場で参加者に伝え、アンケートの提出をもって同意とみなすことを説明した。

### （4）調査に協力した里親の属性

調査に協力した里親は3会場で67名であり、これら67名の里親から回答を得た。これらの里親の属性は、養育里親42名、養子縁組里親18名、専門里親7名で親族里親は0名であった。主催者である里親会が作成実施した研修の感想アンケートであるため、年齢、養育経験年数の項目は設定されていなかったため不明であった。

## 2) 調査結果と考察

里親の子どもの権利条約の認知度や同条約の学習経験は表40の通りであった。子どもの権利の擁護者であるべき里親制度の根拠法である児童福祉法が基本理念として掲げている子どもの権利条約について、「内容の一部（批准国であることや一般原則）を知っている」と答えたものは43.3%と全体で最も多かったが、「全く知らない」は38.8%、「名前のみ知っている

る」が14.9%であり、「全く知らない」と「名前のみ知っている」と答えたものの合計は53.7%と過半数を超えていた。前述した2015年の68名の里親に実施した質問紙調査では、子どもの権利条約の存在は「聞いたことがある」が61%であり、「内容を知っている」は27%、「全く知らない」が12%であったのと比較すると、内容を知っているものが多かった。しかし「全く知らない」と「名前のみ知っている」もしくは「聞いたことがある」と答えたものの合計を見ると、児童福祉法に子どもの権利条約が基本理念として掲げられた後でも、同条約の内容まで理解している里親が増加してはいるものの、未だ半数以上の里親は子どもの権利条約の内容までは理解していないことがうかがわれる。また、里親研修のプログラムの一環として子どもの権利条約や子どもの権利の学習が推奨されているにも関わらず、今まで子どもの権利条約を学習した経験がないと答えたものが67.2%で、学習経験があるものより大幅に多かった。里親が子どもの権利条約を学ぶことをどう思うかという質問には「とても必要だと思う」と答えたものが83.7%と突出して高かった。

これらの結果から、2016（平成28）年の児童福祉法改正により子どもの権利条約が同法の基本理念として位置づけられた後も、子どもの権利条約を詳しく理解している里親は少なく、その要因の一つとして、同条約に関して学習する機会が少なかったことが考えられる。しかし、里親は子どもの権利条約に無関心なだけでなく、里親として子どもの権利条約を学ぶ必要があると8割以上のものが答えており、子どもの権利についての学習意欲が高いことが見えてくる。子どもの安全な養育の権利の実現には、子ども自らが問題解決の主体となって、自分に関することに意見表明し、その意見が尊重されることや自己決定できる機会の保障が必要となる。子どもが権利侵害をうけた際や生い立ちを知りたい場合、関係機関などに相談することを支援することも里親には求められるし、意見表明の能力が十分でない子どもには、意見表明を支援する力も里親には求められるだろう。

そのためには、子どもを保護の対象としてのみ捉えるのではなく、権利主体としてとらえ、子どもの権利を基盤とした養育が里親に求められており、子どもの権利の国際的な基準である子どもの権利条約を里親が深く理解することが、代替的家庭養育環境のもとで育つ子どもの「安全な養育への権利」を実現するために不可欠であるといえる。今後、里親が持つ子どもの権利条約や子どもの権利についての学習意欲を、実際の学習の機会に結びつける取組みが必要となるといえる。

表 40 里親の子どもの権利条約の認知度に関する調査結果

回答者の属性	A地区		B地区		C地区		全体	
養育里親	15	60.0%	13	61.9%	14	66.7%	42	62.7%
養子縁組里親	7	28.0%	5	23.8%	6	28.6%	18	26.9%
専門里親	3	12.0%	3	14.3%	1	4.8%	7	10.4%
親族里親	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%

あなたは子どもの権利条約を知っていましたか	A地区		B地区		C地区		全体	
全く知らなかった	5	20.0%	1	4.8%	4	19.0%	10	14.9%
名前のみ知っていた	8	32.0%	9	42.9%	9	42.9%	26	38.8%
条約の内容の一部を知っていた	10	40.0%	11	52.4%	8	38.1%	29	43.3%
条約の内容を詳しく知っていた	2	8.0%	0	0.0%	0	0.0%	2	3.0%

あなたは子どもの権利条約を学習した経験はありますか	A地区		B地区		C地区		全体	
学習経験なし	13	52.0%	15	71.4%	17	81.0%	45	67.2%
学習経験あり	12	48.0%	6	28.6%	4	19.0%	22	32.8%

里親が子どもの権利条約を学ぶことをどう思いますか	A地区		B地区		C地区		全体	
とても必要だと思う	23	92.0%	18	85.7%	15	71.4%	56	83.6%
必要だと思う	2	8.0%	3	14.3%	6	28.6%	11	16.4%
あまり必要と思わない	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
全く必要と思わない	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%

(2017-2018年 n=67)

### 第3節 里親の子どもの権利侵害に関する実態・意識についてのインタビュー調査

#### 1. 調査のねらい

近年、児童虐待等により家庭で暮らすことができず社会的養護の下で生活する子どもたちが増加している。このような状況から、日本は社会的養護の基本理念として子どもの権利擁護をかかげ、里親・ファミリーホーム委託による家庭養護の推進を図っている。国際的にみても、国連子どもの権利条約において、社会的養護が必要な場合には家庭養護が優先されるべきであるとされている。社会的養護の下に育つ子どもにも、他のすべての子どもと同様に、本人の最善の利益を意図した支援が保障されるべきであり、そのために里親には、子どもの権利を意識した養育の実践が求められている。しかし、『被措置児童等虐待届出等制度の実施状況』[厚生労働省、2017a]には、家庭養護のもとで育つ子どもたちが、本人の権利のために措置された家庭で虐待等の権利侵害をうけていることが報告されている<sup>(2)</sup>。子どもの権利を擁護すべき家庭養護の場で生じている子どもたちへの権利侵害を問題視し、里親の子どもの権利に関する意識と里親から子どもへの権利侵害が生じる構造的要因をインタビュー調査によって明らかにすることがこの調査の目的である。

## 2. 調査の手法

### 1) 調査協力者の募集

調査協力者の里親は、①早稲田大学里親研究会のメーリングリスト登録者、③知人から紹介された里親・ファミリーホームの養育者から募った。研究説明書を提示し、同意書により承諾を得た 21 名に 2015（平成 27）年 5 月 2 日から 7 月 19 日の期間にインタビュー調査を実施した。

### 2) 倫理的配慮

インタビュー調査の前に、本研究への協力は任意であり、調査終了後も協力の辞退が可能なこと、データは個人が特定されないよう処理すること、厳重に管理すること等の倫理規定を明記した研究説明書を提示した。

その上で同意書にサインを得てからインタビューを開始した。本調査は早稲田大学倫理委員会の承諾を得て実施した（申請番号 2015-006）。

### 3) 調査協力者の属性

調査協力者の性別は、男性 38%（8 名）、女性 62%（13 名）であり、里親が 90%（19 名）、ファミリーホームの養育者が 10%（2 名）であった。そのうち 14 名が夫婦（7 組）であった。

平均年齢は 58.7 歳（±7.8 歳）、養育者経験年数は平均 12.9 年（±7.4 年）、養育した子ども数は 1～15 人で平均は 3.2 人であった。

調査協力者の居住地は、東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、山口県であった。

### 4) インタビュー方法

インタビューは、半構造化面接によって実施した。インタビューの間に、「子どもの権利リスト」を提示し、共感できる子どもの権利に丸印の記入を依頼した。

使用した「子どもの権利リスト」は、子どもの権利条約の一般原則である 4 項目に加え、日常生活で直面する機会の多い子どもの権利 9 項目の計 13 項目を、理解しやすい表現で記載した<sup>(3)</sup>。その 13 項目は、差別の禁止、子どもの最善の利益（子どもにとって良いこと）、生きる権利・育つ権利、意見を表明する権利、表現の自由、親の指導の尊重、知る権利・適切な情報の入手、プライバシー・名誉が守られる権利、虐待・放任からの保護、家庭を奪われた子どもの保護・養子縁組、生活水準の確保（心や体の健やかな成長に必要な生活をおくる権利）、教育をうける権利、休み・遊ぶ権利であった。

基本的に調査協力者に指定された個室で 1 名ずつにインタビューを実施したが、時間的制約などの理由から希望により 2 組の夫婦には同席でのインタビューを実施した。インタビューデータはあらかじめ同意書に記載して説明したうえで、その場でも録音と逐語録の作成の許可を得て IC レコーダーで録音した。インタビュー時間は平均約 64 分であった。

## 5) インタビュー質問項目

インタビューは、以下の目的のために設定した質問項目（表 41）をもとに、関連する語りをひろげていった。

表 41 インタビュー調査質問項目

質問項目	質問の目的
①家庭養護の養育者になった動機	養育者となった背景に子どもの権利擁護の意識があるかについての確認
②日常の養育で意識していること	子どもの権利の先入観がない状態での、養育の信念と子どもの権利の確認
③あなたが思う子どもの権利	もともと意識されている子どもの権利の確認
④子どもの権利リストを提示し、子どもの権利として共感できるもの	きっかけがあれば意識される子どもの権利の確認
⑤子どもの権利に関係していると考えた養育行動の内容とそう考えた理由	子どもの権利擁護の具体的な行動の確認
⑥子どもの権利を家庭養護の養育者が学ぶこと	子どもの権利を理解することの必要性の確認

## 6) 分析方法

音声データをもとに逐語録を作成し、質的データ分析法〔佐藤、2008〕を用いて、①概念シートの作成、②コードマトリックス表の作成、③概念の構造を示した表と説明文の作成を行った。

### (1) 概念シートの作成

逐語録から子どもの権利に関する意識についての語りを抽出し、「意識されている」権利、「意識されにくい」権利を分けて、概念シートを作成し概念名をつけた。同様の作業により、子どもの権利擁護に関する行動についての語りを「擁護されている」子どもの権利、「擁護されにくい」子どもの権利を分けて概念シートを作成し概念名をつけた。

### (2) 「子どもの権利に関する意識と行動一覧表」の作成

①で作成した概念から、国連子どもの権利条約の各項目と、「意識している子どもの権利」と「子どもの権利を擁護する行動」を対応させコードマトリックス表である「子どもの権利に関する意識と行動一覧表」（巻末資料 2）を作成した。「子どもの権利に関する意識と行動一覧表」の構成を表 42 にしめす。

「意識している子どもの権利」は、働きかけがあれば意識される子どもの権利という基準を用いて分析するため、(i) 「子どもの権利リスト」提示前と(ii) 「子どもの権利リスト」

提示後に分類した。さらに (ii) は、(a) リストに記入した権利と (b) 新たに語られた権利に分類した。

「子どもの権利擁護に関する行動」は、権利擁護とその対極にある権利侵害の語りを示すため、(iii) 擁護する行動、(iv) 侵害する行動に分類した。

何名の調査協力者が語っている概念なのかを示すため、割合を記載した。複数の権利に対応している意識や行動がある場合、それぞれの権利の欄に記入した。

表 42 子どもの権利に関する意識と行動一覧表の構成

	意識された子どもの権利		子どもの権利擁護に関する行動		
	(i) 「子どもの権利リスト」 提示前	(ii) 「子どもの権利リスト」提示後		(iii) 擁護する行動	(iv) 侵害する行動
		(a) リストに記入した権利	(b) 新たに語られた権利		
子どもの権利条約 の各項目	割合				

### (3) 概念図と説明文の作成

「子どもの権利に関する意識と行動一覧表」をもとに、子どもの権利を大きく4領域に分類し、「里親の子どもの権利に関する意識と子どもの権利を擁護する行動の概念図」(図4)を作成した。複数の里親から、「わかっているけど、できないこともある」と語られているように、「意識されているが擁護されにくい」領域の子どもの権利は、里親の悩みでもあることが示唆された。この領域の改善が権利を基盤とした養育の拡充に重要であると考えたため焦点化し、重要な語りを抽出して説明を加え、考察した。

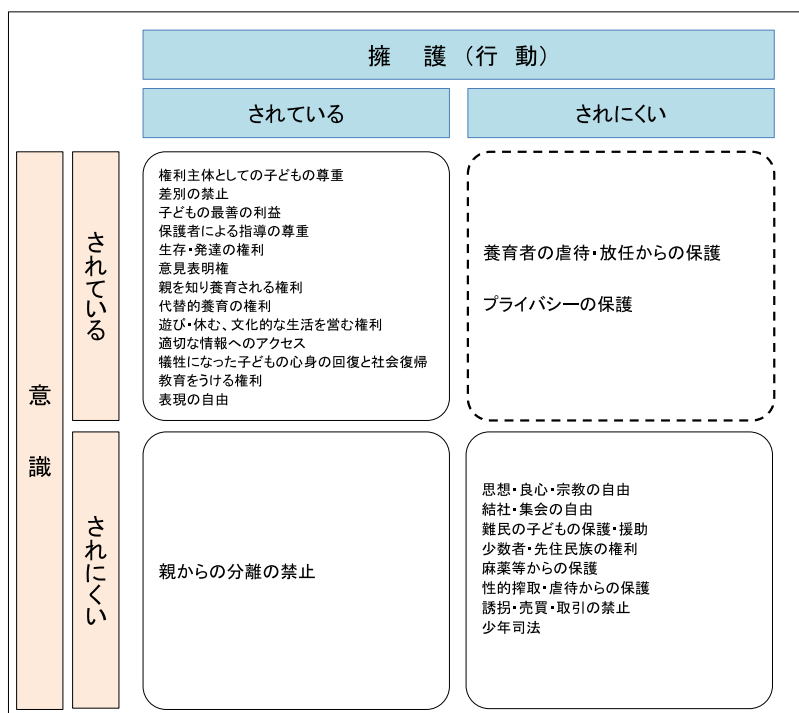


図 4 里親の子どもの権利に関する意識と子どもの権利を擁護する行動の概念図

### 3. 調査結果と考察

#### 1) 子どもの権利に関する意識と行動の特徴

「里親の子どもの権利に関する意識と行動一覧表」(巻末資料2)が示しているように、子どもの権利リスト提示前から生存・発達の権利、一人の人格としての子どもの尊重、教育をうける権利などは里親に意識されることが多い権利であることが明らかになった。これらは、多くの里親によってもともと強く意識されている子どもの権利といえる。

また、子どもの権利リストを提示した後に「意識している子どもの権利」の項目数の大幅な増加が確認できた。これらの権利は、きっかけがあれば意識される子どもの権利といえる。このように、働きかけをうけることによって意識される子どもの権利が増加することは、里親向けの子どもの権利に関するセルフチェックシート等の活用が有効である可能性を示唆している。

#### 2) 子どもの権利に関する意識と子どもの権利を擁護する行動の特徴

「里親の子どもの権利に関する意識と子どもの権利を擁護する行動の概要図」(図4)から、質問紙調査では子どもの権利条約の内容について3割未満しか認知されていないという結果が出たにもかかわらず、里親は、子どもの権利条約で述べられている多くの子どもの権利を意識し、擁護していることが明らかになった。

図4で示した4領域の中で、上述した理由から本研究では、点線で囲って示した意識されているが擁護されにくい子どもの権利の領域に焦点化して分析した。

### 3) 意識されているが擁護されにくい子どもの権利についての考察

意識されているが擁護されにくい権利は、(a) 虐待・放任からの保護と(b) プライバシーの保護の2つであった。

「子どもの権利に関する意識と行動一覧表」(巻末資料2)を見ると、虐待・放任からの保護は9割の里親に意識されていたが、実際に里子に暴力を用いた経験が里親の約4割から語られており、意識されているが擁護できない権利といえる。

虐待されないことや体罰の禁止は子どもの権利として里親に意識されているにもかかわらず、子どもへの暴力の行使という不適切な養育が行われていることを問題視し、その構造的要因をあきらかにすることは、家庭養護の場で生じる虐待を予防するために重要であると考えてこの問題を焦点化した。

プライバシーの保護も7割の里親に子どもの権利として意識されていたが、侵害した経験のある里親も半数近くおり、他の権利の侵害行動と比較して、最多であった。このことからプライバシーの保護も里親によって意識されているのに擁護されにくい子どもの権利といえる。

里子の情報を本人の承諾なく周囲に話すなどのプライバシーを侵害する行動は、家庭という場で養育される里子と里親との信頼関係を築くことを困難にする重要な問題であると考えてこの問題を焦点化した。

このように焦点化した2つの権利について、里親が意識しているにもかかわらず侵害してしまう構造的要因を明らかにするために、協力者の語りを提示して分析し考察する。

(以下で語りを提示する際には、「」は筆者による質問、(略)は同一発話者内の省略部分、[ ]内は筆者による補足箇所を示す。)

#### (1) 虐待・放任からの保護に関する里親の意識と行動

##### ①虐待・放任からの保護は子どもの権利であるという認識の浸透

最初に、この権利が多くの里親に擁護されている状況について説明する。

多くの里親が、虐待・放任からの保護は子どもの権利であると意識しており、この権利を擁護するため、教師からの体罰や、家族再統合後の実親の虐待から里子を守る行動をとっている。また、里親は、里子に被虐待経験がある場合、愛着関係の再形成、問題行動を理解して対応するなどの治療的ケアに取り組みながら、里親の家族とともに日々の養育を実施している。子どものケアに関する知識を得るために、家庭養護に関する研修に積極的に参加し、里子への対応で悩んだ際には、関係する職種や里親仲間へ相談をしながら養育を行っていることが語りから明らかになった。

さらに、ファミリーホームの養育者では、自らの里子への虐待を抑止するため第三者の視点が入るミーティングを開催し、不適切な養育をされた際に、子どもが相談できる機関の連絡先が見える場所に掲示するなどの方法で安心して生活できる権利を擁護している。

これらの行動は、『里親及びファミリーホーム養育指針』に記載されている内容でもあり、



虐待・放任からの保護の権利を擁護する里親の行動は、家庭のみならず学校場面や家族再統合後にまでおよんでいる。また積極的に研修へ参加する行動や、関係機関と連携する行動は、里子の最善の利益を考えて行われており、里親だけの努力でなく支援者とともに子どもが虐待や暴力をうけずに安心してくらす環境を作っているといえる。

## ②しつけのために暴力が必要だという意識で行われる虐待行動

### <語り1>

Aさん：私も[親に]手を挙げられたことはありますが、それが虐待とは思ってないですね④。

日常的ではなかったですし、自分がしてはいけない事をしたとかですね。

その時に母とか謝ってくれた。その時はわかんなくても、[自分で]わかりますよね、そんなこととしてごめんなさいって。

里子を私も叩く時がありますよ、おしりとか、笑いながらですけど。でも本当に人に対して失礼な時とかはすごく怒って、怒り過ぎだよって家族が言うくらい。(略)メリハリつけないと次にやられても困るからって、すぐ許してくれるって、こんなに怒るっていう理由を。(略)なんでしょうね、殴ったりとかは絶対嫌なんですけど、お尻を叩くとか反射的に出てしまうんだろうなって。

Bさん：全く[暴力を]しなかったら、子どもって痛さがわからないと思うんですよ①。

[弱いものいじめは]相手をいじめて、殴って痛さがわからないからやるんじゃないかなって思うんですよ。だから、親から叱られた時に叩かれた[理由]がわかるでしょ。その時にやっぱり自分だったらどうしたらいいかわかると思うんですよ。全く手をださなかったらわからないと思うんですよ。(略)

その虐待をどうとるかですよ。肯定はしてはいけないけど、ある程度容認しなくてはいけないというの、それもしかるべきではないかなと思うんですよ⑩。

全部が全部[虐待を]否定したら本当の子育てっていうのは。というのはね、自分の子育てをしている時に絶対やってます③。

Cさん：子どもに向きあった時の、その場の特有の固有の場面の中では、そういうこと[手をあげる]もあるけれども②、あとで、それぞれが振り返った時にあれで目が覚めたとか、ああいう場面が何回かあったけど、本当に凄い気持ちだったと今わかった、というところにもってこれる親の本気度があれば、別にそれだけ無音声の画面でみて、手があがってるっていうのではないと思いますね。

虐待からの保護の権利を擁護している里親がいる一方、語り1の①、②をみると、不適切だと理解しながらも、子どものしつけとして「痛みを教える」ために暴力を用いていることが語られた。類似の語りは他の複数の里親からも語られている。しつけのために暴力が必要という意識から暴力が行使されやすいことが考えられる。

この、里親の子育て観により行使される子どもへの暴力は、語り1の③「自分の子育てで絶対やっている」というように、実子・里子を問わず行使されている。この背景に、里子と実子を区別せずに育てるという意識も背景にあると考えられ、里子への虐待、実子への虐待が発覚した場合、同居している他の子どもへの虐待も疑われる。

また、語り1の④でみられるように、自身の子ども時代に親からしつけのための暴力を受けた経験をもっている里親は、「しつけのための暴力」を状況により肯定している。すべての里親にあてはまるとはいえないが、「自分も子ども時代、親から叩かれたおかげで悪いことをしたと気づいた」という複数の語りは、里親の子ども時代に身近な大人であり、将来の親モデルとなる親から暴力をふるわれた経験が子どもをしつけるために時には暴力が必要だという意識をうみ、子どもへの暴力につながっている可能性を示唆している。その背景には、調査協力者の平均年齢が58.7歳であり、家庭をはじめ学校現場でも大人からの体罰という暴力が容認されていた子ども時代をすごしたことも、「しつけのための暴力」の容認に影響している可能性があると考えられる。また、養育に暴力を用いることを不適切だと自覚しているからこそ、里子に暴力を用いた経験を正当化するため、里親自身も叩かれて目が覚めたという経験を語っているとも考えられる。

どのような状況であれ、「子どものため」、「しつけのため」の暴力は子どもの権利侵害であり、暴力を用いた養育は不適切な養育であることを里親が理解するための働きかけが強く求められていると考える。

### ③暴力の認識不足から行われる虐待行動

#### <語り 2>

Dさん：(略) [発達障がいのある里子に対して] キツくしかると言っても、手をあげたとかそういうのはないんですけども⑤、あの話し合うというんですかね。なんでこういうことになってるのかっていう、向こうも理由があるなら言ったらいいと思うんで。

言わないんですけどね。そういう、気分のムラをなんとかこう矯正しようとして、何回か話し合いをもったんですけど、あまり成功はしなかったですね。

Eさん：こっちはうけ身ばかりですね。それは大きな声は出しましたよ、でも虐待とかは、いっさいしていません⑥。がまんがまんのし通しでしたね。

Fさん：実際に手を出したことはない。ただ手を出そうとしたこととか、言葉でしかるといって脅すということもありますね⑦、あまりに言うことを聞かなかつたら。それが子どもの年齢が上だったら実際、身の危険を感じたらそれを防ぐために手を出す里親さんがいてもわかります。でもそれは、とっさの場合だけで、できればやっぱり子どもには大人の方から手を出さないというのが鉄則だろうと思います。

語り3の⑤⑥⑦でみられる、「手はださないが、言葉で脅す」、「大声で叱るが虐待はしていない」という語りから、言語的暴力は里親によって心理的虐待と認識されていないことがわかる。言い換えると虐待は身体的暴力のみであると認識していると考えられる。他にも、軽く口をつねる、おしりを軽く叩くなどのスキンシップとしての暴力や軽微な力での暴力は日常的にしているという語りが得られた。これらも弱い力なら、スキンシップなら暴力でないという認識があることを示しており、暴力や虐待の認識不足が疑われる。

確かに子どもとの信頼関係があれば弱い力での暴力はスキンシップとしての意味を大人の感覚では持つかもかもしれないが、虐待をうけた経験をもつ子どもにそれらの行動を用いると、力の強弱に関係なく、虐待経験の想起などにつながることもある。また、虐待をうけた経験がない子どもでも、里親からの暴力行為を子どもがどのようにうけとめているかを正確に把握することは困難である。虐待としつけの境界があいまいで里親の判断に委ねられている以上、虐待からの保護という権利擁護の視点では弱い力の暴力やスキンシップとしての暴力も否定されるべきではないだろうか。

里親は自身の行動が暴力行使であることについての認識不足から、無意識に虐待している状況であるといえる。どのような行動が暴力や虐待であるかを正しく理解するために里親に働きかけ、軽微な暴力でも里子には里親の想像以上の悪影響を与える可能性があることを里親に伝えていくことで、認識不足から行われる虐待は減少していくのではないかと考える。

④不適切だと理解しながら養育に暴力が用いられる意識と行動

<語り3>

Gさん： 私ね、自分のことを体験して一度だけあるんです。一度だけ手が出た事があるんです。

それは、あの、お金を盗った時。

暴力が何の解決にもならないって、自分の怒りをただ単に、あれしただけなので何の解決にもならないって、わかっててやったんです⑧、ってハッキリ言ったんです。

今でもすごい反省する場所でもあるし、もう何の解決にも本当何の解決にもなってませんしね。でそれ一回だけ彼にしてしまったことがあるんですよ。

で、それ「お金を盗んだ事を」ずっと黙ってるんですよ。それも、この子ダメになっただって思ったから、どうしようもなくて、自分の気持ちも押さえられなくて、もうその時の気持ちが、手を出してしまったんですよ⑨。(略)

あの事に関しては、どれだけ後悔しても後悔しきれないくらい。で周りにもきちんと言ったし、どれだけ反省しても反省できるものでもないし、叩いたことで何の解決にもなりませんでしたって話もしましたし。⑩

Hさん： その「発達障がいのある里子が里親に暴力をふるってきた」時も、これも、あつてはいけないんだけど、馬乗りになって止めたんですよ⑪。

その時に、あなたが暴力をふるったって、おばちゃんは何にも言うことを聞かないからねって、そういう風に話をしたんですよ。

Iさん： 私は本来的には手が出ないのが一番いいと思います⑫。ただ私も、そんなに人間ができてないので、カーッとなることもあるし、そんな痣ができるほどではなくても、どうしてわかってくれないのって時に絶対手が出ないかと言ったらそうではない。

その時には冷静になるようにこころがけて、冷静になって万が一そんなことがあった時は素直にあやまる。お母さんもいたらなかった。それは、なぜかという、あなたのことを思ってるからカーッとなったから、⑬今後そうなりたくないけど、気持ちもわかってもらいたいし。

語り3の⑧「暴力が何の解決にもならないってわかってて」、⑩「あつてはならないことだけど」、⑫「私も本来的には手が出ないのがいいと思う」などから、里親は暴力をとまなう養育を不適切であると認識していることがわかる。前述したように調査に協力した里親の9割が虐待からの保護は子どもの権利と意識していることからこのことがいえる。

しかし、感情のコントロールができないことは、語り3 ⑪⑫の「自分の気持ちが押さえら

れなくて、「カーッとなって」などからも確認でき、他にも類似した内容が多くの里親によって語られている。

この語りは、家庭養護において被虐待経験や障害をもつ子どもの委託が増加していることとあいまって、里親が子どもの理解できない行動、口で言ってもわからない状況、挑発的な態度や言動で里親の怒りを引き出す虐待関係の再現などの子どもの行動に直面してストレスが高まる場面が増え、感情のコントロールが困難になる場面も増加していることを推測させる。

暴力は不適切だと理解しながらも、里親が子どもの理解できない行動に直面することから感情がコントロールできなくなり子どもに暴力をふるってしまう構図になっていると考えられる。

今後、里親が感情をコントロールできずに衝動的な暴力をふるうことを予防するために、里親研修等のプログラムにストレスマネジメントの導入が必要であり、さらに深い障害や被虐待児のケアの理解と里親への支援が必要であることを以上の分析は示唆している。

また、語り1の⑬では、養育において暴力は必要であるとの意識を持つ里親も、「虐待を肯定もしないけど否定もできない」と語っている。この語りからも、暴力行使は不適切な養育だという意識はあるが、保護者としての養育責任から子どものしつけのためという意識が先走り、暴力を用いた養育を行っているものと考えられる。

#### ⑤子どもの権利擁護の意識はないが、非暴力の養育が行われるケース

##### <語り4>

Jさん：私も最初の頃はね、やっぱり愛着関係を築く方が大切だということがよくわからなくて、感情的になるんですよ、何回か叩いた事ありますね。本人覚えているかもしれないけどね。(略)

[子どもを叩いて頬に痕が残った] 後日、Aが、先生がこれ何のあれって聞かれたって。なんて答えたのって聞いたら、これお母さんがやったって(笑)。

私も感情的になってたし、小さい時は生意気言うから、しょっちゅうじゃないですよ、でも何回かありましたね。ああいうこと[先生に聞かれたこと]があつてから、これはいけんなつて虐待と思われたらいけんなつて(笑) ⑭

語り4の⑭では虐待からの保護という権利擁護の意識はないが、第三者に虐待や不適切な養育をしていると疑われたくないという意識から非暴力の養育を実践している里親の行動が確認できる。これは、虐待からの保護を意識しているがそれが実践できていないというあり方の対極に位置づけられるあり方である。このようなあり方が見られるのは、2004(平成16)年の児童虐待防止法改正による通告義務の拡大により、現に虐待された子どものケースだけでなく、虐待が疑われるケースも通告の対象となったことと無関係ではないと考える。

学校の教員という、子どもと密接にかかわる者に虐待と疑われ通告されるかもしれないという心配から当該の里親は非暴力の養育に至ったと考えられ、虐待の通告義務が里親から子どもへの虐待の抑止力となっていると考える。

しかし、この非暴力の養育のあり方は、第三者の監視がなければ虐待が行われる可能性を含んでおり、通告されるから虐待しないのではなく、子どもの権利擁護として虐待の禁止が必要であることを里親が理解する必要があると考えられる。

#### ⑥ 理解しているが擁護できないことを悩み、里親の支援をもとめているケース

##### <語り 5>

Kさん：[里親からの暴力は] ううん、絶対いけないことなんですけど…、絶対いけないことだけど、現状として…、あの、仕方ないとも思わないんですけど……。うん、そのために支援体制を充実したものにしていく必要があると思います<sup>⑮</sup>し、里親さん自身に何かあれば相談していいし、休む権利もあるんだし。

「具体的にこのようにして感情をコントロールする方法とかありましたか」

Lさん：ありますよねえ。だからね、距離をとってましたね。あ、今日は絶対機嫌悪いとか、喧嘩したんだとか。それは放ったらかしにしてみましたね。今いっちゃダメなんだなって。で、落ち着いた時に。だから私が今、保護者支援をやりたいとか、子ども支援を無償でやりたいとかいうのは、学校のことも知ってるし、子どもの事も知っているし、家庭の子どもも知っているし、里親さんのことも知っているからつなぐ人になりたいんですよね。<sup>⑯</sup>あまりにも専門でない方が一杯いらっしゃるし、子どもの事を考えているようで考えていない方がいらっしゃるので、威張るわけじゃないですけど、テクニックというのを少しずつ身につけないと。

語り 5 の<sup>⑮⑯</sup>では、「暴力が不適切ということはわかるが、現状では難しいことも理解でき、里親への支援体制の充実が必要と思う」、「問題行動に対処する専門的なテクニックを里親経験にもとづいて伝える支援者になりたい」といった内容が読み取れる。これをみると、虐待からの保護を心がける意識はあるもののそれが擁護行動につながらない状況について、里親自身も悩んでおり、相談できるような支援体制の充実を望んでいると考えられる。

里親の相談をうけて支援を行う里親支援専門相談員などの支援者は、里親から子どもへの暴力が不適切であると里親自らが意識しているものの、それが擁護行動につながりにくい現状を理解し、里親が暴力行使する原因が、理解が難しい子どもの行動による里親の感情のコントロールが不全、しつけのために暴力が必要という意識、暴力に対する認識不足、本人・家族・他の里子の安全を守る自衛行動のいずれなのかを判断して、的確に支援していくこと

が子どもの虐待防止のために求められていると考える。

また、本研究で明らかになった、暴力は不適切だと意識しているが、暴力をふるってしまう構図について里親自身に認識してもらうことができれば、養育場面で生じる暴力についてセルフチェックが可能となり、虐待からの保護に関する子どもの権利を擁護する非暴力の養育を選択する里親が増加すると考える。

以上のように、虐待・放任からの保護の権利が里親によって意識されているにもかかわらずその権利が擁護されにくい原因を表に整理する（表 43）。

里親の多くは、虐待・放任からの保護は子どもの権利であると意識し、学校における虐待や実親による虐待から里子を守る行動をとり、被虐待児を委託された場合には、治療的ケアを実践しながら養育を行っている。しかし日々の養育において、暴力を非とする認識は十分にあるものの感情のコントロール不全、しつけのため状況により暴力が必要という意識、暴力に対する不十分な認識により暴力を行使する構図が明らかになった。

感情のコントロール不全に対しては、すでに取り組んでいる里親も多いが、子どもの障害や問題行動とそれに対する対処法の理解を深め、養育困難な場面に直面した際の相談先や支援体制を充実させることが望まれていると考える。同時に里親自身の感情のコントロールのためにストレスマネジメントに関する研修も効果的であると考えられる。

また、里子からの暴力に対し自衛のために暴力を用いた里親の行動は、事前に子どもの障害や行動とその対処法への理解ができていたとしても、予期せぬ里子からの暴力への緊急的な対応であることから予防は困難であると考え。自衛のために里親が暴力を用いなければ里子への対応ができない状況が繰り返されるのであれば、子どもへの医療的専門的なケアが可能な児童心理治療施設への入所を検討することを、児童相談所や里親支援専門相談員から里親に積極的に働きかけることも必要ではないだろうか。

しつけのために状況により暴力が必要であるという意識の背景には、里親自身が子ども期に「しつけのための暴力」をふるわれた経験がひそんでいるのではないかと疑われる。この問題に対しては、『里親及びファミリーホーム養育指針』にも明記されているように、里親個人の子育て観は尊重しつつも、しつけのための暴力は子どもに悪影響しかもたらさず、暴力を用いた養育は不適切な養育であることを里親に伝え続けるべきである。

また、セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン（2018）の調査結果にあるように日本では、しつけのために子どもへの体罰を容認する成人が6割に達しており、体罰容認の世論が形成されている。2019（令和元）年の「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」（法律第46号）で、しつけに体罰を用いてはならないことが法的に規定されたが、2019（令和元）年8月現在、世界56か国が法的に体罰の全面禁止を実施していることに倣い、法的な子どもへの暴力全面禁止と社会へ向けての子どもへの暴力禁止のための継続的な啓発活動によって、日本社会の体罰容認の世論を変容させていくことも必要と考える。

暴力の認識が不十分なため暴力を行使してしまう里親は、虐待からの保護は子どもの権利であると意識しているものの、言語的暴力に対する認識が不十分なことや、信頼関係があれば

ば軽微な力による暴力や「スキンシップとしての暴力」は暴力ではないといった誤った認識をしている。この認識を改めるためには、大人の視点で暴力や虐待をとらえるのではなく子どもの視点で暴力をとらえる必要がある。西澤（2004）が指摘するように、言語的暴力なども被虐待経験をもつ子どもにはフラッシュバックを引き起こす可能性がある。また社会的養護特有の暴言も子どもの発達・成長に悪影響をあたえる可能性が高い。養育にあらゆる形態の暴力を用いるべきでないことを里親に認識してもらうことが必要と考える。

表 43 虐待・放任からの保護は意識されているが擁護行動に結びつかない構図

虐待・放任からの保護は意識されているが暴力をとまなう養育が行われる原因	
暴力に対する認識は十分ある	暴力に対する認識が不十分
<ul style="list-style-type: none"> <li>○感情がコントロールできなくなる               <ul style="list-style-type: none"> <li>・言葉で説明してもわかってもらえない</li> <li>・挑発するような言動や態度をとられる</li> <li>・里子の支援のために疲れていた</li> <li>・発達障害の症状である行動が理解しがたい</li> </ul> </li> <li>○里子から里親への暴力に対する自衛のため</li> <li>○養育には状況により暴力が必要であるという意識               <ul style="list-style-type: none"> <li>・人の痛みがわかるには自分も痛みをうけないとわからない</li> <li>・しつけのために暴力は必要</li> <li>・叱られた意味をわかってもらいたい</li> <li>・社会性を身につけてもらいたい</li> <li>・本気で怒っていることをわかってもらいたい</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○言語的暴力の認識が不十分</li> <li>○信頼関係があれば暴力が許される</li> <li>○力を加減すれば暴力ではない</li> <li>○軽い暴力はスキンシップである</li> </ul>

## （２）プライバシーの保護

### ①プライバシーの保護が子どもの権利であるという認識の浸透

プライバシーの権利は、情報化社会の進展にともない自己に関する情報をコントロールする権利ととらえられるようになってきた [芦部、2007]。また、自己に関する情報のコントロールに加えて、自己決定権、他者との関係性やコミュニケーションを求める権利といった内容を包含する包括的な概念となっているとの指摘もある [土屋、2009]。また国連の代替的養護に関する指針では、プライバシー保護について、「児童に対して責任を有するすべての大人は、男女の違い、交流、及び適切かつ安全で近づきやすい個人の私物の収納場所を尊重した衛生上のニーズのための適切な施設を含め、プライバシーの権利を尊重及び推進すべきである」と説明されている [国際連合、2019：16]。

このプライバシーの保護が子どもの権利であることは、約7割の里親に意識されている。そして、その権利を擁護するために、子どものプライベート空間を確保するために「個室の子ども部屋の提供」、子どもの個人情報の管理を子ども自身に委ねるために「里子の個人情報を厳重に扱う」、「承諾なしに部屋に入らない、私物を見ない」、「掃除の際に里子が出したゴミの中身が見えないような工夫」、「個人に関する話をする場面では1対1になれる環境で話をする」などに配慮した養育行動がとられている。



## ②まったく正当化されえない、プライバシーの権利侵害とは区別すべき子どもの権利擁護の結果

しかし、インタビュー調査の協力者の約半数にプライバシーの権利を侵害している行動が見られる。例えば、子どもの承諾なしに「部屋に入り掃除をする」、「日記やランドセルの中身をチェックする」、「本人の許可なく周囲に里子であることを話す」などの行動である。

里親には、プライバシーの保護は子どもの権利であるという認識がある。そのため、常時プライバシーを侵害しているわけではなく、状況によってプライバシーの権利を擁護する場合もあれば侵害する場合もあり、このことは一人の同じ里親の中でも見られる。

しかし、これらのプライバシーの権利侵害は、発達に応じた子どもの最善の利益を考慮して、プライバシー権以外の子どもの権利を優先的に擁護した結果生じているのではないかと考える。具体例を挙げると、「許可なく子どもの部屋に入り掃除をする」、「清掃できない子ども部屋を写真撮影し、携帯電話のメール機能で友達に送信すると脅す」といった行動は、子どもが衛生的な環境で生活することで健康に育つ権利が擁護されるようにするために清掃習慣を身につけさせるという親の養育責任を果たした結果である。

子どもの所有物に関しては、許可なく子どもの日記を読む行動は、里親が子どもの部活動の人間関係のトラブルを心配してとった行動であり、直後に学校に連絡して問題が解決されている。また、低学年の時期にランドセルを勝手にあけて中をみる行動は、学校からの連絡事項の確認や忘れ物がないようにと、子どもが円滑な学校生活を過ごすためにとった行動であった。

子どもの情報に関しては、後に詳しく述べるが本人の承諾なしに周囲に里子であることを話すといったプライバシーの侵害が行われている。これも子どもが地域社会で偏見なく育つためという配慮からなされた行動といえよう。

これらのプライバシーの権利侵害は、子どもが学校に行きやすくなるために（教育を受ける権利の擁護）、また、いじめられないために（虐待・暴力からの保護）、地域社会で偏見なく育つために（差別の禁止の擁護）といった理由から、里親が子どもの最善を考慮して、子どもの発達する（育つ）権利の擁護を優先して行った養育行動に伴う結果であると考えられる。

③ プライバシーの保護は年齢とともに必要になってくるという意識

<語り 6>

M さん：年齢があがって一人になりたければ、その歳相応で尊重すべきだと思いますね、大人になるにしたがって①。自分の成長を考えてみて。高校だったらこれくらいだろうなあって思うから。

N さん：ランドセルの中も1年生の時は確認はするんですけど、それ以後忘れ物しても自分のことだから、見る事も無いので、わかりません。

A さん：[小学校中学年の子どもの] プライバシー、プライバシーはまだでしょうね②

J さん：プライバシーは夫婦の中でもあるし、子どもにもあると思うんですよ。でも中学生くらいだったら、直接言わなくても陰で見てるって。

部屋でもちょっとチェックいれて、入らない方がいいんだけどチェックしてるけど、今の段階はそんな段階ですね。

「年齢の段階に応じてですか」

J さん：そうですね、嫌がると思うんですけどね、だから今は…、結構大ざっぱな性格だから、[子どもが書いた] 日誌なんか見てもわかんないみたいだから見てるけど (笑)。

子どものプライバシーの権利を擁護する行動や子どものプライバシーへの配慮が必要という意識は、中学生・高校生の里子を委託された家庭や、子どもが思春期に入る時期の里親に多くみられる。一方、プライバシーの侵害にあたる行動は、幼少期、小学生期に集中して見られる。語り6の①②を見ても、幼少期にはプライバシーの保護は意識されづらく、年齢があがるにつれてプライバシーの保護が擁護されていく様子が認められる。国連子どもの権利委員会の一般的意見7号「乳幼児期における子どもの権利の実施」(2005(平成17)年)によると、子どもの権利条約は18歳未満の子どもすべてにあてはまり、プライバシーの権利についても乳幼児はすべての権利の保有者であると述べられている。また乳幼児は脆弱性を有する社会的主体であるため、権利の行使においては保護や支援が必要であることも説明されている。このことは、乳幼児はプライバシーの権利は保有しているが自分でその権利を保全し行使する能力が不十分なため、周囲の大人が乳幼児のプライバシーの保護に配慮し支援する必要があると考える。前述した他の権利、特に生存・発達の権利においてプライバシーの侵害が生じやすいが、幼少期から子どもはプライバシーの権利を保有していることを里親が理解し発達段階に応じて、個人情報をあつかう際には本人の承諾を得るようにし、子どもの意思を尊重することが必要と考える。

④ 里子であることを周囲に公表する行動とプライバシー保護の利害相反関係

語り 7

Cさん:そうですね、まずは家庭が社会の中で閉鎖的でないこと。すなわち開放的、そういう意味では親戚地域含めて、私たちが里親家庭である、あるいは自分が里子である、里親家庭の実子である、一時期女の子も何日か預かっていた、そういうことをオープンにしていって③、悩んだ時は下がらず、一歩前にでる、まずは開かれているということですね。

Jさん:地域も皆がみてやるともう少し違うかもしれない。親にしろ、お爺ちゃんにしろお婆ちゃんにしろ、いろいろありますよね、地域にしろ。私その辺の関わりが少ないってうかね、なんかそれじゃないかなって、それが子どもの権利を無くしてしまううか。根本的なのは、地域のつながり。つながり持つためには、子どもに関わる親も地域と関係もたなくてはならないし。④ (略)

「そうですね、PTA とかですか」

Jさん:そう、それをやらなきゃいけない。それをしてなかったら地域とは関わりもてないの。やっぱりその、コミュニケーションとかそういった面も最終的にはつながってくるような気がするんですよ。私もある程度親しいお母さんには最初の頃から [里子です] と言ってるから⑤、そうこういわれたら、そうよって言うつもりだけど。

語り 7 の③⑤をみると、周囲に里子であることを話すという行動が見られる。子どもの承諾なしに親しい人にもみ話すものもいれば、里親家庭であることを地域にオープンにしている里親もいる。なかには、子どもとの外出先で里子であると話すという行動もある。これは、子どもの意思を確認せずに、社会的養護のもとで育てられていることを公表するという意味では、プライバシーの侵害であろう。

里子であることを公表する行動は、語り 7 の③④でみられるように里子が、地域社会で育つために必要であるという理由で積極的に行われており、同様の語りが多数得られた。つまり地域で育ち・育てられる権利を擁護するため、周囲に里子であることを説明して理解を得ながら養育を実践しており、その結果プライバシーの侵害が生じていると考えられる。

## 語り 8

0 さん：全里のメールの中でも、本人の前で里子とか里親っていうのは酷じゃないかっていう意見もあった時に、私は、やっちゃってるなって思っ

むしろこういう形もあるんだよっていう発信も含めて、ちょっと絡みもあって私は言っちゃってたんだけど⑥、本人の気持ちも考えれば、あんまり言うべきではないのかなっていう迷いもあります。

また、語り 8 の⑥にみられるように、身近な地域住民を社会的養護や里親制度について啓発するために、外出先などで里子であることを話すという行動をとる里親もいる。

『里親及びファミリーホーム養育指針』[厚生労働省、2012a]には、里親は地域と積極的に関わりをもちながら養育するという指針が示されている。それにもかかわらず、日本では家庭養護の制度の理解が十分とはいえない。地域住民を里親制度について啓発することは、代替養育の権利をもつ子どもたちを社会で育てるという理解をうみだすことによって子どもが偏見を持たれずに社会で育つ権利を擁護している行動であるといえる。その結果としてプライバシーが侵害されていると考える。

一方、周囲に里子であると話す行動の対極にある行動として、里子であることを隠す、通称名を使用するという行動がある。この行動は、まだ世間で広く理解されていない里親制度のもとで子どもが育てられているため誤解や偏見も多く、里親が里子であることを公表してしまうことで、子どもに不利益が生じることを心配しているためになされる行動である。里子が不利益をうけないために、すなわち子どもの最善を考慮して、周囲に里子であることを隠しており、その結果として里子のプライバシーは守られている。

この行動は、里子のプライバシーの権利を積極的に擁護する行動ではない。里子に不利益が生じることを避けるため、言いかえると安心して地域で育つ権利の擁護を優先して里子ということを隠した結果、プライバシーの権利が守られているにすぎない。そこでは、プライバシーの権利が擁護されているものの、通称名の使用などは、子ども固有の名前を奪うことにつながっており、アイデンティティの保全という子どもの権利を侵害している行動でもある。このことは、相異なる権利が相反関係にあることを示している。

里子であることを近隣に公表する行動と隠す行動の双方が子どもの最善を考慮し、地域で偏見を持たれずに育つ権利を優先的に擁護した結果であることは興味深い。『里親及びファミリーホーム養育指針』[厚生労働省、2012a]でも、この問題を以下のように取り上げている。「里親として迎えた子どもについて近所にどのように説明するかは、養育里親か養子縁組を目的とする里親かなど子どもの状況によって異なるため良く検討してすすめる必要がある」。また同指針は、通称名の使用については、「子どもの姓名は、子ども固有のものであり、かけがえのないものである。通称名を使用することがあるが、その場合には、委託に至った子ど

もの背景、委託期間の見通しとともに、子どもの利益、子ども自身の意思、実親の意向の尊重といった観点から個別に慎重に検討する」と述べ、里子であることの周囲への公表と同様に、子どもの状況にあわせて個別に検討が必要であるとしている。

里子であることの公表や通称名の使用とプライバシー保護の権利擁護の問題にみられるように複数の権利が相反関係にあるときに、どちらかの権利を優先した場合、それについて子どもの発達に応じた方法で説明したうえで、子どもの意思を尊重し、最終的な判断は子どもの最善の利益を考慮して里親がすべきであろう。子どもが幼く意思表示をする能力が十分でない場合でも、里親が子どもの最善の利益を考慮して判断すべきであり、可能であれば第三者にその判断の妥当性について相談することも必要と考える。なぜなら、家庭養護は社会的な養育であり、里親家庭やファミリーホームは地域社会の協力を得て営まれるべきものであるが、家庭養護制度に関する理解が不十分な現状では、偏見をもたれ子どもに不利益が生じる可能性が十分に考えられるからである。

本研究では具体的な方法の提言まではできないが、里親制度の社会的な認知度を向上させ、里子であることで不利益をこうむる心配をしなくてよい社会の構築こそが、この問題を解決していくのではないかと考える。

#### ⑤プライバシーの保護の権利が意識されているのに擁護されにくい構図

以上のように、プライバシーの保護の権利が意識されているのに擁護されにくい構図は、次の点が指摘される。(i) 里親は子どもが幼少期にあるうちは子どもにもプライバシーがあるという意識が低く、思春期以降になるにつれて子どものプライバシーが配慮されていく。子どもが幼少の頃は養育責任を重視するあまり、子どもの生存・発達の権利を優先して擁護するためプライバシーの侵害が生じやすい。(ii) プライバシーの権利侵害を伴う行動も、その背景には子どもが地域で偏見をもたれずに育つため、あるいは円滑な学校生活をおくるためという意識があり、プライバシーの保護よりも、発達の権利、差別の禁止、教育への権利などが擁護された結果であることが明らかになった(表13)。

なお、写真をブログに載せる行動は、保護者の愛情から生じる行動として理解できるが、不特定多数が閲覧可能なインターネット上に里子の写真をのせることで性的虐待の被害者となる危険も懸念される。また、実親の虐待などから保護されている場合などでは、子どもの写真の掲載が居住地の特定につながりかねない。このように里子への愛情から生じた写真をブログにのせる行為は子どもの安心・安全にすら権利を侵害しているといえるだろう。

プライバシーの保護に関して里親に求められていることは、子どもの最善の利益を考慮した結果、プライバシーの権利より他の権利を優先せざるを得ない場合でも、子どもが意思表示できる機会を確保するなど、可能な限りプライバシーに配慮した判断をすることであると考える。

表 44 里親のプライバシーの侵害行動と擁護されている権利

プライバシーの権利の侵害行動 (本人の承諾なしに行われている)	養育者の意識	擁護されている権利
<b>プライベート空間への侵入</b> ・子ども部屋に勝手に入る	・掃除習慣のない子どもの部屋を清掃する	・健康に育つ権利
<b>子どもの所持品の確認</b> ・日記を勝手に読む ・ランドセルの中を勝手に見る	・いじめ、人間関係のトラブルを心配している ・忘れ物、連絡事項を確認し円滑に学校生活をおくれるようにする	・虐待からの保護 ・教育への権利
<b>里子の情報の公開</b> ・里子であることを周囲に話す ・清掃前の部屋の写真を撮影する ・里子の写真をブログにのせる	・里子が偏見を持たれずに地域で育ってほしい ・清掃習慣を身につけてほしい ・可愛いと思ったため	・地域で育つ権利 ・差別の禁止 ・健康に育つ権利

#### 第4節 考察—里親による子どもへの体罰等の実態・意識から見えてくるもの

##### 1. 子どもの権利条約の認知状況について

上述の質問紙調査とインタビュー調査の協力者募集にあたっては、里親研究会のメーリングリストや社会的養護関連の研修への参加者やその知人に協力を呼びかける機縁法を用いた。その結果、調査協力者は一般の里親より里親制度や社会的養護の課題、子どもの権利擁護について関心の高い層に偏りがちであることを考慮したうえで以下の考察を加えていく。

##### 1) 里親の子どもの権利条約の認知状況

質問紙調査の結果を見ると、里親の73%が、子どもの権利条約の内容を知らないという認知状況であった。各地の自治体も住民における子どもの権利条約の認知度を調査しているが、2004（平成16）年の調査〔滋賀県、2004〕や、2009（平成21）年の調査〔千葉県、2009〕と比較すると、本研究の質問紙調査に協力した里親における同条約の認知度は、それらよりも1～2割高かった。しかし、本研究と同じく2015（平成27）年に京都府が実施した「新京都府人権教育・啓発推進計画に関する府民調査」〔京都府、2015〕では、おとな1,400人のうち76.3%が子どもの権利条約の内容を知らないという結果であり、本研究とサンプル数が大きく異なっているのにほぼ同様の結果がでている。これらの結果からわかるように、里親における子どもの権利条約に関する認知度は一般市民より高いとはいえない。むしろ前述したバイアスが本研究の質問紙調査の協力者にかかっていることを考慮すると、里親の同条約の認知状況は、研修や養育指針で同条約がとりあげられているにも関わらず一般市民と同様であり、

里親への同条約の広報はまったく不十分であるといえるだろう。

このことは決して里親の勉強不足に起因するのではなく、国連子どもの権利委員会によって勧告されているように、日本社会が一般市民も含めて同条約の認知度が依然低い状況におかれていることが原因であると考えられる。里親も一般市民の一員であり、里親における同条約の認知度を高めるためには社会全体における同条約の認知度を高める取組みが必要であると考えられる。

次に同条約の学習経験に着目すると、学習する機会のなかった里親が4割程度いた一方で研修以外の機会に学習した里親も3割程度いた。この結果から、研修において同条約の学習機会の提供が第一義的になされるべきであるとはいえ、研修で学ぶ以外にも子どもの権利に関心を持ち、書籍やインターネットで独自に学んでいる里親の存在が確認できた。また学習経験のない里親でも、自由記述で子どものために条約の学習は必要であり、学習意欲があるという内容の回答が複数見られるように、同条約の学習・再学習というニーズは間違いなくあるといえる。その意欲に応えるためにも、里親向けの研修等のテーマを子どもの権利擁護という大きな枠組みで設定するにとどまらず、同条約の内容を体系的に学ぶ機会の提供も必要だと考える。また独自に同条約の学習を希望する里親のためにも、施設養護向けではなく、里親・里子を対象とした子どもの権利ノートが多くの自治体で作成されることも必要と考える<sup>(4)</sup>。

## 2) 里親が大切だと考える子どもの意見表明権

里親が大切だと考える子どもの権利のうち上位を占めたのは自分らしさを認められる権利、休んだり遊んだりする権利、人種や宗教で差別されない権利であった。また、前述した滋賀県(2004)の調査では子ども4,500人に同様の質問を行っているが、そこにおいては、子どもたちが大切だと考える権利は暴力や言葉で傷つけられない権利が約5割と最多であった。

この子どもが大切と考える子どもの権利と、里親が大切と考える子どもの権利がずれているのであるが、これは、子ども側は暴力や虐待から保護され、安心して生活できる環境が確保されることが最優先であるのに対し、里親は子どもの最善の利益を考えて、虐待から保護される権利以外の、他の権利も大切に考えている結果といえる。

社会的養護のもとで暮らす子どもたちの被虐待経験が増加している現状において、子どもたちが重視し擁護すべきだと考える権利は、まずは虐待されずに安全に生活する権利であることを社会的養護の関係者が共通に認識することが重要である。そして社会的養護の現場での暴力は、しつけという目的があっても、安全に生活したいと願う子どもたちの権利を侵害する行為なのだとすることを里親が自覚する必要があると思われる。

次に、子どもの権利条約の内容を認知しているか否かにより、重視している子どもの権利に違いがあるかどうかを分析した結果、同条約の内容を認知している里親は意見表明権を重視する傾向があることが確認できた。

子どもの意見表明権は、子どもの参加の権利として理解しようという動きがある[喜多ら、

2009]。また、この権利は子ども自身の問題に関して自らの意思を伝える適正手続きを求める権利であり、かつ自己の生活条件や社会条件の決定に対して自己決定の促進を求めた権利であるという指摘がある〔喜多ら、2009〕。インタビューでの語りなどからも、里子の自己決定を促すために、里親は里子が幼少期から意見表明の支援や生活条件の選択のトレーニングを行っていることがうかがわれた。このように、子どもの権利条約を認知している里親が、意見表明権を重視するのは、『里親及びファミリーホーム養育指針』や里親研修などでも、子どもの意見表明への支援や子どもの意見表明の尊重に関する内容が多数とりあげられていることの効果が現れていることでもあると考える。しかし、それ以上に、家庭という密室の中で育児で、里親自身の個人的な子育て観・養育観に独善的な形でおちいることを里親自身が避けるために、子どもの意見表明のトレーニングを行い、その意見を聞いて尊重し、かつ保護者としての意見も子どもに伝えながら養育にとりくんでいるのだと考える。このように子どもの意見をしっかり聞きつつ、人生経験のある大人として自分の意見を子どもに伝えて話しあうという子どもの意見表明権を擁護する行動は、本研究におけるインタビュー調査でも多くの里親によって語られており、意見表明権は意識も擁護もされやすい子どもの権利であるといえる。

## 2. 意識されるが擁護されにくい子どもの権利である虐待・放任からの保護とプライバシーの保護

インタビュー調査の語りから、「子どもの権利に関する意識と行動一覧表」を作成し、子どもの権利に関する意識と行動を整理して4領域に分類した。

その4つの領域の中で里親が悩んでいる問題に対応する領域であり、そこでの事態の改善が子どもの権利を基盤とした養育の拡充につながるという理由で、意識されるが擁護されにくい子どもの権利の領域に焦点化した。

### 1) 虐待・放任からの保護の権利

インタビュー調査に応じた里親の9割が虐待・放任から保護される権利を意識していた。一般市民を対象とした『人権に関する世論調査』〔内閣府、2013〕では、子どもに対する人権侵害として何が挙げられると思うかという質問に対して、いじめられること、虐待されることという回答が60～75%であった。したがって一般市民より里親の方が、虐待・放任からの保護が子どもの権利であると捉える意識が高いことを示していると考えられる。この結果は、里親が被虐待経験をもつ子どもを養育した経験があり、研修などでも虐待に関して学習するため、虐待が子どもの権利侵害であるという意識が一般市民より高いと考える。

このように里親が、虐待・放任からの保護を子どもの権利として捉える意識があるにもかかわらず里子の養育で暴力を用いてしまう背景には、①感情のコントロールが困難になる、②しつけのため状況により暴力が必要と考える、③暴力に対する認識が不十分である、という3つの要因があることが示唆された。

本研究では具体的手法まで論ずることはできないが、①感情がコントロール困難になるこ



とに対しては、従来なされてきた子どもの行動や障害の理解による冷静な対応にとどまらず、里親が自分自身のストレス反応に気づき、それを解消していく手段であるストレスマネジメント研修〔厚生労働省、2015b〕を導入していく必要があると考える。②しつけのための暴力が必要という意識の変容と③暴力に対する認識不足については、すでに世界 56 か国（2019（令和元）年 8 月現在）で実施されている法的な体罰全面禁止の動向が参考になると考える。

子どもの権利条約や児童福祉法では保護者や里親からの子どもへの虐待を禁止している。一方で日本の民法においては、親権を行う者の懲戒権として、子どものしつけのためなら体罰等の行使や子どもに屈辱感を与えるような行為を認めるような解釈余地を残しており、体罰に関する意識調査でも、今なお多くの保護者やおとなが体罰を容認しているという結果が報告されている。

今後、体罰が法的に全面禁止されることで、子どもに対する暴力や体罰について法的に規定され広報されるであろうし、子どもへの暴力や体罰の行使が違法行為であるという自覚が生まれれば里親の暴力に対する認識が高まり、認識不足から生じる暴力行使の問題は改善されると考える。

また、しつけのための体罰を容認する態度の是正については、スウェーデンが 1979（昭和 54）年の親子法改正により体罰を全面禁止にしたことがもたらした効果が参考になる。体罰の法的な全面禁止前の 1960 年代に比べて法的禁止後の 2010（平成 22）年には、体罰への肯定的な意識が 5 分の 1 に、体罰の実際の使用は 9 分の 1 に大きく減少した。1960 年代には、体罰は不適切であるという意識を持っていながら体罰を行使していた人々が、古い行動規準を壊すような新しい見識や経験を得て、新しい育児法を学んだ結果、体罰をうける子どもが減り、不適切な行為をしなくなる親が増加したと報告されている〔Save the Children Sweden, 2009〕。

これらの実践からいえることは、しつけのための体罰を容認する現在の意識は、法整備などにより変化させることが可能であるということである。

また法整備に加えて、養育場面では愛情と厳しさの両方が必要であり、子どもに厳しく教える必要がある際にも体罰や怒声を用いなくとも厳しく教える手段があるということ、しつけのための暴力は不適切な行為であるということ、里親はじめ一般家庭の養育者に反復して説明していくことも必要と考える。

社会的養護における施設内虐待等を防止するために、2009（平成 21）年の児童福祉法改正により被措置児童等虐待の予防措置がもりこまれた。また施設内虐待の原因として施設におけるケアを外から評価・検証する仕組みがないことが指摘され、児童養護施設などに対しては、「社会的養護関係施設の第三者評価基準」〔厚生労働省、2015c〕により、子どもへの適切な支援の実施状況などを評価する第三者評価を 3 年に 1 回うけることが義務付けられた。この第三者評価により子どもへの暴力（子ども－子ども間の暴力も含めて）は外部から法的に監視されているといえる。

一方、家庭養護をみると、ファミリーホームは「児童福祉法施行規則」（1948（昭和 23）

年 厚生省令第 11 号)により、第三者評価の受審等の努力義務が規定されているが、里親に対しては第三者評価が義務付けられていない。そのため里親から子どもへの暴力に対し外部からの監視が難しく、それゆえ子どもへの暴力については里親の子育て観や虐待に関する意識に委ねられているといえる。だからこそ、本研究で明らかになった、里親が暴力は不適切であると理解しているにもかかわらず里子に暴力を行使してしまう原因を見きわめて、そのような里親に上述したような働きかけを行うことで非暴力の養育実践の拡充につながれば、虐待・放任から保護される子どもの権利が擁護されていくと考える。

## 2) 相反する権利擁護・侵害について

プライバシーの侵害は、里親が子どもの最善の利益を考慮して、そのための権利擁護を優先させた結果生じていることが明らかになった。教育への権利、虐待から保護される権利、地域で育てられる権利などを優先して里子の幼少期にはプライバシーの侵害行動が行われやすく、里子が成長するにしたがいプライバシーが擁護されていく構図が見られた。

特に、子どもが地域で育つ権利を擁護するために、里子であることを周囲に公表する行動と逆に公表しない行動は、いずれもプライバシーに関わる行動であるが、これらは2つとも子どもが地域で偏見をもたれずに安心して育ててほしいという里親の意識があり、一概に不当な権利侵害とはいえないと考える。通称名の使用などの問題はアイデンティティの保全の権利と深く関係しており、ある権利の擁護を優先するために、プライバシーの権利を侵害する可能性があることを子どもに伝え、子どもに選択を委ねる姿勢が求められると考える。意思決定が困難な幼少期などの場合でも、里親が子どもの最善の利益を考慮して行った選択が、子どもをとりまく状況を客観的にみて果たして妥当なのかについて相談に応じて必要な支援ができる第三者の介入も必要であると考え。さらに、他の権利を擁護するためにプライバシーの権利を侵害する場合でも、子どもが自身に関する情報を自己管理することが前提であるという意識をもって行動することが必要ではないだろうか。

このプライバシーの権利侵害とひきかえに他の権利を擁護することの問題は、子どもの権利条約のあらゆる権利の項目についても生じる可能性がある問題である。例えば、児童相談所の一時保護所への入所に伴い、子どもたちの活動が制限される状況などでは、虐待から保護される権利が優先され、通信の権利、余暇の権利、教育をうける権利が侵害されているといえる。これらの権利同士に相反関係が生じる場合には、子どもの最善の利益を考慮して、子どもの権利条約を基盤とした客観的・総合的な判断を下せるような里親の技量が必要になると思われ、そのために子どもの権利の内容についての体系的な理解と子育ての判断に悩んだ際に相談できるような身近な支援者が必要となると考える。

以上のように、里親は日々の養育実践の中で、子どもの権利条約について認知が決して高くないものの、すでに同条約で述べられた子どもの権利、特に意見表明権を意識し擁護していることが確認できた。里親の子どもの権利に関する意識と子どもの権利を擁護する行動は4パターンに分類され意識されるが擁護されにくい子どもの権利には、虐待から保護され

る権利とプライバシーを保護される権利の2つがあることが明らかになった。またインタビューの結果からこれらの権利が擁護されにくいのは、それぞれ、しつけのための暴力を肯定する意識や他の権利の擁護を優先した結果などによると考えられた。里親を支援する者は、これらの要因を理解し適切な支援を行っていくことが求められている。

また適切な支援により、里親によって意識されているが擁護されにくい子どもの権利が、意識され擁護される子どもの権利に変わっていくことが、里子たちに権利基盤型養育が提供されることにつながり、子どもが自らの権利を実現しながら成長するために必要なことと考える。

## 註

- (1) 2010(平成22)年8月23日、声優であった里母が東京都杉並区内の自宅で、里子として養育していた当時3歳の保育園児の顔や体を殴るなどの暴行をして急性脳腫脹で死亡させた事件である。
- (2) ヒューマンライツウォッチ(2014:40-41)「夢が持てない 日本における社会的養護下の子どもたち」に里親制度下の虐待事例が詳しい。
- (3) 子どもの権利リストにおける各権利の表現は、日本ユニセフ協会(2013:25-29)「ユニセフと世界のともだち」の子どもの権利カードを参考にした。
- (4) 2019(平成31)年3月時点で17都道府県及び政令市が、施設養護で育つ子ども向け子どもの権利ノートとは別に、里親家庭で生活する子ども向けの子どもの権利ノートを作成している(詳しくは第Ⅱ部5章)。

## 第Ⅱ部 子どもの安全な養育への権利の保障と代替的家庭養育の展望

### 第3章 子どもの安全な養育への権利の保障と体罰禁止法制の形成

#### 第1節 安全な養育への権利の必要性

##### 1. なぜ安全な養育への権利なのか

第Ⅰ部における実証的考察によって明らかにされるように、日本では、子どもへの体罰・暴力などが深刻な社会問題となっている。子どもへの暴力は、家庭、学校、地域、施設など子どもが生活するあらゆる環境で発生しているが、2018（平成30）年3月に起きた目黒女児虐待死事件、2019（平成31）年1月に起きた千葉県野田市女児虐待死事件にみられるように、子どもが安心して成長する拠点であるべき家庭環境の安全性がゆらいでいる。養育者から「しつけ」と称して行使される子どもへの暴力は、きわめて深刻な問題であり早急な対策が求められている。

この子どもへの暴力の規模や激しさは国際的にも問題視され、国連子どもの権利委員会は2011（平成23）年、子どもの権利条約実施評価についての国際的な見解である一般的意見の13号『あらゆる形態の暴力からの自由に対する子どもの権利』〔国連子どもの権利委員会、2011〕を発表した。そこにおいて、子どもへの暴力を子どもの権利条約の19条1項にあるとおり「あらゆる形態の身体的または精神的な暴力、侵害または虐待、放任または怠慢な取扱い、または搾取」と定義し、物理的な暴力だけでなく、おどす、馬鹿にする、無視する、ネグレクトなどの行為も暴力であると規定した（パラ21）。また、「暴力」という言葉を使用する理由についても言及しており、子どもに対する暴力に関する国際連合研究（2006（平成18）年）で用いられた用語法にしたがい、子どもの権利条約19条1項にしめされた、子どもへ加えられるあらゆる形態の危害を表現するためであると説明している。さらに、この一般的意見13号では「Ⅳ. 子どもの権利条約19条の法的分析」の項目で、あらゆる形態（all forms of）という表現は、子どもへの暴力が例外がなく合法性を欠き、うけ入れられないことを明示するものである点が示された（パラ17）〔国連子どもの権利委員会、2011〕。このように、国連子どもの権利委員会は、締約国に子どもへの暴力を防止するための早急な対策の必要性とそれに向けた措置の概要を示した。そして、こうした動きを背景として、国際社会は体罰全面禁止法の整備をはじめとする、子どもへの暴力を撲滅する取組みを開始した。しかし、すでに述べたように、このような国際的な子どもへの暴力禁止の潮流があるにもかかわらず、それに逆行するかのよう、日本では家庭養育における体罰容認の世論が形成され、子育てにおいて子どもへの暴力が日常的に行使される傾向が認められている。

この日本の現状に対し、国連子どもの権利委員会は、2019（平成31）年1月の日本の第4回・第5回定期報告書の審査を踏まえて、日本への勧告をまとめた総括所見において、「子どもへの暴力、性的な虐待および搾取が高い水準で発生していることを懸念し、締約国が子どもに対するあらゆる形態の暴力の撤廃に優先的に取組み措置をとること」（パラ24）を勧告

した〔国連子どもの権利委員会、2019〕。

なぜ日本社会では、このような状況が生じるのか。

子どもへの暴力が容認され、子育てに暴力が行使され続けている日本の現状に早急に歯止めをかけないと、子どもへの暴力や虐待事件が発生しつづけ、さらに児童福祉政策の転換から将来的に増加が予測される里親制度などによる代替的養育環境もふくめて、子どもの人間としての成長への権利が保障されないことが危惧される。今までも日本国内では子どもの成長への権利、とくに生命への権利を保障するために、子どもへの暴力に対する罰則規定の強化や人権問題として暴力禁止の意識啓発をはかる取組みは実施されてきた。

先行研究をみると、子どもの権利研究に先駆的な役割を果たしてきた教育法学からは、牧（1992）、今橋（1992）、市川（1997）らが日本における懲戒・体罰の法制と理論を系統的に論じ、教育現場における体罰や不適切な懲戒が権利侵害であることを指摘してきた。また、喜多（2015、2018）は、近年の暴言自死事件などについて安易に「指導死」扱いすることを強く批判し、学校内での子どもへの暴言、体罰が招いた自死は学校内虐待死と考えられること、暴力的な行為を伴う不適切な教育は子どもの権利侵害であり、子どもの尊厳にそった教育方法の必要性を主張し、暴力によらない安全な教育（養育）の権利を提唱してきた。他方、許斐（1996）、吉田（1998）、森田（2012）らは、子どもを権利主体とした児童福祉を唱え、児童虐待の予防や子どもの成長への権利の保障としての家族支援などの観点から安全な養育への権利に関する論考を展開してきたといえる。また社会的養護の分野については、田嶋（2014）が虐待などから保護された子どもが、保護先の児童養護施設などで虐待をうけていることを問題視し、施設内虐待から子どもを守り、社会的養護の場で子どもが安心・安全に生活するために「安全委員会方式」を考案し普及に努めてきた。

しかし、これらの取組みにもかかわらず、子どもへの暴力を容認する意識や養育における暴力の行使は根絶されていない。

今後、子どもの成長への権利を保障するためには、罰則規定を強化したり人権問題として暴力禁止にアプローチするだけでは不十分である。喜多や許斐、吉田らが示唆してきたように、「しつけ」の名による暴力に正面から対抗し、実践的に体罰容認意識を克服していくために、子どもが暴力をとまなわぬ安全で適切な養育をうけて成長する権利、すなわち安全な養育への子どもの権利の理念を確立し、子どもは安全な養育への権利を有しているという認識を社会に徹底して普及させていくことが必要ではないだろうか。

現在、安全な養育への権利は、日本における現行の子ども法制上、明文的には規定がなされておらず、先行研究でも十分に立論されているとはいえない状況である。そこで第Ⅱ部では、①今日的課題として安全な養育への権利の立論が必要とされている状況をのべ、②体罰全面禁止国でその根拠となった理念や体罰全面禁止への国際的な取組みを検討して、安全な養育への権利を基盤とした、子どもへの暴力禁止の取組みがひろがっていることを述べる。そして、③日本国内でも、小児科医の問題提起やNPOによる虐待防止運動などに、安全な養育への権利の萌芽がみられることに触れ、子ども虐待問題の展開において2019（令和元）年

6月に成立した「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」（法律第46号）による親の体罰禁止の法制化及び、「東京都子供虐待防止条例」による心理的暴力への規制（子どもの「品性を損なう罰」の禁止規定）など、さまざま取組みがなされていることを述べて、子どもの安全な養育への権利の立論とその課題について論じていくことにする。

## 2. 日本における子どもへの体罰・虐待の現状

すでに序章および第I部の家庭における子どもへの暴力に関する実証的考察で確認したように、子どもは、一般家庭においても、代替家庭においても、親・養育者から、あらゆる形態の暴力をうけているというのが現状である。また身体的暴力だけでなく、心理的暴力にも深く傷つくこと、親・養育者から暴力をうけた際に否定的感情をもつこと、そして親・養育者から暴力をうけた際、周囲に相談しない傾向があることが確認された。

また、家庭における子どもへの暴力には、児童虐待防止法に定義されている身体的虐待、心理的虐待、性的虐待、ネグレクトといった内容が含まれる。2019（平成31）年時点での児童虐待統計報告から、児童虐待の加害者の特性、虐待の形態と発生年齢、また加害の動機を読み取ることで、家庭における子どもへの暴力の実態を把握することができる。

子どもへの虐待による死亡事例は、「心中による虐待死」と「心中以外の虐待死」に分類される。厚生労働省社会保障審議会児童部会は用語の定義として、心中事例は子ども虐待による死亡ではないという誤解を生じるため、第8次報告以降、今まで「心中」としていた事例を「心中による虐待死」に、「虐待死」としていた事例を「心中以外の虐待死」に呼称を改めた〔厚生労働省社会保障審議会、2016〕。『子ども虐待による死亡事例等の検証結果について（15次報告）』によると、「心中による虐待死」と「心中以外の虐待死」の合計件数は、過去10年間（2008（平成20）年度～2017（平成29）年度）で平均86.9人/年であり、統計開始から高い水準で推移している〔厚生労働省、2019b〕。

また、2018（平成30）年度の全国児童相談所の虐待相談件数は、速報値で、15万9,850件で過去最多となっている〔厚生労働省、2019a〕。これに対して、2016（平成28）年度の全国の学校における体罰発生数は、国公立の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校を合わせて約830件とされており〔文部科学省、2017〕、その件数が学校内体罰の正確な実態を反映しているとは考えにくく違法行為である体罰の実態調査の困難性がうかがえる。因みに、児童養護施設や里親等の社会的養護の場で2016（平成28）年度に生じた被措置児童等虐待件数はで87件と報告されている〔厚生労働省、2018a〕。

上述の虐待による子どもの死亡事例等の検証結果をみると、加害の動機は泣きやまないことにいらだった、保護の怠りが上位を占める状態が継続している。また児童相談所の虐待相談の内容別件数は、2018（平成30）年度では心理的虐待が約55%、身体的虐待が約25%、ネグレクトが約18%、性的虐待が約1%となっており、心理的虐待が多い。また面前DVについての相談の増加により2015（平成27）年度から、心理的虐待の件数が身体的虐待の件数を上

回っている点が注目される。2017（平成 29）年度の児童虐待報告によると、加害者は実母が最も多く、虐待の被害にあう子どもの年齢は、0 歳から 6 歳（小学校入学前）が 45.7%であり、7 歳から 12 歳（小学生）が 33.3%であった〔厚生労働省、2018b〕。

以上の子ども虐待に関するデータから、子どもたちは家庭、学校、施設など生活するあらゆる環境で暴力をうけており、人間としての成長への権利が十分に保障されていないことがわかる。中でも安全に成長する拠点である家庭において、心身ともにおとなに抵抗することが困難で生存のためのケアを必要とする幼少期から、身近な養育者によって時に死にいたるほどの暴力を行使されている状況が確認できる。

### 3. 体罰・虐待に関する国内法の現状と課題

日本では、家庭、学校、施設で行使される子どもへの暴力にたいして無関心であったわけではなく、罰則規定の強化や児童虐待の防止等に関する法律（以下、児童虐待防止法）で家庭における子どもへの暴力・体罰に対処しようとしてきた（詳細は本章第 3 節）。また、学校における子どもへの暴力を防止すべく、学校教育法等で対処が図られてきた。

#### 1) 学校教育法での体罰禁止規定とその課題

本研究では、主に家庭における子どもへの暴力を扱うが、家庭教育と学校教育は関係が深いいため学校教育法の体罰禁止規定とその課題にも論及する。学校教育法では、次のように体罰禁止を規定している。

##### 学校教育法 第 11 条

「校長および教員は教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒および学生に懲戒を加えることができる。ただし体罰を加えることはできない。」

歴史的には、学校における体罰禁止法制の経緯をみると、1879（明治 12）年教育令 46 条で「凡学校ニ於テハ生徒ニ体罰ヲ加フ可ラス」と体罰禁止が規定され、1900（明治 33）年 小学校令（改正）47 条で「(前略) 教員ハ、教育上必要ト認メタルトキハ児童ニ懲戒ヲ加ウルヲ得、但シ体罰ヲ加エルヲ得ズ」と規定された。その後、1941（昭和 16）年の国民学校令 20 条でも「国民学校職員ハ教育上必要アリト認ムルトキハ、児童ニ懲戒ヲ加ウルコトヲ得但シ体罰ヲ加フルコトヲ得ズ」と規定された。そして、1947（昭和 22）年学校教育法 11 条の現行の規定につながっている。このように、明確に学校での体罰を法的に禁止しているにも関わらず、今日に至るまで教師による体罰事件は、おさまることがない。

教師による体罰を是認する議論として、教育効果論や管理教育における違反者への懲戒論、親代わり論が挙げられており<sup>(1)</sup>、それらの背景には、教育上効果のある一定限度内の「有形力」の行使を認めた判例（1981（昭和 56）年、水戸五中体罰死事件東京高裁判決）、最近では心的外傷後ストレス障害（PTSD）を引き起こし不登校になった小学生への教師の威圧行為を許される教育的指導の範囲内ゆえに体罰にあたらぬとして、体罰と認定した一、二審判決を破棄し請求を棄却した判例（2009（平成 21）年、最高裁第三小法廷の体罰逆転判決）

がある。また教育政策レベルでは、2006（平成18）年11月に教育再生会議がいじめ問題への緊急提言を出していじめ加害者への毅然とした対応を求め、それをうけた文部科学省が2007（平成19）年2月5日の通知において、教師が子どもに毅然とした態度を示すために「有形力」の行使も必要であると、法で禁止されている体罰にあたらぬ「有形力」を是認したことも指摘されている。その後、2012（平成24）年大阪市の桜ノ宮高校で部活動における生徒の体罰死事件が発生した。暴力禁止の国際的な動向、日本におけるスポーツ現場の暴力が深刻であること、および東京オリンピック招致という国策を背景として文部科学省は、2013（平成25）年3月13日「体罰の禁止及び児童生徒の理解に基づく指導の徹底について（通知）」[文部科学省、2013]を出した。同通知では、「懲戒、体罰に関する解釈・運用については、(中略)懲戒と体罰の区別等についてより一層適切な理解促進を図るとともに、教育現場において、児童生徒理解に基づく指導が行われるよう、改めて本通知において考え方を示し、別紙において参考事例を示しました。懲戒、体罰に関する解釈・運用については、今後、本通知によるものとします」として、体罰懲戒に関して、法で規定している体罰にあたらぬ「有形力」を認めた2007（平成19）年2月5日通知を取り下げ、生徒に対する懲戒と体罰に関してはこの2013（平成25）年3月13日体罰禁止通知で解釈・運用することを指示した。

## 2) 日本社会における体罰容認世論の問題

法で禁止されているにもかかわらず発生し続ける学校での子どもへの体罰・暴力と、法による禁止が不十分なこともあって発生し続ける家庭での子どもへの体罰・暴力という性質の違いはあるが、これら両者を社会的に支えているのは、日本における体罰容認の世論である。

第I部の実証的考察で述べたように、家庭における体罰の意識と実態については、2017（平成29）年にセーブ・ザ・チルドレン・ジャパンが国内の成人2万人を対象に実施した調査が、その規模の大きさと家庭における体罰に焦点をあてた点から、日本における体罰容認の世論を捉えるうえで参考になる。同調査によれば、しつけのために子どもへ体罰を用いることを回答者の約6割が容認しているのである。また、筆者らが2019（平成31）年に実施した、18歳から25歳の若者約3千人を対象とした、家庭における体罰等に関する実態・意識調査でも、回答者の約46%が、子育てにおいて体罰等の行使を容認しているという結果が得られた。また、約11歳から17歳の子ども4,500人を対象に実施された「川崎の子どもの権利に関する実態・意識調査」[川崎市、2004]においても、親の体罰をしかたがないと肯定的に捉える子どもが43.9%であったと報告されている。

これらの調査から、日本では、家庭において「しつけ」と称する子どもへの体罰・暴力を、養育する側（おとな）だけでなく、被害者である子どもも容認する世論が形成されていることがわかる。



## 第2節 子どもへの暴力全面禁止の国際的な取組みと安全な養育への権利の理念形成

### 1. 子どもへの暴力禁止と安全な養育への権利の保障への国際的潮流

国際社会は子どもへの暴力の根絶に取り組んできた。子どもの安全な養育への権利の理念形成を論ずる前に、子どもへの暴力禁止を目指す国際的な動向について述べていく。

子どもへの暴力に対する国際的社会的取組みが進展して、法的体罰全面禁止の整備がすすんでいくようになったのは、1989（平成元）年に法的拘束力をもつ、子どもの権利に関する国際基準である国連子どもの権利条約が採択され、その19条において、子どもへの暴力・虐待からの保護が規定されたことの影響によるところが大きい<sup>(2)</sup>。

子どもへの暴力禁止に対する国際的動向を（表45、表46）に示す。これらの表の内容に沿って時系列に国際的動向をみると、2000（平成12）年の子どもの権利委員会一般的討議「子どもへの国家の暴力」と2001（平成13）年の子どもの権利委員会一般的討議「家庭・学校現場における暴力の問題」の二つの子どもへの暴力に関する討議を経て、同委員会が、子どもへの暴力禁止の国際的な包括的研究を国連事務総長に要請し、2003（平成15）年にパウロ・セルジオ・ピネイレ氏を代表として開始された国連事務総長子どもに対する暴力研究（以下、国連暴力研究）により、この国際的動向はさらに加速していったといえる。また国連暴力研究が開始される前年には世界保健機関（WHO）が *World Report on Violence and Health* (2002) を発表している。

国連暴力研究の結果報告は国連総会(2006(平成18)年11月)で決議採択され、*World Report on Violence against Children* が報告書として公表された。それと同時期に、子どもの権利委員会一般的意見8号『子どもへの体罰、その他の屈辱的な懲戒から保護される権利』(2006(平成18)年6月)が発表され、世界宗教者会議(WCRP)が子どもに対する暴力に取り組む諸宗教の決意表明(2006(平成18)年8月)を採択し、国際ソーシャルワーカー連盟(IFSW)が子どもに対する暴力、体罰に反対する声明(2007(平成19)年)を出している。

この時期に2000年代なかばから法的な体罰全面禁止国が増加しはじめる。体罰全面禁止国は、1979（昭和54）年にスウェーデンが最初の国となったが1980年代は3か国/10年、子どもの権利条約が採択された直後の1990年代でもわずか4か国/10年であった。その後体罰全面禁止国は、2000年代に入り20か国/10年（2006（平成18）年以降12か国）、2010年代は26か国/8年に急増していき、2019（令和元）年9月現在56か国となっている。

また、地理的に取組みを見てみると、2004（平成16）年に欧州評議会議員会議がヨーロッパ全土へ体罰禁止を呼びかけ、2008（平成20）年には体罰全面禁止キャンペーンを開始し、その後2010（平成22）年には、欧州評議会が子どもに対する性暴力を終わらせるキャンペーンを実施した。またアジアでも同年に、子どもに対する暴力を終わらせる南アジアイニシアチブ(SAIEVAC)を実施している。

国連暴力研究は、その後2009（平成21）年の国連総会決議により国連事務総長「子どもに対する暴力」特別代表（事務所）が設置され、2011（平成23）年にはNGO諮問機関により国連暴力研究の5年後の状況分析である「国連子どもに対する暴力研究」フォローアップ報

告書が出されている。また、同年には子どもの権利委員会一般的意見 13 号『あらゆる形態の暴力からの自由に対する子どもの権利』（2011 年）が発表された。そこには、体罰禁止から子どもへのあらゆる形態の暴力防止にむけて締約国が取組むべき責任があること、その具体的な指針が示された。

2011（平成 23）年以後の子どもへの暴力防止に取り組む国際的動向は、2013（平成 25）年には国際的な医療・保健・心理の専門機関が体罰の全面禁止と撤廃をよびかける声明

“Statement by international health organization and elimination of all corporal punishment of children” を発表した。2015（平成 27）年には、国連総会で持続可能な開発目標（SDGs）が全会一致で採択された。SDGs は人間の安全保障の理念を反映し、誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のための 2030 年を年限とする 17 の国際目標である。その目標 16-2 として「子どもに対する虐待、搾取、人身売買、ならびにすべての形態の暴力と拷問を終わらせること」が設定された。また、目標 16-2-1 では、過去 1 カ月間における保護者等からの体罰および心理的な暴力をうけた 1 歳から 17 歳の子どもの割合が、子どもに対する暴力根絶の目標を示す国際的指標として例示された。

2016（平成 28）年には、持続可能な開発目標（SDGs）を 2030（令和 12）年までに達成するための組織として、ユニセフや子ども関連 NGO を中心にした、各国政府、国連機関、市民社会、財団、研究者、企業、若者が参加する協力枠組みである、子どもに対する暴力撲滅グローバル・パートナーシップ（GPeVAC）が設立された。日本も GPeVAC の理事国であり、パステファインディング国になっている。また、2016（平成 28）年 7 月には世界保健機関（WHO）が、世界行動計画として体罰の法的禁止を掲げた『子どもに対する暴力を終わらせる 7 つの戦略（*INSPIRE -Seven Strategies for Ending Violence against Children*）』を発表し、エビデンスにもとづく施策として体罰の法的禁止を提唱した。その後、2018（平成 30）年 2 月に世界で初めて子どもに対する暴力撤廃をテーマに掲げ、SDGs16-2 の目標達成を目指す国際会議「子どものための 2030 アジェンダ：ソリューションズサミット」がスウェーデンのストックホルムで開催された。

表 45 子どもへの暴力の国際的動向（1979-2009）

年	国際関連	地域関連	各国関連(体罰全面禁止国の広がり)
1979			スウェーデン(1979)が世界初の体罰全面禁止国になる
1984	拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約採択(1987発効)		1980年代(3か国): フィンランド(1983)、ノルウェー(1987)、オーストリア(1989)
1989	国連子どもの権利条約採択(19条)		1990年代(4か国): キプロス(1994)、デンマーク(1997)、クロアチア(1998)、ラトビア(1998)
2000	国連子どもの権利委員会一般的討議「子どもへの国家の暴力」		2000年代(20か国): ドイツ(2000)、ブルガリア(2000)、イスラエル(2000)、トルクメニスタン(2002)、アイスランド(2003)、ルーマニア(2004)、ウクライナ(2004)、ハンガリー(2004)、ギリシア(2006)、オランダ(2007)、ニュージーランド(2007)、ポルトガル(2007)、ウルグアイ(2007)、ベネズエラ(2007)、スペイン(2007)、トーゴ(2007)、コスタリカ(2008)、モルドバ(2008)、ルクセンブルグ(2008)、リヒテンシュタイン(2008)
2001	国連子どもの権利委員会一般的討議「家庭・学校現場における暴力の問題」		
	国連子どもの権利委員会による国連事務総長宛に「子どもに対する暴力」の包括的な調査・研究の実施要請		
2002	世界保健機関(WHO)レポート <i>World Report on Violence and Health</i>		
2003	「子どもに対する暴力についての国際的研究」(以下、国連暴力研究)の開始 パウロ・セルジオ・ビネイロ代表 2006年まで		
2004		欧州評議会議員会議、ヨーロッパ全土へ体罰禁止の呼びかけ	
2005	国連暴力研究の進捗確認(9つの地域で国際会議の実施)		
2006	国連子どもの権利委員会(一般的意見8号)「子どもへの体罰、その他屈辱的な懲戒から保護される権利」(6月)		
	第61回国連総会にて 国連暴力研究報告書提出決議採択(11月)		
	<i>World Report on Violence against Children</i> (11月)		
2008		欧州評議会、体罰全面禁止キャンペーン開始	
2009	第62回国連総会決議、国連事務総長『子どもに対する暴力』特別代表(事務所)の設置 マルタ・サントス・バイス氏が就任		

表 46 子どもへの暴力の国際的動向（2010-2018）

年	国際関連	地域関連	各国関連(体罰全面禁止国の広がり)
2010		子どもに対する暴力を終わらせる南アジアイニシアチブ (SAIEVAC)	2010年代(26か国): ポーランド(2010)、チュニジア(2010)、ケニア(2010)、コンゴ(2010)、アルバニア(2010)、南スーダン(2011)、マケドニア(2013)、ホンジュラス(2013)、カボベルデ(2013)、マルタ(2014)、ブラジル(2014)、ポリビア(2014)、アルゼンチン(2014)、サンマリノ(2014)、エストニア(2014)、ニカラグア(2014)、アンドラ(2014)、ベナン(2015)、アイルランド(2015)、ペルー(2015)、モンゴル(2016)、パラグアイ(2016)、スロベニア(2016)、モンテネグロ(2017)、リトアニア(2017)、ネパール(2018)
		欧州評議会 子どもに対する性暴力を終わらせるキャンペーン	
2011	子どもの権利委員会一般意見13号「あらゆる形態の暴力からの自由に対する子どもの権利」		
	NGO諮問機関「国連子どもに対する暴力研究」のフォローアップ報告書(国連暴力研究5年後の状況分析)		
2013	国際的な医療・保健・心理の専門機関が、「体罰の全面的禁止と撤廃」を呼びかける声明“Statement by international health organizations in support of prohibition and elimination of all corporal punishment of children”を発表		
2015	国連総会で「持続可能な開発目標(SDGs)」に関する最終合意16.2で「子どもに対する虐待、搾取、人身売買、並びにすべての形態の暴力と拷問を終わらせること」がターゲットに設定		
2016	世界保健機関(WHO) 世界行動計画として体罰の法的禁止を掲げ <i>INSPIRE: Seven Strategies for Ending Violence Against Children</i> (7月) 発表		
	「子どもに対する暴力撲滅グローバル・パートナーシップ」(Global Partnership to End Violence Against Children (GPeVAC)) 設立		
2018	「子どものための2030アジェンダ: ソリューションズサミット」(2月) 世界で初めて「子どもに対する暴力撤廃」をテーマに掲げ、SDGs16.2の目標達成を目指すための国際会議を開催		

## 2. 国際的な子どもの人権擁護組織による安全な養育への権利のための取組み

国際的な規模で、さまざまな子ども支援組織や国際 NGO が、子どもの安全な養育への権利の実現に向けて取組んできた。子ども支援組織のパイオニアの1つである民間・非営利の国際組織セーブ・ザ・チルドレンは、子どもの権利に関する世界初の国際文書とされる国際連盟「ジュネーブ子どもの権利宣言」の起草を主導したイギリス人女性ジェブ・イグランティン (Marry Jebb. Eglantyne 1889-1978) によって 1919 (大正 8) 年に設立された。国連や各国政府から専門性を認められ、現在 120 か国で子ども支援活動を展開している。

子どもの権利を実現するための多岐にわたるセーブ・ザ・チルドレンの活動には、子どもの安全な養育への権利を実現するために、子どもへの暴力に関する調査・研究活動や子どもへの暴力禁止のシンポジウムの開催等の市民意識の啓発活動などがある。特に子どもへの暴力を防止するための実践的な取組みとして、児童臨床心理学者デュラント (Joan E. Durrant) の協力のもとでしつけ・子育ての非暴力的手法であるポジティブ・ディシプリンを考案し [Durrant, 2009]、ワークショップの開催や書籍の出版を通して国際的に活動を展開している。ポジティブ・ディシプリンの特徴は、非暴力に根差し、長期的な目的を設定した上で、子どもの主体性を育てていく養育を提唱している点にある。このような国際的な民間の子どもの人権擁護組織によっても、安全な養育への権利を実現するための実践が取組まれていることは注目に値する。

## 3. 体罰全面禁止国の法論理からみる安全な養育への権利の理念形成

体罰禁止国は、共通の根拠法によって体罰禁止を規定しているのではなく、それぞれの国が、憲法、刑法、民法、子ども法など様々な法律を体罰禁止の根拠法としているため、体罰禁止を導いた理念も異なっている。

平野 (2018) が提示している体罰全面禁止法各国資料によって、体罰全面禁止国 56 か国 (2019 (令和元) 年 8 月現在) の法律について体罰禁止の根拠となっている理念をみると、①子どもは安全な養育をうける権利を有するという理念、②子どもは虐待から保護される権利を有するという理念、③親は適切な養育を行う義務と責任を有するという理念、これら 3 つの理念から体罰禁止が導かれていることがわかる (表 47)。

これら 3 つの理念のそれぞれの特徴を挙げると、①安全な養育への権利の理念は、子ども法をベースとして子どもの人間として成長する権利を保障するために子どもは安全で適切な養育をうける権利を享有すべきであるとしている。②虐待から保護される権利の理念は、刑法などをベースとして子どもの生存権を保障するために暴力からの子どもの保護を重視し、③適切な養育を行う親の責任と義務の理念は、民法などをベースとして親の養育権の適切な遂行責任の観点から、子どもへの暴力は養育責任を果たしていないとして体罰禁止を導いている。

体罰禁止国のなかには、複数の理念を体罰禁止の根拠としている国もあれば、1 つの理念のみを体罰禁止の根拠としている国もある。日本では、前述のように児童虐待防止法や学校

教育法で子どもへの暴力を禁止し、刑罰規定で親や教師による子どもへの暴力に対処し、さらには、自治体の子ども条例の制定、子どもの権利擁護のための NPO 活動や市民活動を通して、人権侵害としての子どもへの暴力を防止することにつとめてきた。しかし、児童虐待死事件などに見られるように、家庭環境における子どもへの暴力の行使は止むことがない。暴力への罰則規定や人権問題の観点から子どもへの暴力を抑止することの限界が露呈されている今、日本における子どもへの暴力問題を解決するために欠かせないのが、人間として成長する子どもの権利を保障するために安全な養育への権利の理念を確立することである。

安全な養育への権利、適切な養育への権利の理念を根拠として体罰禁止を規定した国は、スウェーデン（1979（昭和 54）年）、フィンランド（1983（昭和 58）年）、デンマーク（1997（平成 9）年）、ベネズエラ（2007（平成 19）年）、ケニア（2010（平成 22）年）、ボリビア（2014（平成 26）年）、サンマリノ（2014（平成 26）年）、ペルー（2015（平成 27）年）、パラグアイ（2016（平成 28）年）で、地域も年代も広汎にわたっている。

これらのうち北欧三国をとりあげると、以下のように法律の条文で子どもへの暴力・体罰を禁止することが規定されている。なお、条文出典は、*Global Initiative to End All Punishment of Children* で、条文の訳文は平野（2016）から引用する。

スウェーデン（1979（昭和 54）年）

「子どもはケア、安全および良質な養育に対する権利を有する。子どもは、その人格および個性を尊重して扱われ、体罰または他のいかなる屈辱的な扱いもうけない。」

（1983（昭和 58）年改正 子どもと親法 6 章 1 条）

フィンランド（1983（昭和 58）年）

「子どもは理解、安全および優しさのもとで育てられる。子どもは抑圧、体罰またはその他の辱めの対象とされない。独立、責任およびおとなとしての生活に向けた子どもの成長が支援されかつ奨励される。」

（子どもの監護およびアクセス権法 1 章 1 条 3 項）

デンマーク（1997（平成 9）年）

「子どもはケアおよび安全に対する権利を有する。子どもは、その人格を尊重して扱われ、かつ体罰または他のいかなる侮辱的な扱いもうけない。」

（親の監護権／権限ならびに面接交渉権法改正法 1 条）

では、体罰全面禁止国では、安全な養育や適切な養育をうける子どもの権利は、法律の条文でどのような用語で表現されているのか。これについて検討するため、*Global Initiative to End All Punishment of Children*（2018）の資料で安全な養育への権利の理念から体罰禁止を導いた各国の体罰禁止法の英文表記を確認したところ、子どもは、「世話（care）」、「良

い養育 (good upbringing)」、「よい扱い (good treatment)」をうける権利の享有者であり、かつ「安全 (security)」な状態への権利の享有者であるという規定が多く見られる。upbringing は、しつけや養育という意味を持つ。ここでは、子どもが社会生活を営むために必要とされる望ましい行動様式を教えられるという意味でのしつけをうける権利ではなく、子どもは安心して安全に養育されるという意味での養育への権利を持つという理解が妥当と考える。安全な養育への権利の理念から体罰禁止を導いた国は、子どもは適切な養育をうける権利と安全な状態への権利を有するがゆえに、暴力や屈辱的な扱いなどを行使されてはならないとして体罰禁止を導いているのである。安全が保障された養育をうける権利、すなわち安全な養育への権利は日本においては、いまだ十分に立論されていないが、体罰全面禁止国の法律やそれを導いた理念をみると、安全な養育への権利の理念は、国際社会において、すでに定着し法規範化されているといえる。

表 47-1 体罰全面禁止国と体罰禁止の根拠となる法律① 2019年8月現在(平野裕二記)

	国名	法律	体罰全面禁止年	子どもの権利条約批准年	体罰禁止の根拠となる法文	分類
1	スウェーデン	子どもと親法	1979	1990	子どもはケア、安全および良質な養育に対する権利を有する。	安全な養育への権利の実現
2	フィンランド	子どもの監護およびアクセス権法	1983	1991	子どもは理解、安全および優しさのもとで育てられる。	安全な養育への権利の実現
3	ノルウェー	親子法	1987	1991	子どもは、心身に健康を害する可能性がある取扱いの対象とされない。	虐待・暴力からの保護
4	オーストリア	民法	1989	1992	親は命令の実施において、子どもの発達・人格を考慮しなければならない。有形力を用いることおよび身体的または精神的危害を加えることは許されない。	虐待・暴力からの保護
5	キプロス	家庭における暴力の防止法(刑法)	1994	1991	刑法で、家族の構成員が他の構成員への身体的・精神的・性的暴力を禁じている。	虐待・暴力からの保護
6	デンマーク	親の監護権(民法)	1997	1991	子どもはケアおよび安全に対する権利を有する。	安全な養育への権利の実現
7	クロアチア	家族法	1998	1992	子どもを身体的処罰・虐待の対象としてはならない。品位を傷つける取扱い・虐待からの保護が必要。	虐待・暴力からの保護
8	ラトビア	子どもの権利保護法	1998	1992	子どもは体罰を受けず、かつ尊厳や名誉を侵害されない。	虐待・暴力からの保護
9	ドイツ	養育における有形力追放法(民法)	2000	1992	子どもは有形力の行使をうけずに養育される権利を有する。	虐待・暴力からの保護
10	ブルガリア	子ども保護法	2000	1991	子どもは尊厳を害する養育手段、暴力から保護される権利を有する。	虐待・暴力からの保護
11	イスラエル	不法行為法(刑法)	2000	1991	あらゆる体罰を実質、犯罪化した。体罰の日常的使用は傷害にならなくても児童虐待に相当すると判示。	虐待・暴力からの保護
12	トルクメニスタン	子どもの権利保障法、家族法	2002	1993	子どもの尊厳を貶めること、体罰、児童虐待を認めない。	虐待・暴力からの保護
13	アイスランド	子ども法	2003	1992	子どもの監護には、暴力や品位を傷つける行動から子を保護する監護者の義務が含まれる。	虐待・暴力からの保護
14	ルーマニア	子どもの権利保護促進法	2004	1990	子どもは、人格および個性を尊重される権利を有し、体罰またはその他の屈辱的なもしくは品位を傷つける取扱いを受けない。	子どもの人格が尊重される権利の実現
15	ウクライナ	家族法	2004	1991	親による体罰・非人道的な取扱いの禁止。	虐待・暴力からの保護
16	ハンガリー	子どもの保護および後見運営法	2004	1991	子どもは、尊厳をもって取り扱われ、虐待から保護される権利を有する。	虐待・暴力からの保護
17	ギリシア	家族間暴力禁止法	2006	1993	子どもの養育において、しつけのための身体的暴力は親の権限の濫用にあたる。	虐待・暴力からの保護
18	オランダ	民法	2007	1995	親の権限には、子どもを養育する親の権利が含まれる。この養育には、情緒的、身体的福祉、子の安全、人格発達促進への配慮と責任が含まれる。親は養育において身体的暴力等を用いない。	適切な養育をする親の権利と義務
19	ニュージーランド	刑法	2007	1993	親、保護者による有形力の行使は状況に照らし合理的であり、他者への危害の防止等の目的のために用いられる場合には正当と認められる。これらのいかなる規則も矯正を目的とする有形力の行使を正当化するものではない。	虐待・暴力からの保護
20	ポルトガル	刑法	2007	1990	何人も体罰を含む身体的・心理的不当な取扱い、自由の剥奪、性犯罪を行った時は収監刑に処す。	虐待・暴力からの保護



表 47-2 体罰全面禁止国と体罰禁止の根拠となる法律

	国名	法律	体罰全面禁止年	子どもの権利条約批准年	体罰禁止の根拠となる法文	分類
21	ウルグアイ	民法	2007	1990	親、保護者、および子どもおよび青少年の養育、処遇、教育または監督に責任を負う他のすべての者が、子どもまたは青少年の矯正または規律の一形態として、体罰または他のいずれかの屈辱的な罰を用いることは禁じられる。	虐待・暴力からの保護
22	ベネズエラ	子ども・青少年保護法	2007	1990	全ての子どもは、よく取り扱われる権利を有する。この権利には、愛情の理解および尊重ならびに連帯に基づく非暴力的な養育を含む。	適切に養育される権利の実現
23	スペイン	民法	2007	1990	親/保護者は、責任を果たすにあたり子どもの身体的・心理的不可侵性を尊重しなければならない。	適切な養育をする親の権利と義務
24	トーゴ	子ども法	2007	1990	親または保護者による、あらゆる形態の暴力から子どもを保護する。身体的・心理的虐待、体罰等は処罰の対象になる。	虐待・暴力からの保護
25	コスタリカ	家族法	2008	1991	親の権利は、子どもを導き、養育し監督し規律する権利をあたえ、かつ義務を課すものであり、いかなる場合でも未成年者に対する体罰の使用等を公認するものでない。	適切な養育をする親の権利と義務
26	モルドバ	家族法	2008	1993	未成年者は親・保護者からの体罰を含む虐待から保護される権利を有する。	虐待・暴力からの保護
27	ルクセンブルグ	子ども・家族法	2008	1994	家庭・教育共同体で身体的、性的暴力、品位を傷つけられる取扱いを禁じられる。	虐待・暴力からの保護
28	リヒテンシュタイン	子ども若者法	2008	1995	子どもは子どもの権利条約にかかげられて権利および以下の措置への権利を有する。(a)特に差別、ネグレクト、暴力、性的虐待からの保護。(b)暴力のない教育、養育、体罰、心理的被害その他の品位を傷つける取扱いは認められない。	虐待・暴力からの保護
29	ポーランド	家族法96条	2010	1991	未成年者に対して、親、代替的養育を行う者が体罰を用いたり、心理的苦痛や屈辱を与えることを禁じる。	虐待・暴力からの保護
30	チュニジア	刑法	2010	1992	刑法から、「親等による子どもの矯正は処罰しない」文書を削除。	虐待・暴力からの保護
31	ケニア	憲法	2010	1990	全ての者は、人身の自由および安全に対する権利を有する。	安全に対する権利の実現
32	コンゴ	子ども保護法	2010	1993	子どものしつけまたは矯正のために体罰を用いることは禁じる。	虐待・暴力からの保護
33	アルバニア	子どもの権利保護法	2010	1992	子どもは、あらゆる形態の暴力からも保護される。	虐待・暴力からの保護
34	南スーダン	暫定憲法	2011	2015	全ての子どもは、いかなるものによる体罰、残虐な非人道的扱いを受けない権利を有する。	虐待・暴力からの保護
35	マケドニア	子ども保護法	2013	1993	あらゆる種類の子どもの搾取および虐待は、基本的な人間としての自由および権利ならびに子どもの権利を侵害するものであって禁じられる。	虐待・暴力からの保護
36	ホンジュラス	民法、家族法	2013	1990	民法の親の懲戒権を削除。家族法で親の権利として子どもの発達と一致する形で、発達にふさわしい指導・方向を与える権利を有する。親を含む子どもに関わる大人はしつけや養育で体罰や非人道的扱いを禁じる。	適切な養育をする親の権利と義務
37	カボベルデ	子ども・青少年法	2013	1992	家族は、子どもの全体的発達を可能にし、身体の不可侵性に影響を与えるいかなる行為からも青少年を保護する。親は、矯正の権利を行使するにあたりあらゆる暴力・尊厳に影響を与える全ての措置をうけない養育に対する子どもの権利を念頭におかねばならない。	適切な養育をする親の権利と義務
38	マルタ	改正刑法	2014	1990	他のいずれかの者を矯正する権限を有するものが節度の限界を超えた時、人身に対する侵害の罪で有罪となる。ただしいかなる疑念も回避するため、いかなる体罰も常に節度の限界を超えたものとみなす。	虐待・暴力からの保護
39	ブラジル	子ども・青少年法	2014	1990	子どもは、矯正、しつけ、教育、他の名目の形態としての体罰、品位を傷つける取扱いをされずに教育・ケアされる権利を有する。	虐待・暴力からの保護
40	ポリビア	子ども・青少年法	2014	1990	子どもは、相互の尊重を基礎とする、非暴力的な養育および教育から構成される良好な取扱いについての権利を有する。	適切な養育を受ける権利の実現

表 47-3 体罰全面禁止国と体罰禁止の根拠となる法律

	国名	法律	体罰全面禁止年	子どもの権利条約批准年	体罰禁止の根拠となる法文	分類
42	サンマリノ	家族法、刑法	2014	1991	子どもは保護および安全に対する権利を有し、体罰または子どもの身体的・心理的不可侵性にとって害となるその他の取扱いを受けない。	安全な養育への権利
43	エストニア	児童福祉法	2014	1991	子どもを精神的、情緒的、身体的または性的に虐待し、かつ、子どもの精神的、情緒的または身体的健康を危うくする、いずれかの方法によって子どもを罰することは、禁じられる。	虐待・暴力からの保護
44	ニカラグア	家族法	2014	1990	保護者は子どもの健康、身体的不可侵性ならびに心理的および人格的尊厳を危険にさらすことなく、かつ、いかなる状況下においても矯正またはしつけの形態として体罰またはいずれかの態様の屈辱的取扱いを用いることなく、子どもに対し、子どもの発達しつつある能力に一致する形で適切な指示および指導を与える責任、権利および義務を有する。	適切な養育を行う親の権利と義務
45	アンドラ	刑法	2014	1996	いずれかの者を軽度で虐待し身体的危害を加えたものは禁固刑または罰金に処す。	虐待・暴力からの保護
46	ベナン	子ども法	2015	1990	親、または子どもに法的責任を負う他の者は、子どもが人道的にかつその人間の尊厳を尊重しながら扱われることを確保するような方法でしつけが実行されることを確保する。いかなる場合にも、子どもの身体的不可侵性の侵害または拷問もしくは非人道的なもしくは品位を傷つける取扱いに相当する罰が行われてはならない。	適切な養育を行う親の権利と義務
47	アイルランド	子ども最優先法	2015	1992	合理的懲戒の抗弁の廃止。「合理的な懲戒に関するコモンロー上の抗弁は、これを廃止する。」	適切な養育を行う親の権利と義務
48	ペルー	子どもおよび青少年に対する体罰その他屈辱的な罰の使用を禁止する法律	2015	1990	子どもおよび青少年は、例外なく、よい取扱いを受ける権利を有する。このことは、親、法定代理人、教員、公的機関もしくは私的機関または他のいずれかの者による包括的な保護が提供される調和的、支援的かつ愛育的な環境において、ケア、愛情、保護、社会化および非暴力的教育を受ける権利を意味する。	適切な養育をうける権利の実現
49	モンゴル	子どもの権利法、子ども保護法	2016	1990	子どもは、あらゆる社会的場面における犯罪またはいかなる形態の暴力、体罰、心理的虐待、ネグレクトおよび搾取からも保護される権利を有する（子どもの権利法）。親、保護者、子どものケアや処遇に責任を負う第三者は子どもの養育等で懲戒を行う際に、あらゆる態様の身体的および屈辱的な罰を禁ずる（子ども保護法）。	虐待・暴力からの保護
50	パラグアイ	子どもおよび青少年の望ましい取扱い、建設的な子育ておよび矯正またはしつけの手段としての体罰もしくはあらゆる態様の暴力からの保護の促進に関する法律	2016	1990	すべての子どもは、望ましい取扱いに対する権利ならびに自己の身体的、心理的および情緒的不可侵性を尊重される権利を有する。この権利には、自己のイメージ、アイデンティティ、自律、考え方、気持ち、尊厳および価値観の保護を含む。	適切な取扱いをうける権利の実現
51	スロベニア	家庭内暴力の防止に関する法律	2016	1992	子どもの体罰はこれを禁ずる。	虐待・暴力からの保護
52	モンテネグロ	家族法	2016	2006	子どもは体罰および虐待で非人道的なあつかいをうけてはならない。この禁止は親、保護者、子どもと接触する全ての人にあてはまり、このような扱いから子どもを守る必要がある。	虐待・暴力からの保護
53	リトアニア	子どもの権利の保護の基本原則に関する法律	2017	1992	子どもは、その親、その他の法的代理人、子どもと同居している者またはその他の者による、あらゆる形態の暴力（体罰を含む）から保護される権利を有する。	虐待・暴力からの保護
54	ネパール	子ども法	2018	1992	すべての子どもは、その父、母、その他の家族構成員もしくはは保護者、教員または他のいずれかの者によって行なわれる、あらゆる態様の身体的または精神的暴力および処罰、ネグレクト、非人道的な振舞い、ジェンダーに基づくまたは差別的な虐待、性的虐待ならびに搾取から保護される権利を有する。	虐待・暴力からの保護
55	コンボ	子どもの保護に関する法律	2019	—	1. 体罰および子どもの尊厳を害しかつ低減させる懲戒措置（諸形態の身体的および精神的暴力ならびに子どもの品位を傷つけ、子どもを辱めかつ子どもを不適切な状況に置く諸行動を含む）は、家庭、教育施設、子どものケアのための施設、法典および司法制度、職場ならびにコミュニティのそれぞれの環境において、禁じられる。 2. いかなる者も、子どもを拷問、非人道的なおよび品位を傷つける取扱いならびに体罰および品位を傷つける取扱いの対象とすることを禁じられる。	虐待・暴力からの保護
56	フランス	民法	2019	1990	親の権威は、いかなる身体的または心理的暴力も用いることなく行使される。	適切な養育をする親の権利と義務

#### 4. スウェーデンの体罰禁止法にみる安全な養育への権利の理念形成

##### 1) 世界初の体罰全面禁止国

安全な養育への権利、適切な養育への権利の理念から体罰全面禁止の法整備をした国の中でも、特に注目すべきは世界初の体罰全面禁止国であるスウェーデンであろう。世界保健機関 (WHO) は、長年子どもへの暴力防止活動にとりくんできた国際連合児童基金 (UNICEF)、アメリカ疾病管理予防センター (CDC)、汎米州保健機構 (PAHO)、国連薬物・犯罪事務所 (UNODC)、米国開発庁 (USAID)、世界銀行などとともに、子どもへの暴力に関する国際的な研究から得られた多数のエビデンスをもとに、子どもへの暴力を根絶するための戦略である *INSPIRE Seven Strategies for Ending Violence Against Children* [WHO、2016] を開発し公表した。この *INSPIRE* は、子どもへの暴力根絶のため、法の整備と施行、規範と価値観、安全な環境、親や養育者の支援、収入の増加と経済の強化、応答と支援サービス、そして教育と生活技術という 7 つの方策で構成されており、それぞれの方策の目的、根拠、そして具体的なアプローチを示している<sup>(3)</sup>。その方策の 1 つである法の整備と施行において、子どもへの暴力防止のためには、体罰禁止法の整備、体罰の悪影響についての社会の深い理解、そして養育において体罰を容認する世論の変容の必要性が述べられ、具体例として、世界初の体罰全面禁止国であるスウェーデンの法整備と体罰禁止の意識啓発活動およびその効果が紹介されている。多くの国々がモデルにしたスウェーデンは、体罰全面禁止を以下のように規定した。

「子どもはケア、安全および良質な養育に対する権利を有する。子どもは、その人格および個性を尊重して扱われ、体罰または他のいかなる屈辱的な扱いもうけない。

(Children are entitled to care, security and a good upbringing. Children are to be treated with respect for their person and individuality and may not be subjected to corporal punishment or any other humiliating treatment.)」

(1983 年改正 子どもと親法 6 章 1 条)

子どもは、世話 (care) をされる権利、安全 (security) への権利、そしてよい養育 (good upbringing) を享受する権利を有しており、子どもはその人格と個性を尊重されながら接せられねばならず、体罰、その他のいかなる屈辱的な扱いをうけてはならないとされている。世話 (care) と良い養育 (upbringing) をうける権利と、安全 (security) な状態への権利を子どもは有することを規定していると考えられる。このスウェーデンの子どもと親法の条文は、子どもが暴力への不安がない尊厳にそった安全な養育をうける権利は、子どもが人間として成長する権利であることを示しており、本研究が提言する子どもの安全な養育への権利の根拠となるものとする。

## 2) 体罰全面禁止への歩み

スウェーデンが体罰全面禁止を実現するまでには長い年月がかかっている。家庭における子どもへの暴力を容認していたスウェーデン社会が、どのようにして安全な養育への権利の理念のもと体罰全面禁止を法的に実現したかの経緯を学ぶことは、日本における安全な養育の実現にも重要な示唆をあたえたと考える。

スウェーデン政府及びセーブ・ザ・チルドレン・スウェーデン（2009）による『子どもに対する暴力のない社会をめざして—体罰を廃止したスウェーデン 35年のあゆみ』に同国における体罰全面禁止にいたるまでの経過が詳述されている。

スウェーデンでは、1920（大正 9）年には、まだ親が子を折檻する権利が法律により全面的に認められていた。1949（昭和 24）年に過酷な体罰を防止するため法改正がなされ、折檻する権利が「適切なしつけの手段」の行使に文言上変更された。1966（昭和 41）年には親が子どもを叩く権利が親子法から完全に削除され、刑法に大人による子どもへの暴行に刑罰を科す規定が加えられた。その後、体罰をめぐる論争の焦点は親の権利から子どもの権利にうつり、1977（昭和 52）年、政府が子どもの権利を検討する国会委員会を設置した。この国会委員会における子どもの権利のための暴力禁止の論争には、『長くつ下のピッピ』で有名な児童文学作家リンドグレン（Astrid Lindgren 1907-2002）などの著名人も参加していた<sup>(4)</sup>。1970年代、親が体罰を加える権利は親子法からすでに削除されていたが、社会一般の意識として、子どもを叩く権利は法律で認められていると多くの者がまだ考えており、そのため、子どもが暴力から確実に守られるようにするために法律の条文を明確にする必要があった。1979（昭和 54）年 3 月、国会は親子法の改正案をほぼ満場一致で可決し、子どもへのあらゆる形態の暴力を明確に禁止した。この背景には、国連が 1979 年を国際児童年に指定したこと、ポーランドが同年に、子どもの権利に関する国際条約を提案したことで国会議員も子どもの権利と福祉に関心が高かったこと、体罰禁止へ向けた意識啓発キャンペーンにより、体罰に対する国民の態度もこの時期には否定的になっていたことなどが指摘されている。

## 3) 親子法改正後の子どもへの暴力防止の普及啓発活動

スウェーデンでは親子法の改正後、大々的な広報キャンペーンが開始された。法務省は『あなたはお子さんを叩かずによく育てられますか』と題した冊子を子どものいる全世帯に配布し、暴力によらない育児法に関するアドバイスや育児支援を親に提供した。また、牛乳パックに子どもへの暴力防止の情報が印刷され、セーブ・ザ・チルドレンと子どもの権利擁護組織（BRIS）などは、子どもへの暴力禁止についての議論を社会へうながし、市民の意識を高めるために討論会を開催し、そのためのポスターの作成も行った<sup>(5)</sup>。

スウェーデンは親子法の改正に伴い体罰禁止の根拠とした安全な養育への権利の理念を実現するために、親に対しては暴力によらない養育法を具体的に伝え、一般社会に向けては養育のあり方や体罰の悪影響についての正しい知識を継続して普及啓発することで、子どもへの暴力のない社会の実現をめざしているといえる。

#### 4) 体罰全面禁止の社会的効果

スウェーデンにおける体罰全面禁止法の効果に関する研究は多数行われている。中でも子どもへの暴力についての一般社会や養育者の意識の変化に関する研究によれば、1960年代に体罰を行使する親が全体の約90%、体罰を肯定する意識を持っている親が全体の約50%であったのに対して、親子法改正後の2000年代には、体罰を行使する親も、体罰を肯定する親も全体の10%弱にまで減少した。デュラント (Durant, 1999) やユリアン (Julian, 2000) は、親子法改正前後の体罰の行使や体罰への意識を調査し、スウェーデンにおいて体罰行使率や体罰を容認する意識が減少したのは、体罰禁止法の整備による効果だけによるのではなく、体罰に対する社会意識の変容の影響があったためでもあることを指摘している。また、ブスマン、エルタール、シェロース (Bussman, Erthal, Schroth, 2011) は、スウェーデンを含むヨーロッパ5か国の体罰禁止国と体罰非禁止国の比較研究を行い、体罰禁止国、特にスウェーデンでは、体罰の行使や体罰を容認する意識が体罰非禁止国より少ないこと、子どもへの暴力防止には、体罰禁止の法整備とあわせて長期的な体罰禁止の意識啓発を行うことが最も効果が高く、意識啓発だけでは法的禁止のみよりも効果が低いこと、法的禁止も啓発活動が伴わないと効果を発揮しないことを明らかにした。スウェーデンの子どもへの暴力の行使や体罰を容認する意識の減少は、体罰禁止の法整備と非暴力の養育法の普及、継続した子どもへの暴力防止キャンペーンがもたらした効果であるといえるだろう。

現在の日本は、かつてのスウェーデンのように家庭での体罰が容認され、実際にも行われている状態である。かの国が100年たらずで子どもへの暴力に対する社会意識を変化させていったように、日本でも体罰全面禁止の法整備、暴力によらない養育法の親・養育者への普及、社会に向けた子どもへの暴力の悪影響や子どもの人権に関する意識啓発に粘り強く取り組むことが必要である。その取組みを支える根拠として、国内では法規範にいたっていないが、子どもの安全な養育への権利という理念を確立することが必要であり、そのためには安全な養育への権利の理念が市民権を得るまでに社会の中に浸透していくことが求められている。

#### 5. 子どもの権利条約法制からの安全な養育への権利の理念形成

##### 1) 子どもの権利条約3条、18条、19条の複合的解釈

子どもの権利条約は、子どもの権利を総合的に規定した国際的な文書である。その中では安全な養育への権利は、直接的には規定されていない。しかし、子どもの人間としての成長への権利を保障する上で欠かせない安全な養育への権利が子どもの権利の一つに数えられることは、いくつかの権利条項の解釈によって明らかにすることが可能である。

まず、子どもの権利条約3条は、子育て関係者のあらゆる活動における子どもの最善の利益の考慮を規定しているが、その3項で、「締約国は、児童の養護又は保護のための施設、役務の提供及び設備が、特に安全及び健康の分野に関し並びにこれらの職員の数及び適格性並びに適正な監督に関し権限のある当局の設定した基準に適合することを確保する」と規定し

ている。つまり、子どもの最善を考慮して、養育や保護を担う施設等は、特に安全と健康の分野において、関係職員の適格性が権限のある当局の基準に達していることを求めている。ここでいう安全に関する職員等の適格性といわれているのは、国内については児童虐待防止法等で定められた児童虐待の禁止にかかわる職務権限や適性などであろう。次に、同条約 18 条では、子どもの発達のために、父母または法定保護者が子どもの養育に第一義的責任を有し、養育者は子どもの最善の利益を第一に考慮することを規定している。また同条約 19 条は、養育において、子どもは養育者からのあらゆる形態の身体的、精神的暴力から保護されることを規定している。

子どもの権利条約の 3 条 3 項、18 条、19 条で規定された権利を整理すると、子どもの養育に第一義的責任を有する親や養育にたずさわる職員などは、子どもの最善を考慮した養育のために、体罰・虐待などが行われない安全な養育を実現するための力量や適性が求められていること、子どもは、あらゆる形態の暴力をうける不安のない、安全な養育の保障によって人間として成長する権利を有することを同条約は規定していると考ええる。

上述の通り安全な養育への権利は、子どもの権利条約において直接的に言及される形で規定されてはいないものの、同条約に規定された権利条項を複合的な解釈すれば、この権利が存在していることは明白であり、子どもの権利条約が法的拘束力をもつ以上、子どもの安全な養育への権利は、すでに国際的には法規範の域に達しているといえる。

## 2) 国連子どもの権利委員会一般的意見からの解釈

近年、国連の関係機関は、子どもの安全な養育への権利を実現するためにさまざまな取り組みを行っている。「子どもに対する暴力」についての国連事務総長研究（2006（平成 18）年）は、子どもに対する暴力が、世界中のあらゆる地域、子どもが生活するあらゆる場で発生していること、子どもへの暴力は身近な人により行使されていること、そして家庭において暴力が「しつけ」や「教育」と称して容認されている現状を明らかにし、体罰によらない子どもの非暴力的なしつけの推奨など子どもへの暴力防止のための提言を行った。この研究は、その後の子どもの権利委員会一般的意見などの国連機関による子どもへの暴力防止の取り組みに大きな影響をあたえたことが指摘されている。

子どもの権利条約締約国の条約遵守状況を審査する子どもの権利委員会は、特定の条項について条約機構としての正式な解釈を示す目的で一般的意見と呼ばれる文書を作成する。荒牧（2009:11）は、一般的意見とは条約の実施を促進し、締約国による報告義務の履行等を援助するために、委員会が締約国の報告審査や当該テーマの一般的討議などに基づいて採択した正式の文書であるため、そこに示された見解は、同条約の規定に関するひとつの権威ある解釈として、同条約の実施にかかわる議会での立法、政府・自治体による行政、裁判所での判決などいずれにおいても正当に尊重されると説明している。

子どもへの暴力防止に主に言及しているのは、同条約 19 条にかかわる、一般的意見 8 号（2006（平成 18）年 6 月）および 13 号（2011（平成 23）年）である。その一般的意見 8 号

『体罰その他の残虐なまたは、品位を傷つける形態の罰から保護される子どもの権利』[国連子どもの権利委員会、2006]では、子どもへの体罰等の具体的な定義が示され、養育におけるあらゆる形態の暴力は正当化されないこと、子どもの発達、親や保護者が子どもの発達に応じた適切な方法で指導することに依存していることが述べられている。

また、一般的意見13号『あらゆる形態の暴力からの自由に対する子どもの権利』[国連子どもの権利委員会、2011]では、子どもへの暴力の規模や激しさ、暴力の過半数は家庭環境のなかで生じていることを憂慮し、子どもの権利を基盤とした養育は、子どもを保護の対象者ではなく権利の享有者として扱い、人間の尊厳や身体的・心理的不可侵性を尊重し促進する方向への意識転換が必要なことを示した。

この二つの一般的意見は、子どもは暴力によって尊厳や心身の不可侵性を脅かされる不安がない状況で、個々の発達に応じた適切な方法で養育される権利、すなわち安全な養育への権利を有することを国際的に示し、その権利の実施を締約国に促していると考えられる。

また国連は、将来にむけた『我々の世界を変革する持続可能な開発のための2030アジェンダ』[国際連合、2015]で17の持続可能な開発目標(SDGs)を示した。その目標16において、あらゆる場所における、すべての形態の暴力及び暴力に関連する死亡率を大幅に減少させること、子どもに対する虐待やあらゆる形態の暴力を撲滅することを掲げ、国連機関として子どもの安全な養育への権利の保障に取り組んでいる。このように、国連子どもの権利委員会の一般的意見は締約国の司法機関で正当に尊重されること、公的な国際機関が暴力によらない安全な養育の実現に取り組んでいることから、安全な養育への権利は法規範の次元において子どもの権利の一つであるといえるだろう。

### 第3節 子ども虐待・児童福祉政策の転換—親の体罰禁止法制化をふまえて

#### 1. 家庭における体罰・虐待禁止に関する国内法の展開—親の体罰禁止法制化

##### 1) 家庭における体罰・虐待禁止に関する国内法の展開

世界中で子どもへの体罰全面禁止国が増加するなど、子どもへの暴力根絶の国際的潮流がみられるのに対して、日本の国内法制では、子どもへの体罰全面禁止および子どもへの暴力防止は途半ばである。日本における子どもへの体罰・虐待に関する国内法の展開は、厚生労働省雇用均等・児童家庭局(2016)が作成した『児童虐待防止対策について』において、その経緯が以下のように詳しく解説されている

2000(平成12)年に児童虐待の防止等に関する法律(以下、児童虐待防止法)が成立し(2000(平成12)年11月施行)、そこでは、児童虐待の定義(身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待)が明文化され、住民の通告義務等も規定された。

2004(平成16)年には、児童虐待防止法・児童福祉法の改正が行われて(2004(平成16)年1月以降順次施行)、同居人による虐待を放置すること等も児童虐待であるとする定義の見直しが行われ、通告義務の範囲が拡大され虐待をうけた場合も対象となった。また、市町村の役割の明確化が図られ、相談対応のあり方を規定し虐待通告先に市町村の機関を追加し、

要保護児童対策地域協議会の法定化なども規定された。

2007（平成 19）年の児童虐待防止法・児童福祉法の改正（2008（平成 20）年 4 月施行）では、児童の安全確認のための立ち入り調査の強化、保護者に対する面会・通信等の制限の強化、保護者が指導に従わない場合の措置の明確化などが規定された。

2008（平成 20）年児童福祉法改正（一部を除き 2009（平成 21）年 4 月施行）では、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業等の子育て支援事業が法定化ないし努力義務化され、要保護児童対策地域協議会の機能強化、里親制度の改正など家庭的養護の拡充などが規定された。

2011（平成 23）年児童福祉法改正（2012（平成 24）年 4 月施行）では、親権停止および管理権喪失の審判等について児童相談所長に請求権が付与され、施設長等が児童の監護等に関し、その福祉のために必要な措置をとる場合には親権者はその措置を不当に妨げてはならないことが規定された。また、里親等委託中および一時保護中の児童に親権者がいない場合には児童相談所長が親権を代行することが規定された。

2016（平成 28）年児童福祉法・虐待防止法等の改正（一部を除き 2017（平成 29）年 4 月施行）では、児童福祉法の基本理念として、すべての子どもは、子どもの権利条約の精神にのっとり、適切な養育をうけ、健やかな成長・発達や自立等を保障される権利を有することが明記され、子どもが権利の主体であることが明確にされた。懲戒に関しては、児童虐待防止法に、親権者は子どものしつけに際して「監護、教育に必要な範囲を超えて懲戒してはならない」旨が記載された。また児童虐待の発生予防として妊娠期から子育て期まで切れ目なく支援を行う子育て世代包括支援センターの全国展開、市町村及び児童相談所の体制強化、社会的養護が必要になった場合でも、家庭と同様の養育環境において継続的に養育されるように里親委託等の家庭養護優先の原則がしめされた。また、里親支援について里親の開拓から支援の実施までが都道府県（児童相談所）業務として位置づけることなどが示された。

## 2) 子ども虐待死事件により加速した親の体罰禁止の法制化

その後、2018（平成 30）年 3 月目黒区で発生した 5 歳児女児虐待死事件、2019（平成 31）年 1 月千葉県野田市女児虐待死事件以降、子どもへの虐待・体罰禁止法制をめぐる動きが急展開した。2018（平成 30）年以降の一連の動向を時系列で整理すると表 48 のようになる。

2018（平成 30）年、2019（平成 31）年に発生した児童虐待死事件が契機となり、また近年の児童虐待相談件数の急増をふまえて、2019（平成 31）年 3 月 19 日児童虐待防止対策の抜本的強化について関係閣僚会議決定がなされ、児童虐待を防止するための児童福祉法等の改正法案の国会提出が図られた。そして 2019（令和元）年 6 月 19 日、「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」（法律第 46 号）が参議院において全会一致で可決され成立したのである。

この経緯をみると、2019（令和元）年「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」（法律第 46 号）が成立した時期に民法における懲戒権についての議論



が急速に加速したのは、2018（平成30）年および2019（平成31）年に発生した2つの児童虐待死事件が契機となったことがわかる。

表 48 2018(平成30)年以降の子どもへの体罰禁止法制化の動向

2018(平成30)年	
3月2日	東京都目黒区で船戸結愛ちゃん(5才)が死亡。 翌3日父親逮捕。6月6日に母親逮捕。
7月20日	政府が虐待通告から48時間以内に安全確認ができなかった場合、立ち入り調査を実施することをルール化した緊急対策を決定。
2019(平成31)年	
1月24日	千葉県野田市で栗原心愛さん(10才)が死亡。 翌25日に父親逮捕。2月4日に母親逮捕。
2月8日	児童相談所が在宅指導しているケースについて緊急安全確認をすることを政府が表明。
3月19日	政府が親権者のしつけでも体罰を禁止する児童虐待防止法と児童福祉法の改正案を閣議決定し衆議院に提出。
5月10日 23日	政府の修正案と野党が提出した対案が衆議院で審議入り。 与党と野党が修正協議で合意。翌24日に修正案を共同提出。
6月5日	札幌市の池田詩織ちゃん(2才)が衰弱死。 翌6日までに母親と交際相手の男逮捕。
14日	厚生労働省が全国の児童相談所を集めた緊急会議開催。48時間以内の安全確認の徹底をもとめる。
19日	「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」(法律第46号)が国会で成立。
20日	民法の懲戒権について法務大臣が諮問機関法制審議会に諮問。
26日	「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」(法律第46号)が国会で交付。

2019(令和元)年6月の「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」(法律第46号)による児童虐待防止法、児童福祉法等の改正内容の要点は以下に示すとおりであった。

①親権者や里親らは子どものしつけに際して、体罰を加えてはならない。民法の懲戒権の在り方は施行後2年をめぐりに検討する。

②児童相談所で一時保護などの介入対応に従事する職員と、保護者支援に従事する職員をわけて、介入機能を強化する。

③学校、教育委員会、児童福祉施設の職員に守秘義務を課す。

④ドメスティックバイオレンス(DV)対応機関との連携も強化する。

⑤都道府県などは虐待した保護者に対して医学的・心理学的指導を行うように努める。

⑥児童相談所の児童福祉司に過剰な負担がかからないよう人口や対応件数を考慮し体制を強化する。

⑦子どもと家族が転居しても切れ目ない支援をするために、転居先の児童相談所や関係機関とすみやかに情報共有する。

⑧子どもの意見表明権を保障するために、子どもの意見を聞く機会の確保、自ら意見を述べる機会の確保とそれを支援する仕組みの構築、子どもの権利を擁護する仕組みの構築について施行後2年を目処に検討し必要な措置を講じる。

さらに衆議院と参議院の附帯決議において、子どもの権利条約を参考に具体例を示したガイドライン等を早期に作成して体罰の影響に関する啓発活動に努めること、保護者を追い込むのではなく、適切な子育ての方法や相談窓口について周知し支援すること、子ども自身が教職員等に適切に相談することができるよう、学校教育の場において児童虐待に対する正しい知識を提供できる取組みを推進すること、学校の教職員等に対し子どもの権利条約の周知も含めて必要な研修を実施すること等を求めた。

さらに詳しく、親、親権者による体罰を禁止するための法制化について見ていきたい。2019（令和元）年6月26日公布の法律第46号「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」の第1条（児童福祉法の一部改正）では、「前略、第33条の2第2項（児童相談所所長の親権代行）に次のただし書きを加える。ただし体罰を加えることはできない」、「第47条3項（児童福祉施設の長、里親の親権代行）に次のただし書きを加える。ただし体罰を加えることができない」と規定された。また、第3条（児童虐待防止等に関する法律の一部改正）では、児童虐待防止等に関する法律第14条（親権の行使に関する配慮等）が、「児童の親権を行う者は、児童のしつけに際して、体罰を加えることその他民法（明治29年法律第89号）第820条の規定による監護及び教育に必要な範囲を超える行為により、当該児童を懲戒してはならず、当該児童の親権の適切な行使に配慮しなければならない」に改められた[官報号外第48号、2019]。つまり、児童虐待防止法の第14条で親による体罰の禁止がうたわれ、児童福祉法33条、47条の改正により、児童相談所長、児童福祉施設長、里親の親権代行規定に、体罰禁止規定が入ったのである。

このように、児童虐待防止法および児童福祉法が改正され、親権者や児童相談所長、児童福祉施設の長、里親等による体罰を禁止する条文が入ったことは、養育における体罰を容認する世論が根強い日本において、体罰禁止が社会の基本理念であることを示した点でその意義は大きいといえる。また、二件の児童虐待死事件により表面化した課題に対して児童相談所の体制強化なども示され一定の進歩があったといえる。

### 3) 子ども虐待、子どもへの暴力防止をめぐる法改正の課題

#### (1) 心理的暴力の規制法の形成にむけて

2019（令和元）年の児童虐待防止法、児童福祉法等の改正により、子どもに対する虐待や子どもへの暴力の課題は解決したわけではない。児童相談所の設置促進のため中核市への児童相談所設置の義務化や児童相談所への弁護士の常勤配置、子どもに対する虐待に対応する児童福祉司の資格の見直しなどは見送られた。また附則で、「しつけ」と称した子どもへの暴

力を正当化する際に持ちだされ、親が子を戒めることを認める懲戒権の規定は2年後をめどにみなおすとされているが、現時点では、親の懲戒権は依然残っている。

さまざまな課題の中でも、特に規制の検討が必要な課題として、子どもへの心理的暴力に対する規制があげられる。2019（令和元）年6月の児童虐待防止法改正における、親の体罰禁止規定は、体罰という身体的暴力の行使を禁止したにすぎない。体罰禁止規定の中に、本研究の第I部における若者への体罰に関する調査で明らかになった子どもを傷つける暴言、脅し、無視といった心理的暴力の禁止は含まれていないのである。2019（令和元）年6月に児童福祉法と児童虐待防止法が改正されたことをうけて、子ども支援に取り組む公益社団法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン、NPO法人子どもすこやかサポートネット、認定NPO法人児童虐待防止全国ネットワークの三団体は「虐待や体罰等の子どもに対する暴力のない社会を実現させるために」という共同声明を発表した[子どもすこやかサポートネットほか、2019]。その中でも、子どもの品位を傷つける暴言等の体罰以外の行為を明示的に禁止していないことが法改正の課題として指摘されている。

日本社会が、国連子どもの権利委員会がもとめている「あらゆる場面におけるあらゆる形態の子どもに対する暴力の禁止」（一般的意見13号パラ41（d））を実現するには、身体的暴力である体罰の禁止にとどまっていはいけない。暴言、脅し、無視など子どもの品位を傷つける罰や心理的暴力、また、故意に傷つけるという意識はなくとも子どもが傷つく行為、例えば教育虐待、貧困からくる教育・文化的経験の格差問題、児童労働の問題、環境問題をふくめた公衆衛生上の子どもの健康被害なども子どもへの暴力ととらえて、その根絶に取り組んでいくことが求められている。

このような、身体的暴力以外の子どもへの心理的暴力などを規制すべく、全国の都道府県に先駆けて、東京都が2019（平成31）年4月1日「東京都子供への虐待の防止等に関する条例」を施行した。その条例6条2項で、「保護者は、体罰その他の子供の品位を傷つける罰を与えてはならない」と規定し身体的暴力である体罰以外にも、子どもの品位を傷つける罰の行使の禁止する規定をもうけた[東京都、2019]。現在は、都条例の段階であるが、「品位を傷つける罰」という、精神的暴力の禁止法制が形成されてきていることは、体罰にとどまらない、あらゆる形態の子どもへの暴力を禁止していく方針を打ちだした子どもの権利委員会一般的意見13号とも合致した動向である。このような、身体的暴力だけでなく、暴言や脅しなど不適切な指導・養育全体を規制することは、子どもの安全な養育への権利保障に直結することである。また、子どもへの暴力全体を規制することで、あらゆる形態の暴力を伴わない、各家庭に応じた豊かで創造的な養育実践の展開が期待できる。このような、東京都子供への虐待の防止等に関する条例の先進性に学んで、児童虐待防止法や児童福祉法でも、身体的暴力以外の心理的暴力などの禁止規定にまで踏み込むべきであろう。

先行研究において、子どもへの暴力を容認する世論と子どもへの暴力使用率を減少させるには、体罰禁止の法整備のみでなく社会への継続した子どもへの暴力が人権侵害であり不適切であるという意識啓発活動を同時に行うことが効果的であることが指摘されている

[Busman et al. , 2011]。児童福祉法等の改正の附帯決議に、子どもの権利条約を参考に具体例を示したガイドラインを早期に作成し啓発活動に努めることがもりこまれた。そのガイドラインにおいて、軽微な体罰も体罰であること、子どもの品位を傷つける体罰以外の行為、子どもを傷つける意図はなくとも子どもを傷つける行為なども、子どもの権利を侵害する許容されない行為であることを明示すべきであると考え。また、子どもへの暴力行使の実態や社会の体罰容認の世論について、定期的にモニタリングする仕組みも必要であろう。

## (2) 児童相談所業務などに関する法改正の課題

児童福祉法の改正には、心理的暴力規制法の制定に関する課題以外にも、児童相談所に関する課題などがある。児童相談所の努力義務とされた保護者への再発防止プログラムの実施に実効性を持たせるためには、欧米にみられる司法が命令を出すシステムの構築が必要であると指摘されているし、初期段階で強く介入した場合、介入と支援の担当者をわけても児童相談所への保護者の不信感や怒りは消えないため、児童相談所が円滑に業務をすすめるためには家庭裁判所が子どもを児童相談所の保護下に移すように保護者に命令するなど司法の関与を強めた仕組みをつくる必要性も指摘されている [才村、2019]。また、中核市や東京都特別区で児童相談所を増やした場合、児童相談所の業務において介入と支援で役割分担をする際に両者の連携が不十分だと危険性が増すばかりであることを山縣 (2019) は指摘している。

前述した「虐待や体罰等の子どもに対する暴力のない社会を実現させるために」という共同声明 [子どもすこやかサポートネットほか、2019] も、国連子どもの権利委員会が子どもの権利条約締約国に、あらゆる場面におけるあらゆる形態の子どもに対する暴力の絶対的禁止を求めていることに注目して、今回の法改正による体罰禁止規定が懲戒権を行使する親権者にもつばら向けられているにとどまっていることを問題視している。体罰禁止は、懲戒権を行使する親権者等だけでは決してなく、家庭、学校、施設、地域など子どもが生活するあらゆる場面で子どもへの体罰は許されないという世論を形成し啓発していくためにも、すべての人にかかわることを明示すべきであろう。

## 2. 体罰・虐待の禁止と親の懲戒権の課題

前述したように、家庭における子どもへの暴力の禁止規定として、児童虐待防止法では、児童虐待は子どもの権利侵害であり成長へ重大な影響をあたえるとしたうえで、「何人も、児童に対し虐待をしてはならない」と子どもへの暴力を明確に禁止している。また代替的家庭養育においても、児童福祉法に規定された里親が行う養育に関する最低基準(2002(平成14)年厚生労働省令第116号)の第6条は、「里親は、委託児童に対し、児童虐待の防止等に関する法律(2000(平成12)年法律第82号)第2条に規定する児童虐待その他当該委託児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない」と虐待等の禁止を規定し、第6条の2項では「里親は、委託児童に対し法第47条第2項の規定により懲戒に関しその児童の福祉

のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない」と懲戒に係る権限の濫用禁止を規定している。

しかし、民法には、以下のような規定がある。

民法 第 820 条 (監護および教育の権利義務)

「親権を行う者は、子の利益のために監護及び教育をする権利を有し、義務を負う」

民法 第 822 条 (懲戒)

「親権を行う者は、第 820 条の規定による監護および教育に必要な範囲内でその子を懲戒することができる」

また、児童福祉法でも以下のように規定されている。

児童福祉法第 47 条第 2 項

「児童福祉施設の長又は里親は、入所中又は受託中の児童で親権を行う者又は未成年後見人のあるものについても、監護、教育及び懲戒に関し、その児童の福祉のため必要な措置をとることができる」

これらの条文によれば、子どもまたは受託中の子どもの利益や児童の福祉のためなら、監護及び教育に必要な範囲で懲戒できるため、子どもへの暴力を容認する解釈が可能となる。

親権者以外に、懲戒権をもつのが教師である。教師による懲戒は体罰容認意識と関係が深い。日本の学校における教師から子どもへの体罰は、教師の感情の抑制困難や人権意識の欠落のためだけでなく、学校の秩序維持に違反した生徒への懲戒として行使される。また、教師は親替わりだという意識から、しつけとして体罰が行使されることが指摘されている[喜多、2015:118]。これらは、家庭における懲戒権による体罰容認を背景としているといえるだろう。

学校の体罰禁止法制の経緯をみると、1879 (明治 12) 年教育令 46 条で「凡学校ニ於テハ生徒ニ体罰ヲ加フ可ラス」と体罰禁止が規定され、1900 (明治 33) 年小学校令 (改正) 47 条では「(前略) 教員ハ、教育上必要ト認メタルトキハ児童ニ懲戒ヲ加フルヲ得但シ体罰ヲ加フルヲ得ズ」と規定されている。その後、1941 (昭和 16) 年の国民学校令 20 条「国民学校職員ハ教育上必要アリト認ムルトキハ児童ニ懲戒ヲ加フルヲ得但シ体罰ヲ加フルコトヲ得ズ」と規定された。そして、1947 (昭和 22) 年学校教育法 11 条の「校長及び教員は、教育上必要あると認めるときは、監督庁の定めるところにより、学生、生徒及び児童に懲戒を加えることができる。但し、体罰を加えることはできない」という現行の規定につながるのである。

このように法で禁止されていても、実際には教師による体罰・暴言がやまない。学校における体罰禁止法制の経緯をみると、体罰禁止規定が先行し、あとから懲戒権が法制化されている。つまり、教師による体罰は禁止されていたものの、1900 (明治 33) 年の小学校令が懲戒権を認めたために、懲戒としての体罰が誘発されたとも考えられる。学校における体罰問題は、家庭における親権者の懲戒権による体罰の容認意識がなくなると解決しないといえる。

親権者の懲戒権については、2011 (平成 23) 年の民法改正の際にも、削除の是非が議論さ

れたものの、適切なしつけができなくなると誤解されるおそれがあるために削除が見送られた経緯がある<sup>(6)</sup>。しかし、懲戒権が虐待を容認するものではないことを明確にするため「必要な範囲」という曖昧な表現が「子の利益のため」、「監護、教育に必要な範囲」という表現に改められたが、その後も懲戒権が「しつけ」と称した子どもへの虐待を容認する原因となっていることが問題となっている。

2018（平成30）年の目黒区女兒虐待死事件、2019（平成31）年千葉県野田市女兒虐待死事件など、養育者が「しつけ」と称して子どもを虐待する事例があとをたたない。加えて、子どもへの虐待に関する相談が急増している状況が問題視され、2019（令和元）年6月19日に成立した「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」（法律第46号）では、罰則規定はないものの、しつけにおいて子どもに体罰を加えてはならないことが規定された。また、民法820条で規定された、子どもの監護及び教育に必要な範囲を超える行為により、子どもを懲戒してはならないことが明文化され、施行2年以内に民法の懲戒権規定を見直すことが規定された。それをうけて山下法務大臣は2019（令和元）年6月20日、民法で定めている親権者の子どもに対する懲戒権の見直しを、法務大臣の諮問機関である法制審議会に諮問している。これらの動向は、子どもへの暴力の容認につながる可能性がある懲戒権規定について、早急な見直しが求められていることを示している。

### 3. 児童福祉政策の転換と体罰規制の問題

また、2016（平成28）年の児童福祉法の改正により、社会的養護のもとで生活する子どもたちが成長・発達する環境として家庭環境が重視され、児童養護施設などで営まれる施設養護から、里親委託等の家庭養護の推進へという児童福祉政策の転換との関連においても子どもへの暴力への対策は急がねばならない。家庭養護のもとで育つ子どもは虐待経験をもつことが多いため養育者からの暴力に過剰に反応しやすい。代替的家庭環境にある子どもたちが、安心・安全に成長するためには、しつけ目的の子どもへの暴力が容認され行使されている現状に早急に歯止めをかけなければならない。

以上のように、体罰・虐待の実態や法制上の不備、体罰容認の世論、これに対する国際的な要請、新たな児童福祉政策の展開などから、今日的な課題として安全な養育への権利の理念を形成し普及させることが社会的に要請されているのである。

#### 第4節 安全な養育への権利と養育法、子育て実践の展開

2019（令和元）年の児童虐待防止法、児童福祉法等の改正により親権者や里親等からの子どもへの体罰が禁止された。今後の養育法は、しつけにおいて体罰等を行わないことが前提となるが、法改正以前から、虐待防止への市民的取り組みや子どもの権利にそった非暴力的で養育法が開発され実践されてきた。本節では、それらの実践や養育法に着目して「安全な養育への権利」について考えていきたい。

## 1. 子どもの安全な養育への権利の源流—その歴史的、社会的背景

### 1) 小児科医らの先駆的な活動

日本では、家庭内養育の安全性について、主に小児科医らが発言することが多かった。これらの小児科医らは、その医療実践の中から暴力によらない家庭教育の意義を訴えてきた。例えば、毛利（1979:149-150）は、小児科医としていち早く、体罰に依らない子育て論を説いてきた。「言い聞かせてもわからないから叩く」という体罰容認の世論に対し、内藤（1998）は2歳からでも子どもに真剣に語りかければ、子どもはそれを理解し親との約束を守ることができることなどを育児書で主張している。近年では、友田（2017）らが、子ども時代に虐待を受けた者の脳への悪影響を画像データで示し、暴力を用いたしつけの危険性を警告している。このような小児科医らの暴力を用いず、子どもの尊厳に沿った養育の推奨と普及への取組みには、子どもの安全な養育への権利保障の源流が垣間見える。

### 2) 子ども支援 NPO や市民活動家の取組み

医療関係者とともに、国内で子どもへの暴力防止キャンペーンや暴力によらない安全な養育のための普及啓発を積極的に実践してきたのが、子ども支援 NPO や市民活動家である。

NPO 法人児童虐待防止協会（1990（平成2）年設立）は、医療、保健、福祉、法曹、教育、報道などの関係者により児童虐待を防止するために創設された団体である。同協会は、その設立と同時にスタートした日本初の児童虐待防止のための電話相談「子どもの虐待ホットライン」の運営や児童虐待防止のための啓発事業などを行ってきた〔児童虐待防止協会、2018〕。社会福祉法人子どもの虐待防止センター（1991（平成3）年設立）は、親と子の関係を育てるペアレンティング・プログラムや虐待を受けた子どものケア事業などに取組んできた〔子どもの虐待防止センター、2018〕。また、エンパワメント・センター（1997（平成9）年設立）は、子どもの虐待に関するアドボカシー活動、子どもの虐待などの人権問題に関する人々への研修セミナーの開催などを実践してきた〔森田ゆり・エンパワメントセンター、2018〕。これら国内の子ども支援 NPO の子どもの虐待防止の実践は、2000（平成12）年に施行された児童虐待防止法の制定にも影響をあたえたと考える。子どもへの暴力防止を求める市民活動として忘れてはならないのが、現在、大きな潮流となっているオレンジリボン運動である。2004（平成16）年栃木県小山市で幼い二人の兄弟が父の知人から暴力を受けたうえ、橋の上から落とされて命を奪われた虐待死事件をきっかけに、小山市の「カンガルーOYAMA」が子どもへの虐待の防止を目指してオレンジリボンを広める市民運動をはじめたのであったが、この活動が現在、子どもへの虐待に対する全国的な防止運動となっている。

また、子どもの権利条約の理念にのっとり、子どもへの暴力に関する国内外の情報発信や調査研究の活動では、NPO 法人子どもすこやかサポートネット（2010（平成22）年設立）が事業を積極的に展開している。

### 3) 賀川豊彦と子どもの権利

子どもの安全な養育への権利の理念に基づく子どもの権利保障への取組みは、近年に至ってからはじまったわけではない。例えば、大正、昭和期の牧師であり、社会運動家であった賀川豊彦は、神戸のスラムでの生活などの実体験を通して、1924（大正13）年に子どもの権利として、「食ふ権利」、「遊ぶ権利」、「寝る権利」、「叱られる権利」、「親に夫婦喧嘩を止めて乞う権利」、「禁酒を要求する権利」を提唱した〔賀川、1926:282-291〕。賀川のいう「叱られる権利」とは、子どもへの暴力を否定したうえで、子どもの成長のために保護者による適切な指導は必要であり、その指導をうけることは子どもの権利であることを主張するものであるといえよう。賀川は90年も前に、先駆的に子どもの安全な養育への権利の理念を提言し、その権利の実現に取組んでいたといえる。

子どもの安全な養育への権利を保障するための歴史的、社会的な取組みからもわかるように、明文化されていなくとも安全な養育への権利が、子どもの権利であることは疑いない。養育者や子ども支援者は、その権利の実現にむけて努力が求められている。

## 2. ポジティブ・ディシプリンの取組み

子どもの権利を実現するための多岐にわたるセーブ・ザ・チルドレンの活動には、子どもの安全な養育への権利を実現するための、子どもへの暴力に関する調査・研究活動や子どもへの暴力禁止のシンポジウムの開催等の市民意識の啓発活動などがある。特に子どもへの暴力を防止するための実践的な取組みとして、児童臨床心理学者であるデュラント（Joan E. Durrant）の協力を得て、しつけ・子育ての非暴力的手法であるポジティブ・ディシプリンを考案し、そのワークショップの開催や書籍の出版を通して国際的な展開をみせている。

ポジティブ・ディシプリンは、2003（平成15）年国連事務総長の指示により実施された調査・研究「子どもに対する暴力」の研究諮問委員会委員である児童臨床心理学者のデュラント（Joan E. Durrant）が、子どもに対する暴力研究の成果をふまえて開発した育児ガイドである〔Durrant、2009:16〕。子どもの発達に関する研究に依拠して、子どもへ暴力や体罰を行使することなく、子どもとともに日々の課題に向きあい、子どもを人間として尊重することを目指し、子どもの健やかな発達に関する知識、効果的な育児法に関する研究の成果と子どもの権利の原則を組み合わせたものだとも説明されている。つまり、子どもへの暴力に関する国際的な研究のエビデンスにもとづいて開発された、暴力を使用しない、子どもの権利を基盤とした養育の手引きであるといえよう。ポジティブ・ディシプリンは、①長期的な目標設定、②いつも守られている安心感の根拠となる温かさの提供と子どもが自ら学び成長するために必要な情報やルール、養育者の一貫性のある手本などの枠組みを示すこと、③子どもの考え方、感じ方を理解すること、④課題を解決することを4原則としている〔Durrant、2009:20〕。

あらゆる形態の暴力を使用せず、子どもへの安全や安心の提供と子どもの成長の枠組みを示し、子どもの権利を尊重した課題を解決する養育法であるという点で、子どもの安全な養



育への権利を具現化するための養育者側に向けられた国際的な取組みといえるだろう。

### 3. ペアレント・プログラム、ペアレント・トレーニングなどの開発

ペアレント・プログラムは、育児に不安がある保護者、仲間関係を築くことに困っている保護者などを、地域の支援者（保育士、保健師、福祉事業所の職員等）が効果的に支援できるようにするために設定されたグループ・プログラムであり、発達障害やその傾向のある子どもをもつ保護者だけでなく、さまざまな悩みをもつ多くの保護者を支援するうえで有効であるとされている。一方、ペアレント・トレーニングは、保護者が子どもの行動を観察してその特徴を理解し、発達障害の特性をふまえた、ほめ方やしかり方等を学ぶことにより、子どもの問題行動を減少させることを目標とするものである。

現在、様々な形態のペアレント・トレーニングやペアレント・プログラムが開発され実践されている<sup>(7)</sup>。第I部の里親へのインタビュー調査で明らかになったように、子どもへ暴力が行使される一つの原因は、子どもの問題行動に対して里親の感情の抑制が困難となることであったが、これは代替養育環境に限ったことではなく、すべての家庭で子どもの行動に対して養育者が感情的になり子どもへ暴力を行使する可能性はあるだろう。

子どもへの虐待は、身体的、精神的、社会的、経済的等の要因が複雑に絡み合って起こると考えられており、養育者側の要因として育児不安や育児ストレスが、子ども側の要因として、乳児期の子ども、未熟児、障害児、何らかの育てにくさを持っている子ども等であることが挙げられている〔厚生労働省、2007a〕。発達障害等により育てにくさをもつ子どもの行動が養育ストレスとなり虐待のリスクが高くなることは言うまでもないが、そこに養育者の社会的な孤立や養育不安などの背景要因が加わることで、子どもの安全な養育への権利が脅かされることとなる。このような養育者から子どもへの暴力が生じる状況に対し、ペアレント・トレーニングやペアレント・プログラムといった非暴力的で子どもの権利にそった養育法で対処することを、養育する側が学習する機会を保障することも、子どもの安全な養育の権利の保障のために必要なことといえる。

安全な養育への権利を実現するための取組みとして、小児科医の先駆的な取組み、虐待防止のNPOや市民運動、多様な形態で展開されているペアレント・トレーニングやペアレント・プログラム、国際的な研究に依拠したポジティブ・ディシプリンを紹介した。

しかし、非暴力的な養育方法の開発やパターン化された非暴力的な養育スキルを養育者が学習する機会の保障だけでは養育者から子どもへの暴力がやむとは思えない。子どもの安全な養育への権利の理念をベースとして、暴力によるしつけの不適切さと暴力が子どもへあたえる悪影響を養育者に伝え、同時に子どもの権利について養育者の理解を高めることで、子どもの権利を基盤とした各親子の実状に即した創造的な養育が実践されていくのではないだろうか。

## 第5節 子どもの安全な養育への権利を保障するための公的な子どもの権利擁護機関

第I部の子どもへの暴力の実証的調査において、一般家庭でも代替的家庭養育環境でも、子どもは養育者などからうけた権利侵害について誰にも相談しない傾向があることが確認された。

許斐（1996）は、子どもの権利の視点から、児童福祉サービスには、子どもの人権救済機能、子どもの権利代弁機能、子どもの権利調整機能という3つの人権擁護機能を果たすことが求められ、子どもの権利が正しく保障されているかどうかを監視する機構としての子どもオンブズパーソン制度や国内における子どもの権利委員会の必要性を指摘した。

子どもの人権救済機能とは、子どもの権利が侵害されている時に、子ども自身が緊急にかけこみ、人権救済を申請したてるシステムである。子どもの権利代弁機能は、子どもがその権利を主張または行使できないときに、子どもの権利を子どもの立場にたって代弁するシステムである。子どもの権利調整機能とは、何が子どもの最善の利益であるかについての判断が一致しない場合に、第三者的立場から調整するシステムであると説明されている。

子どもが養育者から、または、周囲から支援をうけながら権利救済を申請して、そして子どもの意思を尊重した、子どもの最善の利益にかなった権利侵害の問題解決がなされることが安全な養育への権利の実現には求められる。

この子どもの最善の利益にそった権利救済などを実現する機構が、子どもオンブズパーソンといえよう。

国連子どもの権利委員会でも、各国に条約の締結とその実施状況の監視のための人権機関の設置とは不可分であるとして子どもオンブズパーソンの設置をもとめており、子どもの権利にかかわる状況を監視する機構の設置は国際的にも要請されているといえる。日本では、1999（平成11）年に兵庫県川西市で設置されて以後、現在まで名称は異なるものの埼玉県、神奈川県、川崎市、愛知県豊田市、札幌市、世田谷区など34の自治体で設置されている<sup>(8)</sup>。国連子どもの権利委員会は、子どもオンブズパーソン制度の概念を明らかにし、その制度的機能を4つあげている。1つ目は、行政から独立して子どもの権利や利益を監視するモニタリング機能、2つ目は、子どもの代弁者として必要な制度改善の提案、3つ目は、申し立てをうけるなどした子どもの個別救済、そして4つ目が子どもの権利に関する広報や宣伝教育機能である。また、子どもの権利擁護機関の国際基準として、この4機能が、調査権や勧告権など法制度上の枠組みによって実行的に担保された、独立した第三者的な公的機関であること、子どもの意見表明と参加の権利（子どもの権利条約第12条）を通して、子どもの最善の利益（子どもの権利条約第3条）を目指す、子どもの権利基盤型アプローチをとる機関であることが挙げられている〔吉永、2019〕

子どもが養育者から暴力をうけた際に、このような仕組があれば、子どもの権利は救済されていくだろう。しかし、そのような場面で、関係機関への申し立てや意見表明することが能力的に困難な子どももいるだろう。そのような子どもたちに、子どもの側に立って意見表明と参加を支援するためのアドボケイト機能があれば、子どもの権利救済は実現していく

と考える。

このように、子どもの安全な養育への権利には、公的第三者機関の存在が不可欠であるが未だ日本では国の機関としては設置されておらず、約 1700 ある自治体のうち 34 の地方自治体で設置されているのみである。日本は、国連子どもの権利委員会により、これまでも公的な子どもオンブズパーソン制度を設置するように再三勧告されてきた。2019（令和元）年に行われた子どもの権利委員会第 4・5 回日本報告書定期審査[国連子どもの権利委員会、2019]でも、地方レベルで 30 あまりの子どもオンブズパーソンが設置されていることには留意しながらも、これらの機関は財政面および人事面の独立性ならびに救済機構を欠いていることが指摘され、「子どもによる苦情を子どもにやさしいやり方で受理し、調査しこれに対応することのできる、子どもの権利を監視するための具体的機構を含んだ、人権を監視するための独立した機構を迅速に設置するための措置」をとるように勧告されている（パラ 12）。つまり、地方自治体レベルでの子どもオンブズパーソンの設置は高く評価されているものの、地方オンブズパーソンと連携する国の制度・機関の設置が勧告されているにもかかわらず実現にいたっていないことが批判されているのである。子どもが権利侵害をこうむった際に、迅速な権利救済がなされるためには、地方自治体が先行している公的第三者機関の設置の拡充と、国レベルでの独立した人権擁護機関の設置が、子どもの安全な養育への権利の実現のためにもとめられているのである。

また、子どもの最善の利益にそった問題解決を図る上で不可欠な前提となるのが、子どもの意見表明権の保障と参加の権利の保障である。具体例をあげると、養育者から虐待をうけ一時保護された子どもが家庭復帰するか否かを判断する際には、子どもの意見が発達段階や理解能力に適した方法で聴取され、措置の決定が子どもの意見を反映したものになっていることが求められている。もちろん、子どもの最善の利益の視点から子どもの意見のすべてが必ずしも反映されない結果となることも十分あることが考えられる。その際にも子どもに、なぜそのようになったかを説明することが求められるだろう。子どもが権利侵害の救済をもとめて意見表明を行い、自分に関する決定に参加することを子どもの側にたって支援することが子どもアドボカシーであり、その役割を担うものを子どもアドボケイトという。

後述するが、安全な環境のもとで成長するために、自らに関する措置などに関する意見表明が重要となる代替養育環境において育つ子どもの権利擁護と意見表明を支援するため、児童福祉審議会を活用した第三者的な子どもの権利擁護の仕組みとアドボケイト制度の構築が検討されている。しかし、これらの子どもの権利擁護を担う公的第三者機関の設立や子どもアドボケイト制度などによる子ども支援は、すべての子どもが安全に成長するために必要な支援である。今後、子どもの権利擁護のための公的第三者的機関である子どもオンブズパーソン制度の拡充や子どもアドボケイト制度を早急に構築していくことが、子どもの安全な養育への権利が侵害されたときに、子どもの権利救済を保障するためにもとめられているといえる。

## 註

- (1) 喜多 (2015) は、法で明確に規制されながら、教師の体罰がなくなる理由を、教育効果論、管理・規範教育と違反者の懲戒論、親代わり論、人権感覚の欠如の4点を指摘した。
- (2) 子どもの権利条約 19 条親による虐待・放任・搾取からの保護 で「1. 締約国は、(両) 親、法定保護者または子どもの養育をする他の者による子どもの養育中に、あらゆる形態の身体的または精神的暴力、侵害または虐待、放任または怠慢な取扱い、性的虐待を含む不当な取扱いまたは搾取から子どもを保護するためにあらゆる適当な立法上、行政上、社会上および教育上の措置をとる」と規定されている。
- (3) 甲斐田 (2019) によると、INSPIRE は SDGs のターゲット 16.1、16.2、5.2 および WHO の第 13 次 GPW (General Programme of work 2019-2023) のターゲット 14 「前年度 1 年間に暴力を受けた子どもの数を 20%減らす」という目標を各国が達成するのを促進するとされている。
- (4) Astrid Lindgren は、1978 (昭和 53) 年フランクフルトでのドイツ書店協会平和賞の受賞スピーチで、暴力と権威主義、特に子どもが最も被害をうける家庭内暴力の防止と子どものしつけに暴力はいらないことについて強く訴えた。当時のスウェーデンで論争となっていた、体罰全面禁止を目指す内容が語られている。そのスピーチは、アストリッド・リングドレン (1978) 『暴力は絶対だめ』石井登志子訳 (2015) で書籍化されている。
- (5) 筆者が 2017 (平成 29) 年 9 月にスウェーデンに訪問調査した際には、ファストフードチェーン会社との体罰防止キャンペーンなどの事例、幼稚園での人形劇の事例を現地の児童福祉関係者に紹介された。
- (6) 衆議院青少年問題特別委員会 (2000 (平成 12) 年 4 月 13 日) での細川法務省民事局長の答弁では、「懲戒権を今度は民法上一般的に廃止すべきではないかというご意見があることは私どもも承知しておりますが、これは民法上全部廃止してしまいますと、親が子のために行う正当なしつけもできかねないわけでございまして、これはわが国の家族制度のあり方にも大きな影響を及ぼすものでございます。この問題については、そういう家族制度に大きな影響があるものですから、これも慎重にご検討いただきたいなというふうに思っております」と述べている [衆議院、2000]。

また、法務省法制審議会児童虐待防止関連親権制度部会第 10 回会議 (2000 (平成 12) 年 12 月 15 日) では、法務省の羽柴関係官は、「懲戒については、従前から御議論がありまして、削除意見も強く主張されているところでございますけれども、他方、本来することができる懲戒の範囲内のしつけをしている大多数の親権者に問題があるのではなく、懲戒として許容されない虐待について独自の主張をして、懲戒権を言い訳にする者があることに問題があるのでありまして、それにかかわらず規定を削除すると、逆に本来できるしつけができなくなるといった誤ったうけ止め方がなされないかなど、現在ある規定を削除することによる社会的な影響についての懸念もありますし、また、様々なご意見があり得るところですので、慎重に検討する必要があるがということも考えられます」と、懲戒権削除について慎重な検討

の必要性を述べている。[法務省、2000]

(7) 第I部で紹介した、国立障害者リハビリテーションセンター内の発達障害情報・支援センターが取り組んでいる、行動観察により子どもの問題行動を理解し、子どもの障害特性に合わせた褒め方、叱り方などを練習するペアレント・トレーニングの実践や里親のためのペアレント・トレーニングであるフォスタリングチェンジプログラム以外にも、一般社団法人日本精神科看護協会(2019)が作成した、主に父親を対象にした養育支援の教材「パパカード」も注目されている。「パパカード」は、フィンランドの母子支援施設・シェルター連盟が、虐待加害者となる男性の外傷体験からの回復に注目し開発した父親支援ツールである。一般社団法人日本精神科看護協会がフィンランドの支援団体の承諾を得て、児童相談所の保健師や児童心理司、大学の研究者の協力を要請し日本版「パパカード」を完成させた。パパカードは、「お父さんになるんですね。おめでとう！ 父親の世界へようこそ」、「お父さん、一緒にお話ししましょう 子どもとの関係」、「お父さんも自分を大切にしましょう ころとからだの充実」「こどもの安全と安心のために」の4種類のリーフレットからなり、虐待予防支援や家族支援として活用されている。中でも、第4巻「こどもの安全と安心のために」は、父親へ非暴力の養育の重要性について伝え、こどもの安心・安全は、子どもの健やかな成長に大切であるという内容であり、父親を対象にした、子どもの安全な養育支援のための教材といえる。

(8) 子どもの権利条約総合研究所(2019)作成の「子ども条例に基づく子どもの相談・救済機関(公的第三者機関)一覧」(2019年6月現在)を参照。

## 第4章 代替的家庭養育における安全な養育への権利の保障

里親制度などの代替的家庭養育のもとで育つ子どもたちは、過去に親などの養育者から虐待を受けた経験を持つものが多い。そのような経験のある子どもは、養育において、あらゆる形態の暴力へ過剰反応を示すことが多い。それゆえ、代替的家庭養育の養育者には一般家庭よりさらに高い水準の、子どもの人権や子どもへの暴力の悪影響についての理解に根ざした非暴力の養育実践が求められている。代替的家庭養育における子どもの安全な養育への権利の実現にむけた取組みを研究することは、権利侵害をうけてきた子どものケアにかかわる、緊急かつ絶対的な課題であり、かつそのような研究にアプローチすることにより、すべて子どもにとっての安全な養育への権利の理念が見えてくると考え、本研究は代替的家庭養育に焦点を当てることにした。

第4章では、代替的家庭養育の制度の展開を考察した上で、里親制度が日本の社会的養護制度において、どのように位置付けられているのかを検討し、その課題と将来像についてべる。次に、第I部の実証的研究で明らかにした代替的家庭養育のもとで育つ子どもへの体罰・暴力の実態などから、そして代替的家庭養育で取り組まれている、子どもへの暴力防止の実践的な取組みから、子どもの安全な養育への権利の実現に必要な制度の理念を考察していく。

### 第1節 社会的養護と代替的家庭養育の制度の展開

#### 1. 社会的養護と代替的家庭養育の現状

##### 1) 社会的養護の定義と基本理念

社会的養護は、「保護者のない児童や、保護者に監護させることが適当でない児童を、公的責任で社会的に養育し、保護するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行うこと」[厚生労働省、2015d]と定義されている。

社会的養護の基本理念は、国連子どもの権利条約、児童福祉法、児童憲章を根拠として、子どもの権利擁護を図るための仕組みとなることである。家庭環境を奪われた子どもは、社会的養護をうける権利を有しており、子どもの最善の利益のために、すべての子どもを社会全体で育むこととされている [厚生労働省、2012a]。

##### 2) 家庭養護と施設養護の現状

社会的養護は、今日の制度においては、里親、ファミリーホームで営まれる家庭養護と、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、自立援助ホームで営まれる施設養護に分類される。

##### (1) 家庭養護

里親及びファミリーホームは、社会的養護を必要とする子どもを、養育者の家庭に迎え入

れて養育する家庭養護である。家庭養護は、現在、里親とファミリーホームで実施されている。里親は、児童福祉法第6条（1947（昭和22）年法律164号）で制度化された。里親は、要保護児童の養育を希望する者で、都道府県知事が児童を委託するのに適当と認めるものである。里親には、養育里親、専門里親、親族里親、養子縁組を希望する里親の種類があり4名までの要保護児童を養育することができる。

ファミリーホームは、児童福祉法第6条に基づいて2009（平成21）年に制度化された。要保護児童の養育に関し相当の経験を有するものの住居において養育を行うものであり、養育者の住居で養育するという点で里親と同様である。5名又は6名までの要保護児童を養育するという点で、里親を大きくした里親型のグループホームといえる。

児童福祉法の規定により里親に委託された子どもについて、里親が行う養育に関する最低基準である省令（2002（平成14）年厚生労働省令第116号）により、里親が行う養育に関する最低基準が定められている。その6条で「里親は、委託児童に対し、児童虐待の防止等に関する法律（2000（平成12）年法律第82号）第2条に規定する児童虐待その他当該委託児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない」と虐待にとどまらず心身に有害な影響を与える行為の禁止が規定されている。また、6条2項は、「里親は、委託児童に対し、懲戒に関しその児童の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない」と懲戒に係る権限の濫用禁止を規定している。

このように、里親養育では、児童虐待防止法における体罰という身体的暴力の禁止規定（同法14条）にとどまらず、心身に有害な影響をあたえる行為の禁止や懲戒に際しての体罰以外の人格を辱める行為の禁止も法令により規定されていることは注目に値する。

## （2）施設養護

乳児院は、児童福祉法第37条（1947（昭和22）年法律164号）で規定されているもので、保護者の養育をうけられない乳幼児を養育する施設である。乳幼児は基本的な養育機能に加え、被虐待児・病児・障害児などに対応できる専門的養育機能を持っている。

児童養護施設は、児童福祉法41条（1947（昭和22）年法律164号）で規定されているもので、1997（平成9）年に養護施設から児童養護施設に名称変更された。虐待されている児童など、環境上養護を要する子どもを入所させて養護し、退所後の相談や、自立支援を行う施設である。

児童養護施設には、児童指導員や保育士等、子どもと起居をともにする職員のほかに、心理療法担当職員など相当数の専門職員が配置されており、子どもたちはそれぞれの課題に応じた個別的、専門的援助を受けている〔全国児童養護施設協議会、2010〕。しかし、児童養護施設内部における虐待が社会問題となっている。

児童心理治療施設は、児童福祉法43条（1947（昭和22）年法律164号）で規定されているもので、2017（平成29）年に、情緒障害児短期治療施設から名称変更された。児童心理治療施設は、心理的・精神的問題を抱え日常生活に支障をきたしている子どもたちに、医療的

な観点から生活支援を基盤とした心理治療を行う施設であり、家庭復帰、里親家庭や児童養護施設での養育につなぐ役割をもつとされている。

児童自立支援施設は、児童福祉法 44 条（1947（昭和 22）年法律 164 号）で規定されているもので 1997（平成 9）年に教護院から名称変更されている。子どもの行動上の問題、特に非行問題に対応する施設である。通所、家庭環境の調整、地域支援、アフターケアなどの機能充実を図りつつ、非行ケースへの対応はもとより、他の施設では対応が難しくなったケースの受け皿としての役割を果たす施設である。

母子生活支援施設は、児童福祉法 38 条（1947（昭和 22）年法律 164 号）で規定されているもので、1997（平成 9）年に母子寮から名称変更されている。生活に困窮する母子に住む場所を提供し、退所後の自立の促進と、そのための支援を行う施設である。

自立援助ホーム（児童自立生活援助事業）は、児童福祉法 6 条及び 33 条（1947（昭和 22）年法律 164 号）で規定されているものである。義務教育を終了した 20 歳未満で、児童養護施設等を退所したものが、この自立援助ホームにおいて共同生活を営む住居とともに、それらの若者に対して相談その他の日常生活上の援助、生活指導、就業の支援等を行う事業である。

### 3) 施設養護から家庭養護へ

『国連代替的養育ガイドライン』[国際連合、2009]をもとに家庭養護と施設養護の関係を見ておこう。

施設養護に対して、里親などが養育することを家庭養護（family-based care）と呼んでいる。また、施設養護の施設である児童養護施設や乳児院においても、子どもたちへ家庭的な環境を提供すべく、大型宿舎制の形態から、小規模化、地域分散化がすすめられている。これらの小規模化されたグループホーム（地域小規模児童養護施設）や本体の児童養護施設にとどまりながらも小規模グループケアで実践される養育は施設養護であるものの家庭的養護（family-like care）と呼ばれる。

用語が複雑であるが、社会的養護において家庭的な環境の実現をめざすために、家庭養護と家庭的養護が推進されており、両者をあわせて言う時は「家庭的養護の推進」と呼ばれる[厚生労働省、2012b]。

### 4) 家庭養護の対象児童数の現状

2018（平成 30）年 3 月末時点で、社会的養護の対象児童は約 4 万 5 千人であり、そのうち家庭養護に委託されている児童数は 6,858 人（里親委託、5,424 人、ファミリーホーム委託 1,434 人）である。乳児院・児童養護施設入所児童数と里親・ファミリーホーム委託児童数を合わせた総数のうち里親・ファミリーホーム委託児童数の割合を示す里親等委託率は約 19.7%と報告されている[厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課、2019]。

家庭養護（里親・ファミリーホーム）に委託される子どもの数は年々増加している。2007（平成 19）年度末から 2017（平成 29）年度末の 10 年間の変化を見ると家庭養護に委託され



る子どもの数は約1.9倍増加しているのに対して、児童養護施設に入所する子どもは2割減少し、乳児院に生活する子どもは1割減少している。しかし家庭養護以外の措置が決定される子どもは対象児童全体の約8割を占め、施設養護偏重の状況は依然続いているといえる。

(表49)。また、里親等委託率の自治体間格差も生じており、最大の新潟市では57.5%、最小の秋田県では9.6%と大きな格差が見られる。

表 49 里親委託児童数・委託率の変化

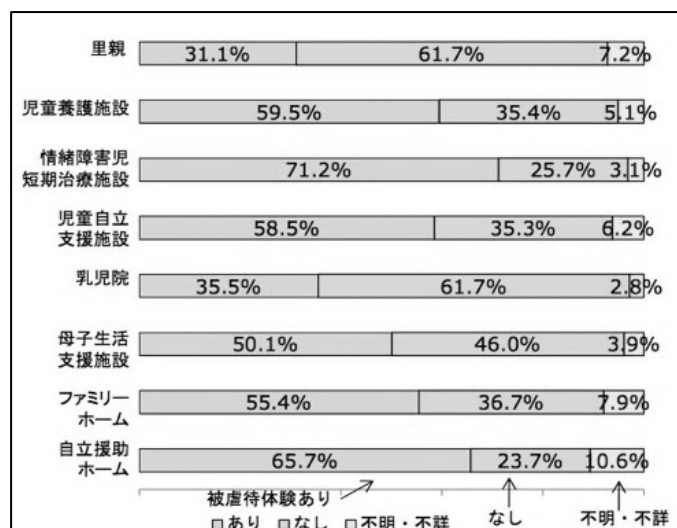
年度	児童養護施設		乳児院		里親等※		合計	
	入所児童数 (人)	割合 (%)	入所児童数 (人)	割合 (%)	委託児童数 (人)	割合 (%)	児童数 (人)	割合 (%)
2007年度末	29,823	81.8	2,996	8.2	3,633	10.0	36,452	100
2008年度末	29,818	81.3	2,995	8.2	3,870	10.5	36,683	100
2009年度末	29,548	80.8	2,968	8.1	4,055	11.1	36,571	100
2010年度末	29,114	79.9	2,963	8.1	4,373	12.0	36,450	100
2011年度末	28,803	78.6	2,890	7.9	4,966	13.5	36,659	100
2012年度末	28,233	77.2	2,924	8.0	5,407	14.8	36,564	100
2013年度末	27,465	76.2	2,948	8.2	5,629	15.6	36,042	100
2014年度末	27,041	75.5	2,876	8.0	5,903	16.5	35,820	100
2015年度末	26,587	74.5	2,882	8.0	6,234	17.5	35,703	100
2016年度末	26,449	73.9	2,801	7.8	6,546	18.3	35,796	100
2017年度末	25,282	72.6	2,706	7.8	6,858	19.7	34,846	100

※里親等とは里親とファミリーホームを含む。厚生労働省（2019）「社会的養育の推進に向けて」より引用

### 5) 社会的養護のもとで育つ子どもの虐待経験と障害の状況（表50）

社会的養護にいたる原因としては、実親からの虐待が最も多く、それにつぐのは父、母の精神疾患等である。家庭養護の場である里親に委託された児童の31.1%、ファミリーホームに委託された子どもの55.4%が虐待経験をもつと報告されている[厚生労働省子ども家庭局、2019]。

表 50 児童養護施設入所児童等調査結果



厚生労働省子ども家庭局（2019）「社会的養育の推進に向けて」より引用

また、社会的養護のもとで育つ子どものうち障害を有する子どもの割合も増加傾向にある（表 51）。児童養護施設入所児童等調査結果では、里親委託児の約 2 割、ファミリーホーム委託児の 4 割弱が障害を有しており、その割合は 2008（平成 20）年の同調査よりも増加している [厚生労働省、2015e]。

これらの調査からもうかがえるように、家庭養護に委託される子どものうち虐待経験や身に障害を有する子どもの割合が増加しており、専門的な養育ニーズが生じていることが推測される。そのニーズに応えるために、里親には障害や虐待に関する専門的な知識も必要となっているといえる。

表 51 社会的養護で育つ児童の障害の状況

	総数	障害等あり	障害等あり内訳（重複回答）									
			身体虚弱	肢体不自由	視聴覚障害	言語障害	知的障害	てんかん	ADHD	LD	広汎性発達障害	その他の障害等
里親委託児	4,534	933	76	27	35	33	359	46	149	35	200	224
	100.0%	20.6%	1.7%	0.6%	0.8%	0.7%	7.9%	1.0%	3.3%	0.8%	4.4%	4.9%
養護施設児	29,979	8,558	584	101	221	298	3,685	369	1,384	352	1,576	2,319
	100.0%	28.5%	1.9%	0.3%	0.7%	1.0%	12.3%	1.2%	4.6%	1.2%	5.3%	7.7%
情緒障害児	1,235	900	7	3	3	6	173	17	243	23	367	442
	100.0%	72.9%	0.6%	0.2%	0.2%	0.5%	14.0%	1.4%	19.7%	1.9%	29.7%	35.8%
自立施設児	1,670	780	16	2	4	2	225	12	255	36	246	230
	100.0%	46.7%	1.0%	0.1%	0.2%	0.1%	13.5%	0.7%	15.3%	2.2%	14.7%	13.8%
乳児院児	3,147	889	526	90	87	83	182	67	5	1	41	235
	100.0%	28.2%	16.7%	2.9%	2.8%	2.6%	5.8%	2.1%	0.2%	0.0%	1.3%	7.5%
母子施設児	6,006	1,056	116	20	24	65	268	38	123	65	225	364
	100.0%	17.6%	1.9%	0.3%	0.4%	1.1%	4.5%	0.6%	2.0%	1.1%	3.7%	6.1%
ファミリーホーム児	829	314	24	7	11	17	114	11	59	34	85	119
	100.0%	37.9%	2.9%	0.8%	1.3%	2.1%	13.8%	1.3%	7.1%	4.1%	10.3%	14.4%
援助ホーム児	376	139	8	-	1	-	37	3	24	5	24	69
	100.0%	37.0%	2.1%	-	0.3%	-	9.8%	0.8%	6.4%	1.3%	6.4%	18.4%

厚生労働省（2015e）「児童養護施設入所児童等調査結果」より引用

## 2. 子どもの権利としての代替的家庭養育

子どもの権利条約及び、「国連児童の代替的養護に関する指針」（2009（平成 21）年 12 月 18 日国連総会採択）に示されているように、社会的養護は子どもの権利であり、社会的養護が必要となった場合には、子どもの生活環境としての家庭環境が重視され、里親委託等の家庭養護を優先することが原則とされている。また、代替的養護に関する国連指針では、同指針が規定するすべての決定、イニシアチブ、アプローチは特に子どもの安心および安全保障を確保することを目的として行われるとされている。また、代替的養育をうけている子どもに関する決定は、安定した家庭環境の保障ならびに、養育者に対する安全かつ継続的な愛着心に対する、子どもの基本的欲求を満たすことの重要性を尊重してなされるべきである（パラ 12）とされている。このように、代替的養育のもとで育つ子どもに関する決定やアプローチは子どもの安心および安全保障を確保することを目的としていること、養育者に対して安心していただけることが子どもの基本的欲求であることを重視するものであることが示されている。同指針では、他にも養育上のガイドラインとして、子どもは、いかなる時も尊厳と敬意をもって扱われること、そしていかなる養育環境においても、養護提供者、他の子ども、第三者のいずれから加えられるかを問わず、虐待、ネグレクト、あらゆる形態の搾取から必要な保護を受けなければならないとされている。

## 3. 日本の里親制度の将来像と課題

日本の社会的養護の課題としては、すでに述べたように家庭養護の推進と、施設の小規模化などの推進が挙げられている。2011（平成 23）年に厚生労働省の児童養護施設等の社会的養護の課題に関する検討委員会がまとめた『社会的養護の課題と将来像』[厚生労働省、2011b]では、具体的な数値目標として、社会的養護で生活することになる子どもの数を 2030（令和 12）年までに里親・ファミリーホーム、本体施設、グループホームでそれぞれ 3 分の 1 ずつにすることがかけられた。

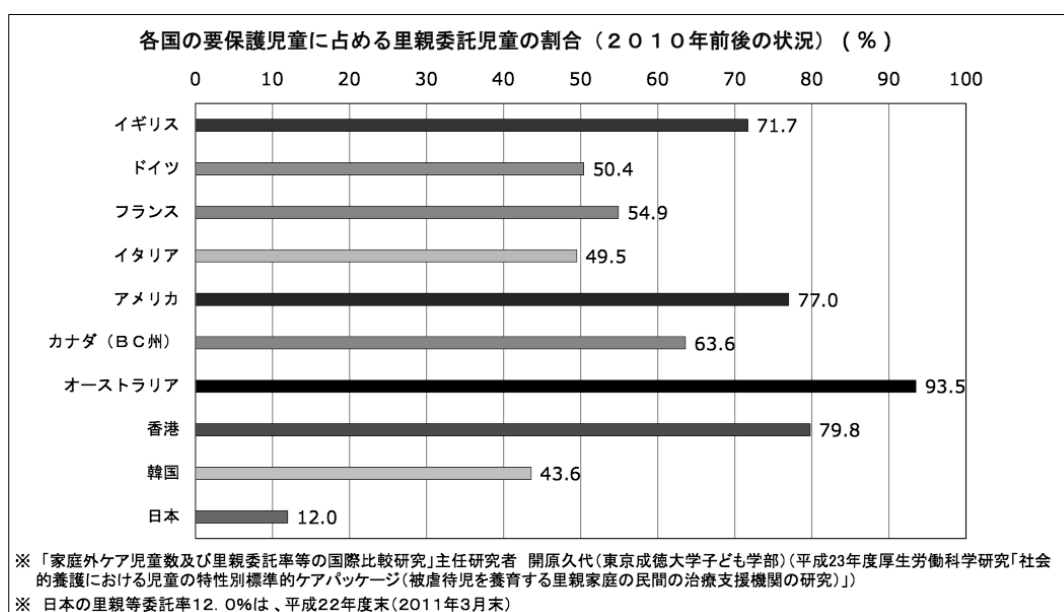
子どもの代替的養育において家庭養護が優先されるべきことが明記された 2016（平成 28）年の翌年 2017（平成 29）年 7 月に、厚生労働省により組織された、新たな社会的養育の在り方に関する検討会が『新しい社会的養育ビジョン』[厚生労働省新たな社会的養育の在り方に関する検討会、2017] を公表した。このビジョンは、2016（平成 28）年の児童福祉法の改正に基づき社会的養護の課題と将来像を全面的に見直したものである。代替的養育は家庭での養育を原則とし、高度に専門的な治療的ケアが一時的に必要な場合には、できる限り良好な家庭的環境を提供し、短期の入所を原則とすることなどが提言されている。また『新しい社会的養育ビジョン』の具体的な数値目標として、2018（平成 30）年 3 月現在 19.8%の里親委託率を、3 歳未満の子どもはおおむね 5 年以内に、それ以外の就学前の子どもはおおむね 7 年以内に里親委託率を 75%以上にすること、学童期以降の子どもはおおむね 10 年以内をめぐりに里親委託率を 75%以上にすることが示された。

このように家庭養護を優先する将来像は、開原（2011）によって指摘された日本の里親委

託率が欧米主要国と比較しても相当に低く施設養護への依存が高い状況（表 52）を変えていることとしている。また、2019（令和元）年国連子どもの権利委員会が示した、子どもの権利条約に関する日本の第4回・第5回統合定期報告書に対する総括所見パラ 29（b）においては、明確なスケジュールに沿った、新しい社会的養育ビジョンの迅速かつ効果的な執行、6歳未満の子どもをはじめとする子どもの速やかな脱施設化が勧告されている〔国連子どもの権利委員会、2019〕。

社会的養護において家庭養護が主流となるというこの将来ビジョンにそって、今後、子どもが委託される里親家庭の数は現在より急速に増加することが推測される。社会的養護において家庭養護優先の原則を実現するためには、里親数の確保という量的な問題の解決だけでは不十分である。里親家庭に委託された子どもに、子どもの権利を基盤とした安全な養育を提供できる里親としての質の確保および里親、里子を支援する仕組み作りも求められることになる。

表 52 各国の要保護児童に占める里親委託児童の割合



厚生労働省子ども家庭局（2019）「社会的養育の推進に向けて」より引用

## 第2節 代替的家庭養育と子どもへの暴力

### 1. 日本における社会的養護下の暴力・権利侵害

代替的養育のもとに育つ子どもへの権利侵害については、社会的偏見によって就職時に差別されているという報告〔高橋、2013〕や教育をうける権利が侵害されているという報告〔松原、2014〕がなされている。また、進路に関する問題については、全高卒者と比較して、大学進学率が約1/5であり、就職者が約4倍にのぼるといった報告がなされており〔厚生労働省、2017b〕、政府も児童虐待・DV対策等総合支援事業で対策に乗りだしたが、社会的養護が終了

した子どもたちの就職やアパートの賃借時に身元保証人の確保が困難であるという問題がある〔厚生労働省、2015f〕。さらに伊藤（2010）が行った、児童養護施設入所児童を対象とした施設生活に関するインタビュー調査では、子どもが不満に感じていることに、部屋の作りや同室者の人数の多さからいつも見られているといったプライバシーの侵害や年上の子どもから年下の子どもへの威嚇といった安全に暮らす権利の侵害が生じているといったことなどが多数明らかにされている。

また、2019（令和元）年7月には、東京都の一時保護所の外部評価を実施するために弁護士で構成された第三者委員が、その調査の中で、保護者からの虐待などの理由で児童相談所に保護された子どもたちが最初に生活する場所である一時保護所でも、ルールを守れない子どもに対して、壁に向かって食事をさせる、私語禁止、辞書を書き写させるなどの対処をしていることを明らかにしたうえで、子どもを管理するこれらのルールは「過剰な規制で人権侵害にあたる」と指摘している。

このような社会的養護のもとで行われている様々な権利侵害<sup>(1)</sup>の中でも、養育者が子どもたちへ加える虐待は、子どもの最善の利益が考慮されて処遇されるべき場で生じる特に深刻な権利侵害といえる。田嶋（2013）は、この問題を重要視し、要保護児童に対する社会的養護のなかで生起する暴力・虐待を「社会的養護内暴力・虐待」と呼ぶことを提案し、施設養護であれ家庭養護であれ、どのような養育形態においても暴力や虐待のリスクがあることを指摘している。

社会的養護内暴力・虐待の深刻な事例として、施設養護内で発生した福岡育児院事件（1995（平成7）年）、千葉恩寵園事件（1996（平成8）年）、家庭養護内でおきた帯広里子虐待事件（2009（平成21）年）、杉並区3歳女児死亡事件（2010（平成22）年）などが挙げられるほか、日本において社会的養護の措置をうけた子どもたちへの虐待は多数報告されている。

これらの事例にみられるような社会的養護内暴力・虐待を深刻な問題としてとらえ状況の改善をはかるために2009（平成21）年の児童福祉法改正により、被措置児童虐待について調査等を行うことが法定化された。しかし2009（平成21）年から2017（平成29）年の被措置児童等虐待調査報告を見ると、平均70件/年の被措置児童への虐待が発生しており社会的養護の現場における子どもへの虐待の問題は解決されていないことがわかる。

歴史的に見ても、江戸時代の漁村地域等における「貰い子」の慣習は搾取される労働者としての貰い子を調達する方策であったと指摘されている〔坂井、2009〕。また、大正時代の「お初殺し事件」（1922（大正11）年）、貰い子につく養育費を目当てに次々と子どもを殺した昭和初期の「岩の坂貰い子殺し事件」（1930（昭和5）年）等の貰い子殺人事件などの事例〔大塚、2004；川崎、2013〕からも、明治以降も日本において社会的養護のもとに育つ子どもたちへの虐待が行われていたことがうかがえる。前田（2004）は、これらの事件が直接のきっかけとなって1933年（昭和8）年に日本で最初の児童虐待防止法が成立したと述べている。

これらの報告から、社会的養護のもとに育つ子どもたちに対する権利侵害は、現代に特有の社会問題ではないことがわかる。そして成長の途上にあるため意思表示能力や行為能力が

不十分であり、自らの権利を自らの手で実現することが困難な子どもたちは、社会的養護のもとで虐待などによる権利侵害をうけやすい存在であることがうかがえる。

## 2. 海外における社会的養護下の暴力・権利侵害

海外の事例を見ても、社会的養護下に育つ英国の子どもたちの虐待等の訴え [Page, Clark, 1977]、独裁政権崩壊時のルーマニアにおける劣悪な環境の児童福祉施設についての報告 [上鹿渡、2012]、韓国では児童虐待は家庭内に次いで福祉施設で多く発生するという報告 [朴、2009]、アメリカにおける里親による虐待の報告や異人種のマッチング困難（黒人の里親委託が困難であった事例）の報告 [原田、2008；栗津、2006] など、社会的養護に育つ子どもたちへの虐待や権利侵害の事例は多数報告されている。

これらの報告から、社会的養護のもとに育つ子どもたちへの権利侵害は、国内外を問わず生じており、日本に限られた問題ではないことがわかる。同時に社会的養護の理念である子どもの権利擁護は国内外ともに十分なされていないともいえる。

### 第3節 里親家庭の現状と体罰問題－施設養護からの転換期に際して

#### 1. 里親制度における子どもへの虐待の影響

次に、社会的養護のもとで育つ子どもへの権利侵害の中でも、虐待が子どもの心身にあたえる影響について考察を深め、さらに虐待経験をもつ子どもへの治療的ケアを担いながら子どもを養育する里親家庭において体罰問題が生じるリスクについて述べる。

実親等から虐待をうけたために社会的養護のもとで生活することになった子どもにとって、守られる場である施設や里親家庭で重ねて虐待されることは、成長発達に重大な影響をおよぼす深刻な子どもの権利侵害である。これは、欧米では「二重犠牲者化 (revictimisation)」と呼ばれており、最も深刻な犯罪として扱われている [田嶋、2013]。この二重犠牲者化は、社会や大人に対する子どもの信頼感の形成を妨げ、破壊してしまう危険が高く、こうした信頼感の形成不全が人格の発達に重大な影響を与えることは多くの研究者が指摘している [西澤、2004；加藤、2013；松原、2014]。

脳科学的な立場から、虐待が脳に与える影響を探るために、友田 (2013) は、MRI による画像分析、容積測定技術 (voxel based morphometry)、フリーサーファ (大脳表面図) にもとづくニューロイメージング解析) を用いて、小児期に虐待歴をもつ被験者の脳の形態を測定し、①幼児期に虐待経験のある PTSD (外傷後ストレス障害) 患者の海馬のサイズの減少、②性的虐待をうけた経験のある被験者の視覚野の容積の減少、③暴言虐待をうけた経験のある被験者の失語症に関係する部位である聴覚野の拡散異方性の低下、④厳格体罰の経験を持つ被験者における、感情や理性をつかさどって実行機能や物事の認知に関係する前頭前野の容積の減少、⑤両親間の DV (Domestic violence) 曝露を経験した被験者の視覚野の容積の減少などを報告している。また、虐待された子どもは重い精神症状を患うことが多く、薬物乱用、うつ病、アルコール依存、自殺企図へと進展するリスクが高いため、可能な限り早期

に虐待から救出し、手厚い養育環境を整えることが子どもの心の発達に重要であると友田は指摘している。

他にも、虐待により子どもに生じる障害として、頭頸部を強くゆさぶられた結果、頭蓋内出血などをきたす乳児揺さぶられっ子症候群、愛情遮断性小人症のような非器質性発育障害（Non-Organic Failure to Thrive）などがある。

また、心理・精神的な影響として、反応性愛着障害、高機能広汎性発達障害、多動性行動障害、乖離や外傷後ストレス障害、複雑性PTSD、学習障害などが医療の見地から報告されており [杉山、2007a；西澤、2007；宮尾、2007]、被虐待を一つの発達障害症候群としてとらえ、被虐待を第4の発達障害ととらえるべきという提言もある [杉山、2007a]。

## 2. 虐待経験をもつ子どもの治療と家庭養護

これらの虐待をうけた子どもへの精神医学的治療には、①安全な環境の提供、②養育者との愛着形成、③子どもの生活支援、④精神療法が必要であると考えられている。

杉山（2007b）は、子ども－子ども間や、子ども－職員間において虐待的対人関係が容易に反復される施設養護でなく、安心できる場を確保するための里親養育の必要性を指摘し、治療としての愛着再形成の視点からも、慢性的な人手不足に陥っている大規模な児童養護施設ではなく、子どもの愛着対象が固定される家庭養護の有益性を指摘している。

また社会的養護における養育者の治療者としての役割に着目し、虐待経験を持つ子どもの治療は、代理養育者、すなわち里親や施設職員を「共同治療者」として、子どもの確実な愛着形成を促進することが重要であると主張する見解もみられる [青木、2007]。実際に里親の中には、治療的里親を自任して活動するものもいる [土井、2008]。

前述したように、近年、社会的養護のもとに育つ子どもたちは、過去に実親から虐待をはじめとする権利侵害をうけていることが多く、その治療、回復の場としての役割が家庭養護には求められる。虐待から生じた行動障害などに直面する里親には、治療的な養育のために、委託された子どもがうけた虐待の特性、心理・行動の理解とケアの技術も求められる。当然、こうした子どもを24時間365日休みなく家庭のなかで養育するとなると困難も生じ、最悪の場合、里親からの虐待をまねく危険性を指摘されている [庄司・篠島、2007]。

これらの指摘からもうかがえるように、児童福祉政策の転換により法的にも施設養護より家庭養護が優先されることとなり、今後短期間のうちに里親委託が増加することとなるが、里親家庭に委託される子どもが虐待経験を持つ場合が増加している現状において、里親は専門的な知識を求められ、さまざまな困難に直面する治療的ケアを実践しながら休みなく養育を行っており、そのストレスから子どもを虐待してしまうリスクを負っているという問題が生じているのである。

里親家庭で生活する子どもの二重犠牲者化の予防のためにも、関係機関や専門家による里親への十分な支援が求められているといえる。

## 第4節 代替的家庭環境のもとで育つ子どもの安全な養育への権利の保障

### 1. 代替的家庭環境における安全な養育への国際的要請

子どもの権利委員会は日本政府報告の定期審査総括所見の中で、代替的養育のもとで育つ子どもへの安全な養育環境の保障について勧告してきた。2019(平成31)年2月に行われた第4回・第5回統合定期報告書に関する総括所見では、代替的養護における子どもへの虐待について勧告されている。その内容は、「家庭環境をうばわれた子ども」に関して、「子どもの代替的養護に関する指針に対して締約国の注意を喚起しつつ、委員会は締約国に対して代替的養護の現場における子どもの虐待を防止し、(中略)里親養育、施設的环境への子どもの措置が独立した外部者により定期的に審査されることを確保すること、ならびに子どもの不当な取扱いの通報、監視および是正のためのアクセスしやすい安全な回路を用意する等の手段により、これらの環境におけるケアの質を監視すること」(パラ29(d))を勧告するというものである〔国連子どもの権利委員会、2019〕。

つまり、代替的家庭養育のもとで育つ子どもの安全な養育の実現のため被措置児童等に対する虐待を防止し、第三者評価のない里親家庭についても、独立した機関による定期的審査という形で、私的な空間ゆえに密室になりやすい里親家庭で育つ子どもの生活環境や里親の養育方法が適切なもので危険を含んでいないかを定期的に審査できる仕組みを作るように要請されているのである。そして子どもが不当な扱いをされた際にも通報などのアクセスがしやすい仕組みに関しては、養育者などによる被措置児童等虐待が生じた際に、子どもが安全に相談できる使いやすい仕組みを通して、代替的養育環境における安全な養育の質をモニタリングするように要請されているといえる。

これらの国連子どもの権利委員会からの日本政府への勧告は、代替的家庭養育のもとで育つ子どもの安全な養育への権利の実現にむけて、里親研修などによって被措置児童虐待の防止をはかり、第三者的視点による生活状況のモニタリング、そして子どもが悩みや虐待などについて安心して相談できる仕組みの整備により、虐待や不適切な養育行為のない安全な養育の質を確保しようとしているといえよう。

### 2. 代替的養育家庭における安全な養育にむけた養育法の開拓

#### 1) 代替的家庭環境における安全な養育の萌芽

代替的家庭環境における安全な養育の実現にむけて、多様な取組みがなされている。対象者により整理すると、当事者である里子(子ども)または里親等の養育者(おとな)を対象とした取組みと里親・里子の両者に働きかける取組みがある。また対象のレベルにより整理すると、個人レベルの取組みと社会レベルと取組みに整理できよう(表53)。ここでは安全な養育を保障するための里親を対象とした特徴的な活動や取組みについて論じていく。



表 53 代替的養育における安全な養育のための取組み

	対象	内容	実践
個人 レベル	里子	権利学習	CAP、子どもの権利ノートなど
		子どもの相談・支援	公民の相談機関、当事者支援活動など
	里親	適切な養育法の学習	ポジティブ・ディシプリンなど
			ペアレント・トレーニング、ペアレント・プログラム
		子どもの権利・養育についての学習	里親研修、子どもの権利ノートガイドブックなど
		里親の相談・支援	里親会、里親支援専門相談員制度
里親・子	権利学習	里親家庭版子どもの権利ノートなど	
社会 レベル	制度	相談・支援・救済制度	児童相談所、児童福祉審議会
		子どもへの暴力禁止の法整備	児童福祉法、児童虐待防止法など

## 2) 代替的養育家庭の養育者を対象とした安全な養育の実践

### (1) 子どもの権利を基盤とした養育法の開拓

前述したポジティブ・ディシプリンや多様なペアレント・トレーニング、ペアレント・プログラムも里親研修で取り上げられることが多い。また、代替的家庭の固有の事情に特化した、フォスタリングチェンジ<sup>(2)</sup>などのプログラムも開発されている。それらの養育プログラムが共通して重視しているのは、非暴力的であり、養育者と子どもとの対話を中心とした、子どもの意見と自主性を尊重した養育法であろう。つまり、子どもの権利条約を基盤とした養育法であり、それらは代替的家庭環境に固有の事情、例えばライフストーリーに対処したり虐待経験、愛着障害の問題などへ対応したりする必要はあるものの、一般家庭での安全な養育を保障するための養育法となら変わりはないのである。つまり、子どもの安全な養育の権利を保障するために求められる養育法は、子どもの権利を基盤とした養育法という点で、一般家庭においても代替的家庭においても同質であり、それゆえ、安全な養育への権利を保障する取組みは、一般家庭での取組みも、里親家庭での取組みも、いずれの家庭環境に育つ子どもに対してもその養育に活用できるのである。そのためには、養育者に対してパターン化された養育方法を紹介することよりも、子どもを権利の主体としてとらえ、子ども固有のニーズ（例えば意見表明への支援や情報提供による支援など）を理解した上で、意見表明権や参加の権利、自分に関することを知る権利などの子どもの権利を子どもが実現できるように寄り添い支援する姿勢が必要と考える。誤解を恐れずにいえば、どの子どもにも当てはまる一般的養育スキルというものは存在しない。したがって、養育スキルの開発にかまけるより、子どもの権利擁護の理念や安全な養育への権利の理念が普及し、養育者がその理念を理

解することにより、各養育者がそれぞれの子どもや家庭に応じた、子どもの権利を基盤とした多様かつ創造的な養育を実践していくことが重要である。そのような実践によってこそ、子どもの安全な養育への権利を実現することになると考える。

## (2) 里親研修における安全な養育の保障

里親に認定されるためには、都道府県が実施している里親研修の受講が義務づけられており、さらに認定・委託後も多様な里親研修を受講することになっている。筆者は自治体の里親研修において子どもの権利擁護についてのプログラムの講義を担当しているが、里親研修のプログラムの中で、受講者は子どもの権利擁護のみでなく、被措置児童虐待の防止や養育技術など様々な内容について学習する。ここでは厚生労働省が推奨している里親研修プログラム例〔厚生労働省、2018〕をもとに、子どもの安全な養育への権利の理念を見ていきたい(表 54)。

まず、里親制度の概要や、子どもの心身に関するケア論・養育論について学ぶが、認定前研修として子どもの権利擁護について学ぶことに着目すべきである。子どもを養育するために、まず子どもの権利を養育者が理解するということは、子どもを権利主体としてみる子ども観で養育に臨むことにつながり、その上でそれぞれの子どもに合わせて里親が子どもの権利を基盤とした養育を行うことにつながると考える。子どもの安全な養育への権利を実現するには、子どもを保護の対象としてみる子ども観ではなく、子どもを権利主体として捉える子ども観で養育に従事することが求められる。例えば、措置変更や家族再統合、進路などに関して子どもが意見を表明するのを里親が支援する際には、子どもを意思決定の主体として捉えるスタンスで子どもに寄り添い支援することが必要であろう。具体的な養育のノウハウを研修で伝えるよりも、児童福祉法の理念として位置づけられた子どもの権利条約に規定された子どもの権利や、その基本理念を里親研修で伝え、代替的家庭養育の担い手である里親における子どもの権利に対する意識を高めていくことが、子どもの安全な養育への権利を実現するのに必要な要因である。

表 54 厚生労働省の里親研修プログラム例

	目 的	期 間	内 容
(1) 基礎研修 ・ 養育里親を希望する者を対象とした基礎研修	①社会的養護における里親制度の意義と役割を理解する ②今日の要保護児童とその状況を理解する（虐待、障害、実親がいる等） ③里親にもとめられるものを共有する（グループ討議）	1日 + 実習1日程度	①里親制度の基礎Ⅰ ②保護を要する子どもの理解について（ex保護を要する子どもの現状、児童虐待問題） ③地域における子育て支援サービス（ex地域における子育て相談・各種支援サービス等） ④先輩里親の体験談・グループ討議（ex里親希望の動機、里親にもとめられるもの） ⑤実習（児童福祉施設の見学を主体にしたもの）
(2) 認定前研修 ・ 基礎研修を受講し、里親について概要を理解した上で、本研修を受講する ・ 本研修を修了、養育里親として認定される	社会的養護の担い手である里親として、子どもの養育を行うために必要な知識と子どもの状況に応じた養育技術を身につける	2日 + 実習2日程度	①里親制度の基礎Ⅱ（里親が行う養育に関する最低基準） ②里親養育の基本（マッチング、交流、受託、解除までの流れ、諸手続等） ③子どもの心（子どもの発達と委託後の適応） ④子どもの身体（乳幼児健診、予防接種、歯科、栄養） ⑤関係機関との連携（児童相談所、学校、医療機関） ⑥里親養育上の様々な課題 ⑦児童の権利擁護と事故防止 ⑧里親会活動 ⑨先輩里親の体験談・グループ討議 ⑩実習（児童福祉施設、里親）
(3) 更新研修 ・ 登録または更新後5年目の養育里親 ・ 登録有効期間内に受講し登録更新する	養育里親として児童の養育を継続するために必要となる知識、新しい情報等を得る。	1日程度  ※未委託の里親の場合は、施設実習（1日）が必要	①社会情勢、改正法など（ex 子どもをとりまく最新情勢、児童福祉法・児童虐待防止法改正等の制度改正） ②児童の発達と心理・行動上の理解など（ex子どもの心理や行動についての理解） ③養育上の課題に対応する研修（ex受講者のニーズに考慮した養育上の課題や対応上の留意点） ④意見交換（ex受講者が共通に抱えている悩みや課題についての意見交換）

厚生労働省（2018c）「社会的養護の課題と将来像の実現に向けて」より引用

### （3）里親支援専門相談員制度

里親支援専門相談員は 2012（平成 24）年に制度化された。里親支援専門相談員は、児童養護施設及び乳児院に地域の里親及びファミリーホームを支援する拠点としての機能をもたせ、里親委託の推進と里親支援の充実を図ることを目的として、児童相談所の里親担当職員、里親委託等推進員、里親会等と連携して、児童養護施設に入所中の子どもと週末・季節里親との交流や施設を退所した子どものアフターケアとして養育状況の確認を含めて里親支援などを行う者である。その業務内容は、里親家庭への家庭訪問、電話相談やレスパイトの調整、アフターケアとしての相談などである。

児童虐待へのリスク要因として、社会的に孤立した養育環境が挙げられており、養育者も安心して相談できる仕組みを求めている。社会的養護の養育者を支援する里親支援専門相談員の活動が、第三者評価が義務づけられていない里親制度において、子どもの養育状況のモニタリングだけでなく、里親の身近な相談相手となることで、養育者による子どもへの暴力を防止する上で効果をもたらす可能性がある。そのため、子どもの安全な養育への権利を保障するために、養育者が孤立した養育環境に陥ることを防ぎ、安心して養育に関する相談ができる環境の整備も必要であると考えられる。

## 3. 代替的養育環境における安全な養育への権利保障と子ども支援

代替的家庭養育環境における安全な養育の実現にむけた子ども支援として、子どもが養

育者による暴力問題を解決する主体となるために、民間団体が実施している子どもの権利学習の取組み、また社会的養護のもとで育つ子どもの居場所から相談・支援・救済に繋げる当事者支援活動の実践が挙げられる<sup>(3)</sup>。また、社会的養護のもとで育つ子どもたちが自分に関わる内容についての自己決定を行うのを支援するために第三者的な子どもの権利擁護機関や子どもアドボカシー制度の整備が始まっている。そこには、社会的養護のもとで育つ子どもにとどまらず、すべての子どもの安全な養育への権利の実現や安心して相談できる権利の実現への支援が見えてくる。そこから見える安全な養育への権利を構成する理念について考察したい。

## 1) 子どもへの暴力問題を解決する子どもの主体的な力を育くむ取組み

### (1) CAPの活動

CAPとは、Child Assault Prevention(子どもへの暴力の防止)の頭文字をとって団体名としたものである。CAPプログラムは、子どもがいじめ・虐待・体罰・誘拐・痴漢・性暴力など様々な暴力から自分の心とからだを守り、安心、安全に成長するための暴力防止を目的とした予防教育プログラムである。CAPのホームページによると、児童養護施設をはじめとする社会的養護の現場でもCAPのプログラムが提供されていて任意で里親も学んでおり、2006(平成18)年には「CAP児童養護施設プログラム」というガイドラインをつくり、組織をあげて子どもへの暴力防止に取り組んでいる[CAP、2018]。また、『被措置児童等虐待事例の分析に関する報告』でも、被措置児童等への虐待を予防するために子どもに対する具体的な対応策として、CAPのプログラムの内容が紹介されている[厚生労働省 社会保障審議会児童部会 社会的養護専門委員会、2016]。

CAPによる子どもワークショップは、発達、年齢、力関係、集中力、子どもの状況などを考慮して行われる。CAPによれば児童養護施設の子どものために「あなたは大切な人」というメッセージを届け、それをうけて子どもは、安心、自信、自由の権利があること、困った時には他者に相談できることを学び、さらにロールプレイを通じて子どもは虐待や性暴力を解決するための方法を学習する[CAP、2018]。このように、一人ひとりを尊重し、一人ひとりに注目しながらワークショップを行うため、少人数の参加者でワークショップ運営が行われているとCAPは説明している。

このような活動報告を見ると、子どもが安全な養育のもとで成長するために、暴力への認識力を高め、暴力問題の解決の主体として、具体的にどのような行動をするのかといったことを学ぶ権利学習が子どもに必要であることがわかる。安全な養育の実現のためには、子どもが暴力への感覚を鋭敏にすること、子どもが解決主体として意見表明できる権利など、自らの権利を知り、行使するための権利学習が必要であることが確認できる。

### (2) 社会的養護のもとで育つ子どもによる当事者支援活動

C V V (Children's Views & Voices) の発足は、カナダの PARC (ペイプ青少年自立支

援センター) を日本の児童養護施設で生活している高校生や大学生たちが訪問したことを契機としている。CVV のメンバーは、カナダで自分たちと同じくらいの年齢の子どもや若者らが、里親のあり方や自分たちの将来などについて、堂々と話す様子を見て大変驚き、エンパワーされて帰国し、日本初の児童養護施設で育つ当事者グループを作ったと CVV の経緯について説明している。その主な活動としては居場所としての「みんなの会」、当事者及び支援者、専門家が話し合いをもとに交流し相談・支援に繋げる「ユースの会」、講演等がある。安全な成長や安全な養育に関係が深いのは居場所及び当事者相談機能を有する「みんなの会」や「ユースの会」であると思われる。「みんなの会」は居場所として施設入所中の中高生を対象におこなわれている活動で、退所後の子どもたちを孤立させることなく、CVV を一つの居場所として、さまざまな人と出会い、相談ができる場所としている。「ユースの会」では、10代、20代の児童養護施設を退所した当事者を中心に、CVV のスタッフは数名のみが参加して、食事会や家庭訪問等を実施している。一人暮らしを始めて間もない人や、職場等での人間関係、親との関係、経済的な問題、賃貸等の生活上の問題などについて悩みを抱えていると思われる人たちを、毎回一人ずつ声かけして呼び、その他のメンバーは自由参加という形で、小規模な「ユースの会」が月に数回のペースで行われている。その会で具体的な悩みや近況等について雑談している中で、重要な問題が CVV メンバーやスタッフにより拾われ、解決に向けての支援につながることもある [森本、2014]。

社会的養護のもとで育つ子どもが、同様な環境で育っている子ども、または育った経験をもつ若者が集う居場所の中で、自身の悩み、または自らが悩みと自覚できない問題について同じ立場の者、または理解あるおとなに相談できる CVV の活動から、安全な養育の権利の保障には、子どもが暴力を受けた際、または子どもが暴力や権利侵害につながる恐れや不安を感じた時に、自身が安心できる居場所の中で相談できるということが不可欠と思われる。

## 2) 代替的養育環境のもとで育つ子どもの意見表明を保障するためのシステムの構築

### (1) 子どもの安全な養育への権利を実現するための意見表明権

社会的養護のもとで生活している子どもの安全な養育への権利を保障するには、自らの安全な成長を脅かす権利侵害が生じた際に、権利の救済を訴え、解決される仕組み作りが必要である。それだけではなく、社会的養護のもとで育つ子どもが自らに関係する措置の決定や家族再統合などに関して、自身の意思や希望が適切に聴取され、その際に表明した意見が子ども自身の最善の利益にかなった措置に反映されることで、安全な養育への権利が実現すると考える。具体例を挙げれば、親から虐待をうけて一時保護されている子どもについて、家族と再び生活するように措置する判断を下す際に、子どもの希望や意見が聴かれず、または聞かれたとしてもその希望や意見を尊重することなく児童福祉関係者だけの考えで家族再統合が決定されたならば、子どもの安全な養育への権利は保障されないであろう。子どもの意見を聞けば安全が確保されるとはいえないが、子どもの意見や希望が聴取され、その意見や希望を尊重した上で児童福祉関係者は子どもの最善の利益にそった判断を行うことが求めら

れると考える。

日本も1994（平成6）年に批准している子どもの権利条約の第3条では、児童に関するすべての措置をとるに当たって、児童の最善の利益が主として考慮されねばならないことが規定されている。また同条約の第12条では「締約国は、自己の見解をまとめる力のある子どもに対して、その子どもに影響を与えるすべての事柄について自由に自己の見解を表明する権利を保障する。その際の見解が、その年齢及び成熟に従い、正当に重視される。」（1項）、「この目的のため、子どもは、とくに、国内法の手続規則と一致する方法で、自己に影響を与えるいかなる司法的および行政的手続きにおいても、直接にまたは代理人もしくは適当な団体を通じて聴聞される機会を与えられる。」（2項）と規定されており、自身に影響を及ぼすすべての事柄について、意見を表明できること、また代理人や団体が子どもの意見を聴聞する場合でも、その意見が考慮されるべきであるとされている。

## （2）代替的養育環境における意見表明権を保障するための仕組み

2016（平成28）年3月10日厚生労働省社会保障審議会児童部会『新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会報告（提言）』において、「自分から声をあげられない子どもの権利が確かに保障されているかを監視するため、第三者性を有する機関の設置が求められ」ており、「当座、現存する都道府県児童福祉審議会を活用し、子どもの権利擁護」を図ることとされた。さらに「都道府県児童福祉審議会は、子どもや当該都道府県内の要保護児童対策地域協議会の関係機関などからの申入れを契機とし、職権で審議すべきケースを取り上げることができるものとする。審議の対象は、当該都道府県の機関の個別ケースに関する対応や措置、子ども福祉に関係する機関のあり方等を含み、個別ケースについて調査審議を行う際には、当該個別ケースに利害関係を有する者が調査審議に加わらないこととする」とされた。また、『新しい社会的養育ビジョン』[新たな社会的養育の在り方に関する検討会、2017]においては、子どもの権利の擁護のために、早急に都道府県児童福祉審議会が権利擁護の在り方を示して、3年を目途にその体制を全国的に整備し、概ね5年以内には社会的養護に係わるすべての機関の評価を行う専門的評価機構を創設するとともに、アドボケート制度の構築を行うとされた。

ここで提言された子どもアドボケート制度は、子どもの権利条約第12条で規定された意見表明権を根拠としている。おとなが子どもの意見を聴き、子ども自身が関係するおとなに子どもの意見を伝えることを支援し、必要な場合は子どもの意見を代弁し、子どもの意見が子どもの生活に関わる決定に影響を与えるように支援することが子どもアドボカシーであり、それを行うものが子どもアドボケートである。

2018（平成30）年8月には、社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会の下に、市町村・都道府県における子ども家庭相談支援体制の強化等に向けたワーキンググループが設置され、同ワーキンググループ取りまとめが、2018（平成30）年12月に公表された[厚生労働省社会保障審議会社会的養育専門委員会、2018]。そこでは、子どもの意見表明権を保障す

る仕組みの構築に関して、「児童虐待をうけた子どもや要保護児童が自ら意見を表明できる機会を確保するため、子ども自身が行政処分等に不服がある際に自ら都道府県児童福祉審議会等に申し出ることを可能とし、同審議会等が子どもの意見等を調査審議して児童相談所に意見具申を行う仕組みを構築し、全国展開を図る。国においては、2018（平成30）年度中にガイドラインの作成、2019（平成31）年度にモデル実施等を行い、全国展開に向けた取組みを行う」とされている。また、同ワーキンググループの取りまとめは、既存の児童福祉審議会を活用した子どもの意見表明権の保障以外に、「すべての子どもの意見表明権を保障するアドボケイト制度の構築を目指し、まずは、一時保護も含む代替養育における子どもの意見表明権を保障するためのアドボケイトの在り方について検討を行う場を設け、海外事例を含む先行事例等の把握を含め検討を行い、その結果を踏まえたモデル実施を行った上で、速やかに全国展開に向けた必要な取組みを進める」と述べて、新しい制度として子どもアドボケイト制度の構築について提言している。

ここで着目すべきは、子どもの意見表明権を保障するアドボケイト制度が、すべての子どもに必要であることが明記されたことであり、またその上で、特に意見表明権が保障されにくい代替的養育環境のもとで育つ子どもの意見表明権を保障するためのアドボケイト制度の構築を速やかに進めると提言されたことである。つまり、子どもの意見表明権を保障するアドボケイト制度は、すべての子どもの安全な成長に必要であると考えられていることがわかる。

そして2019（令和元）年6月に成立した、「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」（法律第46号）の附則第7条4において、「政府は、この法律の施行後二年を目途として、児童の保護及び支援に当たって、児童が意見を述べることができる機会の確保、当該機会における児童を支援する仕組みの構築、児童の権利を擁護する仕組みの構築、その他の児童の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されるための措置の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講じるものとする」と規定して、子どもの意見の尊重と子どもが意見を述べる機会における子ども支援を規定している。

このように、代替的養育環境のもとで育つ子どもが意見表明する機会を支援するために、都道府県児童福祉審議会の活用や子どもアドボケイト制度の構築が提言されている。また、子どもアドボケイト制度は、すべての子どもに必要であると明言されているように、子どもの安全な養育への権利には、子どもの意見表明権の保障という理念が不可欠であるといえる。

## 註

- (1) 社会的養護に育つ子どもへの権利侵害は、ヒューマンライツウォッチ（2014）「夢がもてない——日本における社会的養護下の子どもたち」に詳しい。
- (2) 里親のための子どもの問題行動への理解と対応のためのペアレント・トレーニングプログラムがフォスタリング・チェンジである。〔クレアパレットら、2011〕。

(3) 例えば、児童養護施設で暮らす高校生と施設を退所した大学生たちが作った任意団体である CVV (Children's Views & Voices) や、社会的養護の当事者参加推進団体である特定非営利法人日向ぼっこの活動などがある。

## 第5章 里親家庭における安全な養育への権利の保障

### 一里親家庭で生活する子ども向けの子どもの権利ノートと安全な養育への権利

第5章では、里親家庭で生活する子ども向けの子どもの権利ノートについてとりあげる。このノートは、子どもが権利について学ぶツールであるとともに子どもが養育者から被措置児童虐待や不適切な養育をうけたときに声をあげ相談・救済につなげるためのツールでもある。その内容と活用から安全な養育への権利の理念を見ていきたい。

#### 第1節 子どもの権利ノートの概要と課題

##### 1. 子どもの権利ノートとは

子どもの権利ノートは、児童養護施設にこれから入所する子ども、あるいはすでに入所した子どもに対して施設生活についての情報を提供し、さらに施設での生活において保障されるべき権利について知らせる小冊子である。その役割は、子どもに自分たちのもつ権利を知らせること、権利侵害が起きたときの不服申し立ての方法を教えることであり、子どもの権利擁護の一旦を担っているといわれている [井上、2002 ; 長瀬、2003 ; 長谷川、2010]。

日本において子どもの権利ノートが作成された経緯を見ると、子どもの権利ノートが作成された背景には、第一に国連子どもの権利条約批准による子どもの権利意識の高まり、第二にそれにとまなう体罰に対する認識の変化と体罰事件報道の増加、第三にカナダ・オンタリオ州における子どもの権利ノートの先駆的な取組みの紹介があると指摘されている [長谷川、2005]。また長瀬 (2005) は、全国に子どもの権利ノートの作成が広がりを見せたことは、自治体レベルで 1995 (平成 7) 年に大阪府がカナダ・オンタリオ州の子どもの権利・義務ハンドブックをもとにして子どもの権利ノートを全国に先駆けて作成したこと、1999 (平成 11) 年に厚生労働省が「懲戒に係る権限の乱用の禁止について」という通知 (児企第 9 号) において子どもの権利ノートの配布等を推奨したことの影響が大きいと指摘した。また、長瀬 (2005) は、子どもの権利ノートの作成の中心となった機関は児童相談所、児童養護施設団体、厚生労働省の三者であり、自治体がこれら三者のほかに学識経験者、弁護士、警察、教育委員会などを加えたと報告している。

その後、児童養護施設等の職員が入所中の子どもへ虐待を行うことが相次いで起きたことが問題視され、児童福祉法の一部を改正する法律 (2008 (平成 20) 年) により社会的養護のもとで育つ子どもへの権利侵害である被措置児童等虐待を防止するための枠組みが規定された。そして、厚生労働省は 2008 (平成 20) 年、都道府県、政令市、児童相談所設置市がこの枠組みを準拠するためのガイドラインとして、「被措置児童等虐待対応ガイドライン」 [厚



生労働省、2009a] を作成したのである。このガイドラインの中で被措置児童等虐待防止の取組みとして子どもの権利ノートの活用が推奨されている。被措置児童等虐待対応ガイドラインに記載された子どもの権利ノートを活用する取組みの例として、都道府県や児童相談所設置市に対して子どもの権利ノートの作成と配布を行うこと、子どもの権利ノートの活用により被措置児童が自らの発達に応じて自らの権利や社会的養護で生活するにあたり必要なルールについて理解できるよう学習をすすめることが挙げられている。また、子どもの権利ノートに相談先の電話番号を記載し、相談内容を記述して送ることができるハガキの添付等により、被措置児童が権利侵害をうけた場合や子どもの意見と児童養護施設等の職員の意見が異なる場合に、被措置児童が第三者に届出を行い子どもが意見を述べやすい仕組みを整備することや子どもの権利ノートについて広報するためにポスターを作成することが取組みの例として挙げられている [厚生労働省、2009a : 4]。

さらに、厚生労働省は、里親養育の養育指針となる里親委託ガイドライン [厚生労働省、2011a]でも、里親委託された子どもには、子どもの権利ノートを配布し、これからの里親家庭での生活が安全で安心できるものであること、子どもが自分の意見を述べることができ、おとなと一緒に考えることができることなどを知らせるとされている。また、子どもが権利侵害にあった場合の届出の仕組みとして、児童相談所やその他の相談機関の電話番号等を伝えることも記載されている。このように、子どもの権利ノートが果たすべき機能は大いに期待されているといえる。

## 2. 子どもの権利ノートに関する課題

### 1) 子どもの権利ノートの配布対象に関する課題

上述したように子どもの権利ノートが作成された経緯が被措置児童虐待の予防にあった点、作成の中心を担った機関が児童養護施設であった点、その内容が児童養護施設の子どもの向けであった点を見ると、日本では子どもの権利ノートは、子どもたちに自らが保有する権利について積極的に広報するために作成されたというより、児童養護施設で生活する子どもたちを対象に、児童養護施設での生活や子どもの権利について知らせ、虐待などの権利侵害をうけた際の救済方法を周知するために作成されたと推測される。したがって子どもの権利ノートは、里親家庭に生活する子どもを念頭において作られていないという点に課題が見出される<sup>(1)</sup>。

里親家庭で生活する子どもを対象にした子どもの権利ノートの作成が十分になされていないこの状況について、朝日新聞厚生文化事業団 (2008d) は調査を行い子どもの権利ノートは児童養護施設で生活する子どもを対象に作成されており、里親家庭向けに作成したものは、神奈川県、大阪府、沖縄県の3自治体のみであることを報告している。また、子どもの権利ノートの配布対象者を里親委託の子どもにまで拡大した自治体が少数ながらあるものの、まだまだ不十分であること、子どもの権利ノートは、社会的養護のもとで生活する子どもが暴力をうけた際に声をあげるためのツールであり、日本の社会的養護において家庭養護が推進

されつつある今日の状況を考慮すると、子どもの権利ノートの配布対象に里親委託される子どもも含まれるべきであり、現行の施設養護のもとで育つ子どもを想定した子どもの権利ノートのあり方には再検討や改善が求められることが指摘されている [長瀬、2016]。

朝日新聞厚生文化事業団は、里親家庭で生活する子ども向けの権利ノートが全国の自治体において十分作成されていない状況を問題視して、幼児・小学生向けの『してほしいあなたのこと 子どもの権利ノート（幼児・小学生用）』[朝日新聞厚生文化事業団、2008a] および中高生向けの『知ってほしいあなたのこと 子どもの権利ノート（中学生・高校生用）』[朝日新聞厚生文化事業団、2008b] と里親家庭の養育上の困難について子どもの権利擁護の視点で解説した受託里親用の『子どもの権利ノートガイドブック 子どもと里親養育の未来のために』[朝日新聞厚生文化事業団、2008c] を発行した。発行部数は、幼児・小学生用、中学生・高校生用、受託里親用の合計で3万部であった。

## 2) 里親家庭において子どもの権利ノートが活用されにくい現状

筆者が2015（平成27）年から2018（平成）年まで代表をつとめた早稲田大学里親研究会や第I部の5県21人の里親へのインタビュー調査において、里親経験者に子どもの権利ノートの認知状況を確認したところ、里親家庭において子どもの権利ノートを見たことがあると回答したものは2割にも満たなかった。また、実際に朝日新聞厚生文化事業団が発行した『知ってほしいあなたのこと 子どもの権利ノート（中学生・高校生用）』と東京都が社会的養護のもとで生活する子ども用に作成した子どもの権利ノートの双方を提示し感想を聞いた際には、複数の里親から、自身の養育のふりかえりや、子どもの権利が里親家庭での養育の際に基盤となることから『知ってほしいあなたのこと 子どもの権利ノート（中学生・高校生用）』の方が里親にも有益であり、児童養護施設ではなく里親家庭における生活場面を想定したその内容は、里親家庭に生活する子どもにも有益であると思われると語られた。これらの語りから、現在多くの自治体で作成されている児童養護施設で生活する子どもを対象に作成された子どもの権利ノートは内容的に、家庭養護下の生活が想定されていないため里親家庭で生活する子どもや里親には内容が不適切であり、里親家庭で生活する子ども向けの子どもの権利ノートを作成する必要があると考える。

また、元里子5名のインタビュー調査（第I部第2章）に際して、里親家庭で育つ子どもが権利侵害をうけた際の相談・救済や自身の里親家庭での生活を理解するにあたり子どもの権利ノートが役立ったかについて質問したが、子どもの権利ノートが有効に活用された事例は見られず、子どもの権利ノートをもらったけど捨てた、紛失したなどの語りを得られた。子どもの権利ノートは、配布されたが活用されにくいことがわかる。

## 3) 里親家庭で生活する子ども向けの子どもの権利ノートを作成する必要性

以上の内容を整理すると、里親家庭での養育は、私的な空間で行われるため施設養護とは生活様式、養育者の性質（職員の交代制など）が大きく異なり、第三者評価も義務つけられ

ていないという特徴がある。また、家庭は私的空間であるがゆえに、密室になりやすいという特徴がある里親養育には、そこに生活する子どもに固有の権利侵害の問題が生じる。それゆえに児童養護施設等で生活する子ども向けの子どもの権利ノートとは別に、里親家庭で生活する子ども向けの子どもの権利ノートが必要なのである。

しかし、前述のように、実際には里親家庭で生活していた当時、子どもの権利ノートを「全く使用しなかった」、「配られたが、もらったまま引出しに放り込んでいた」と語る元里子も多く、子どもの権利ノートが活用されていない可能性が高い<sup>(2)</sup>。また、自身も社会的養護の下で育った当事者でもあるベテラン里親は、次のように訴えている。「子どもの権利擁護のために、自らの家庭で養育する里子たちに子どもの権利ノートを読み活用することを推奨したいと思う。しかし、子どもの権利ノートを子どもが活用するためには、里親家庭で生活する子ども向けの子どもの権利ノートを作成し配布するだけではだめで、担当の児童福祉士により子どもが里親委託される際に、子どもの権利ノートの目的、活用方法や虐待をうけた際のSOSをだすための具体的な方法について子どもの権利ノートを用いて子どもに知らせないと、子どもの権利ノートは活用されない」。

社会的養護のもとで生活する子どもに、自らが有する子どもの権利を知らせ、被措置児童等虐待をうけた際に相談・救済を求めるためのツールとして子どもの権利ノートが活用されるためには、各自治体が子どもの権利ノートを作成して配布するだけでなく、子どもの権利ノートを子どもに手渡す際に、子どもの権利ノートの目的や使用方法およびそこに書かれている子どもの権利について丁寧にわかりやすく説明することも求められている。

## 第2節 里親家庭で生活する子ども向けの子どもの権利ノートの作成状況と内容に関する調査

### 1. 里親家庭で生活する子ども向けの子どもの権利ノートの作成状況 (表 55)

社会的養護において、家庭養護優先の政策が示され今後、急速に里親家庭等で生活する子どもの数が増加することから里親家庭で生活する子ども向け子どもの権利ノートを作成する必要性が指摘されているが、全国の里親家庭で生活する子ども向けの子どもの権利ノートに焦点を当てその作成状況や内容について明らかにした先行研究は認められない。

本研究では、2019（平成31）年3月時点での全国の自治体の里親家庭で生活する子ども向け子どもの権利ノートの作成状況を調査し、代替的家庭養育環境のもとで育つ子どもの安全な養育をどのように保障しようとしているのかを明らかにすることにした。

調査では、2018（平成30）年8月15日から8月18日にかけて、全国47都道府県および22の政令指定都市と児童相談所設置の中核市の中央児童相談所または児童相談所主管課に、児童養護施設等で生活する子ども用の子どもの権利ノートと里親家庭で生活する子ども用子どもの権利ノートとをわけて作成しているか否かについて電話でまず予備調査を行った。その結果23の自治体から里親家庭で生活する子ども向け子どもの権利ノートを作成しているとの回答を得た。

そして2019（平成31）年3月、予備調査で、里親家庭で生活する子ども向け子どもの権利ノートを児童養護施設等で生活する子ども対象の子どもの権利ノートとわけて作成していると回答した自治体の児童相談所または児童相談所主管課に本研究の目的などを記した調査依頼文書を送付し、その自治体で、2019（平成31）年3月末の時点で作成・配布している全種類の里親家庭で生活する子ども向け子どもの権利ノートの提供依頼を行った。そのうち21自治体から回答と資料提供があった。回答や送付されてきた子どもの権利ノートを確認すると、21自治体のうち3自治体は、里親家庭で生活する子ども向けの子どもの権利ノートと児童養護施設で育つ子ども向けの子どもの権利ノートをわけて作成してはいなかったため、確実に里親家庭で生活する子ども向けの子どもの権利ノートを作成していることが確認できたのは18自治体であった。そのうち、13自治体から実物の提供をうけた。その内訳について記すと、独自に里親家庭で生活する子ども向けの子どもの権利ノートを作成している13自治体のうち12自治体から17種類の権利ノートの提供をうけ、自治体独自の子どもの権利ノートではなく、朝日新聞厚生文化事業団が作成した『知ってほしいあなたのこと 子どもの権利ノート（中学生・高校生用）』と『知ってほしいあなたのこと 子どもの権利ノート（幼児・小学生用）』を配布している5自治体のうち1自治体から、この2種類の子どもの権利ノートの提供をうけた。

本調査では、提供された12自治体で独自に作成されている17種類の里親家庭で生活する子ども向け子どもの権利ノートおよび5自治体で配布されている朝日新聞厚生文化事業団が作成した『知ってほしいあなたのこと 子どもの権利ノート（中学生・高校生用）』と『知ってほしいあなたのこと 子どもの権利ノート（幼児・小学生用）』の2種類の子どもの権利ノートを分析対象とした。

里親家庭で生活する子ども向け子どもの権利ノートは、長瀬（2017）が2017（平成29）年6月に調査した際には11自治体で作成されていることが確認されたが、その後1年9ヶ月の間に新たに18自治体で作成したことがわかる。

## 2. 年齢や発達段階に応じた里親家庭で生活する子ども向けの子どもの権利ノートの作成

2019（平成31）年3月時点で18自治体が、児童養護施設で生活する子ども向けとは別に、里親家庭で生活する子ども向けの子どもの権利ノートを作成していることが明らかになった。そのうち4自治体（栃木県、神奈川県、横浜市、神戸市）は朝日新聞厚生文化事業団が2008（平成20）年に作成した『知ってほしいあなたのこと 子どもの権利ノート（中学生・高校生用）』と『知ってほしいあなたのこと 子どもの権利ノート（幼児・小学生用）』を活用しており、1自治体（大分県）は、過去に活用していたことが確認できた。

自治体が独自に作成している里親家庭で生活する子ども向けの子どもの権利ノートについては、子どもの年齢や発達段階に応じて複数の子どもの権利ノートが作成され場合も見られる。子どもの年齢などに応じて複数の子どもの権利ノートを作成している自治体は4つ（千葉県、大阪府、山口県、堺市）あり、このうち大阪府は最多の3種類の子どもの権利ノート

を作成している。

また、5つの自治体が活用し、里親家庭で生活する子ども向けの子どもの権利ノートを作成した多くの自治体が参考にした、『してほしいあなたのこと 子どもの権利ノート（幼児・小学生用）』[朝日新聞厚生文化事業団、2008a]と『してほしいあなたのこと 子どもの権利ノート（中学生・高校生用）』[朝日新聞厚生文化事業団、2008b]も子どもの年齢に応じて2種類作成されている。

このように複数の種類の里親家庭で生活する子ども向けの子どもの権利ノートを作成する理由は何であろうか。幼児・小学生を対象とした低年齢向けと中学生・高校生向けというように年齢により種類が分けられ、低年齢用は内容や表現が簡略化され、ひら仮名が多いなど幼い子どもでも理解しやすいように工夫されている。また、里親家庭で生活する子ども向けの子どもの権利ノートを提供する際に、ノートの活用方法について、知的障害がある子どもの場合などには、当の子どもが内容をより理解しやすい方を手渡しており、担当職員が各子どもに合わせてノートの種類を選択しているとの情報提供もあった。

これらのことから、里親家庭で生活する子ども向けの子どもの権利ノートが複数種類作成されているのは、里親家庭で生活する子どもの理解力の程度に合わせて、虐待などの権利侵害を受けた際の相談先や里親家庭での生活の仕方、子どもが有する子どもの権利について知らせようとする自治体の努力のあらわれであるといえる。

代替的家庭養育に育つ子どもの安全な養育への権利を保障するにあたっては、悩みや被措置児童等虐待を受けた際の相談方法を知ることや、現在だけでなく将来のことを含んだ情報を得ることが子どもの不安を少なくするために必要である。また措置に関して自らの意見を表明し、その決定に参加していくためにも、自分に関する情報へアクセスし、自分にできること、おとなにしてもらえることを知る権利が保障されることは不可欠である。その知る権利を保障するために、情報提供は子どもの理解力に応じた形でなされることが求められよう。配布対象者の年齢や理解度に応じて複数の種類の子どもの権利ノートを作成する理由は、まさに子どもの理解力に応じて、知る権利を保障するためであるといえるだろう。

表 55 里親家庭で生活する子ども向け子どもの権利ノートの作成状況

	都道府県	子どもの権利ノート名	種類	ページ数	発行年	担当部局
1	福島県	知っておこう わたしの権利 子どもの権利ノート 里親版	1	15	2012	児童家庭課児童養護担当
2	栃木県	朝日新聞厚生文化事業団作成の里親家庭向け子どもの権利ノート(2008)を使用				子ども政策課児童家庭支援・虐待対策担当
3	埼玉県	子どもの権利ノート～里親さんの家で生活することになったあなたへ～	1	16	2015	福祉部こども安全課
4	千葉県	里親さんの家で生活するあなたへ 子どもの権利ノート ①低学年用、②高学年用	2	①10 ②10	①2013 ②2010	児童家庭課虐待防止対策室
5	神奈川県	朝日新聞厚生文化事業団作成の里親家庭向け子どもの権利ノート(2008)を使用				中央児童相談所
6	新潟県	あなたへの大切なお知らせ	1	4	不明	児童家庭課
7	富山県	大切(たいせつ)なあなたへ 子どものけんり	1	30	2012	厚生部子ども支援課 子ども育成係
8	大阪府	①あたらしいおうちでくらす〇〇のノート 子どもの権利ノート(幼児・知的障害のある人用) ②子どもの権利ノート 新しい家で暮らす〇〇のために(小学生以上用) ③子どもの権利ノート 資料編 (子どもの権利条約の説明)	3	①、②は16 ③14	①2002 ②2013 ③2011	子ども室家庭支援課育成グループ
9	兵庫県	あなたのみらいをひらくノート	1	29	2014	健康福祉部少子高齢局 児童課
10	島根県	里親さんの家で暮らすってどんなこと? こどもの権利ノート ①小学生用、②中学生用+あなたへのお知らせ	2	①10 ②15	2015	島根県健康福祉部青少年家庭課
11	山口県	大切なあなたへ～子どもの権利ノート 里親版	1	24	不明	健康福祉部こども・子育て応援局こども家庭課
12	大分県	過去に朝日新聞厚生文化事業団作成の里親家庭向け子どもの権利ノート(2008)を過去に使用				大分県こども・女性相談支援センター
13	さいたま市	子ども権利ノート	1	18	2018	子ども未来局子ども家庭総合センター
14	千葉市	里親さんの家で過ごすあなたへ 子どもの権利ノート	1	10	2018	子ども未来局子ども未来部こども家庭支援課
15	横浜市	朝日新聞厚生文化事業団作成の里親家庭向け子どもの権利ノート(2008)を使用				子ども青少年局子ども家庭課
16	堺市	①にこにこノート あたらしいおうちでくらすあなたへ堺市子どもの権利ノート ②子どもの権利ノート 新しい家で暮らすあなたに	2	①16 ②15	不明	堺市子ども青少年局 子ども相談所家庭支援課
17	神戸市	朝日新聞厚生文化事業団作成の里親家庭向け子どもの権利ノート(2008)を使用				神戸市子ども家庭局
★	朝日新聞厚生文化事業団	①しってほしい、あなたのこと 子どもの権利ノート(幼児・小学生用) ②知ってほしい、あなたのこと 子どもの権利ノート(中学生・高校生用)	2	①18 ②19	2008	栃木県、神奈川県、横浜市、神戸市が使用 大分県は過去に使用

### 3. 里親家庭で生活する子ども向けの子どもの権利ノートの記述内容

里親家庭で生活する子ども向けの子どもの権利ノートに記載されている内容がどのようなものであり、子どもに何を知らせようとしているのかを探り、そこから見える安全な養育への理念を以下に論じていく。

子どもの権利ノートに記載されている内容について、12 自治体および朝日新聞厚生文化事業団の作成した合計 19 点の里親家庭で生活する子ども向けの子どもの権利ノートに記載

されている内容を概念化し、カテゴリー別に整理すると、「里親制度についての説明」、「里親家庭での生活やルールについての説明」、「子どもの権利ノートの目的についての説明」、「安全・安心な生活の保障と悩みや虐待をうけた際の相談先と相談方法の紹介」、「子どもの権利・人権についての説明」に分類できた（表 56）。このカテゴリーにそって、実際に自治体が作成した里親家庭で生活する子ども向けの子どもの権利ノートにおける記述を引用しながら代表的な内容について説明していく。

表 56 里親家庭で生活する子ども向けの子どもの権利ノートに記述されている内容

カテゴリー	子どもの権利ノートに記述されている内容
里親制度についての説明	社会的養護の概要についての説明 里親家庭で生活する理由の説明 児童相談所、児童福祉士、里親支援専門員などの説明 里親制度に生活している子どもについて 里親家庭からの措置変更について 措置解除後にも里親などから自立を支援されることについて 進路・将来について自分で決定できる説明
里親家庭での生活やルールについての説明	里親家庭で生活する期間について みんなが安心して生活できるようにルールがあること 私物の管理について 学校や部活動、塾にいけることについて 子どもの日常使用する名前、里親の呼称について 家族に会いたい、連絡したい、様子をしりたい時の方法の説明 他の里子や里親の実子がいることもある 他の里子と交流できる機会がある 生活のルールに意見があれば里親や児童相談所の職員に相談して、一緒に生活のルールをつくっていく
子どもの権利ノートの目的について	権利ノートには、おとなからしてもらえなこと子どもができることが書いてある 子どもが自分の権利を使うために、権利ノートは作られている
安全・安心な生活の保障と虐待等を受けたときの相談先と相談方法の紹介	子どもは、暴力の禁止、暴力からの保護の権利があることの説明 虐待の定義について 安心して周囲に相談してほしいことのよびかけ あなたのまわりの大人は味方であるメッセージ
子どもの権利・人権についての説明	子どもの権利条約の概要の説明 人権の説明 子どもの秘密、プライバシーが守られる権利 宗教や思想の自由 差別の禁止 趣味や余暇を楽しむ権利 健康にいきる権利の説明 意見表明の尊重の説明 教育をうける権利の説明 知る権利、情報へアクセスする権利 参加の権利

### 1) 里親制度についての説明

里親制度についての記述は、里親とはどういう存在か（権利ノート記述1）、なぜ子どもが家族と離れて里親家庭で生活するようになったのかの理由について、子どもが悪いわけではないことや実の家族との関係が断たれるわけではなく、子どもが安全に健やかに成長するための最善の生活環境をみんなで考えて実の家族よりも里親家庭での生活が成長のために望ましいと判断されたことによることが説明されている（権利ノート記述2）。また、里親家庭で生活する子どもが全国にいることも説明されている

#### 権利ノート記述1

「いろんな理由で家族と離れて生活することになったあなたには、家族として育ててくれる人が必要です。里親さんは、あなたの家族として、あなたと一緒に生活します。

あなたの食事に気を配ったり（中略）あなたの相談にもものってきます。里親さんはあなたに幸せになってほしいと思っています。ですからあなたのことを喜んだり、心配したり、悲しんだり、注意したりします。里親さんは、あなたにとってこれからの新しい家族なのです。」

埼玉県子どもの権利ノート [埼玉県、2015 : 3]

#### 権利ノート記述2

「里親家庭で生活するのは、あなたのせいでもあなたが悪いわけでもない。今のあなたの幸せに一番良い方法だとみんなで考えたからです。」

埼玉県子どもの権利ノート [埼玉県、2015 : 4]

また、子どもの権利ノートは、里親家庭に委託された初期に子どもに手渡されることが多いが、現在の状況の説明だけにとどまらず、家庭復帰や里親委託の措置解除後も自立支援や相談支援をうけられること、進路など将来について自己決定できること、進路決定、進学の際には、里親や児童相談所職員などにも一緒に考えてもらえることなども説明されている（権利ノート記述3）。

#### 権利ノート記述3

「あなたの家族の問題が解決したら、自分の家に帰ることや自立することを考えることになります。この時期にはあなたの意見を尊重し、家族や学校の意見も聞きながら、里親、児相職員と一緒に考えます。措置解除後も、困りごとは児相職員が相談にのります。あなたが自分の力で生活していけるように見守り、助けますので安心してください。」

島根県子どもの権利ノート 中学生・高校生用 [島根県、2015b : 8]



また、一部の自治体では、自分と同様に里親家庭で生活する子どもたちと里親会の中で交流できることなども説明されている。

これらの記述は、家族から引き離されることになった子どもへ、社会的養護や里親制度とはどのようなものなのかを示し、安全で健やかな成長の保障のために里親家庭に委託されたことを説明することによって子どもが自らの置かれた状況を知る権利を保障するための記述である。子どもが自らの状況を知ることで措置や進路に関する意見を表明していくために必要な内容を含んでいる。これらの記述を通して子どもは社会的養護の現状を理解し不安が軽減されると考える。

## 2) 里親家庭での生活やルールについての説明

子どもの権利ノートでは、実際の里親家庭での生活やルールについて説明されている。その内容は、里親家庭で生活する期間に関すること（権利ノート記述4）、里親家庭には家族みんなが気持ちよく安全に生活するためのルールがあること（権利ノート記述5）、里親の呼び方や子ども自身が使用する苗字に関すること、私物を実親家庭から里親家庭に持っていけるかなどの私物の管理に関すること（権利ノート記述6）、学校や塾、習い事に関することについての説明など里親家庭での生活の手引きというようなものが多く、子どもの権利ノートが里親家庭で生活するためのガイドブック的な役割をもっていることがうかがえる。

### 権利ノート記述4

「里親さんの家で生活する期間については一人ひとり違います。あなたが里親さんの家に来た時の事情の変化があった場合などにはあなたの気持ちを大切に、あなたと一緒に決めていきます。里親、児相職員、里親支援専門員などに相談してください。」

山口県子どもの権利ノート [山口県、作成年不明：17]

### 権利ノート記述5

「里親さんの家にもみんなが楽しく、安心して暮らすために決まり・ルールがあります。おかしな決まりだと思ったら、その気持ちを里親や話したい人に話していいんだよ。」

里親さんの生活は、里親のいう通りでもなく、あなたの希望通りでもありません。あなたの気持ちを話すこと、里親さんの気持ちを聞くことを大切に一緒に生活しましょう。」

千葉県子どもの権利ノート 高学年用 [千葉県、2013：6]

### 権利ノート記述 6

「あなたが家で使っていたもの、大切なものは里親さんの家に持っていくことができます。ペットや大きなもの、高価なものは持っていけない。持っていくものは児相職員や里親さんと相談してください。」

島根県子どもの権利ノート 中学生・高校生用 [島根県、2015b:3]

「たいせつなクマさんはちゃんと持っていけるよ。もっていきたいものがあつたらおじさん おばさんに聞いてみようね。」

大阪府子どもの権利ノート 幼児・知的障害のある人用 [大阪府、2002:11]

また、実親をはじめ自分の実の家族と連絡をとりたくなったり、家族の近況などを知りたい時、あるいは自分の生い立ちを知りたい時にはどうすれば良いか（権利ノート記述 7）など、自分に関する情報について知ることは悪いことではないことが述べられていて、そうした情報を知るために誰に相談すれば良いかについても説明されている。

### 権利ノート記述 7

「あなたの父、母が、どうして一緒に生活できないか、今どうしているか知りたくなることがあると思います、これは大切なことです。これは遠慮せず、里親さんに聞いてください。もっと詳しく知りたいときは児童相談所に聞いてみてください。あなたの立場になって答えられるでしょう。」

福島県子どもの権利ノート [福島県、2012:5]

また、里親家庭での生活について説明するにあたっては、里親制度や里親家庭での生活についてわからないことがある場合やおかしいと思うルールなどについて質問したい場合は、里親、児童相談所職員などに相談してみようという呼びかけの記述が多く見られる。これは、里親家庭での生活の手引きというにとどまらず、意見表明や相談できる権利についても説明している記述であると思われる。

### 3) 子どもの権利ノートの目的についての説明

里親家庭で生活する子ども向けの子どもの権利ノートがどのような目的をもっているのかについても、多くの自治体で説明がなされている。その内容を見ると子どもの権利ノートの目的について大きく二点が書かれている。一つは、子どもが里親家庭で安心して生活をはじめられるようにするための、里親に関することやこれからの生活に関することなどについて

の説明である（権利ノート記述 8）。子どもの権利ノートには、子どもが安心して元気に生活していくために自分でできることやおとなが子どものためにすることについて書かれているという記述もなされていることから、子どもの権利ノートは里親家庭での生活の手引きという目的があることを子どもに知らせているといえる。

#### 権利ノート記述 8

「このノートには、あなたが里親さんの家で安心して生活がはじめられるように、里親のことやこれからの生活のことなどが書かれている。」

さいたま市子どもの権利ノート [さいたま市、2018 : 14]

二点目は、子どもは権利や生きる力を持っており、その権利が守られ、そして権利を安心して行使しながら生活していけるようにするために、子どもの権利ノートが作成されたという説明である（権利ノート記述 9）。朝日新聞厚生文化事業団が作成した『してほしいあなたのこと—子どもの権利ノート（幼児・小学生用）』[朝日新聞厚生文化事業団、2008a]と『してほしいあなたのこと—子どもの権利ノート（中学生・高校生用）』[朝日新聞厚生文化事業団、2008b]を参考にした記述が多く、そこには、子どもが自らの権利を理解するだけでなく、その子どもの権利を行使して生活していけることを知らせようとしていることがうかがえる。

#### 権利ノート記述 9

「この本には、子どもの権利について、大人からしてもらえることや子どもが自分でできることについて書いてあるから新しい家で生活する時によく読んで欲しいんだ。」

堺市子どもの権利ノート 中学生・高校生用 [堺市、作成年不明 : 2]

#### 4) 安全・安心な生活の保障と虐待等をうけた際の相談先や相談方法の紹介

12 自治体と朝日新聞厚生文化事業団が作成した 19 点の里親家庭で生活する子ども向けの子どもの権利ノートすべてに記載されている内容である。

里親家庭で生活する子どもに里親家庭で安心して安全に自分らしい生活ができることが説明され、里親から生活の中で指導や注意をされることはあるが、心身を傷つけられる行為をされることは絶対に許されないことが説明されている（権利ノート記述 10）。

### 権利ノート記述 10

「あなたが約束を守らなかったり、危ないことやいけないことをした時は注意されたり、叱られることがあります。しかしその時に里親さんが暴力を振るうこと、性的なこと、差別したりすることも決してありません。」

島根県子どもの権利ノート 中学生・高校生用 [島根県、2015b:5]

「あなたには、いろんな権利がありますが、暴力や体罰はあってはならないことです。自分の権利が守られないと思ったら勇気を持って周囲に相談し、一緒に解決方法を見つけましょう。」

島根県子どもの権利ノート 中学生・高校生用 [島根県、2015b:9]

そのうえで、身体的暴力、性的虐待、心理的虐待を例示し、一緒に生活するものから、そのような行為をされたら里親、児童相談所職員、教師、児童福祉主幹課に連絡するようにと指示している記述が多くみられる（権利ノート記述 11）。その際の連絡先としては、上記以外にも子どもスマイルネット、チャイルドライン<sup>(3)</sup>、子どもの人権 110 番<sup>(4)</sup>、児童相談所全国共通相談ダイヤル「189」なども見られる。朝日新聞厚生文化事業団作成の『しってほしい、あなたのこと 子どもの権利ノート（幼児・小学生用）』[朝日新聞厚生文化事業団、2008a]と『知ってほしい、あなたのこと 子どもの権利ノート（中学生・高校生用）』[朝日新聞厚生文化事業団、2008b]は、身体的暴力、性的虐待、心理的虐待などの行為をうけた際には、子どもが連絡をとりたい人、話したい人にまず相談することをすすめている。

### 権利ノート記述 11

「もし怖いめや、暴力、プライベートゾーンを触られたら、助けてと勇気を出して言うこと、逃げてもいいです。そしてあなたの信頼できる大人に相談するか、児相職員に連絡してください。児相の職員が全力であなたを守ります。」

島根県子どもの権利ノート中学生・高校生用 [島根県、b:5]

「叩かれたり、蹴られたり、殴られたりする、暴力を振るわれたり、胸やお尻や性器を触られたりする、性的な行為をされる、させられる、ご飯を食べさせてもらえない、ずっとほったらかしにされる、心が傷つくことを言われる、理由もなく無視されたり、差別されたりする などがあったら教えてください。そのようなことは電話やハガキで相談できます。」

千葉県子どもの権利ノート あなたへの大切なお知らせ [千葉県、2018]

また、相談方法が詳細に説明されていることも特徴的で、子どもの権利ノートに添付されたハガキを切手を貼らずにポストに入れるだけで児童相談所等へ連絡できることや、「あなたへの大切なお知らせ」というハガキの使用方法、児童相談所の住所のひらがな表示、電話番号、担当職員の記入欄や利用可能時間が示されており、大阪府が作成した子どもの権利ノートでは、電話での話し方まで詳細に例示されているなど、里親家庭で生活する低年齢の子どもでも相談できるような工夫が見られる（権利ノート記述 12）。

#### 権利ノート記述 12

「権利が守られない時、一人で悩まないで困ったことはどんなことでも良いので、まずは身近な人に相談してみましょう。知っている人に相談しにくいときは児相の職員や里親支援専門員に相談してみよう。必ず相談に乗ってくれます。 山口県の全児童相談所の住所、電話番号と全国共通ダイヤル「189」を、また児相から配布した封筒に相談したい内容を2枚以内を書いて送れます。切手は必要ありません。」

山口県子どもの権利ノート [山口県、作成年不明：23]

「(虐待の定義を紹介) どんなことがあっても他のこども、施設職員、里親があなたにこんなことをしてはいけない。こんなことがあったら相談しましょう。」

相談先の児童相談所の電話番号、相談できる時間の紹介、苦情受付担当者、第三者委員の名前、堺こども相談フリーダイヤルの番号と、電話での具体的な相談の文言の説明、ハガキでの相談方法が示されている。

堺市子どもの権利ノート 子どもたちへの大切なお知らせ [堺市、作成年不明]

これら被措置児童虐待をうけた際の相談方法についての充実した記述を見ると、国内の子どもの権利ノートの作成の経緯について論じた際に触れたように、里親家庭で生活する子ども向けの子どもの権利ノートも、施設養護で生活する子ども向けの子どもの権利ノートと同様に、被措置児童等虐待の防止を主要な目的にしていることがわかる。

また、各自治体が、子どもの権利ノートの中で相談先や相談方法を詳細に紹介するにとどまらず、「児童相談所の職員が全力で守るから相談してほしい」（島根県）、「相談することであなたが困ることがないから、安心して相談してほしい」（富山県）と呼びかけるなど、里親家庭で育つ子どもの安全な養育の保障のために、子どもが安心して相談できる権利の保障を重要視していることがうかがえる。

#### 5) 子どもの権利や人権についての説明

里親家庭で生活するにあたって、すぐに役立つとはいえないかもしれないが、里親家庭で

生活する子ども向けの子どもの権利ノートには、国連子どもの権利条約に規定された子どもが有する権利について個々に説明されている。紹介されている子どもの権利は、秘密・プライバシーが守られる権利、意見表明の権利、宗教や思想の自由の権利、差別されない権利、趣味や余暇を楽しむ権利、健康に生きる権利、学習をうける権利、知る権利、情報へアクセスする権利、参加の権利などにわたっている。特に秘密やプライバシーが守られる権利については、里親からカバンや机の引き出しを勝手にのぞかれることはないといった実例とともに9自治体の子どもの権利ノートで説明されており、他の子どもの権利よりも詳しく記述されている（権利ノート記述13）。

### 権利ノート記述 13

「あなたの秘密は守られます。あなたや家族のことで人に知られたくないことは、どんなことがあっても守られます。あなたのプライバシーは守られます。電話やメール、机の中など人に知られたくないあなたのプライバシーは守られます。」

山口県子どもの権利ノート [山口県、作成年不明：9]

「秘密は守られるの？ 里親家庭で過ごすことになっても人に知られたくないことなどあるでしょう。自分が大切にしている日記や手紙などは里親さんであっても誰にでも無断で見られることなく秘密は守られています。里親さんや周りの人たちは、あなたが秘密にしておきたいことは守ってくれます。」

埼玉県子どもの権利ノート [埼玉県、2015：9]

また自治体により里親家庭で生活する子どもに特に知らせたい子どもの権利が異なるということもあって、自治体ごとに子どもの権利ノートに記載されている子どもの権利に違いもみられる中で、大阪府が子どもの権利ノート資料版として子どもの権利条約について全般的に説明した冊子を作成して、子どもたちに渡しているのは興味深い。

子どもの権利条約で規定された子どもの権利の紹介は、子どもの権利ノートが被措置児童等虐待をうけた際の相談救済のためのツールであるということにとどまらず、社会的養護のもとで生活する子どもたちに自らの有する権利を知らせるという目的を持つことを考えれば、生活の中で権利侵害をうけやすい特定の子どもの権利についてのみ説明するのではなく、やはり子どもの権利条約で規定されている子どもの権利について総合的に説明することが必要と思われる。少なくとも、子どもの権利条約の一般的原則である、差別の禁止（第2条）についての認識は、社会的養護のもとで生活することで不利益や差別を被らないことを知るために必要であり、自らがうけた措置の適切さを判断したり、進路選択や家族再統合などにおいて自分の意見や希望を述べて自己決定していく上で子どもの最善の利益の考慮（第3条）や

意見表明の尊重（第 12 条）の理解は不可欠である。何より、生命への権利・生存発達の確保（第 6 条）についての認識は、子どもが里親家庭で適切な養育をうけて安心して健やかに成長していくことは子どもの権利なのだとすることを理解するために必要であろう。

本調査では、社会的養護をうけることが子どもの権利であること、社会的養護が必要となった場合でも、施設養護より家庭養護が優先されることについて規定されている子どもの権利条約 20 条についての説明がなされている自治体作成の子どもの権利ノートは認められなかった。里親委託などの代替的家庭養育は慈善事業ではなく、自らが有する子どもの権利に基づいた社会的養育であることを里親家庭で生活する子どもたちに知らせることは今後の課題であると思われる。

#### 4. 子どもの権利ノートが子どもに知らせようとしている内容から見る安全な養育への権利の理念

里親家庭で生活する子ども向けの子どもの権利ノートは、どのような内容を特に重視して子どもたちに知らせようとしているのであろうか。特に記述が多かった内容を整理すると子どもの権利ノートを通して子どもに知らせようとしていることが見えてくる（表 57）。

最も多いのが悩み、虐待等をうけた際の相談先、相談方法の紹介であり、12 自治体と朝日新聞厚生文化事業団作成の子どもの権利ノートを合わせた 19 点すべての子どもの権利ノートに記載されている。次は、暴力の禁止・暴力からの保護についての内容で、11 自治体と朝日新聞厚生文化事業団作成の子どもの権利ノートを合わせた 15 点の子どもの権利ノートに記載されている。また、安全・安心な生活の保障についての内容が 9 自治体 9 点の子どもの権利ノートに記載されている。これらのことから、里親家庭で生活する子ども向けの子どもの権利ノートでは、里親家庭で生活する子どもたちの安全な養育を保障するために、被措置児童等虐待や悩みなどについて安心して相談できることを知らせようとしていることがわかる。安全な養育への権利の実現には、安心して相談できる権利の保障が不可欠であるためである。

次に多くの記述がみられるのは、里親制度についての説明と里親家庭での生活やルールについての説明である。里親制度についての説明は 11 自治体の子どもの権利ノートと朝日新聞厚生文化事業団が作成した子どもの権利ノートのあわせて 13 点の子どもの権利ノートに記載されている。子どもが利用することになる里親制度とは何かということ、子どもの成長する最善の環境を関係者がみんなで考え里親家庭で生活することになったこと、里親家庭で生活する期間や将来の進路や措置終了後の生活について周囲に相談しながら権利主体として自己決定していくことを子どもの権利ノートを通して知らせている。そのことで、子どもが今おかれている社会的養護が必要であることを理解し、将来の見通しをたてることできる。このように、少しでも子どもの不安をとりのぞき安心して生活できるように支援することが重要であると考え。社会的養護をうけることも子どもの権利条約で規定された子どもの権利

であるが、その仕組みを利用して生活する子どもが、権利主体として社会的養護のもとで育つこととなった自らの状況や里親制度のもとで自らができることおよび、おとなにしてもらえることを知る権利を保障することに子どもの権利ノートは寄与しているともいえる。また、里親家庭でのルールや生活についての説明は、10自治体の子どもの権利ノートと朝日新聞厚生文化事業団が作成した子どもの権利ノートのあわせて13点の子どもの権利ノートに記載されている。みんなが安心して楽しく生活するために里親家庭ではルールがあること、実の家族に会いたい、連絡したい、実の家族の様子を知りたい際にはどうすればいいのかや里親家庭で生活する子どもが日常で使用する名前や里親の呼称に関すること、カバンや机を勝手にのぞかれることはないなど秘密やプライバシーが守られることなど里親家庭での生活について具体的に記されている。これらから、里親家庭で生活する子ども向けの子どもの権利ノートが里親家庭での生活の手引であることを読み取ることができる。今までと異なる代替的家庭環境で生活する子どもに生活方法を具体的に示すことで、不安をとりのぞき安心できる生活を保障しようとしていると考える。このこともまた、自らの生活する環境を知る権利の保障につながるといえるのではないだろうか。里親家庭での生活について、家族に会いたい、連絡したい際にはどうすればいいのかについての説明は10自治体の子どもの権利ノートと朝日新聞厚生文化事業団が作成した子どもの権利ノートのあわせて13点の子どもの権利ノートに記載されており特に重視されている内容といえる。これは、里親家庭で生活することで実家族との関係が絶たれるわけでないことを説明することで、子どもに安心感をあたえ里親家庭で心配なくすごせるようにするためであろう。生活環境が変化しても、実の家族とひきはなされない権利と、実の家族の状況などを知る権利が保障されるといってもよいだろう。

このように、里親家庭での生活についての説明がされる中で特徴的なのは、生活のルールなどについて疑問に思うことや希望、質問がある場合、「里親さんや児童相談所職員に聞いてください、一緒に考えてくれます」というような文言が多くみられることである。これは、社会的養護という新しい環境で生活をはじめ子ども達に、現在の状況や将来のこと、そして具体的な生活の仕方について説明し不安をとりのぞき、安心して生活できるようにすることを目的としている子どもの権利ノートに記述されていることについて、わからないことや意見がある場合は周囲に相談してもよいということを子どもに強調して知らせようとしているのである。このことから、子どもの権利ノートは、知る権利の保障のみでなく、意見表明権の保障も考えて作られているといえる。安心して里親家庭で生活するために記載されている里親制度の説明や里親家庭でのルールの説明の中にも子どもが安心して相談できる権利を保障しようとするスタンスが認められる。また、子どもが暴力をうけずに安全に生活する権利を保障するため、暴力を受けた際に子ども自らが問題解決の主体として相談できるように相談先が多数紹介され、安心して相談してほしいと呼びかけているのである。これも、安全な養育の実現のため、子どもが安心して相談できる権利を保障する必要性に応じようとするものといえる。



表 57 里親家庭で生活する子ども向けの子どもの権利ノートで記述が多く見られる内容

権利ノートに記述された内容	自治体数	朝日版 (2種類)	権利ノートの 種類
悩み、虐待等を受けた際の相談先・相談方法の紹介	12	2	19
暴力の禁止、暴力からの保護の説明	11	2	15
里親制度についての説明	11	1	13
里親家庭のルールの説明	10	2	13
家族に会いたい、連絡したい、様子を知りたい時の方法の説明	10	2	13
進路・将来について自分で決定できる説明	9	1	10
安全・安心な生活が保障される説明	9	—	9
里親家庭で生活する期間について	9	2	11
権利ノートの目的について	9	1	13
子どもの秘密、プライバシーが守られる権利	9	2	12
子どもの日常使用する名前、里親の呼称について	7	2	10
宗教や思想の自由	7	—	7

#### 5. 朝日新聞厚生文化事業団作成の里親家庭で生活する子ども向けの子どもの権利ノートについて

全国の自治体が作成した里親家庭で生活する子ども向けの子どもの権利ノートに記載されている内容およびその主たる目的については、前項で説明した。

ここでは、17自治体のうち、4自治体が現在も里親家庭で生活する子どもに配布しており、また、多くの自治体が里親家庭で生活する子ども向けの子どもの権利ノートを作成する際に参考にした、朝日新聞厚生文化事業団作成の里親家庭向けの子どもの権利ノート『しってほしい、あなたのこと 子どもの権利ノート（幼児・小学生用）』〔朝日新聞厚生文化事業団、2008a、〕と『知ってほしい、あなたのこと 子どもの権利ノート（中学生・高校生用）』〔朝日新聞厚生文化事業団、2008b〕の2点と、里親向けの『子どもの権利ノートガイドブック 子どもと里親養育の未来のために』〔朝日新聞厚生文化事業団、2008c〕（図5）をとりあげ、里親家庭で生活する子ども向けの子どもの権利ノートおよび里親向けの子どもの権利ノートガイドブックの作成の経緯や作成に関わった関係者、そして内容構成を取り上げて、子どもの

権利ノートが代替的家庭養育のもとで育つ子どもに活用できるのかという点に着目して述べていきたい。



図 5 朝日新聞厚生文化事業団作成の子どもの権利ノート（朝日新聞厚生事業団、2008）より

#### 1) 朝日新聞厚生文化事業団による里親家庭で生活する子ども向けの子どもの権利ノートと里親向けガイドブックの作成目的

##### (1) 里親家庭で生活する子ども向けの子どもの権利ノートの作成目的

朝日新聞厚生文化事業団の子どもの権利ノート作成委員会は、2008（平成 20）年に『しってほしい、あなたのこと 子どもの権利ノート（幼児・小学生用）』[朝日新聞厚生文化事業団、2018a]と『知ってほしい、あなたのこと 子どもの権利ノート（中学生・高校生用）』[朝日新聞厚生文化事業団、2018b]を作成した際、その目的について以下のように説明している。

施設では、安全な環境で安心して過ごせること、意見、希望は可能な限り聞いてもらえることが説明される。また、苦情解決や第三者評価という子どもの声を聴く仕組みがはじまったが、里親に委託される子どもにはこれらの仕組みがほとんど用意されていない。私たちが『しってほしい、あなたのこと 子どもの権利ノート』を作成しようとしたのはその一歩になってほしいと考えたからこの冊子を作りました [朝日新聞厚生文化事業団、2008c:2]。

2008（平成 20）年時点と比べて 2019（令和元）年現在では、家庭養護を取り巻く状況が変化してはいる。しかし、里親家庭で生活する子ども向けの子どもの権利ノートの作成目的は、子どもが安全な環境で安心して生活できるようにすること、意見表明の機会と意見が尊重されることについて説明することであり、子どもを適正に育てる上で不十分な里親家庭に委託された子どもの苦情解決や被措置児童等虐待などの問題解決の主体としての子どもの声を聴く仕組みづくりのきっかけになることを企図していたことがわかる。

## (2) 朝日新聞厚生文化事業団による里親向けガイドブックの作成目的

また、朝日新聞厚生文化事業団は、里親家庭で生活する子ども向けの子どもの権利ノートの作成と合わせて里親向けの『子どもの権利ノートガイドブック 子どもと里親養育の未来のために』[朝日新聞厚生文化事業団、2008c]を作成した。子どもの権利ノート作成委員会は、『子どもの権利ノートガイドブック 子どもと里親養育の未来のために』の内容は、里親制度の概要と子どもの権利擁護についての説明、及び子どもの権利ノートの内容についての解説であると述べている[朝日新聞厚生文化事業団、2008c:3]。そして、子どもの権利ノートを誰よりも里親が活用して、里親から子どもに子どもの権利ノートに書かれている内容について繰り返し語りかけ、里親と子どもの絆を活力にして子どもが自分の人生を前向きに受け止め、主体的に生きぬくきっかけを作ってほしいと述べている[朝日新聞厚生文化事業団、2008c:5]。つまり里親家庭で生活する子ども向けの権利ノートにとどまらず、里親向けにガイドブックを作成した目的は、里親が子どもの権利ノートを使用して、子どもに家庭養護のもとで生活する状況について理解させるとともに子どもが有する権利について教え子どもが主体的に生活することを支援すること、そして里親も里親制度や子どもの権利擁護を理解することであると認識されていることがわかる。

## (3) 朝日新聞厚生文化事業団による里親家庭で生活する子ども向けの子どもの権利ノートの作成経緯

2008(平成20)年当時、里親家庭で生活する子ども向けの子どもの権利ノートは神奈川県、大阪府、沖縄県でしか作成されていなかった。このように全国的な規模で見た場合、里親家庭で生活する子ども向けの子どもの権利ノートの作成状況があまりにも不十分であることを問題視し、朝日新聞厚生文化事業団は対象となる子どもの年齢を考慮して中学生・高校生用と幼児・小学生用の2種類の里親家庭で生活する子ども向けの子どもの権利ノートと、里親向け子どもの権利ノートガイドブックを作成したのである。そして全国里親会の協力のもと、すでに里親家庭に委託されていた子どもと里親に、そして2008(平成20)年から3年間を目途に、あらたに里親委託された子どもと委託をうけた里親に無料で配布したのである。配布された『子どもの権利ノートガイドブック 子どもと里親養育の未来のために』[朝日新聞厚生文化事業団、2008c:35]には、配布してから3年後には、里親や子どもの権利に対する意識がいつそう高まり、それぞれの地域に即した子どもの権利ノートが作成され、子どもの権利擁護の取組みが各地でなされることを願っていると記されており、全国に里親家庭で生活する子ども向けの子どもの権利ノートが作成されることをうながす目的で3年間の期間限定で配布したことがわかる。

2019(令和元)年現在、児童相談所が設置されている全国69の都道府県並びに政令指定都市の20%程度でしか里親家庭で生活する子ども向けの子どもの権利ノートは作成されていない。そのうち4自治体は、朝日新聞厚生文化事業団が作成した子どもの権利ノートを現在も使用しており、1自治体は過去に使用していた。また、その内容を里親家庭で生活する

子ども向けの子どもの権利ノートを作成した多くの自治体が参考にしていることをみるにつけ、各地域独自の代替的家庭養育に育つ子どもの権利擁護の取組みは未だ十分とはいえない状況であろう。

#### (4) 里親家庭で生活する子ども向けの子どもの権利ノート等の作成に携わったもの

里親家庭で生活する子ども向けの子どもの権利ノートと子どもの権利ノートガイドブックの作成に従事した委員は、2008（平成20）年当時の肩書きをみると、養育里親である青山学院大学教授の庄司順一を委員長として、里親家庭で育った若者（大学生・社会人）2名、弁護士、全国里親会の理事、里親子支援団体副理事、児童相談センター所長、研究者、専門里親、里親子を支援するケースワーカーの計10名であった。学識経験者や児童福祉関係職員だけでなく、当事者である里親や子ども期に里親家庭で育った若者も子どもの権利ノート作成委員会のメンバーに入っているのは注目に値する。社会的養護の養育者および子ども期に里親のもとで育った若者が、自身の経験をもとに里親家庭に育つ子どもに自らの権利とその擁護を知らせ、子どもが権利侵害にあった際に相談・救済につなげる機能を持つ子どもの権利ノートの作成にたずさわっているがゆえに、同ノートは当事者の声を反映しており、代替的家庭養護に育つ子どもの最善の養育を実現するためのツールになると考える。

## 2) 朝日新聞厚生文化事業団による里親家庭で生活する子ども向けの子どもの権利ノートと里親向けガイドブックの内容について

ここでは、里親家庭で生活する子ども向けの子どもの権利ノートの目次や記述内容を紹介し、その特徴についてのべる。

### (1) 『知ってほしい、あなたのこと 子どもの権利ノート(中学生・高校生用)』の内容と構成

#### ①目次と構成

未来をつくるあなたに

- 1 一人しかいない大切なあなた
- 2 里親さんの家で生活する理由
- 3 里親さんの家にいる期間
- 4 里親さんの呼び方、苗字のこと
- 5 一緒に生活すること
- 6 将来のこと
- 7 あなたと同じように里親さんの家で生活している子ども
- 8 安心の場
- 9 あなたの権利
- 10 相談できるところ

言葉の説明

## ② 内容と特徴

『知ってほしい、あなたのこと 子どもの権利ノート(中学生・高校生用)』[朝日新聞厚生文化事業団, 2008b] は、たて 21cm 横 14cm 全 19 ページの小冊子である。その内容をみると、冒頭の「未来をつくるあなたに」では、子どもの権利ノートの作成目的と人権について「あなたのちから」という表現を用いて「あなたには生きるちからがある。この力は誰からも奪われず、誰からも大切にされなければいけません」と述べて、人権の不可侵性や人権が尊重されるべきであることについて説明されている。

「1 一人しかいない大切なあなた」では、「里親さんは、あなたに幸せになってほしいと願っています。ですから、あなたのことで、よろこんだり、心配したり、おこったりもします。でも、あなたがなぐられたり、心を傷つけられたりすることはあってはなりません。だから、そんなことをされてはいけません。あなたは一人しかいない、大切な人なのですから」と記述されている。

この記述は、子どもは里親に養育されることになるが、養育において怒られることがあったとしても暴力の使用や被措置児童等虐待は許されないことを子どもに明確に知らせている。また、次のページには、「もしそんなことがあったら、あなたが伝えたいと思う人に話してください。解決するための一番良い方法をいっしょに考えてくれることでしょうか」と記されており、気持ちを伝えたい相手の名前を書くスペースが、里親家庭、学校、友達などにわけて設けられ、児童相談所の児童福祉司や最終ページに出ている相談先も活用してほしいと記されている。これらの内容から、この子どもの権利ノートは、被措置児童等虐待の防止および権利侵害からの救済の方法を子どもに知らせることを重要な目的にしていることがわかる。

「2 里親家庭で生活する理由」では、子どもが社会的養護をうけるようになった理由や両親のことを知りたい、両親に会いたいと思うのは大切な感情であり、それらのことを知りたい時には里親や児童福祉司に相談すれば一緒に考えてもらえることが説明されている。子どもには自らがおかれた状況などを知る権利があり、知るために支援を得られることが説明されているといえる。

「3 里親さんの家にいる期間」では、里親委託される期間がそれぞれ違うこと、里親委託されるにいたった状況が改善すれば家族再統合されることが説明されているが、子ども虐待のケースを例示し、家族再統合の際でも、子どもの再び一緒に生活したいという気持ちが大切にされることが説明されている。また里親と養子縁組する人もいることを説明している。家族再統合などについて子どもの措置に対する意見表明が尊重されることを伝えながら、委託された子どもが最も気になることの一つである里親委託される期間が個別に違うことを説明しているといえる。

「4 里親さんの呼び方、苗字のこと」では、日常で使用する苗字や呼称については、子どもの意見を大切にしながら里親と相談して決定することが説明されている。

「5 一緒に生活すること」では、里親家庭では、家族みんなが楽しく安心して生活するために決まりやルールがあることを説明している。また、「おかしな決まりだと思ったら、そ

の気持ちを里親さんに話しても良いのです。それでも納得できないときは、児童福祉司さんや、あなたが話したいと思う人にも相談してください」と記されている。これらの記述は、それまで実の家族と暮らしていた際の生活環境や生活習慣から離れて、委託先の里親家庭のルールや生活習慣のもと生活するようになることを説明しつつ、それに対して子どもが意見を述べて良いことを認めて、これから養育に従事する里親の家庭の決まりを子どもと里親の両方で作って生活していくという方向性を示してしているといえよう。

「6 将来のこと」では、里親委託が原則 18 歳までであること、それ以後の進路について子どもが考え希望する進路を自分で決定できること、進路に関する相談は里親や児童福祉司など誰にでも行うことができ応援してもらえることが説明されている。また進学の際には奨学金が活用できることなども具体的に説明されている。措置変更や措置解除後の進路については、就職や進学の可能性があることが述べられており、進路にかかわる支援について説明することで子どもが将来の見通しを立てる上で不可欠な内容が示されているといえる。

「7 あなたと同じように里親さんの家で生活している子ども」では、里親家庭で生活する子どもは他にもいること、その子どもたちと交流することも可能なことが説明され、その当事者団体や里親会における子どもの交流会の活動と、当事者同士の交流活動についての調べ方も紹介されている。

「8 安心の場」では、里親家庭を自分の居場所だと思って良いことが明確に説明されている。また、里親家庭で生活することで、実母や実父との絆が切れてしまうことはないことも説明されている。里親家庭は居場所であり、子どもが実の家族の一員であることには変わりがないと説明することで、子どもの安心感は高まるであろう。そして里親家庭で生活することで実の家族との関係がなくなるわけではないことについての説明は、家族の再統合に向けて不可欠であり、また子どものライフストーリーを保障するという点でも必要な内容であると考えられる。

「9 あなたの権利」では、冒頭で説明した「生きるちから」とは権利にほかならないこと、権利の不可侵性と自分の権利と他者の権利の両方の尊重について説明されている。また、「この小さな本は、あなたに勇気がわいたり、安心したりしてほしい、そして生きるちからを大切にしてほしいと思い作りました」と述べて、子どもの権利ノートの作成目的を明確に示し、自らの権利を大切にしてほしいという願いが再度表明されている。

「10 相談できるところ」には、担当の児童相談所と児童福祉司の名前、電話番号を記載する欄がある。また、困った時の相談先として児童相談所以外にも、家庭養護促進協会の神戸事務所、大阪事務所、チャイルドラインや子どもの人権 110 番の電話番号や活動時間に加え、全国里親会の電話番号と活動時間も紹介されている。このように、子どもの悩みや被措置児童虐待などの相談先について公的機関にとどまらず民間の活動もとりあげていることは、子どもにとって相談のアクセス先が増えるため有効な配慮であると思われる。

「ことばの説明」では、児童相談所と児童福祉司について説明されている。それらの業務だけでなく、児童相談所は、子ども家庭センターと呼ばれることもあるし、略して児相とも

いうなど呼称についても詳細に述べられ、児童福祉司もワーカーさん、福祉司さんと言われることがあると説明されている。また、里親制度については、里親や里親家庭で生活する実子などについて説明され、里親制度の他に児童福祉施設があることも述べられている。また養子縁組についても説明されている。これら用語の説明は、里親家庭で生活する子どもに関係する内容であり、それについての丁寧な説明は、子どもたちが自分の進路決定や相談などの際に意見表明していくために不可欠な内容である。特に、児童相談所を児相、子ども家庭センターと呼ぶこともあるという説明や児童福祉をワーカーと呼ぶことの説明は、子どもに関わる場所や職種を、おとなが短い略称で呼ぶ場合が多いことを考慮して、子どもに知らせている表現にかかわる心くばりのあらわれであり、注目すべき内容であるといえる。

## (2) 『しってほしい、あなたのこと 子どもの権利ノート (幼児・小学生用)』の内容と構成

### ①目次と構成

幼児・小学生向けの子どもの権利ノートは目次がなく、内容が一続きに展開されている。しかしテーマごとに内容を整理できるので、テーマごとに段落の冒頭に置かれている文言をタイトルとして紹介する。なお、幼児・小学生用では、すべての漢字にルビがふられているがここでは省略する。

- ・一人しかいない大切なあなたへ
- ・つかってみよう！あなたのちから
- ・だれかにいやなことをされたり たたかれたりしたら あなたが はなしたいと思う人にそうだんしてほしい
- ・里親さんの家で生活するということ
- ・なまえのこと書いてみよう
- ・あなたを産んだ お母さん、お父さんのことが気になるときがあるよね？
- ・みんな あなたの大切な 生きるちからだよ
- ・相談できるところ

### ②内容と特徴

『しってほしい、あなたのこと 子どもの権利ノート (幼児・小学生用)』[朝日新聞厚生文化事業団、2008 a] は、たて21cm 横14cm 全18ページの小冊子である。その内容は、冒頭の一人しかいない大切なあなたへにおいて、「赤ちゃんは、たすけてもらって 生きているだけじゃなくて、じぶんのちからで 生きているんだ」、「今のあなたにも 同じ生きるちからがある。(中略)そしてあなたは一人しかいない 大切な人だから、このちからは、だれからも大切にされなくちゃいけないんだ。あなたにはこのちからを あんしんして めいっば

いつかってほしい」と記述されている。表現は平易で理解しやすいものになっているが中学生・高生用の子どもの権利ノートと同様に、子どもの「生きるちから」という表現を用いて、子どもの権利を有すること、その不可侵性、そして子どもの権利を使ってほしいことが説明されている。

**つかってみよう！あなたのちから**では、「友だちが大切なものをとった」、「おとながあなたのことをたたいた」、「知りたいことを みんながひみつにして あなただけに教えてくれない」という状況を提示し、そのとき自分がどんな感情になるか書くスペース設けられている。そして嫌な感情になった時に、他者に嫌だということは大切に心に閉じ込めず誰かに話して良いこと、そうすれば相手は気持ちをわかってくれて応援してくれると説明している。子どもの意見表明を平易な表現で説明しているものとする。

**だれかにいやなことをされたり たたかれたりしたら あなたが はなしたいと思う人にそうだんしてほしい**では、里親が養育の中で心配したり、怒ったりするが、誰であっても、子どもにわざと嫌なことをしたり暴力をふるったりしてはいけないことが説明されている。また、誰かにそのような被措置児童等虐待をされた時は話したいと思う人に相談してほしいこと、そうすれば嫌な気持ちをわかってもらえること、そして誰かに話したいと思うこと、話すことも生きるちからであることについて説明している。中学生・高校生用の子どもの権利ノートと同様に、幼児・小学生用の子どもの権利ノートも被措置児童等虐待の防止と、被害を受けた際には相談につなげる目的があることがうかがえる。この項目には5ページが割かれており、低年齢の子どもにも被措置児童等虐待や不適切な養育行為が許されないことを知らせ、そのような行為を受けた際に、相談するように子どもに働きかけることを重視していることがわかる。

**里親さんの家で生活するということ**では、里親委託される期間は子どもごとに違うことが説明され、「この長さは あなたの気持ちを大切にしてください はなしあって きめるからね。 あなたの気持ちを いうことが だいじだよ」と記されており、措置期間などについて子どもが意見を表明し、それが措置期間の決定に反映されることが説明されている。子どもに意見を表明するように強調して働きかけていることは興味ぶかい。委託期間に関すること以外にも楽しく安心して生活するために里親家庭にはルールがあり、そのルールを大切にすることが説明されている。ここでは変だと思ふ決まりがあれば里親や話したい人にそれを話して良いこと、子どもが気持ちを言うことと里親の気持ちを聞くことの双方を大切にしようと述べられている。これらの記述は、子どもの意見表明が大切であると同時に里親の意見も聞いて両方で家庭生活を作っていくことも大切であることを説明しているといえる。

**なまえのこと書いてみよう**では、里親の呼称と子どもが日常使う苗字（里親姓か実親の姓か）を決めることが書かれている。どちらの姓を使用するか、また里親の呼称をどうするかかの決定には子どもの気持ちが大切にされる必要があるため里親とよく相談するようすと説明されている。ここでも、使用する名前などの決定に子どもの意見表明を尊重するスタンスがあらわれていることがわかる。



**あなたを産んだ お母さん、お父さんのことが気になるときがあるよね?**では、実の家族のことが気になる時や実の家族に会いたい時には、里親や児童相談所の職員に相談してよいこと、そうすれば説明をしてもらえることが述べられており、里親家庭は安心できる居場所だが、そこで生活していても実の家族との関係がなくなるわけではないことも説明されている。

**みんな あなたの大切な 生きるちからだよ**では、楽しい感情やさみしい、嫌だという感情、将来の希望や困ったことについて相談すること、あやまること、感謝することも、子どもの生きるちからであることを説明している。

**相談できるところ**では、中学生・高校生用の子どもの権利ノートと同様に、担当の児童相談所と児童福祉司の名前、電話番号を記載する欄がある。また、困った時の相談先として児童相談所以外にも、家庭養護促進協会、チャイルドラインや子どもの人権 110 番の説明と電話番号や活動時間が紹介されている。

中学生・高校生用の子どもの権利ノートより幼児・小学生用の子どもの権利ノートでは平易な表現を心がけていることがわかる。しかし、内容を幼児や小学生が理解するには難しい記述も見られ、里親や児童福祉司による説明が、中学生、高校生の場合よりさらに必要であると考えられる。また、被措置児童虐待について、幼児・小学生用の子どもの権利ノートでは、18 ページ中 5 ページを割いて分量的に多く説明されているのは、幼少期の方が養育者からの虐待被害をうけやすく、また相談方法の理解や相談・救済機関へのアクセスが不十分であることなど、虐待や権利侵害について当事者が相談しにくいことを考慮してのことと考えられる。しかし、低年齢の子どもと高年齢の子ども両者に共通して向けられているのは、子どもの権利についての説明、被措置児童虐待の防止と虐待をうけた時の相談先の説明、里親家庭で生活する理由と期間、生活ルールなどの決定に子どもの意見が尊重されること、意見表明するために家族のことや自分に関する情報を知る権利があること、その際には里親や児童福祉司に相談できることについての説明であるといえる。

### (3) 里親向けガイドブック『子どもの権利ノートガイドブック 子どもと里親養育の未来のために』の内容と構成

前項では、里親家庭で生活する子ども向けの権利ノートについて説明したが、朝日新聞厚生文化事業団は里親向けのガイドブック『子どもの権利ノートガイドブック 子どもと里親養育の未来のために』[朝日新聞厚生文化事業団、2008c] も作成している。ガイドブックの目次に即して、その構成と内容を紹介する。

『子どもの権利ノートガイドブック 子どもと里親養育の未来のために』は、たて 21cm 横 14cm 全 40 ページの小冊子である。

## ①目次と構成

この冊子をつくった目的

「子どもの権利ノートについて」

「権利とはどういうことか」

これからの里親とは

法律の視点から考える子どもの権利

日常生活から考える子どもの権利

①子どもと里親の絆

②里親がもつ親権代行とは

③子どもの姓と里親の姓、どちらを使うか

④子どもが生い立ちを知りたがっている

⑤子どもが養子縁組をしてほしいと話をしてきた

⑥子どもが里親家庭を出たいと言っている

⑦児童相談所との連携

⑧困った時にどうすれば良いか

⑨家庭復帰した子どもとのかかわり方

⑩18歳を超えた子どもとのかかわり方

⑪里親家庭で育つ当事者団体とは

⑫守秘義務について

子どものための里親養育

困った時に相談できる場所

## ②内容と特徴

冒頭に、子どもの権利ノート作成の目的と子どもの権利ノートの使い方が説明されている。特に使い方の中で、子どもを委託された時に子どもに子どもの権利ノートを手渡せる時には、一緒にノートを読みながら、これからの生活は安全で安心できるものだ伝えて欲しいことが述べられている。また、子どもは権利を知るだけでなく、権利を正しく理解しそれを行行使するためには、前提として、安心できる環境の中で特定の人に大切にされる経験が必要なため、里親が何より子どもの権利ノートを活用することが望ましいことが説明されている。

**権利とはどういうことか**では、子どもには、気持ちを表現すること、人に相談することなど様々な力があり、それが子どもの権利であって、子どもの権利ノートでは、それを生きる力と表現して子どもに知らせようとしていると解説している。また、自分で自分を守る力を子ども自身が発揮できるような環境づくり、関係づくりこそが権利擁護につながるのだと説明している。

**これからの里親とは**では、里親制度における短期委託、長期委託について説明され、施設

養護と違い、子どもは家庭環境におかれて特定の養育者と地域で生活することがとりあげられている。また近年の里親制度の背景として、虐待をうけた子どもの増加と実親が存在する子どもの増加について述べられ、その背景との関連で虐待経験を持つ子どもの特徴的な行動への対応に留意すべきことや児童相談所と協力して実親との親子関係の修復に里親も協力を求められる場合があることなどを指摘し、子どもを養育する上での専門性を身につけるため、里親は研修を受講する必要があることを説明している。そして里親に求められているのは、児童相談所や周囲の協力を得ながら子どもを育てる社会的な養育であると述べられている。

**法律の視点から考える子どもの権利**では、子どもの人権・権利と責任・義務について解説されており、子どもの権利条約について説明されている。その中では、親などによる虐待からの保護（第19条）、家庭環境を奪われた子どもの保護（第20条）においては家庭養護が優先されていることが例示されている。また、子どもの知る権利に関しては、できる限り実親のことを知る権利（第7条）を紹介し自分のルーツや生い立ちを知り、自分らしく生きることが尊重されねばならないことが説明されている。子どもの意見表明権に関しては、子どもの意見の尊重（第12条）を紹介し、子どもの意見を聴き、子どもとしっかり話しあうことができるか否かをめぐって、子どもの権利に対するおとな側の理解や姿勢が問われていることを説明している。これらのガイドブックの説明を見ると、里親に子どもの権利全般の理解を求めている中でも、特に子どもの知る権利と意見表明権の理解を里親に深めてほしいというスタンスがとられていることがわかる。

**日常生活から考える子どもの権利**では、12項目にわたって子どもの権利ノートの対応する項目について説明しており、子どもの権利ノートの対応するページ番号が記載されている。

①**子どもと里親の絆**では、子どもと里親は法的な親子関係や血縁はないが、深い信頼関係に基づいた両者の心の結びつきによる強固な絆は、子どもの順調な育ちに十分なものとなることが説明されている。②**里親がもつ親権代行とは**では里親が代行できる親権について述べられており、親権に懲戒権が含まれていてもそれは体罰を認めるものでないこと、いかなる事情があっても体罰は許されずすべての体罰は子どもの権利侵害であることが説明されている。③**子どもの姓と里親の姓、どちらを使うか**では通称名と本名のどちらを使用するかは子どもと話しあって決めること、途中で変更もできるし措置解除後も通称名の継続使用ができることが説明されている。④**子どもが生い立ちを知りたがっている**では、子どもの生い立ちに関する情報やライフストーリーワークの整理は、子どもが将来に向けて自信を持って生きていくために必要であり里親や児童相談所には、それについて支援する力が求められていることが説明されている。日常から実親のことを聞いても良いという話しやすい雰囲気づくりの必要性、子どもが実の家族に会いたいと希望した場合に、それが可能かどうか児童相談所と話し合うことの必要性が説明されている。⑤**子どもが養子縁組をしてほしいと話をしてきた**では、養子縁組は、永続的な親子関係の保障であり、財産の相続にも関わるため子どもの意見を聞くことも大切だが、里親の養子縁組に対する考えが尊重されるべきであることが説明されている。⑥**子どもが里親家庭を出たいと言っている**では、措置変更の希望があった場

合に里親がおとなであることや家庭環境を提供しているという支配的な立場からではなく対等な立場で真摯に子どもと話しあうこと、子どもの意見を聴くことの必要性が説明されている。

⑦**児童相談所との連携**では、児童養護施設と比べて周囲のサポートをうけにくい里親家庭にとっては日常的な児童相談所との連携が大切で、十分に連携できれば子どもを支援する大きな力になることが説明されている。また多忙な業務実態があるとしても児童相談所には里親の養育を支援する責任があり里親も児童相談所に説明する責任があると述べている。中でも、子どもの問題行動への対応、真実告知、学校等との問題解決や調整、進路選択・決定、怪我や事故に際しては特に連携が重要になると説明している。

⑧**困った時にどうすれば良いか**では、養育で困難にぶつかった時に、自分だけで問題を解決しようとせずにサポートを受けることは、里親の力量不足によるのではないこと、児童相談所以外に相談できる場所を多くもつことにより子どもの状態に適した対応が可能になることについて相談先を例示して説明している。また、養育のサポートに関する情報を集めるには里親会での里親同士の交流や情報交換が有効であることも説明されている。ガイドブックの内容が子どもの権利ノートの使用法についての説明や養育で直面する問題への具体的な対処のしかたの紹介にとどまらず、里親の養育を支援する相談先や支援を受けることの重要性の説明にまで及んでいることは特徴的である。

⑨**家庭復帰した子どもとのかかわり方**では、里親へ連絡することや里親と会うことを求める権利が子どもにはあるが、実親は里親へ複雑な感情を抱いている場合もあるため里親と実親の良好な関係を築くことが必要であり、そのため家庭復帰した子どもや実親へのコンタクトは児童相談所を経由することなどが説明されている。

⑩**18歳を超えた子どもとのかかわり方**では、措置解除後には里親は子どもにとって実家的な役割を担えるのが望ましいこと、措置解除後のことを早めに児童相談所と相談して準備しておくことの必要性を説明している。

⑪**里親家庭で育つ当事者団体とは**では、『知ってほしい、あなたのこと 子どもの権利ノート(中学生・高校生用)』でも紹介されている、里親家庭で生活する子どもの団体であるさくらネットワークプロジェクト(旧全国里子会)が紹介され、子どもが同じ境遇で育つ仲間と出会い、支えあうことが安心や自信、勇気を持って生きる力を発揮できることにつながるので、当事者同士の交流を応援してほしいことが述べられている。

⑫**守秘義務について**では里親による養育において、最低限守らなければならない守秘義務がとりあげられて詳細に説明されている。子どもに関係する人、例えば教師や近所の人には必要なことのみを説明すること、また取材への対応では子どもの本名や委託理由、実の家族の状況を言うてはいけないこと、顔写真などを掲載してはならないことなどが例示されている。また、取材などでは個人的なことに触れないことを子どもに伝えた上で子ども本人の了解を得ることが望ましく述べられている。

**子どものための里親養育**では、里親制度では、子どもの家庭復帰が考慮されること、理想は里親と実親がパートナーの関係になること、児童相談所が行う実親への援助、実の親子関係への援助に協力することを里親が目標にすることが説明されている。

**困った時に相談できる**ところでは、児童相談所以外の相談先として、財団法人全国里親会、社団法人家庭養護促進協会<sup>(5)</sup>、NPO 法人里親子支援のアン基金プロジェクト、社会福祉法

人子どもの虐待防止センター、各都道府県・政令指定都市里親会の住所と連絡先が紹介されている。子どもの相談先と違い、里親会や里親支援機関の相談先が記載されている点に特徴がある。

以上に紹介したように『子どもの権利ノートガイドブック 子どもと里親養育の未来のために』に記述されている内容は、子どもの権利ノートの使用方法に関する説明のみではない。里親が子どもに自らが有する権利や里親制度のもとで生活する目的を伝える手引き書の機能にとどまらず、子どもの権利擁護の理念や里親養育で直面する問題への具体的な対処のしかた、児童相談所との連携の必要性などを説明し、そして里親による子どもの養育を支援する相談先を紹介するなど、さまざまな支援をうけながら社会的養育を営んでいくことが求められている点をも説明していることに特徴が認められるといえる。

## 註

- (1) 子どもの権利ノートの配布対象に里親家庭で生活する子どもが考慮されていないこと以外にも、鳥海（2018）は、大阪府の障害児施設 14 施設の調査の結果、子どもの権利ノートを配布している施設が 3 割に満たないこと、子どもの権利ノートを読むことは言葉による理解や発言が前提とされ、障害児にとってそれらにアクセスすることが難しい状況を述べた。
- (2) ヒューマンライツウォッチ（2014：37）によると、2012（平成 24）年に施設で生活する関東地方 2 名、東海地方 3 名の高校生へ子どもの権利ノートが役立ったかについてインタビューを実施したが子どもの権利ノートの存在を知っていたのは 1 名だけであった。
- (3) チャイルドライン（2019）とは、研修をうけた「受け手」ボランティアがフリーダイヤルで子どもの電話相談をうけている事業である。その特徴として、秘密は守る、どんなことでも一緒に考える、匿名での相談、話をするかは子どもが主体的に選択することがある。特定非営利活動法人チャイルドライン支援センター（認定 NPO）と電話実施団体が協働で行っている事業で、子どもの権利条約に基づく子ども観により、「子どもが主体の、子どもの最善の利益を実現するために、電話による心の居場所をつくり、うけとめた声を基に子どもが生きやすい社会をつくる」というミッションを掲げている。2019（令和元）年 8 月時点で全国 40 都道府県に 70 の電話実施団体があり、年間 20 万件以上の相談をうけている。
- (4) 子どもの人権 110 番とは、法務省が実施している事業である。子どもの人権問題に対して、その解決に導くための相談を受け付ける無料の相談専用電話である。子どもだけでなく大人も利用可能であり、電話は、最寄りの法務局・地方法務局につながり、相談は法務局職員または人権擁護委員が受ける[法務省、2019]。
- (5) 公益法人家庭養護促進協会（2019）は、1960（昭和 35）年に設立され、新しい家庭を必要とする子どもたちに里親・養親さがしを行うとともに、家庭にくらす子どもたちが健やかに育つために活動を行っている民間の児童福祉団体である。2019（令和元）年 8 月現在、大阪事務所と神戸事務所があり、里親を求めている子どもを新聞・ラジオで紹介する「愛の手運動」、里親支援事業、季節・週末里親促進事業、子育て支援事業などを行っている。

## 終章 子どもへの体罰・暴力禁止と子どもの権利ノートの理論構築

### 第1節 子どもの権利ノートを活用して、里親家庭で生活する子どもの安全な養育への権利を実現していくために

#### 1. 子どもの権利ノートの内容を工夫するだけで子どもは救われるのか

第Ⅱ部第5章では、12自治体が独自に作成した里親家庭で生活する子ども向けの子どもの権利ノート、朝日新聞厚生文化事業団が作成した『しってほしいあなたのこと 子どもの権利ノート（幼児・小学生用）』と『知ってほしいあなたのこと 子どもの権利ノート（中学生・高校生用）』、そして里親向けの『子どもの権利ノートガイドブック 子どもと里親養育の未来のために』の内容分析を行った。朝日新聞厚生文化事業団が作成した子どもの権利ノートは、里親のもとで生活する子ども向けの子どもの権利ノートを作成している多くの自治体が参考にしているものであり、現在も4自治体で継続して活用されている。

必要性は認識されながらも、里親家庭という代替的家庭環境に育つ子ども向けの子どもの権利ノートの作成に関しては、まだ一部の自治体に限られているという課題はある。しかし、それらの自治体が作成した里親のもとで生活する子ども向けの子どもの権利ノートの内容をみると、子どもが問題解決の主体として位置づけられており、権利侵害にあった際の相談先を複数紹介するなどの配慮がなされているし、相談方法の記述も具体的で子どもの発達段階に応じて工夫されている。また、児童相談所等へ無料で送付できるハガキを添付している自治体も多い。したがって、里親家庭で生活する子どもが被措置児童等虐待などをうけた際に、安心して相談できる権利を保障するためのツールとして活用するための条件は満たしているといえる。それに加えて、里親家庭で生活する子どもに、措置に関する内容や日常生活について意見表明を行うことができ、その意見が尊重されること、自らに關係する情報を知ることができることなども記されていることから、自らが有する権利について、子どもに知らせるツールとしての機能も果たせるようになっていていると考える。長瀬（2017）も、社会的養護のもとで育つ子どもに配布される子どもの権利ノートが、調査を開始した2003（平成15）年ごろに比べて、子どもの権利を尊重する視点の重視、子どもにとっての親しみやすさの工夫、そして子どもの権利行使のしやすさへの強化という点で改善されていることを指摘している。

しかし、里親家庭で生活する子ども向けの子どもの権利ノートの内容の向上や作成自治体の増加だけで、多くの困難を抱え、逃げ場を失ってきた里親家庭で生活する子どもたちを権利侵害から守ることができるのであろうか。これまで考察してきた論点をふまえつつ、終章ではこの問題を論じていくことにしたい。

#### 2. 里親家庭で生活する子ども向けの子どもの権利ノートの緊急課題性

第Ⅰ部の元里子への調査であきらかになったように、元里子は、身体的暴力だけではなく、里親からの「施設にかえす」といった暴言など、社会的養護特有の心理的な暴力に深く傷ついていた。しかし里子は、里親から体罰等の不適切な養育行為をうけても、他者に相談する

ことをためらっていた。そこには、今や自分の居場所となった里親家庭から措置変更により追いだされることに強い不安を感じ、追いだされる位なら里親からの不適切な養育行為をだまって我慢するという構図が認められた。この現実が示しているように、一般家庭の子どもよりも、代替的家庭養育に育つ子どもは養育者から権利侵害をうけても、他に生活する場がない、逃げ出せる先がないと思ひ込み、権利侵害にギリギリまで耐えようとする傾向があるのである。筆者が、7年間に交流してきた元里子の多くは、子ども側からの訴えにより、実際には措置変更ではなく、当時の里親家庭で抱えていた問題が解決される可能性があったにもかかわらず、「誰かに相談したら、現在の里親家庭にいれなくなるので相談しなかった」ということを頻繁に語る。体罰や暴言などの権利侵害をうけても、誰にも相談せずそれに耐えようとする状況は、時に自らの心身を傷つけることもあり、子どもの安全な成長を阻むリスクが高い状況といっても過言ではない。

代替的家庭環境に育つ子どもが、権利侵害をうけた際に、安全に安心して相談できる権利を保障するために、里親家庭で生活する子ども向けの子どもの権利ノートの整備と活用は緊急課題になっているといえる。

### 3. 里親家庭で生活する子ども向けの子どもの権利ノートの作成主体について

現在、里親家庭で生活する子ども向けの子どもの権利ノートを作成している都道府県および政令指定都市は、増加してきたとはいえ20自治体に満たない。全国の自治体および政令指定都市の1/3以下であり、その作成状況は十分とはいえないであろう。また、そのうちの4自治体は、自治体が独自に作成した子どもの権利ノートではなく、2008（平成20）年に朝日新聞厚生文化事業団が作成した子どもの権利ノートを配布している。朝日新聞厚生文化事業団が作成した子どもの権利ノートは発行部数が限られており<sup>(1)</sup>、将来的には、その子どもの権利ノートの在庫がなくなるにも関わらず、現在も配布され続けているのは、その内容が里親家庭に生活する子どもが使用するのに適したものと自治体により判断されているからであろう。

しかし、朝日新聞厚生文化事業団が作成したような、子どもの権利ノートの標準モデルが必要なのであるか。また、作成主体が自治体ではなく、民間団体であることは、社会的養護のもとで育つ子どもの権利擁護と安全な成長について、自治体が果たす責任という視点からみて問題はないのだろうか。

まず、子どもの権利ノートの全国の標準モデルの必要性についてであるが、子どもの権利ノートの標準モデルそのものを配布することにとどまるべきではない。標準モデルを参考に、そこに記載されている子どもの権利を基盤としたいいくつかの内容をミニマムエッセンスとして共通して記載されるべきである。その上で、社会資源の整備状況など各自治体の実情や地域特性に合わせて、子どもの権利ノートの内容を工夫していくことが望ましいと考える。共通して記述されるべき最低条件とは、第Ⅱ部の子どもの権利ノートの調査・分析に際してとりあげられた内容を盛りこむことである。つまり、①子どもが里親家庭で生活することにな

ったのは子どもの最善の生活環境について検討された結果であること、②里親委託は子どもの権利の一つであること、③被措置児童等虐待は禁止されていることや子どもが権利侵害を受けた際の相談先および相談方法を具体的に示すこと、④自らに関係する措置や自分の生活などについて意見表明でき、その意見が尊重されること、⑤意見表明をするために、また自らの生い立ちを知るために情報にアクセスする権利をもつこと、⑥子どもの権利を行使するために、おとなの支援を受けられること、などである。

次に子どもの権利ノートの作成主体についてである。それぞれの子どもや里親にとって、理解・活用しやすい子どもの権利ノートのあり方は異なるであろう。そう考えると、子どもの権利ノートの作成主体は、公的レベルでも民間レベルでもともに多様である方が望ましい。また、公的ならびに民間の多様な組織・団体が作成した子どもの権利ノートを、全国のどの地域に生活していても、里親子が自らに適したものを自由に選び、使用できる仕組みも良いであろう。

独自の里親家庭で育つ子ども向けの子どもの権利ノートの作成が、経済的理由、人的理由などさまざまな事情により困難である自治体もあるであろう。しかし、里親家庭で生活する子どもへ、養育者から権利侵害を受けた際の相談先や救済方法を示し、子どもに自らが有する権利を知らせ、その権利を行使できることを支援する責任が自治体にあることは言うまでもない。つまり児童相談所を設置する都道府県や政令指定都市などの自治体は、里親家庭で生活する子ども向けの子どもの権利ノートの作成義務をおっており、その作成主体となることを目指さなければならないのである。

2016（平成28）年の児童福祉法改正により子どもの権利条約が同法の基本理念として位置づけられた。その基本理念を具現化するために、各自治体は、社会的養護のもとで育つ子どもを含めた、すべての子どもの権利行使を支援する必要がある。中でも、第I部の元里子への調査で述べたように、権利侵害を受けやすいにもかかわらず相談・救済につながりにくい里親家庭で生活する子どものための子どもの権利ノートを、各自治体が、子どもに特に知らせたい内容に留意しつつ、子どもの権利擁護の当事者としての自覚をもって作成し普及してゆくことが望ましいと考える。

#### 4. 里親家庭で生活する子ども向けの子どもの権利ノート作成への子ども参加

里親家庭で生活する子ども向けの子どもの権利ノートが、子どもの実態に即して活用されていくようにするためには、子どもの権利ノートの作成に、実際に里親家庭で生活している子ども、または里親家庭で育った経験を持つ若者など当事者が参加することが必要である。

朝日新聞厚生文化事業団の子どもの権利ノートの作成委員に、養育する側の里親だけでなく、里親家庭で育った若者が当事者<sup>(2)</sup>として参加していることは注目に値する。子どもの権利ノートを子どもが活用しやすく、子どもの最善の利益にかなうものにするためには、子どもの権利ノートの作成過程に里親家庭で現在生活している子どもが参加することが必要であろう。2019（令和元）年現在、社会的養護のもとで育った経験をもつ当事者が、里親家庭



を含む社会的養護のもとで現在生活している子ども・若者を支援する団体の活動が全国で展開されている<sup>(3)</sup>。このような当事者団体の協力のもと、実際に子どもの権利ノートを使用する里親家庭で生活する子どもの視点で、子どもの権利ノートの記述内容や活用方法を検討することは、子どもの権利ノートが真に活用されるうえで必要なことであると考えられる。

本研究では、先駆的な自治体が作成した里親家庭で生活する子ども向けの子どもの権利ノートの内容を分析したが、子どもの権利ノートの活用に関する課題は、子どもの権利ノートの内容をさらに洗練させていくことよりも、むしろ、子どもの権利ノートに書かれている内容をいかに実現していくかということ（それには、子どもの権利行使が実現されているかを評定するモニタリングも当然含まれる）である。そのことを考えると、子どもの権利ノートの作成に、当事者、児童福祉や社会的養護の専門家に加えて、子どもの権利の専門家が参加することが検討されても良い。例えば、子どもの権利の公的第三者機関である子どもオンブズパーソンは、子どもに対する権利侵害に関して個別救済機能だけでなく、調整機能や提言機能を持っており、子どもの権利侵害についての相談や権利救済について深い見識を持っているであろう。社会的養護の場への導入が検討されている子どもアドボケイトは、子どもの側に立って、子どもの意見表明を支援する業務の中でつちかった、子どもが安心して相談できる環境やスキルについての有益な知識を持っているだろう。このような実践経験の豊富な子どもの権利の専門家が、里親家庭で生活する子ども向けの子どもの権利ノートの作成に積極的に参加していくことが、真に子どもに活用される権利ノートの作成には必要だと考える。

## 5. 里親家庭で生活する子ども向けの子どもの権利ノートの活用方法

### 1) 里親家庭で、確実に子どもの権利ノートを子どもに提供していくために

子どもの権利ノートは、社会的養護のもとで生活することになった子どもに配布されることになっているが、里親や元里子へのインタビュー調査で、配布されていないと回答するものも少なくないことがわかった。子どもの権利ノートが里親や里親家庭で生活する子どもに渡っていないというこの状況は、子どもが自らの権利や必要な情報へのアクセスのし方、虐待等の権利侵害が生じた際の相談先などを知る機会が失われることにつながるもので、あってはならないことである。

家庭という密室性、閉鎖性のある環境で営まれる公的な養育である里親養育のもとで生活する子どもに、確実に子どもの権利ノートを届けるには、そのための取組みがなされなければならない。例えば、里親認定前研修の段階からくりかえし、委託される子どもには子どもの権利ノートを必ず渡すこと、権利学習に関することや悩みの相談先や相談方法を子どもに教える際には子どもの権利ノートを活用することについて里親に注意喚起することも必要であろう。

また、里親家庭で生活する子ども向けの子どもの権利ノートは、ただ子どもに手渡すだけでは、役に立たない<sup>(4)</sup>。子どもの権利ノートが作られた目的やその使用方法、そして安全に安心して相談するための方法を、担当の児童福祉司や里親が子どもに、発達に応じたわかり

やすい方法で知らせながら手渡すことが求められているといえる。同時に児童福祉司が里親へ働きかけて、里親が子どもの権利ノートを使ってできること、例えば委託された子どもへの権利学習や子どもが権利侵害をうけた際の相談方法などを子どもに説明するように促すことも必要と考える。朝日新聞厚生文化事業団が作成した里親向けの『子どもの権利ノートガイドブック 子どもと里親養育の未来のために』は、里親が子どもの権利ノートを活用して委託された子どものために行えることを説明するためのものである。

## 2) 子どもの権利ノートの知識・情報と相談行為との乖離を防ぐために

里親家庭で生活する際に、権利侵害についての相談先や子どもへの体罰等の不適切な養育行為についての情報が記された子どもの権利ノートをうけとって、結局子どもの権利ノートは活用されず、困難に直面しても誰にも相談しなかったと語る元里子は少なくない。学校教育において権利学習を行っても、そこで学んだ知識を、権利侵害をうけた際の行動にいかすことができないことを喜多（2015：54）は「知識と行動の乖離」と呼んでいる。社会的養護の場でもこの「知識と行動の乖離」が生じているといえる。里子は、子どもの権利ノートを通して学んだ子どもの権利についての知識を、里親家庭での生活の中で活用することができなければ、権利侵害をうけた際に相談につなげることができない。相談につなげることができるようにするためには、相談先の整備だけでなく、子どもの意見表明を尊重するなどして、常日頃から子どもの権利行使が積み重ねられるように、里親や児童福祉関係者は意識しなければならない。

権利についての知識を行動につなげるために、喜多（2015：54）は、内面的な力を喚起する感性として、「人権・権利感覚」、「尊厳の感覚」を磨くことが必要であると述べている。また、1994（平成6）年に国連で決議された「国連人権教育の10年」（1995～2004）の「行動計画」においても、「人格の尊厳の感覚の十分な発達」が掲げられている〔外務省、1997〕。

子どもの権利ノートには、里親家庭で生活する子どもが、人権・権利感覚を磨くために、また、権利学習を実践するために、子どもの権利についての総合的な記述が求められる。また里親も児童福祉司も、子どもの権利ノートを、虐待等の相談先を紹介するツールとしてのみとらえるのではなく、子どもが自らの人権・権利感覚を磨くための、また日々の生活で権利学習を行うためのツールとしてとらえることこそが重要である。

## 3) 誰にも相談できない気持ちを克服して、里子が相談に踏み出せるようになるために

第I部の調査で明らかになったように、自身の居場所となった里親家庭から措置変更によって追いだされることへの不安のために、里親からの体罰等について誰にも相談できないと感じている里子たちが、この気持ちを克服して、自らに向けられた暴力などの権利侵害について他者に相談する行動に踏み出す力は、どこから生まれてくるのか。

一つは、相談しよう、行動しようとする時に寄り添ってくれるおとなや支援者の存在である。子どもは成長の途上にあるため、自らの意見はもっていても里親や児童福祉関係者に意

見表明する能力が十分でない者もいる。その時に意見や思考を整理する支援や意見の代弁を必要とすることもある。相談しようと思った時に、子どもの側にたち、子どもの意見表明を支援する子どもアドボケイトや、子どもの最善の権利を考慮して問題解決をはかる子どもオンブズパーソンなどの存在が必要であろう。2019（令和元）年8月現在、里親家庭で生活する子ども向けの子どもの権利ノートに記されている相談先には、子どもオンブズパーソンや子どもアドボケイトの連絡先は、まだ含まれていない。相談しようとする子どもの内的動機を実際の相談につなげるためには、これらの組織を子どもの権利ノートに記されている相談先に加えていくことが検討されるべきであると考え。また専門家だけでなく、里子が自ら問題解決する力を蓄えるために、日常的に子どもを気にかけて、子どもの心の拠り所となるおとなや里親家庭以外の居場所も必要であると思われる。

そして二つ目には、相談したら状況が改善する、すぐに改善しなくても相談した内容をきちんと検討してもらえるとという経験を子どもが日常生活の中で積むことである。里子が不安な気持ちを克服して相談に踏み出すようになるには、こうした時間が必要であろう。そのための即効策があるとは考えられない。

また、子どもが日々の生活場面で、周囲のおとなから意見表明が尊重される経験をつむためには、児童福祉関係者や里親側の子どもの意見をしっかりと聞き尊重しようとする姿勢や子どもの権利についての深い理解も求められる。

このように、日常的に意見表明を行う経験を積み重ねることと、代替的家庭に育つ子どもが相談したいという内的な思いを感じた時に、安心して相談できる権利を子どもの側に立ってサポートする仕組みを整備することが、子どもが不安を超えて相談に踏み出す力の源となると考える。

#### 4) 安全な養育への権利と代替的家庭養育の多角的ネットワーク

安全な養育への権利保障が強く求められている代替的家庭養育の場では、安全な養育への権利を実現するために、子どもが安全に相談できる権利の保障、子どもが自らの権利を知り、行使する権利の保障が求められる。これらの権利は、社会的養護に関係する限られた機関や組織のみの対応では保障されえないことは明白である。今後は、社会的養護、家庭的ケアシステム、それと連携する民間団体、NPO等が代替的家庭養育のためのネットワークを形成して、独自に子どもが権利侵害をうけた際に権利救済される仕組み作り、安心して相談する権利や意見表明権の保障や代弁機能、養育者への非暴力的な養育法の普及や養育支援、子ども自身の権利意識を高めるための権利学習、社会への安全な養育に関する継続的な意識啓発キャンペーンなどを展開してゆくために、様々な公的レベルと民間レベルの連携が必要となる。

家庭における子どもへの暴力の根絶には、公民の多様なサービスが連携したシステムの構築がもめられるが、そのシステムを子ども主体となるものにするためには、子どもの安全な養育への権利の理念を根拠にしなければならないと考える。

## 第2節 里親家庭の子どものための子どもの権利ノートから、すべての子どものための子どもの権利ノートへ

前節で、里親家庭で生活する子ども向けの子どもの権利ノートが、真に子どもの権利擁護のために活用されるようになる上での課題について述べた。しかし、子どもの権利ノートに期待されている、子どもに権利を知らせる機能、権利侵害をうけた際の相談先や相談方法を紹介する機能は、権利侵害をうけやすい代替的家庭環境のもとで育つ子どもだけに必要なものではない。日本のすべての家庭の子どもに必要なものである。

### 1. 子どもが子どもの権利を知り行使する権利

第I部の一般的な家庭に育った若者を対象とした体罰等に関する調査でも、子どもは、養育者からの体罰等について誰にも相談しない傾向があることが確認された。子どもが相談にふみ切らないのは、代替的家庭環境だけの問題ではなく、一般的な家庭環境にも共通する問題といえる。すべての子どもが、養育者から権利侵害をうけた際に憤り、救済を求めて声を上げるためにも、子どもが、自らが有する権利について理解し人権感覚を磨くためにも、子どもの権利学習が必要である。この子どもの権利学習に、子どもの権利ノートを活用することが期待される。子どもは自らの権利を知り行使する権利を有している<sup>(5)</sup>。この理念は、子どもへ権利学習の機会を保障することにとどまらず、子どもが必要な支援をうけて権利を行使することをも含んでいると考える。この理念を実現するために、社会的養護のもとで生活する子どもたちには子どもの権利ノートが配布されている。子どもの権利救済のために日本でも34自治体(2019(令和元)年6月時点)<sup>(6)</sup>に設置されている子どもオンブズパーソン制度も、この理念を具現化するためのものであるといえる。

代替的家庭環境のもとで育つ子どもも、一般の家庭環境で育つ子どもも、養育者からうけた暴力を正しく権利侵害ととらえ、権利救済にむけて声をあげるために、あらゆる形態の暴力から保護される権利について理解することが求められる。また、社会的養護のもとで育つ子どもが、自らに関する措置の決定に意見表明する機会が確保されその意見が尊重されるべきであるのと同じように、一般家庭に育つ子どもも進路など自分に関することがらの決定に自分の意見が尊重されるべきであることを学び、意見表明の権利を行使すべきなのである。その他にも、子どもに関係することは、子どもの最善の利益を考慮して検討されるべきこと、自己決定するために必要な情報にアクセスできる権利、生命や生存の権利などが保障されるべきことなど、どのような家庭環境に育つ子どもであっても、これらの権利を行使できるようになるために権利学習の機会が社会の仕組みとして保障されるべきである。このように、すべての子どもに、子どもの権利条約で規定されている子どもの権利を総合的に理解することが求められており、そのための権利学習のツールとして子どもの権利ノートもまた、すべての子どもにとって必要なものであるといえる。

## 2. 家庭、学校における子どもの権利ノート配布の可能性

日本の学校では、日本国憲法、教育基本法（1947（昭和22）年）法制のもとで、人権学習や人権教育の取組みが行われてきた。社会科や道徳の時間などで人権に関する学習が幅広くなされてきた。しかし、人権教育がなされてきたにも関わらず、学校では、子ども—子ども間の暴力であるいじめや集団暴力、子ども—おとな間の暴力である教師の体罰による死亡事件や教師からの暴言など心理的暴力に追い詰められての自死、あるいは教師による性的暴力など、さまざまな子どもの権利侵害が発生している。子ども期は権利学習により人権感覚を育むことが重要である時期であるにも関わらず、このように子どもへの暴力が生じている状況にある日本の学校には、子どもが、自らの権利について知り人権感覚を磨くための教材や権利侵害をうけた際の相談や権利救済のツールとしての機能を持つ教材は、ほとんどない。学校や一般家庭において発生している子どもの権利侵害に対して、子どもが問題解決の主体として声を上げることができるようになるために、子どもの権利について知らせ、権利侵害をうけた際の相談先と相談方法を案内する機能を持つ子どもの権利ノートを学校で子どもに配布することが検討されても良いと考える。また、子どもが自らの権利を行使できるようになるためには、子どもにも養育者や社会全般にも子どもの権利についての理解が求められる。現在、川崎市など一部の自治体が学校等で子どもの権利学習の冊子を配布しているが、それと同じように学校で子どもの権利ノートを配布する活動が広がることも必要であると思われる。学校での子どもの権利ノートの活用法については、すでに述べた社会的養護のもとで生活する子どもに配布される子どもの権利ノートが参考になると考える。また、学校は、子どもの権利学習のための教材開発だけでなく、教師や身近なおとなが、子どもの発達や理解の程度に応じて権利侵害をうけた際の相談先や相談方法を紹介し、子どもの権利について教え、子どもによるその権利の行使を支援していくことも求められている。

## 3. 安全で自由な、創造的で多様な養育実践の開花—安全な養育への権利を基盤として

以上のような、子どもの権利ノートの活用や、子どもが安心して相談する権利を保障するための取組みを前進させていくためには、安全な養育への権利の理念を普及させることが必要である。親・養育者をふくむ一般社会の、子どもへの暴力・体罰容認意識を転換させ、非暴力的で子どもの尊厳に沿った養育を推進していくために、子どもの安全な養育への権利の理念を、スウェーデンのように社会規範のレベルから、明文規定を持つ法規範にまで高めていくことを目指すべきであると考えられる。

体罰全面禁止国の先駆的な取組みに学んで、子どもへの暴力を根絶するためには、法整備に加えて子どもへの暴力を禁止するためのたゆみない意識啓発が必要であることはすでに述べた。体罰禁止の法整備を行うにあたっては、子どもへ暴力を行使した親・養育者へ厳罰主義で対応し、いたづらに親と子どもを引き離すのではなく、子どもが家族と生活する環境が子どもの権利擁護にかなっているという視点から養育支援、養育者支援を行うという発想がもためられている。

近年、ポジティブ・ディシプリンをはじめとして、エビデンスにもとづいた非暴力的で子どもの尊厳に沿った養育法も開発されている。ただし、子どもの尊厳に沿った養育を定着させ確固たるものにしていくためには、そういった養育スキルの普及だけではなく、子どもの安全な養育への権利の理念を確立することが求められる。そして、子どもへの身体的暴力だけではなく、暴言や脅しなどの心理的暴力も含めた暴力全体を規制する法整備とともに、安全な養育への権利の理念を土台として、それぞれの親子に適したオリジナリティある養育すなわち、安全かつ自由で多様性に富んだ養育を普及させていくことが必要ではないだろうか。

#### 4. 残されたいくつかの課題

本研究は、子どもへの暴力防止にむけて、安全な養育への権利の理論形成を目的とした。

調査に関する課題として、今後、子どもの安全な養育への権利を保障する制度設計をしていくために、子どもの目線、視点から子どもへの暴力問題を調査する手法の開拓が求められるだろう。本研究では、少し前まで子ども期をすごしていた若者への調査を行ったが、今後は、まさに子ども期を生活している子どもを対象として、暴力問題への思いやその意識を探るために調査を行うという課題が残されている。特に生活をともにする養育者から権利侵害をうけた際に、子どもが、どのような相談体制や権利救済システムを求めているのかを、直接子どもを対象にして調査し、明らかにすることは緊急の課題である。また、子どもの安全な養育への権利を実現するための制度や取組みによって、子どもが本当に安心感・安全感を満喫して成長している実感を持っているかについて検証・評価する必要がある。また、長期的な視点で、子ども期に利用した子どもへの暴力禁止のシステムが、子どもが成長した後、安全で安心できる成長をもたらすのに役立ったと感じられるのか、そして自らの子育てでも暴力の行使を否定するのかについて、直接子どもや若者を対象とする調査手法を用いて、継続的にモニタリングしていく必要もあると考える。

また法律的な課題として、子どもへの暴力について、親権者の体罰禁止が法制化されたが、国際的には法規範となっている安全な養育への権利の理念を、国内でも実定法化していく課題が残されている。そして体罰禁止の法規制により、体罰を行使する養育から、あらゆる形態の暴力を排した養育を実現する代案を示すために、子どもの安全な養育への権利の理念を、児童福祉学や教育法学の領域へも展開していくことが求められている。

子どもは、おとなとともに社会をつくる一員である。子どもの安全な養育への権利を実現しつつ成長した子どもは、安全で平和な社会をつくる一員となると考える。

#### 註

- (1) 『朝日の社会福祉 2008（平成 20）年度報告』によると、里親家庭で生活する子ども向けの『しってほしいあなたのこと 子どもの権利ノート（幼児・小学生用）』、『知ってほしいあなたのこと 子どもの権利ノート（中学生・高校生用）』と受託里親向けの『子どもの権利ノ

ートガイドブック『子どもと里親養育の未来のために』の3種類で合計3万部作成されている[朝日新聞厚生文化事業団、2008d:8]。

- (2) 朝日新聞厚生文化事業団の里親家庭で生活する子ども向けの子どもの権利ノートの作成には、里親家庭で育った大学生と社会人の2名が参加している。
- (3) IFCA (International Foster Care Alliance) などは、日米の社会的養護の当事者(フォスターユース)が、里親や里子、ケアを離れたユース、児童福祉の専門職の人たちと活動をして、ユースの権利や自立するのに必要な支援、サポートするおとななどについて、ユース・ボイス(声)の重要性をうたえながら、アドボカシー運動をすすめている。
- (4) ヒューマンライツウォッチ(2014:38)の実施した、林浩康教授(元厚生労働省施設運営指針・里親養育指針等ワーキンググループ委員)へのインタビューで、林は「第三者委員も、ポストも権利ノートも、ただ配っても役に立っていない。本当に役に立てるためには、一緒に読みきかせるなどして子どもたちに本当に利用できるものにしていかなければ」と述べている。
- (5) フリースクールの子どもたちが、子どもの権利を学び、その成果を全国子ども交流合宿「ばおばお」において公表した不登校の子どもの権利宣言でも、子どもの権利を知る権利が述べられている。
- (6) 子どもの権利条約総合研究所が作成した「子ども条例に基づく子どもの相談・救済機関(公的第三者機関)一覧」(2019年6月現在)による。

## 参考・引用文献

### 【論文・書籍】

- 青木 豊 (2007) 「愛着障害」、『里親と子ども』2、明石書店、61-69 頁。
- 芦部信喜 (2007) 『憲法 [第4版]』、岩波書店
- アストリッド・リングドレーン (1978) 『暴力は絶対だめ』石井登志子訳 (2015)、岩波書店
- 安部芳絵 (2005) 子ども参加ファシリテーター論の形成と課題」、『子どもの権利研究』7、52-57 頁。
- 荒牧重人 (2009) 「子どもの権利条約の成立・内容・実施」喜多明人、森田明美、広沢明、荒牧重人 (編) 『逐条解説 子どもの権利条約』、日本評論社
- 荒牧重人 (2016) 「子どもの相談・救済と子ども支援」、荒牧重人、半田勝久、吉永省三 (編) 『子どもの相談・救済と子ども支援』、日本評論社、1-8 頁。
- 栗津美穂 (2006) 『ディープブルー——虐待をうけた子どもたちの成長と困難の記録 アメリカの児童保護ソーシャルワーク』、太郎次郎社エディタス
- 石田賀奈子、野口啓示 (2017) 「データで見る措置変更の実際」伊藤嘉余子 (編)、『社会的養護の子どもと措置変更 養育の質とパーマネンシー保障から考える』、明石書店、42-59 頁。
- 市川須美子 他 (1998) 『教育法学と子どもの人権』、三省堂
- 伊藤嘉余子 (2015) 「児童養護施設入所児童が語る施設生活： インタビュー調査からの分析」、『社会福祉学』 50(4)、82-95 頁。
- 井上 仁 (2002) 『子どもの権利ノート』、明石書店
- 今橋盛勝 (1992) 『懲戒・体罰の法制と実態』、学陽書房
- 遠藤野ゆり (2009) 『虐待された子どもたちの自立-現象学からみた思春期の意識』、東京大学出版会
- 大塚栄志 (2004) 『伝統とは何か』、ちくま新書
- 奥山真紀子 (2010) 「マルトリートメント (子ども虐待) と子どものレジリエンス」、『学術の動向』4、46-51 頁。
- Gershoff, E. T (2003) “Corporal Punishment by parents and associated child behaviors and experiences: A meta-analytic and theoretical review” , *Psychological Bulletin*, 128(4), pp. 539-579.
- 甲斐田万智子 (2019) 「子どもに対する暴力の撤廃に向けた WHO・アジア諸国の動向」、『子どもの権利研究』30、167-176 頁。
- 開原久代 (2011) 『家庭外ケア児童数及び里親委託率等の国際比較研究』、2011(平成23)年度厚生労働科学研究「社会的養護における児童の特性別標準的ケアパッケージ(被虐待児を養育する里親家庭の民間の治療支援機関の研究)」
- 賀川 豊彦 (1926) 『賀川豊彦氏大講演会集』、大日本雄弁会



- 加藤尚子 (2014) 「被措置児童虐待の予防と対応」相澤 仁編、『子どもの権利養護と里親家庭・施設づくり』、明石書店
- 上鹿渡和宏(2012) 「社会的養護の動向と喫緊の課題—『今を生きる子ども』の最善の利益から考える—」、『信州公衆衛生雑誌』6 (2)、113-120 頁。
- 川崎二三彦 (2013) 『「子どもの虐待防止推進全国フォーラム in 大分」報告書』  
<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidouka-teikyoku/0000043312.pdf> (2018/12/08 アクセス)
- 喜多明人 (1988) 「〈論説〉 体罰に関する調査ノート」、『立正大学文学部論叢』87、25-45 頁。
- 喜多明人 (2002) 「“実践的子どもの権利学への” への道」、『子どもの権利研究』1、3-10 頁。
- 喜多 明人 (2015) 『子どもの権利——次世代につなぐ』、エイデル研究所
- 喜多 明人 (2018) 「子どもの権利条約と日本の学校の行く末——「指導死」問題の検討などを通して」、『自由と正義』69(1)、39-47 頁。
- 喜多明人・浜田進士ら編著 (2006) 『イラスト版子どもの権利——子どもとマスターする 50 の権利学習』、合同出版
- 喜多明人ら (2009) 『逐条解説 子どもの権利条約』喜多明人・森田明美・広沢 明・荒牧重人編、日本評論社
- 久保樹里 (2017) 「児童相談所からみた措置変更」伊藤嘉余子 (編) 『社会的養護の子どもと措置変更 養育の質とパーマネンシー保障から考える』、明石書店、36-40 頁。
- クレアパレットら (2011) 『子どもの問題行動への理解と対応』上鹿渡和宏訳 (2013)、福村出版
- 「子どもが語る施設の暮らし」編集委員会 (2003) 『子どもが語る施設の暮らし2』、明石書店
- 許斐 有 (1996) 『子どもの権利と児童福祉法——社会的子育てシステムを考える』、信山社
- 才村 純 (2019) 神戸新聞 2019 年 6 月 10 日朝刊
- 坂井撰子 (2009) 「近代日本の里親慣習」、『現代社会文化研究』44 (3)、55-72 頁。
- 桜井高志 (2006) 「子ども参加ファシリテーターの役割と可能性」、『子どもの権利研究』9、17-19 頁。
- 佐藤郁哉 (2008) 『質的データ分析法—原理・方法・実践』、新曜社
- 「施設で育った子どもたちの語り」編集委員会 (2013) 『施設で育った子どもたちの語り』、明石書店
- Julian, V. R (2000) “Changing public attitudes towards corporal punishment: the effects of statutory reform in Sweden”, *Child Abuse & Neglect*, 24(8), 1027-1035.
- 庄司順一、篠島里佳 (2007) 「虐待発達障がいと里親養育」、『里親と子ども』2、6-12 頁。
- 杉山登志郎(2007a) 「絡み合う子ども虐待と発達障がい」、『里親と子ども』2、明石書店、26-32 頁。
- 杉山登志郎(2007b) 「虐待をうけた子どもへの精神医学的治療」、『里親と子ども』2、明石書店

- 店、92-98 頁。
- セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン (2018) 『子どもに対するしつけのための体罰等の意識・実態調査結果報告書 子どもへの体や心を傷つける罰のない社会を目指して』
- 瀬里徳子 (2017) 「里親養育・養子縁組の発展というストーリー」藤林武史 (編) 『児童相談所改革と協働の道—子どもの権利を中心とした福岡市モデル』、明石書店、161-181 頁。
- 高橋利一 (2013) 「権利擁護を推進する施設運営」、『子どもの権利養護と里親家庭・施設づくり』相澤 仁編、明石書店
- 武井 優 (2000) 『他人が子どもを育てるとき—里親と暮らした 50 人の今』、かもがわ出版
- 田嶋誠一 (2013) 『児童福祉施設における暴力問題の理解と対応——続・現実に介入しつづつ心に関わる』、金剛出版
- 田嶋誠一 (2014) 「児童福祉法改正と施設内虐待の行方—このままでは覆いかくされてしまう危惧をめぐって」、『社会的養護とファミリーホーム』4、1-13 頁。
- 玉井邦夫 (2005) 「学校教職員と児童虐待の対応」、『子どもの権利研究』7号、26-31 頁。
- WHO (2016) *INSPIRE : Seven Strategies for Ending Violence Against Children*. World Health Organization, 108p.
- 土屋 清 (2009) 「プライバシー・通信・名誉の保護」喜多明人ら (編)、『逐条解説 子ども権利条約』、日本評論社、115-120 頁。
- Durrant, J. E (1999) .Evaluating the success of Sweden’ s corporal punishment ban, *Child Abuse & Neglect*, 23 (5), pp435-448.
- Durrant, J. E (2009) 『親力をのばす 0 歳から 18 歳までの子育てガイド ポジティブ・ディシプリンのすすめ』柳澤圭子訳 (2009)、明石書店
- 土井高德 (2008) 『神様からの贈り物——里親土井ホームの子どもたち 希望と回復の物語』、福村出版
- 友田明美 (2013) 「家族関係の行動神経基盤 児童虐待の脳画像解析」、『分子精神医学』13 (4) 60-68 頁。
- 鳥海直美 (2018) 「障害児施設職員にとっての訪問アドボカシー導入のニーズ・懸念・資質」、堀正嗣編著『独立子どもアドボカシーサービスの構築に向けて』解放出版、140-169 頁。
- 内藤 寿七郎 (1998) 『育児の原理』、アップリカ育児研究会
- 中川友生 (2019) 「子ども・若者からみた養育者からの体罰等の問題」、『季刊教育法』201、82-89 頁。
- 長瀬正子 (2003) 「『子どもの権利ノート』の現状と課題」、『教育学研究論集』1、59-69 頁。
- 長瀬正子 (2005) 「児童養護施設における子どもの権利擁護に関する一考察：『子どもの権利ノート』の全国的実態とテキスト分析を中心に」、『社会福祉学』46 (2)、42-51 頁。

- 長瀬正子 (2016) 「全国の児童養護施設における『子どもの権利ノート』の現在—改訂および改訂の動向に焦点をあてて」、『佛教大学社会福祉学部論集』、12 頁。
- 長瀬正子 (2017) 「子どもに『権利を伝える』ことの一考察——全国の改訂された『子どもの権利ノート』を中心に」、『愛知県立大学教育福祉学部論集』66、57–64 頁。
- 西澤 哲 (2004) 「子ども虐待がそだちにもたらすもの」、『そだちの科学』2、10–16 頁。
- 西澤 哲 (2007) 「虐待をうけた子どもの心理学的特徴——トラウマと愛着の問題を中心に」、『里親と子ども』2、明石書店、40–47 頁。
- 西野博之 (2016) 「子どもの居場所づくりと相談・救済」荒牧重人、半田勝久、吉永省三編『子どもの相談・救済と子ども支援』、日本評論社
- 朴 志充 (2009) 「韓国における被虐待の現状と地域支援システム」、『東洋大学人間科学総合研究所紀要』10、133–152 頁。
- 長谷川真人 (2005) 『全国の児童相談所+児童養護施設で利用されている子どもの権利ノート——子どもの権利擁護の現状と課題』、三学出版有限会社
- 長谷川真人 (2010) 『子どもの権利ノートの検証——子どもの権利と人権をまもるために』、三学出版有限会社
- 原田綾子 (2008) 『「虐待大国」アメリカの苦闘——児童虐待防止への取組みと家族福祉政策』、ミネルヴァ書房
- 半田勝久 (2016) 「子ども条例に基づく公的第三者機関の歩みと課題」荒牧重人、半田勝久、吉永省三編『子どもの相談・救済と子ども支援』、日本評論社
- Bussmann, K, Erthal, C, Schroth, A (2011) , “Effects of banning corporal punishment in Europe: a five- nation comparison.” In: Durrant, J. E, Smith, A. B, (eds.) *Global pathways to abolishing physical punishment*, pp299-322. New York: Routledge.
- 平湯真人 (2000) 「人権回復の場としての施設」、『施設でくらす子どもたち第3版』(子どもの人権双書2)、明石書店
- Page. Clark (1977) 『養護児童の声——社会的養護とエンパワメント』津崎 哲雄監訳 (2010)、福村出版
- 堀 正嗣 (2018) 『独立子どもアドボカシーサービスの構築に向けて』、解放出版
- 前田徳晴 (2004) 「児童養護施設と虐待防止法の歴史」、『子どもの虐待とネグレクト』6 (3)、283–295 頁。
- 牧 柁名 (1992) 『懲戒・体罰の法制と実態』、学陽書房
- 松原康雄 (2014) 「社会的養護における子どもの権利擁護」、相澤 仁編『子どもの権利養護と里親家庭・施設づくり』、明石書店
- 宮尾益知 (2007) 「学習障害」、『里親と子ども』2、86–91 頁。
- 毛利子来 (1979) 『新エミール——育児と教育について』、筑摩書房
- 森田明美 (2012) 「安全・安心して養育を受ける権利」、『子どもの権利研究』20、46–47 頁。

- 森田ゆり (2003) 『しつけと体罰——子どもの内なる力を育てる道すじ』、明石書店
- 森本志磨子 (2014) 「社会的養護の当事者支援活動」、NPO 法人 CAP センター・JAPAN ホームページ <http://cap-j.net/archives/2111> (2019/5/3 アクセス)
- 山縣文治 (2019) 神戸新聞 6 月 20 日朝刊
- 吉田貴文 (2013) 「世田谷区——羽根木プレーパーク」、『子どもの権利研究』22、62-63 頁。
- 吉田恒雄 (1998) 『児童虐待への介入——その制度と法』、尚学社
- 吉永省三 (2019) 「子どもオンブズパーソン制度化 20 年の意義と課題——子どもの権利擁護を担う公的第三者機関のこれからに向けて」、『子どもの権利研究』30、145-154 頁。

### 【国内資料】

- 朝日新聞厚生文化事業団 (2008a) 『しってほしい、あなたのこと 子どもの権利ノート (幼児・小学生用)』
- 朝日新聞厚生文化事業団 (2008b) 『知ってほしい、あなたのこと 子どもの権利ノート (中学生・高校生用)』
- 朝日新聞厚生文化事業団 (2008c) 『子どもの権利ノートガイドブック 子どもと里親養育の未来のために』
- 朝日新聞厚生文化事業団 (2008d) 『朝日の社会福祉——平成 20 年度事業報告』  
<http://www.asahi-welfare.or.jp/report/annual/pdf/08houkoku.pdf> (2019/3/6 アクセス)
- OUR VOICE OUR TURN JAPAN (2017) 『僕らの声「不安」「話す相手がいない」「お金もない」知っていますか？ 親とはなれて暮らす子どもたちのことを。』
- IFCA (2019) 「IFCA ユースプロジェクト」<https://ifcaseattle.org/jp/youthandalumni.html>  
(2019/08/22 アクセス)
- NPO 法人子どもすこやかサポートネット (2015) 「子どもを守る調査・研究」  
<http://www.kodomosukoyaka.net/research/chokai.html> (2015/12/1 アクセス)
- 大阪府 (2002) 『あたらしいおうちでくらす( )のノート 子どもの権利ノート (幼児・知的障害のある人用)』
- 大阪府 (2011) 『子どもの権利ノート 資料編』
- 大阪府 (2013) 『子どもの権利ノート 新しい家でくらす( )のために (小学生以上用)』
- 大阪府立大学 (2017) 『大阪府子どもの生活に関する実態調査報告書』  
<http://www.pref.osaka.lg.jp/attach/28281/00000000/01jittaityosahoukokousyo.pdf> (2019/07/01 アクセス)
- 外務省 (1997) 「人権教育のための国連 10 年 (1995 年～2004 年) 行動計画 (仮訳)」  
[https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jinken/kyoiku/pdfs/k\\_keikaku3.pdf](https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jinken/kyoiku/pdfs/k_keikaku3.pdf)  
(2019/8/11 アクセス)
- 川崎市 (2004) 「川崎市における子どもの権利に関する実態及び意識を把握するための調査

調査結果から見えてくるもの」

[http://www.city.kawasaki.jp/shisei/category/60-2-2-3-5-2-0-0-0.html](http://www.city.kawasaki.jp/shisei/category/60-2-2-3-5-2-0-0-0-0.html)

(2019/07/11 アクセス)

川崎市 (2018) 『第 6 回川崎市 子どもの権利に関する実態・意識調査報告書 (概要版)』

[http://www.city.kawasaki.jp/450/cmsfiles/contents/0000096/96203/6chousa\\_gaiyou.pdf](http://www.city.kawasaki.jp/450/cmsfiles/contents/0000096/96203/6chousa_gaiyou.pdf) (2019/10/14 アクセス)

川西市 (2018) 『平成 29(2017)年度 子どもの権利条約にもとづく実感調査 集計結果報告書』

[https://www.city.kawanishi.hyogo.jp/\\_res/projects/default\\_project/\\_page\\_/001/001/656/H29kodomo\\_chousa.pdf](https://www.city.kawanishi.hyogo.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/001/656/H29kodomo_chousa.pdf) (2019/10/14 アクセス)

CAP (2018) 「J CAPTA 小学生プログラム」 <https://j-capta.org/cap/esp.html> (2019/4/4 アクセス)

京都府(2015) 『新京都府人権教育・啓発推進計画に関する 人権教育・啓発に関する府民調査報告書 概要版』、京都府府民生活部人権啓発推進室

警察庁 (2018) 「平成 29 年における少年非行、児童虐待及び子供の性被害の状況について」

<https://www.npa.go.jp/news/release/2018/20180228001.html> (2018/06/18 アクセス)

公益法人家庭養護促進協会 「団体概要」

<http://www5f.biglobe.ne.jp/~ainote/syadan/us.html> (2019/08/22 アクセス)

公益社団法人子ども情報センター (2018) 『厚生労働省公募調査研究事業 平成 29 年度子ども・子育て支援推進調査研究事業研究課題 9 「都道府県児童福祉審議会を活用した子どもの権利擁護の仕組み」 調査研究報告書』、公益社団法人子ども情報研究センター

厚生労働省 (2007a) 『子ども虐待対応の手引き— 2 章発生予防』

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/dv12/00.html> (2019/6/1 アクセス)

厚生労働省 (2007b) 『「社会的養護体制の充実を図るための方策について」 社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会報告書』

<http://www.mhlw.go.jp/shingi/2007/11/s1129-7.html> (2015/11/05 アクセス)

厚生労働省 (2009a) 『被措置児童等虐待対応ガイドライン』

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/pdf/tuuchi-45.pdf> (2019/7/4 アクセス)

厚生労働省 (2009b) 「全国児童福祉主管課長・子育て応援特別手当関係課長会議資料」

<http://www.mhlw.go.jp/shingi/2009/01/d1/s0108-4b.pdf> (2015/12/03 アクセス)

厚生労働省 (2011a) 『里親委託ガイドライン』

<https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r98520000025o5n-att/2r98520000025oef.pdf> (2019/4/2 アクセス)

厚生労働省 (2011b) 「社会的養護の課題と将来像」

<https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000001j8sw-att/2r9852000001j8xy>

- .pdf (2019/03/12 アクセス)
- 厚生労働省 (2012a) 『里親及びファミリーホーム養育指針』  
[http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/syakaiteki\\_yougo/dl/yougo\\_genjou\\_09.pdf](http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/syakaiteki_yougo/dl/yougo_genjou_09.pdf) (2019/7/1 アクセス)
- 厚生労働省 (2012b) 「第 13 回社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会資料 家庭養護と家庭的養護の整理について」  
<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r985200000202we-att/2r985200000202zj.pdf> (2019/7/5 アクセス)
- 厚生労働省 (2015a) 「社会的養護の課題と将来像の実現に向けて」  
<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidouka-teikyoku/0000100663.pdf> (2015/11/30 アクセス)
- 厚生労働省 (2015b) 「e-ラーニングで学ぶ 15 分でわかるセルフケア」  
<http://kokoro.mhlw.go.jp/selfcare/assets/pdf/elearning.pdf> (2015/12/13 アクセス)
- 厚生労働省 (2015c) 「雇用均等・児童家庭局長通知 社会的養護関係施設における第三者評価及び自己評価の実施について」  
<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidouka-teikyoku/0000080133.pdf>. (2015/11/3 アクセス)
- 厚生労働省 (2015d) 「社会的養護とは」  
[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo\\_kosodate/syakaiteki\\_yougo/](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/syakaiteki_yougo/) (2019/7/2 アクセス)
- 厚生労働省 (2015e) 「児童養護施設入所児童等調査結果の概要」  
<http://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou-11905000-Koyoukintoujidouka-teikyoku-Kateifukushika/0000071184.pdf> (2019/1/8 アクセス)
- 厚生労働省 (2015f) 「社会的養護の現状について」  
[http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu\\_Shakaihoshoutantou/0000095850.pdf](http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu_Shakaihoshoutantou/0000095850.pdf) (2019/6/1 アクセス)
- 厚生労働省 (2016) 「平成 28 年度における被措置児童等虐待への各都道府県市対応状況について」 <https://www.mhlw.go.jp/content/000348436.pdf> (2019/6/2 アクセス)
- 厚生労働省雇用均等・児童家庭局 (2016) 「児童虐待防止対策について」  
<https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-10901000-Kenkoukyoku-Soumuka/000131912.pdf> (2019/8/6 アクセス)
- 厚生労働省社会保障審議会 (2016) 『子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について第 12 次報告』
- 厚生労働省社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会 (2016) 『被措置児童等虐待事例の分析に関する報告』  
<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidouka-teikyoku/0000174951.pdf> (2019/07/5 アクセス)

- 厚生労働省 (2017a) 「平成 28 年度における被措置児童虐待への各都道府県市の対応状況について」 <https://www.mhlw.go.jp/content/000348436.pdf> (2018/9/30 アクセス)
- 厚生労働省 (2017b) 「社会的養護の現状について」  
<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000187952.pdf>. (2019/3/28 アクセス)
- 厚生労働省新たな社会的養育の在り方に関する検討会 (2017) 『新しい社会的養育ビジョン』  
<https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-11901000-Koyoukintoujidoukateikyoku-Soumuka/0000173888.pdf> (2019/06/30 アクセス)
- 厚生労働省 (2018a) 「平成 28 年度における被措置児童等虐待への各都道府県市の対応状況等に係る調査結果」 <https://www.mhlw.go.jp/content/000348436.pdf> (2019/07/6 アクセス)
- 厚生労働省 (2018b) 「平成 29 年度福祉行政報告例の概況」  
<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/gyousei/17/dl/gaikyo.pdf>  
(2019/7/1 アクセス)
- 厚生労働省社会保障審議会社会的養育専門委員会(2018) 『市町村・都道府県における子ども家庭相談支援体制の強化等に向けたワーキンググループとりまとめ』  
<https://www.mhlw.go.jp/content/11920000/000468993.pdf> (2019/2/1 アクセス)
- 厚生労働省 (2019a) 「2018(平成 30)年度 児童相談所での児童虐待相談対応件数<速報値>」  
<https://www.mhlw.go.jp/content/11901000/000533886.pdf> (2019/8/2 アクセス)
- 厚生労働省 (2019b) 『子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について (第 15 次報告)』  
<https://www.mhlw.go.jp/content/11901000/000533885.pdf> (2019/8/3 アクセス)
- 厚生労働省子ども家庭局 (2019) 「社会的養育の推進に向けて」  
<https://www.mhlw.go.jp/content/000503210.pdf> (2019/8 /1 アクセス) .
- 国立教育政策研究所 (2019) 『教員環境の国際比較:OECD 国際教員指導環境調査(TALIS) 2018 報告書 一学び続ける教員と校長一の要約』  
<http://www.nier.go.jp/kenkyukikaku/talis/index.html> (2019/6/25 アクセス)
- 国立リハビリテーションセンター (2019) 発達障害情報・支援センター「家族支援 ペアレントトレーニングについて」 <http://www.rehab.go.jp/ddis/> (2019/07/2 アクセス)
- 子どもすこやかサポートネットほか (2019) 「共同声明 虐待や体罰等の子どもに対する暴力のない社会を実現するために」  
<https://www.savechildren.or.jp/scjcms/press.php?d=2969> (2019/6/1 アクセス)
- 子どもの権利条約総合研究所 (2019) 『子ども条例に基づく子どもの相談・救済機関 (公的第三者機関) 一覧』 <http://npocrc.org/data> (2019/08/26 アクセス)
- 埼玉県 (2015) 『子どもの権利ノート—里親さんの家で生活することになったあなたへ』

さいたま市 (2018) 『子どもの権利ノート』

堺市 (作成年不明 a) 『にこにこノート あたらしいおうちでくらすあなたへ 堺市子どもの権利ノート』

堺市 (作成年不明 b) 『子どもの権利ノート 新しい家で暮らすあなたに』

滋賀県 (2004) 『子どもの権利に関する実態・意識調査』、滋賀県健康福祉部児童家庭課。

島根県 (2015a) 『里親さんの家で暮らすってどんなこと? 子どもの権利ノート(小学生用)』

島根県 (2015b) 『里親さんの家で暮らすってどんなこと? 子どもの権利ノート(中高生用)』

衆議院 (2000) 「第 147 回国会衆議院青少年問題特別委員会議録」第 5 号 12 頁。

セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン (2018) 『子どもに対するしつけのための体罰等の意識・実態調査結果報告書 子どもを傷つける罰のない社会を目指して』

全国児童養護施設協議会 (2010) 『もっと、もっと知ってほしい 児童養護施設子どもを未来とするために』、<http://www.zenyokyo.gr.jp/motto.pdf> (2019/6/1 アクセス)

千葉県 (2009) 『子どもの意識・実態調査について 「子どもの権利・参画のための研究会」による調査実施結果 (概要版)』  
<https://www.pref.chiba.lg.jp/jika/shingikai/jidoukatei-2/ishikityousa.html> (2015/11/3 アクセス)

千葉県 (2010) 『里親さんの家で生活することになったあなたへ 子どもの権利ノート 高学年用』

千葉県 (2013) 『里親さんの家で生活することになったあなたへ 子どもの権利ノート 低学年用』

千葉市 (2018) 『里親さんの家で過ごすあなたへ 子どもの権利ノート』

チャイルドライン (2019) 「チャイルドラインとは」<https://childline.or.jp/supporter>. (2019/08/20 アクセス)

東京都 (2019) 「東京都子供への虐待の防止等に関する条例」  
<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/osekkai/laws/laws.html> (2019年6月21日アクセス)

富山県 (2012) 『大切 (たいせつ) なあなたへ 子どものけんり』

内閣府 (2012) 「人権擁護に関する意識調査」  
<http://survey.gov-online.go.jp/h24/h24-jinken/zh/z08.html> (2015/12/8 アクセス)

新潟県 (作成年不明) 『あなたへの大切なお知らせ』

日本弁護士連合会 (2015) 「子どもに対する体罰及びその他の残虐な又は品位を傷つける形態の罰の根絶を求める意見書」

日本弁護士連合会 (2018) 『子どもがすこやかに育つ、虐待のない社会を実現するために』

ヒューマンライツウォッチ (2014) 『夢がもてない—日本における社会的養護下の子どもたち』、38 頁。



- 兵庫県 (2014) 『あなたの未来をひらくノート』
- 平野裕二 (2018) 「ARC平野裕二の子どもの権利・国際情報サイトー各国の体罰全面禁止法」  
<https://www26.atwiki.jp/childrights/pages/107.html> (2018/8/2 アクセス)
- 福島県 (2012) 『知っておこう わたしの権利 子どもの権利ノート 里親版』
- 法務省 (2000) 『法務省法制審議会児童虐待防止関連親権制度部会第10回会議議事録』、4頁。
- 法務省 (2019) 「子どもの人権110番」 <http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken112.html>  
(2019/08/21 アクセス)
- 文部科学省 (2013) 「体罰の禁止及び児童生徒の理解に基づく指導の徹底について (通知)」  
[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/seitoshidou/1331907.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1331907.htm) (2019/6/2 アクセス)
- 文部科学省 (2018a) 『平成29年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果について』  
[http://www.mext.go.jp/component/a\\_menu/education/detail/\\_\\_icsFiles/afielldfile/2019/01/10/1412082-2901.pdf](http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/__icsFiles/afielldfile/2019/01/10/1412082-2901.pdf) (2019/6/2 アクセス)
- 文部科学省 (2018b) 「体罰の実態把握について (平成29年度)」  
[http://www.mext.go.jp/component/a\\_menu/education/detail/\\_\\_icsFiles/afielldfile/2018/12/25/1411826\\_10.pdf](http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/__icsFiles/afielldfile/2018/12/25/1411826_10.pdf) (2019/6/2 アクセス)
- 文部科学省 (2019) 「平成29年度公立学校教職員の人事行政状況調査について」  
[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/jinji/1411820.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/jinji/1411820.htm) (2019/4/10 アクセス)
- 文部科学省 (2019) 「全国(ぜんこく)の児童(じどう)生徒(せいと)の皆(みな)さんへー安心(あんしん)して相談(そうだん)してください」  
[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/daijin/detail/1414525.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/daijin/detail/1414525.htm) (2019/4/10 アクセス)
- 山口県 (作成年不明) 『大切(たいせつ)なあなたへ 子どもの権利ノート 里親版』
- 早稲田大学大学院体罰調査プロジェクトチーム (2019) 『若者を対象とした子ども期の家庭における体罰等の実態意識調査報告書 子ども・若者側からみた体罰等の問題』

### 【海外資料】

- 国際連合 (1989) 「子どもの権利条約」 国際教育法学会訳
- 国際連合 (2015) 「我々の世界を変革する持続可能な開発のための2030アジェンダ (外務省訳)」 <https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000101402.pdf> (2018/08/1 アクセス)
- 国際連合 (2009) 「国連総会採択決議64/142 児童の代替的養護ガイドライン」、厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課仮訳(2009)  
<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r98520000018h6g-att/2r98520000018hly>

pdf (2019/4/7 アクセス)

国連事務総長研究 (2006) 「子どもに対する暴力に関する調査」、平野 裕二訳

[http://childrights.world.coocan.jp/international/vac\\_study-rec.htm](http://childrights.world.coocan.jp/international/vac_study-rec.htm)

(2018/08/11 アクセス)

国連子どもの権利委員会 (2005) 「一般的意見 7 号『乳幼児期における子どもの権利の実施』」

平野 裕二訳 (2005) [http://childrights.world.coocan.jp/crcccommittee/](http://childrights.world.coocan.jp/crcccommittee/generalcomment/genecom7.htm)

[generalcomment/genecom7.htm](http://childrights.world.coocan.jp/crcccommittee/generalcomment/genecom7.htm) (2018/4/08 アクセス)

国連子どもの権利委員会 (2006) 「一般的意見 8 号『体罰その他の残虐なまたは品位を傷つける形態の罰から保護される子どもの権利』」、平野裕二訳

国連子どもの権利委員会 (2011) 「一般的意見 13 号『あらゆる形態の暴力からの自由に対する子どもの権利』」、平野裕二訳

国連子どもの権利委員会 (2019) 「日本の第 4 回・第 5 回統合定期報告書に関する総括所見」、子どもの権利条約 NGO レポート連絡会議訳

CDC(2010) “Child Abuse and Neglect Prevention” ,

<https://www.cdc.gov/violenceprevention/childabuseandneglect/>

(2019/01/13 アクセス)

Global Initiative to End All Punishment of Children (2018)

<https://endcorporalpunishment.org> (2018/5/1 閲覧)

Save the children Sweden (2009) 『子どもに対する暴力のない社会をめざして一体罰を禁止したスウェーデン 35 年の歩み』 Save the children Japan 訳

<http://savechildren.or.jp/scjcms/dat/img/blog/1713/1412921460115.pdf>

(2015/9/23 アクセス)

WHO (2016) *INSPIRE: Seven Strategies for Ending Violence Against Children*, World Health Organization, 108p.

巻末資料 1

里親の子どもの権利条約認知状況に関するアンケート

【アンケート記入のお願い】

該当する項目にマル印または数字をご記入ください。

(記入例)

あなたの性別をご記入ください。 ① 女性 2. 男性

あなたの里親経験年数は何年ですか。 ( 5 ) 年

【質問項目】

質問 1 あなたの性別をご記入ください。

1. 男性 2. 女性

質問 2 あなたの年齢を教えてください。

( ) 歳

質問 3 あなたの里親またはファミリーホーム養育者の経験年数は何年ですか。

※ 複数回の経験のある方は合計の経験年数を記入ください。

( ) 年 ・ ヶ月 ※ 一年未満の方は何ヶ月かで記入ください。

質問 4 あなたは国際条約である子どもの権利条約を知っていますか。

※条約設立の目的、一般原則、条約の執行確認機関、国際的な法律文書であることを全てご存知の方は「よく知っている」へ○をご記入ください

1. よく知っている 2. 聞いたことがある 3. 全く知らない

質問 4 -① あなたは子どもの権利条約を 1994 年に日本が批准していることを知っていますか。

1. 知っている 2. 知らない

**質問4-② 子どもの権利条約には第2条「差別の禁止」という項目があります。これらについてご存知ですか**

1. 項目の内容を詳しく知っている
2. 項目の一部の内容を理解している
3. 「差別の禁止」という項目があることを知っている
4. 全く知らない

**質問4-③ 子どもの権利条約には第3条「子どもの最善の利益の保障」という項目があります。これらについてご存知ですか**

1. 項目の内容を詳しく知っている
2. 項目の一部の内容を理解している
3. 「子どもの最善の利益の保障」という項目があることを知っている
4. 全く知らない

**質問4-④ 子どもの権利条約には第6条「発達の権利」という項目があります。これらについてご存知ですか**

1. 項目の内容を詳しく知っている
2. 項目の一部の内容を理解している
3. 「発達の権利」という項目があることを知っている
4. 全く知らない

**質問4-⑤ 子どもの権利条約には第12条「意見表明権」という項目があります。これらについてご存知ですか**

1. 項目の全ての内容を理解している
2. 項目の一部の内容を理解している
3. 「意見表明権」という項目があることを知っている
4. 全く知らない

**質問4-⑥ 子どもの権利条約には第20条「代替的養護の権利」という項目があります。これらについてご存知ですか**

1. 項目の全ての内容を理解している
2. 項目の一部の内容を理解している
3. 「代替的養護の権利」という項目があることを知っている
4. 全く知らない

**質問5** あなたは子どもの権利条約を体系的に学んだ経験がありますか。具体的には、条約成立の目的、条約の内容、条約の執行状況の確認機関の存在などについて学ぶ機会があったかどうか教えてください。

1. 里親登録、ファミリーホーム養育者になる以前の教育で学んだ
2. 里親登録、ファミリーホーム養育者になるための研修で学んだ
3. 里親登録、ファミリーホーム養育者になってから研修等で学んだ
4. その他の機会学んだ（具体的に \_\_\_\_\_ ）
5. 学ぶ機会がなかった

1～4のいずれかに回答された方は、具体的にどのような機会にどのようにして学びましたか。

（例：里親会の研修で知り、書籍などで独学で学んだなど）

[ \_\_\_\_\_ ]

**質問6** あなたは日々の生活の中で「子どもの権利」を意識して、養育を行っていますか。

1. かなり意識している
2. やや意識している
3. あまり意識していない
4. 全く意識していない

具体的にどのようなことを意識しているか、記入ください。

[ \_\_\_\_\_ ]



巻末資料2 「里親の子どもの権利に関する意識と行動一覧表 ①」

	意識された子どもの権利 (n=21)						子どもの権利擁護に関する行動 (n=21)			
	「子どもの権利リスト」提示前		「子どもの権利リスト」提示後							
子どもの権利条約の条項 (国際教育法研究会訳)	何が子どもの権利と思うかの 質問への回答 ※上位3位を網かけ	割合	子どもの権利リストに 記入された子どもの権利 ※60%以上に網かけ	割合	語りて出現した子どもの権利 ※60%以上で網かけ	割合	擁護されている子どもの権利 ※60%以上で網かけ	割合	侵害されている子どもの権利 ※上位3位を網かけ	割合
子どもが権利主体である 前文	基本的人権 一人の人格として尊重	24%	リストに記載なし	—	権利を基盤とした養育が必要	10%	人権を重視した行動	10%		
							子どもへの権利教育	33%		
							個別性に配慮した養育	52%		
差別的禁止 2条	—	—	差別的禁止	67%	里子であることが理由での 差別的禁止	81%	里子であることを周囲に伝える	33%	里子であることを隠す	19%
							里子へ代替的養護の権利を伝える	33%		
							障害、国籍による差別的禁止	14%		
子どもの最善の利益 3条	子どもの最善の利益の実現	5%	子どもの最善の利益 (子どもにとってよいことを)	57%	養育者の子どもの権利の 理解が必要(学習・研修)	81%	子どもの最善を考えた行動や選択	67%		
							養育関連の積極的な 研修参加や学習	52%	子どもの権利の学習・研修は 不必要であり参加しない	10%
							措置後も親子関係の継続	52%		
親(保護者)の指導の尊重 5条	—	—	保護者の指導の尊重	62%	子どもへの権利教育	24%	里子の自立のための行動	76%		
							里子の意見を聞きながら、 年齢に応じた指導	95%		
							里親の専門的知識の必要性	19%		
生命への権利、生存、 発達の権利 6条	生きる・育つ権利	38%	生きる権利・育つ権利	81%	里子の自立を支援する	71%	里子の自立のための行動	71%		
							生きる権利、育つ権利行動	95%		
							積極的な地域行事への参加	71%		
							愛着関係の再構築	71%		
							衛生面の配慮と医療受診	29%		
親(養育者)の第1次的養育 責任と国の援助 18条	子が親をしたう権利	5%	リストに記載なし	—	養育者の指導責任の意識	95%	里子の意見を聞きながら、 年齢に応じた指導	95%		
							実親と暮らす権利	5%	里親による里親支援の活動	24%
							里親の権利擁護が必要	14%	子どものために他職種と 連携する行動	62%
							里親支援が必要性	10%	里子へ子どもの権利を教える	33%
親からの分離禁止と分離の ための手続き 9条	—	—	リストに記載なし	—	—	—	里子の家族再統合への支援	29%		
意見表明権 12条	意見表明権	10%	意見表明権	76%	—	—	とにかく意見を聞く	24%		
							意見表出の支援	81%		
							意見表明、意思決定の尊重	95%		
表現の自由 13条	—	—	表現の自由	76%	—	—	表現の自由を守る行動	52%		

巻末資料 2 「里親の子どもの権利に関する意識と行動一覧表 ②」

	意識された子どもの権利 (n=21)						子どもの権利擁護に関する行動 (n=21)			
	「子どもの権利リスト」提示前		「子どもの権利リスト」提示後				擁護されている子どもの権利		侵害されている子どもの権利	
子どもの権利条約の条項 (国際教育法研究会訳)	何が子どもの権利と思うかの 質問への回答 ※上位3位を細かけ	割合	子どもの権利リストに 記入された子どもの権利 ※60%以上に細かけ	割合	語りで出現した子どもの権利 ※60%以上であみかけ	割合	擁護されている子どもの権利 ※60%以上で細かけ	割合	侵害されている子どもの権利 ※上位3位を細かけ	割合
親を知り養育される権利 7条	出自を知る権利	5%	知る権利・適切な情報の入手 ※60%以上に細かけ	76%	出自を知ることへの協力 ※60%以上であみかけ	76%	成長に応じて、里子が出自を知るため協力する	67%	出自は伝えない	10%
アイデンティティの保全 8条							実名の積極使用	10%	通称名の使用	14%
適切な情報へのアクセス 17条							—	—	情報へのアクセスの必要性	38%
プライバシー・通信・名誉の保護 16条	プライバシーの保護	5%	プライバシーが守られる権利	71%			プライバシーを守る行動	52%	プライバシーの侵害	48%
							通称名の使用	14%	実名の積極使用	10%
							里子であることを隠す	19%	里子であることを周囲に伝える	33%
養育者からの虐待・放任・搾取の保護 19条	安心して生活できる権利 暴力からの保護	14%	虐待・放任からの保護	90%	養育者から里子への虐待・暴力の禁止	62%	被虐待児への治療的ケアの実践	81%		
							非暴力の養育の実践	48%	里子への暴力・虐待行動	38%
							とにかく受容する	19%		
拷問の禁止 27条							学校等での体罰などの否定	57%	家庭外での暴力・虐待から守る	62%
犠牲になった子どもの心身の回復と社会復帰 39条							里子の自立のための行動	71%		
家庭環境を奪われた子どもの保護(代替養育)20条 養子縁組 21条	家庭で育つ権利	5%	家庭を奪われた子どもの保護(代替養育の権利)	71%	家庭養護の優先	90%	家庭養護養育者である	100%		
							よい家族環境の提供と家族イベントの実施	43%		
							家庭養護制度の啓発・普及	48%	善意、人間愛での家庭養護	14%
							里子であることを周囲に伝える	33%	里子であることを隠す	19%
							里子へ代替的養護の権利を伝える	33%		
生活水準への権利 27条	食事の権利	10%	生活水準(心や体の健やかな成長に必要な生活をおくる権利)	78%	—	—	食べる、食事への配慮	57%		
							住環境の整備	24%		
障害のある子どもの権利 23条							—	—	子どものために他職種と連携する	62%
健康・医療への権利 24条	—	—	—	—	—	—	衛生面の配慮と積極的医療受診	29%		
教育への権利 28条	教育への権利	19%	教育をうける権利	90%	—	—	教育を受ける機会を確保する	78%		
教育の目的 29条							—	—	個別性に配慮した養育を行う	52%
	—	—	—	—	—	—	子どもへの権利教育を行う	33%		
休息・余暇、遊び、文化的・芸術的生活への参加 31条	遊ぶ権利	5%	休み、遊ぶ権利	81%	—	—	里子の遊ぶ機会を積極的につくる	62%		
							絵本の読み聞かせ、映画鑑賞、美術館に行く	24%		
							休みやすい工夫や声かけ	62%		



### 巻末資料 3

## 若者を対象とした子ども期の家庭の体罰等に関する実態・意識調査 インターネット調査の質問票

### 調査 1

問1 あなたが日常生活をすごしている性別を教えてください

1. 男性      2. 女性      3. その他

問2 あなたの年齢を教えてください

(        ) 歳

問3 あなたは学生ですか

1. 大学院生   2. 大学生   3. 短大生   4. 専門学校生   5. その他の学校  
6. 学生ではない

問4 あなたは、子ども時代（0歳～18歳）、主にどのような環境で育ちましたか

1. 実親家庭   2. 親戚・祖父母の家庭   3. 継父・継母のいる家庭   4. 里親家庭  
5. 児童養護施設   6. その他

問5 子ども時代（0歳から18歳）を振りかえって、あなたの感じたままでお答えください。あ

なたは子ども時代の暮らしぶりについてどのように感じていましたか

1. とても裕福であった   2. やや裕福であった   3. やや貧しかった  
4. とても貧しかった

問6 子ども時代（0歳から18歳）を振りかえって、あなたの感じたままでお答えください。あ

なたは子ども時代の家庭での暮らしぶりについてどのように感じますか

6-1 家庭で安全に成長できた

1. とても感じる   2. やや感じる   3. あまり感じない   4. まったく感じない

6-1 家庭で安全に成長できた

1. とても感じる 2. やや感じる 3. あまり感じない 4. まったく感じない

問7 あなたは家庭で養育者<sup>(注1)</sup>から体罰等をうけたことがありますか

注1：養育者とは、親、親がわりの大人、同居している大人など

1. 日常的にうけていた 2. 時々うけていた 3. 1、2回うけたことがある  
4. 一度もうけたことがない

問8 あなたは一般論として子育てで体罰等を使用することをどう考えますか

1. 積極的に使用する 2. 状況により使用する 3. それしか方法がない場合のみ使用する  
4. 使用するべきでない

## 調査 2

問1 あなたは子ども時代、養育者から、げんこつ、殴られる、蹴られるといった行為をされたことがありますか

1. 日常的にうけていた 2. 時々うけていた 3. 1、2回うけたことがある  
4. 一度もうけたことがない

問2 あなたは子ども時代、養育者からの『げんこつ、殴られる、蹴られるといった行為』をどのように感じましたか

### 【肯定的な感情をもった】

1. 自分が悪いからしかたない 2. 愛情を感じた 3. 信頼感が増した  
4. 感謝している 5. その他の肯定的な感情

### 【否定的な感情をもった】

6. 理不尽と感じた 7. 怖かった 8. 不信感をもった 9. 腹がたった  
10. その他の否定的な感情

問3 あなたは子ども時代、養育者から、小突かれる、頭やおしりを軽く叩かれるなどの行為をされたことがありますか

1. 日常的にうけていた
2. 時々うけていた
3. 1、2回うけたことがある
4. 一度もうけたことがない

問4 あなたは子ども時代、養育者からの『小突かれる、頭やおしりを軽く叩かれるなどの行為』をどのように感じましたか

**【肯定的な感情をもった】**

- 1.自分が悪いからしかたない
- 2.愛情を感じた
- 3.信頼感が増した
- 4.感謝している
- 5.その他の肯定的な感情

**【否定的な感情をもった】**

- 6.理不尽と感じた
- 7.怖かった
- 8.不信感をもった
- 9.腹がたった
- 10.その他の否定的な感情

問5 あなたは子ども時代、養育者から、長時間正座させられる、部屋に閉じ込められるといった行為をされたことがありますか

1. 日常的にうけていた
2. 時々うけていた
3. 1、2回うけたことがある
4. 一度もうけたことがない

問6 あなたは子ども時代、養育者からの『長時間正座させられる、部屋に閉じ込められるといった行為』をどのように感じましたか

**【肯定的な感情をもった】**

- 1.自分が悪いからしかたない
- 2.愛情を感じた
- 3.信頼感が増した
- 4.感謝している
- 5.その他の肯定的な感情

**【否定的な感情をもった】**

- 6.理不尽と感じた
- 7.怖かった
- 8.不信感をもった
- 9.腹がたった
- 10.その他の否定的な感情

問7 あなたは子ども時代、養育者から、怒鳴られる、脅される、暴言をうけるといった行為をされたことがありますか

1. 日常的にうけていた
2. 時々うけていた
3. 1、2回うけたことがある
4. 一度もうけたことがない

問8 あなたは子ども時代、養育者からの『怒鳴られる、脅される、暴言をうけるといった行為』をどのように感じましたか

【肯定的な感情をもった】

- 1.自分が悪いからしかたない
- 2.愛情を感じた
- 3.信頼感が増した
- 4.感謝している
- 5.その他の肯定的な感情

【否定的な感情をもった】

- 6.理不尽と感じた
- 7.怖かった
- 8.不信感をもった
- 9.腹がたった
- 10.その他の否定的な感情

問9 あなたは子ども時代、養育者から、相手にされない、にらまれる、馬鹿にされるといった行為をされたことがありますか

- 1.日常的にうけていた
- 2.時々うけていた
- 3.1、2回うけたことがある
- 4.一度もうけたことがない

問10 あなたは子ども時代、養育者からの『相手にされない、にらまれる、馬鹿にされるといった行為』をどのように感じましたか

【肯定的な感情をもった】

- 1.自分が悪いからしかたない
- 2.愛情を感じた
- 3.信頼感が増した
- 4.感謝している
- 5.その他の肯定的な感情

【否定的な感情をもった】

- 6.理不尽と感じた
- 7.怖かった
- 8.不信感をもった
- 9.腹がたった
- 10.その他の否定的な感情

問11 あなたは子ども時代、養育者から、何日も連続して身の回りのこと（食事の準備、洗濯や掃除、入浴など）をしてもらえないことがありましたか

- 1.日常的にうけていた
- 2.時々うけていた
- 3.1、2回うけたことがある
- 4.一度もうけたことがない

問 12 あなたは子ども時代、養育者からの『何日も連続して身の回りのこと（食事の準備、洗濯や掃除、入浴など）をしてもらえないこと』をどのように感じましたか

【肯定的な感情をもった】

- 1.自分が悪いからしかたない
- 2.愛情を感じた
- 3.信頼感が増した
- 4.感謝している
- 5.その他の肯定的な感情

【否定的な感情をもった】

- 6.理不尽と感じた
- 7.怖かった
- 8.不信感をもった
- 9.腹がたった
- 10.その他の否定的な感情

問 13 あなたは子ども時代、養育者から、性的に嫌なこと、性的暴力といった行為をされたことがありますか

- 1.日常的にうけていた
- 2.時々うけていた
- 3.1、2回うけたことがある
- 4.一度もうけたことがない

問 14 あなたは子ども時代、養育者からの『性的に嫌なこと、性的暴力といった行為』をどのように感じましたか

【肯定的な感情をもった】

- 1.自分が悪いからしかたない
- 2.愛情を感じた
- 3.信頼感が増した
- 4.感謝している
- 5.その他の肯定的な感情

【否定的な感情をもった】

- 6.理不尽と感じた
- 7.怖かった
- 8.不信感をもった
- 9.腹がたった
- 10.その他の否定的な感情

問 15 あなたは、"しつけ"のために子どもに以下の行為を行うことを許されない行為といますか

15-1 ゲンコツで殴る、蹴るなどの行為、

- 1.とてもそう思う
- 2.そう思う
- 3.そう思わない
- 4.まったくそう思わない

15-2 軽くおしりを叩く、小突くなどの行為

1. とてもそう思う 2. そう思う 3. そう思わない 4. まったくそう思わない

15-3 怒鳴る、大声で注意する

1. とてもそう思う 2. そう思う 3. そう思わない 4. まったくそう思わない

15-4 無視する、馬鹿にする

1. とてもそう思う 2. そう思う 3. そう思わない 4. まったくそう思わない

15-5 身の回りの世話をしない

1. とてもそう思う 2. そう思う 3. そう思わない 4. まったくそう思わない

問 16 あなたは養育者から以下の行為をうけた時に誰に相談しましたか（複数回答可）

※問 1、3、5、7、9、11、13 で体罰等の行為をうけた経験を持つものしか相談先が提示されません。

16-1 身体的暴力

1. 親・他の家族 2. 兄弟姉妹 3. 友人 4. 教師 5. 相談機関（児童相談所、チャイルドラインなど） 6. 居場所関係（児童館、プレーパークなど） 7. その他  
8. 誰にも相談しなかった

16-2 心理的暴力（無視する、馬鹿にするなど）

1. 親・他の家族 2. 兄弟姉妹 3. 友人 4. 教師 5. 相談機関（児童相談所、チャイルドラインなど） 6. 居場所関係（児童館、プレーパークなど） 7. その他  
8. 誰にも相談しなかった

16-3 暴言・脅し

1. 親・他の家族 2. 兄弟姉妹 3. 友人 4. 教師 5. 相談機関（児童相談所、チャイルドラインなど） 6. 居場所関係（児童館、プレーパークなど） 7. その他  
8. 誰にも相談しなかった

16-4 ネグレクト（身の回りの世話をされないなど）

1. 親・他の家族 2. 兄弟姉妹 3. 友人 4. 教師 5. 相談機関（児童相談所、チャイルドラインなど） 6. 居場所関係（児童館、プレーパークなど） 7. その他  
8. 誰にも相談しなかった

16-5 性的暴力、性的に嫌なこと

1. 親・他の家族 2. 兄弟姉妹 3. 友人 4. 教師 5. 相談機関（児童相談所、チャイルドラインなど） 6. 居場所関係（児童館、プレーパークなど） 7. その他  
8. 誰にも相談しなかった

問 17 あなたは、将来の自分の子育てにおいて"しつけ"のために体罰等を使用することをどう考えますか

1. 積極的に使用する
2. 状況により使用する
3. それしか方法がない場合のみ使用する
4. 使用するべきでない

問 18 子育てで体罰を使用することにご意見ありましたら、ご自由に記入してください